

令和3年7月30日

令和3年度 中部ブロック発注者協議会

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 規約の改正 ＜資料1＞

(2) 新・全国統一指標及び自己評価指標の目標値について ＜資料2＞

① 建設業界を取り巻く最近の状況

② 取組み指標について

③ 令和2年度実績について

④ 中部ブロックの取組み

⑤ 年度別達成目標の設定

(3) 各機関の取組みについて ＜資料3＞

中部地方整備局／東海農政局／岐阜県／静岡県／愛知県／三重県

(4) 今後のスケジュール ＜資料4＞

・協議会スケジュール

(5) その他報告事項 ＜資料5＞

① 速やかな繰越手続きについて【東海財務】

② 業団体からのご意見

・CCUS・労務費見積り尊重宣言モデル工事について【中部地整】

・低入札防止対策の徹底について【中部地整】

・平準化について【中部地整】

4. 閉 会

【参考資料】

・令和2年度 自己評価結果

「中部ブロック発注者協議会」規約

（設置）

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）（平成17年法律第18号）」第7条第3項及び第21条第4項に基づき中部ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携や、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者の支援等により、発注者間の協力体制を強化するとともに地域を支える建設生産システムの向上に関する各種施策の推進・強化を図り、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、次の事項について連絡調整を行うとともに、取り組みの強化を図る。

- 一 品確法に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策について
- 二 地域を支える建設生産システム向上のための具体的な施策について
- 三 発注者に対する支援施策について
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、国土交通省中部地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、農林水産省東海農政局長がこれにあたる。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事会）

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

併せて各県地域における取り組みの円滑化を図るものとする。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省中部地方整備局企画部長がこれにあたる。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、農林水産省東海農政局農村振興部長がこれにあたる。

(部会)

第8条 全ての市町村が各施策を推進・強化するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の各県に部会を設置する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、中部地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この規約は、平成20年11月18日から施行する。
この規約は、平成24年5月16日から施行する。
この規約は、平成25年1月21日から施行する。
この規約は、平成26年10月31日から施行する。
この規約は、平成28年2月29日から施行する。
この規約は、平成29年9月28日から施行する。
この規約は、平成30年2月27日から施行する。
この規約は、平成30年7月27日から施行する。
この規約は、令和元年7月25日から施行する。
この規約は、令和2年6月19日から施行する。
この規約は、令和3年7月30日から施行する。

第 4 条関係（委員）

会 長	国土交通省	中部地方整備局長
	農林水産省	東海農政局長
副 会 長	警察庁	中部管区警察局 総務監察・広域調整部長
	警察庁	中部管区警察学校長
委 員	財務省	東海財務局 総務部次長
	財務省	名古屋税関 総務部長
	国税庁	名古屋国税局 総務部次長
	厚生労働省	東海北陸厚生局長
	厚生労働省	岐阜労働局長
	厚生労働省	静岡労働局長
	厚生労働省	愛知労働局長
	厚生労働省	三重労働局長
	林野庁	中部森林管理局長
	経済産業省	中部経済産業局 総務企画部長
	国土交通省	中部運輸局長
	海上保安庁	第四管区海上保安本部 総務部長
	環境省	中部地方環境事務所長
	岐阜県	副知事
	静岡県	副知事
	愛知県	副知事
	三重県	副知事
	静岡市	副市長
	浜松市	副市長
	名古屋市	副市長
	岐阜県部会で決定する者	
	静岡県部会で決定する者	
	愛知県部会で決定する者	
	三重県部会で決定する者	
	中日本高速道路株式会社	名古屋支社長
	(独)都市再生機構	中部支社長
	(国)日本原子力研究開発機構	核燃料・バックエンド研究開発部門 東濃地科学センター 副所長
	(独)水資源機構	中部支社長
	静岡県道路公社	理事長
	愛知県道路公社	理事長
	名古屋高速道路公社	理事長
	名古屋港管理組合	副管理者
	四日市港管理組合	副管理者
	日本下水道事業団	東海総合事務所長
オブザーバー	法務省名古屋法務局	
	名古屋高等裁判所	

第 7 条関係（幹事）

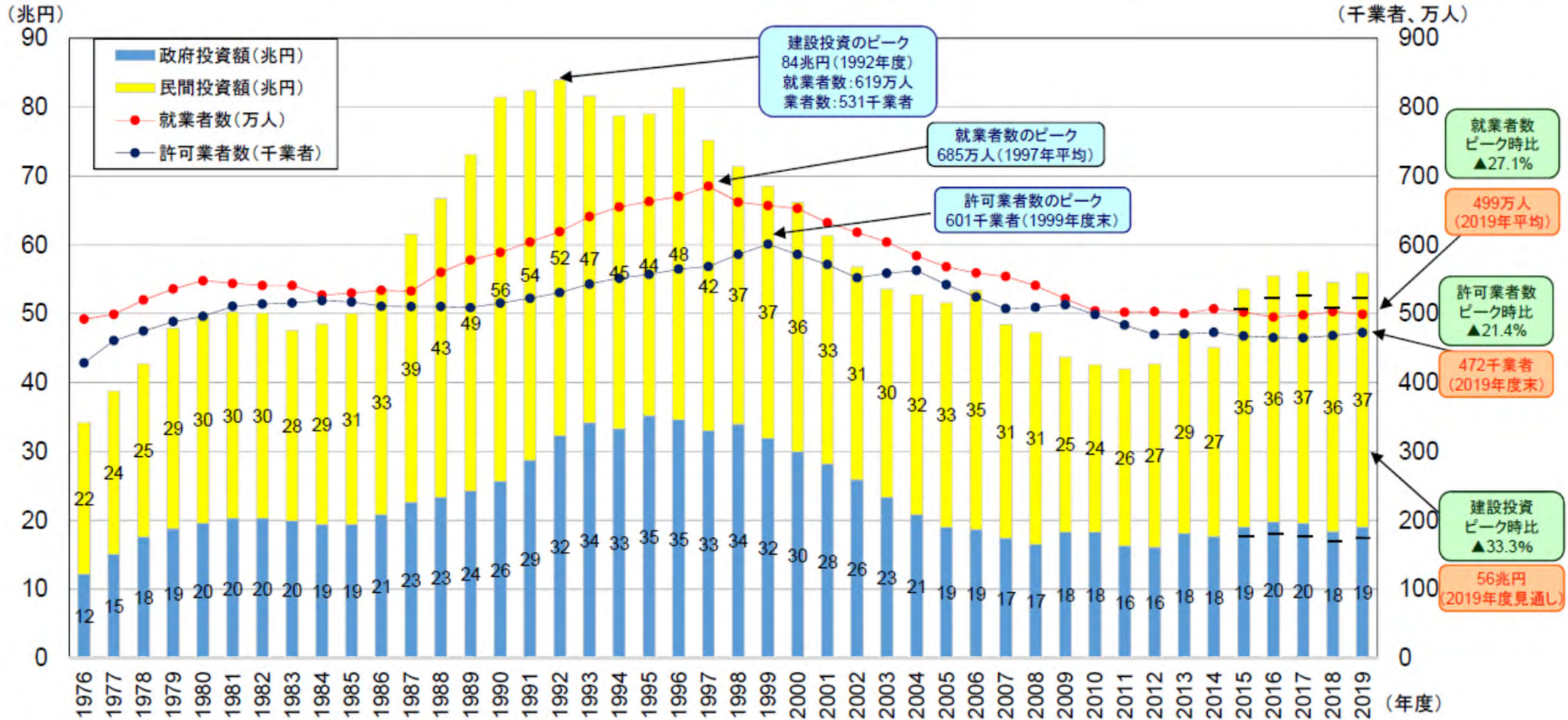
幹事長	国土交通省 中部地方整備局 企画部長
副幹事長	農林水産省 東海農政局 農村振興部長
幹事	警察庁 中部管区警察局 総務監察・広域調整部会計課長
	警察庁 中部管区警察学校 庶務部長
	財務省 東海財務局 会計課長
	財務省 名古屋税関 会計課長
	国税庁 名古屋国税局 総務部 営繕監理官
	厚生労働省 東海北陸厚生局 総務課長
	厚生労働省 岐阜労働局 総務部長
	厚生労働省 静岡労働局 総務部長
	厚生労働省 愛知労働局 総務部長
	厚生労働省 三重労働局 総務部長
	林野庁 中部森林管理局 総務企画部長
	経済産業省 中部経済産業局 総務企画部 会計課長
	国土交通省 中部地方整備局 総務部長
	国土交通省 中部地方整備局 営繕部長
	国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省 中部運輸局 総務部長
	海上保安庁 第四管区海上保安本部 経理課長
	環境省 中部地方環境事務所 統括自然保護企画官
	岐阜県 県土整備部長
	静岡県 交通基盤部長
	愛知県 建設局長
	愛知県 農林基盤局長
	三重県 県土整備部理事
	三重県 農林水産部長
	静岡市 建設局長
	浜松市 財務部長
	名古屋市 財政局 契約監理監
	岐阜県部会で決定する者
	静岡県部会で決定する者
	愛知県部会で決定する者
	三重県部会で決定する者
	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 環境・技術管理部長
	(独)都市再生機構 中部支社 住宅経営部次長
	(国) 日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド研究開発部門
	東濃地科学センター 総務・共生課長
	(独)水資源機構 中部支社 事業部長
	静岡県道路公社 道路部長
	愛知県道路公社 事業部長
	名古屋高速道路公社 総務部長
	名古屋港管理組合 担当部長
	四日市港管理組合 経営企画部理事
	日本下水道事業団 東海総合事務所 施工管理課長
オブザーバー	法務省名古屋法務局
	名古屋高等裁判所
	国土交通省 中部地方整備局 建政部

（２）新・全国統一指標及び 自己評価指標の目標値について

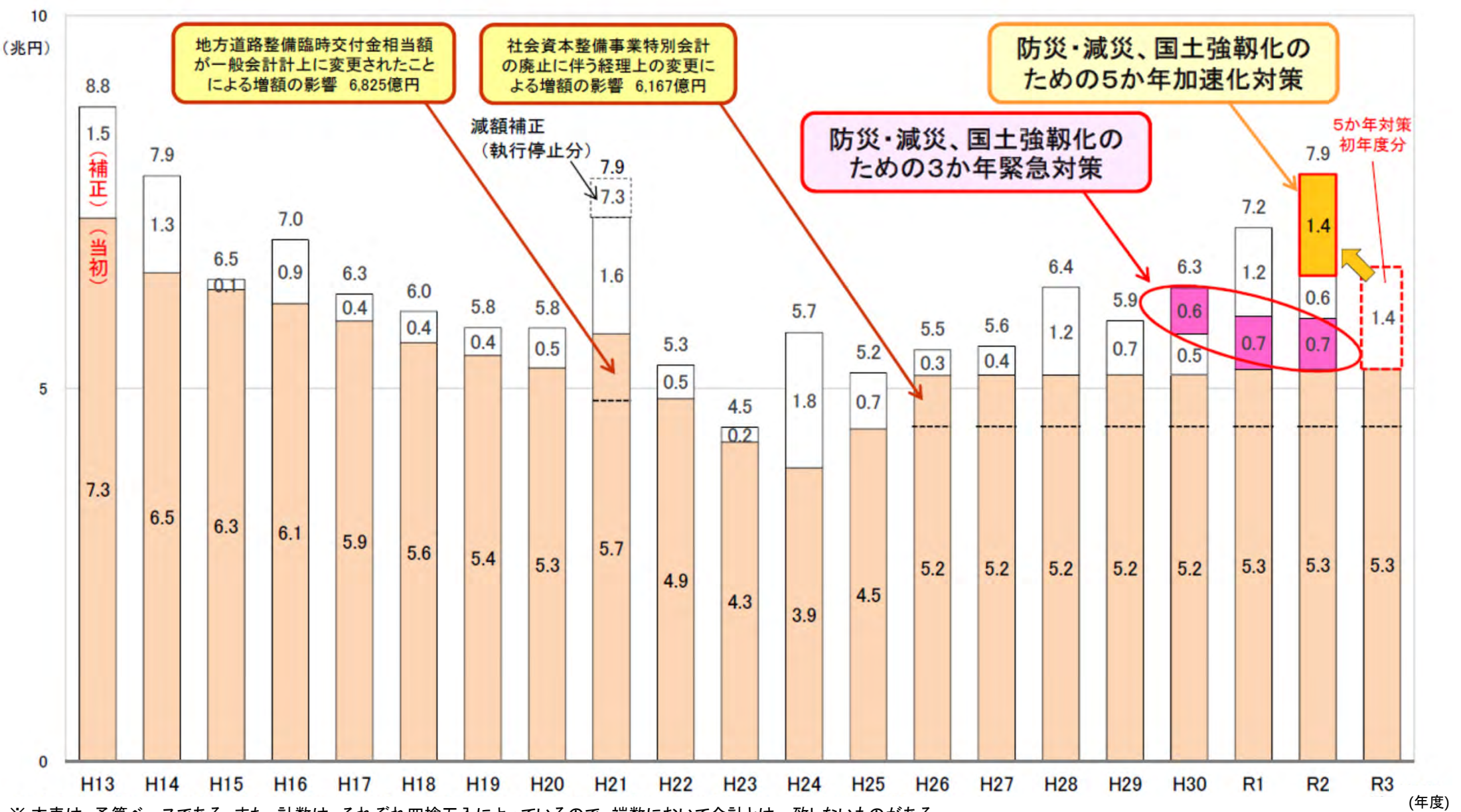
令和3年7月

① 建設業界を取り巻く最近の状況

- 建設投資額はピーク時の1992年度：約84兆円から2011年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、2019年度は約56兆円となる見通し（ピーク時から約33%減）。
- 建設業者数（2019年度末）は約47万業者で、ピーク時（1999年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（2019年平均）は499万人で、ピーク時（1997年平均）から約27%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」、「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」
注1 投資額については2016年度まで実績、2017年度・2018年度は見込み、2019年度は見通し
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値
注3 就業者数は年平均。2011年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について2010年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値
注4 平成27年(2015年)産業連関表の公表に伴い、2015年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたとともに、2011年以降の投資額を遡及改定している



※ 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているの、端数において合計とは一致しないものがある。

※ 平成21年度予算については、特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額(6,825億円)が一般会計計上に変更されたことによる影響額を含む。

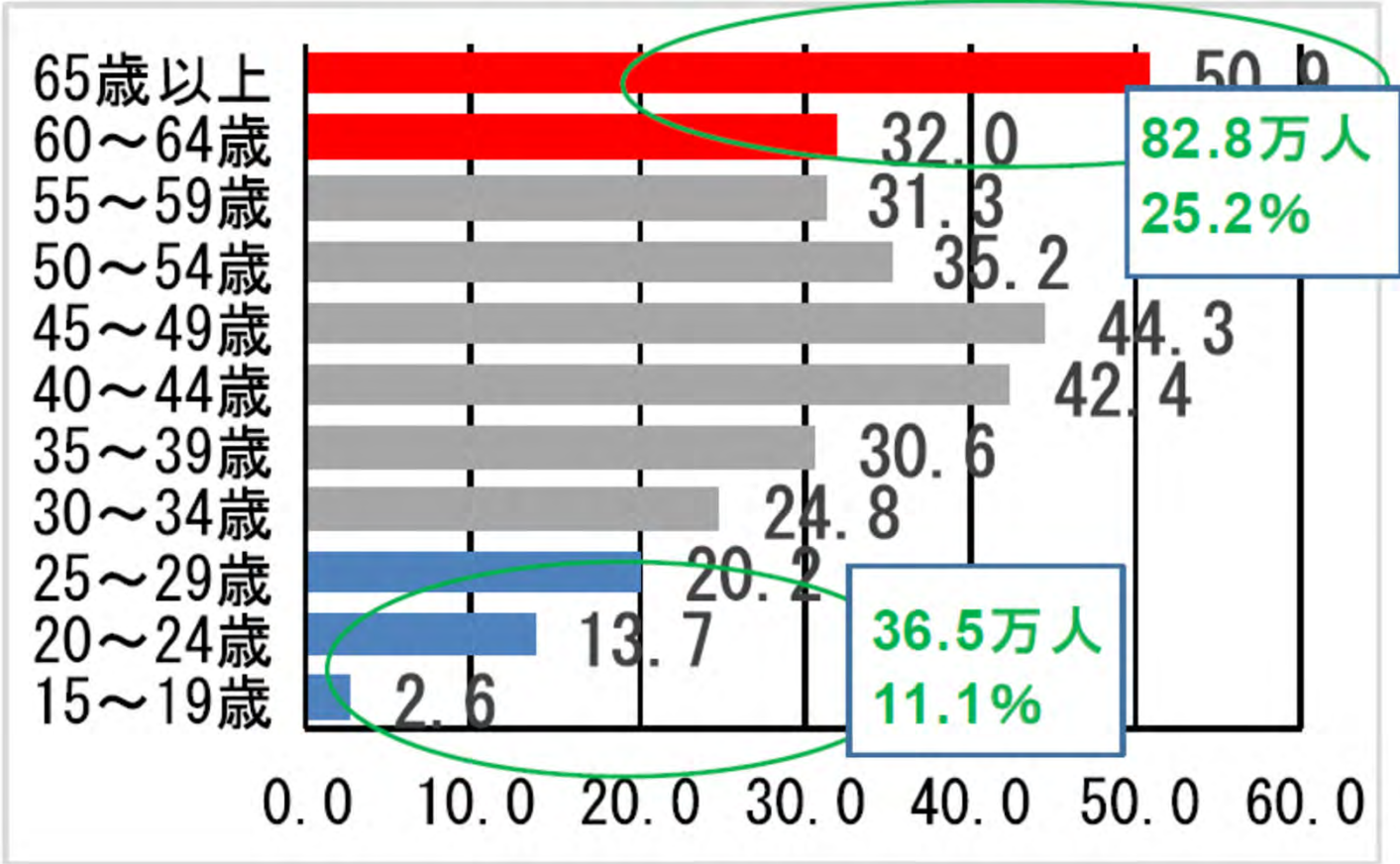
※ 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。

※ 平成26年度予算については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額(6,167億円)を含む。

※ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の初年度分は、令和2年度第3次補正予算により措置する。(「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」令和2年12月11日閣議決定)

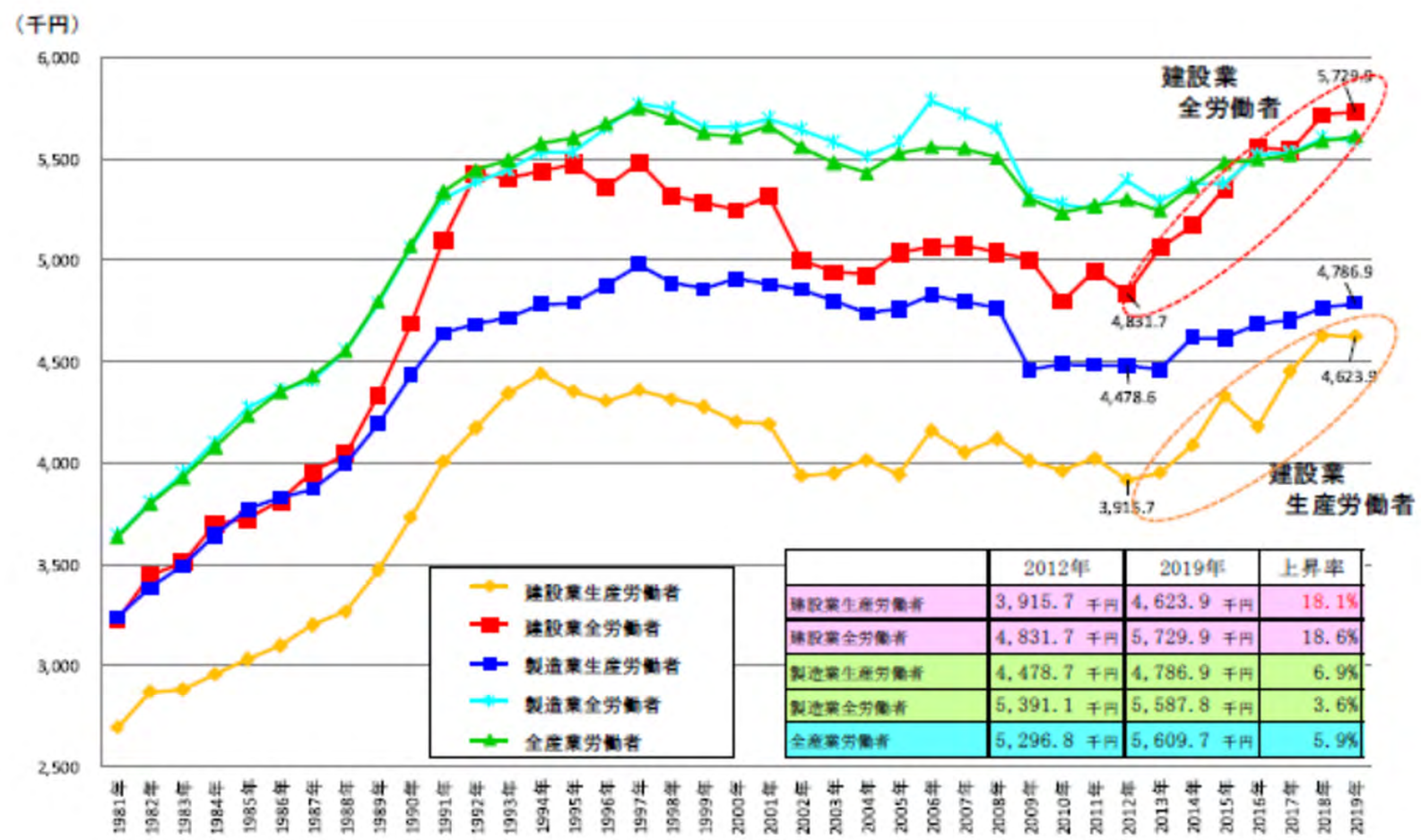
60歳以上の高齢者(82.8万人、25.2%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

(年齢階層) 年齢階層別の建設技能労働者数



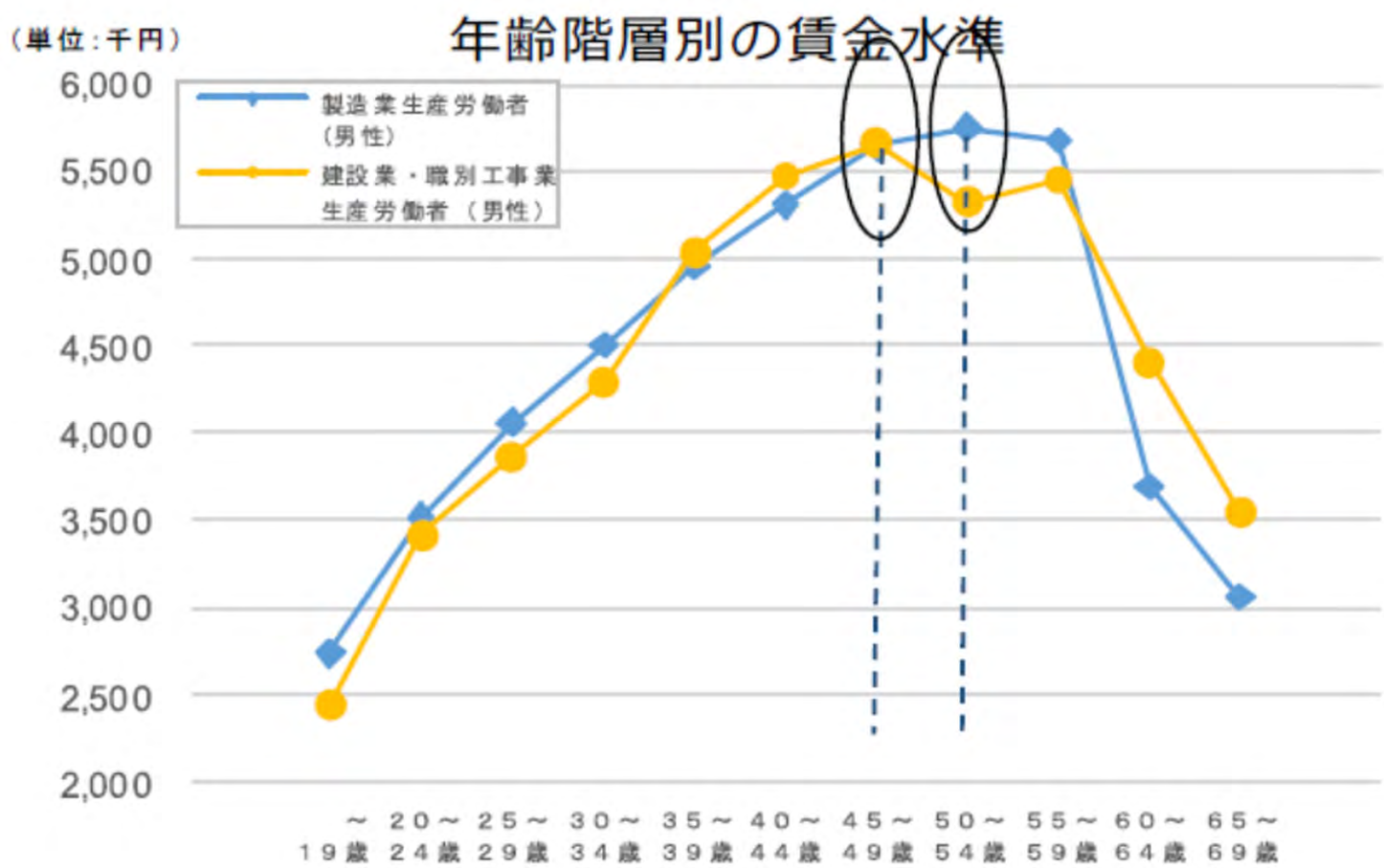
出典:総務省「労働力調査」(H30年平均)を元に国土交通省にて推計

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準



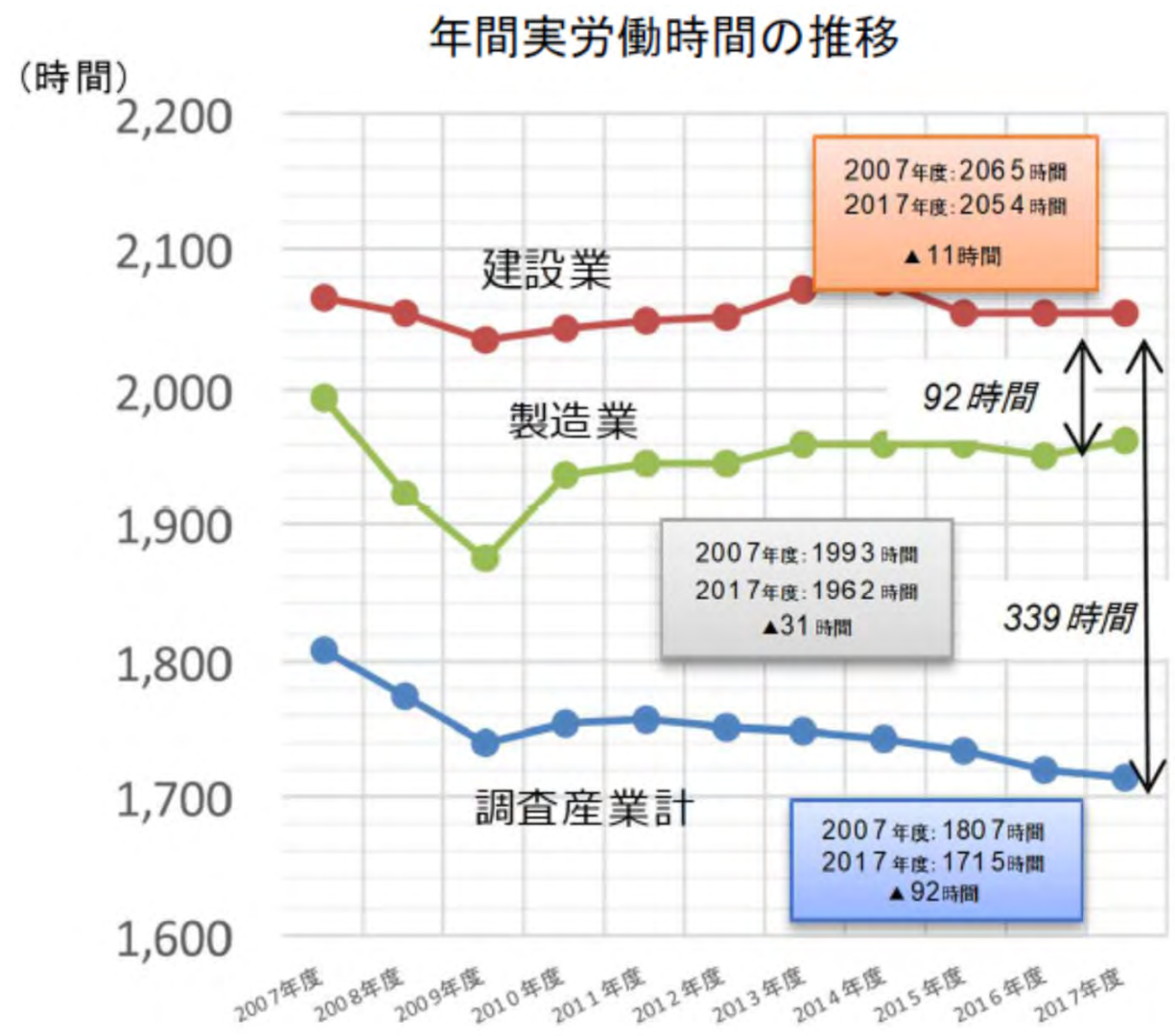
(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※ 年間賃金総支給額＝きまって支給する現金給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

建設業生産労働者（技能者）の賃金は、45～49歳でピークを迎える。
体力のピークが賃金のピークとなっている側面があり、マネジメント力等が十分評価されていない。



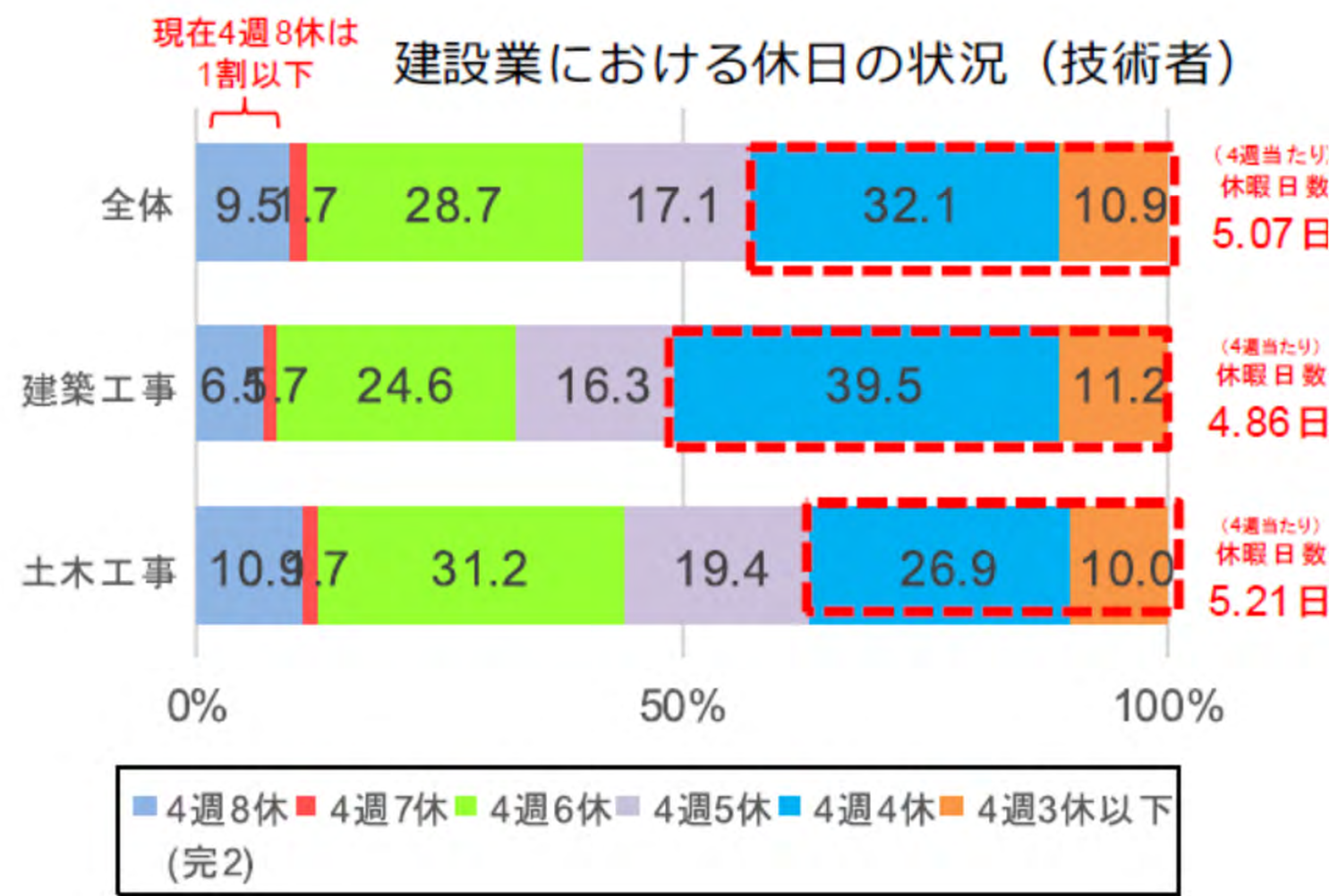
出典：平成30年賃金構造基本統計調査

建設業は全産業平均と比較して年間300時間以上長時間労働の状況。



出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業は他産業で当たり前となっている週休2日も1割以下しかとれていない状況。



※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。
※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。

出典：日建協「2017時短アンケート(速報)」を基に作成

- 建設産業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、なくてはならない存在
- 基幹産業として地域の雇用を支えると同時に、本業の経験を活かし、地方創生にも貢献

「地域インフラの整備・維持」を支える

- 地域を支えるインフラ整備やメンテナンスを着実に実施



▲修繕・耐震補強



▲国道メンテナンス



▲橋梁に対する診断

「災害時の応急対応」を支える

- 3月11日の震災直後より避難所の緊急耐震診断等を実施するとともに、同日午後6時には道路啓開作業を開始（仙台県建設業協会）



作業後



- （一社）熊本県建設業協会
地震直後より、熊本県との災害時協定より支援活動を実施。



「地域の社会・経済」を支える

- 生産年齢人口の5%を雇用する基幹産業として、地域の雇用を下支え
- 地域住民の生活が円滑に行われるよう、除雪等を実施



▲地域雇用の促進

「地方創生」を支える

- 本業で磨いてきた力を活用し、新たな分野における創意工夫ある取組を通じて、活力ある地域づくりに貢献



▲林建協働（岐阜県飛騨地域）



▲建設と農業の多能工（愛媛県）

② 取組み指標について

自己評価指標

【工事】

	指 標	
①	最新の積算基準の適用状況等	必ず実施すべき事項
②	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定	
③	平準化率	
④	適正な工期設定	
⑤	週休2日工事の実施状況	
⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	
⑦	建設ICTの導入状況	
⑧	受発注者間の工事情報の共有状況	
⑨	総合評価落札方式の導入状況	

【業務】

	指 標	
①	最新の積算基準の適用状況等	必ず実施すべき事項
②	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定	
③	平準化率	
④	適正な履行期間の設定	
⑤	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	
⑥	総合評価落札方式の導入状況	

※赤字は全国統一指標

全国統一指標

○全国統一指標は、国土交通省ＨＰで各機関の取組状況を表形式及び地図ベースで地域単位・県単位にとりまとめて公表。

公表資料

●新・全国統一指標の決定(R2. 5月)

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000693.html

●新・全国統一指標の目標値の決定(R3. 1月)

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000761.html

自己評価指標

- 各機関の取組状況を自己評価指標の「実績」・「目標」を確認
- 取組状況は運用指針に基づき、毎年調査し、結果を取りまとめて公表
- 各県部会・推進会議においては取組促進に向けた検討を進める
- 取り組むにあたって課題・問題等がある場合は相談窓口にお問い合わせ

2. 目標値について

【新・全国統一指標】 目標値

上段：令和元年度の実績値
下段：令和6年度の目標値

	No	新・全国統一指標	中部 ブロック	県域			
				岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
工事	②	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 (ダンピング対策) $\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$	—	(0.73) <u>1.00</u>	(0.84) <u>1.00</u>	(0.89) <u>1.00</u>	(0.95) <u>1.00</u>
	③	地域平準化率 (施工時期の平準化) $\frac{\text{4～6月基の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$	(0.67) <u>0.80</u>	(0.77) <u>0.80</u>	(0.60) <u>0.80</u>	(0.66) <u>0.80</u>	(0.61) <u>0.80</u>
	⑤	週休2日工事の実施状況 (適正な工期設定) $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$	(0.43) <u>0.70</u>	(0.67) <u>0.70</u>	(0.03) <u>0.70</u>	(0.65) <u>0.70</u>	(0.22) <u>0.70</u>
業務	②	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 (ダンピング対策) $\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$	—	(1.00) <u>1.00</u>	(0.94) <u>1.00</u>	(0.94) <u>1.00</u>	(0.81) <u>1.00</u>
	③	地域平準化率 (履行期限の分散) $\frac{\text{第4四半期[1～3月]に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$	(0.48) <u>0.40</u>	(0.41) <u>0.40</u>	(0.51) <u>0.40</u>	(0.43) <u>0.40</u>	(0.46) <u>0.40</u>

2. 目標値について

◆自己評価指標[工事・業務] 目標値の設定 [R1→R6]

【 工 事 】

運用 指針	No	指 標	実績値 (R1)	目標値 (R6)
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況 ※最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備	29%	100%
	④	適正な工期設定	—	100%
	⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用 ※工期設定の基準の策定（中央建設業審議会の基準適用）	68%	100%
実施に努める事項	⑦	建設ICTの導入 ※導入、一部導入	9%	100%
	⑧	受発注者間の工事情報の共有 ※情報共有システム（ASP）の活用	5%	100%
	⑨	総合評価落札方式の導入 ※本格導入、一部試行	86%	100%

○「必ず実施すべき事項」は早期に目標達成を目指すべきであるため目標値は100%とする
○「実施に努める事項」の3項目については特に重要な取組のため目標値を100%とする

2. 目標値について

◆自己評価指標[工事・業務] 目標値の設定 [R1→R6]

【 業 務 】

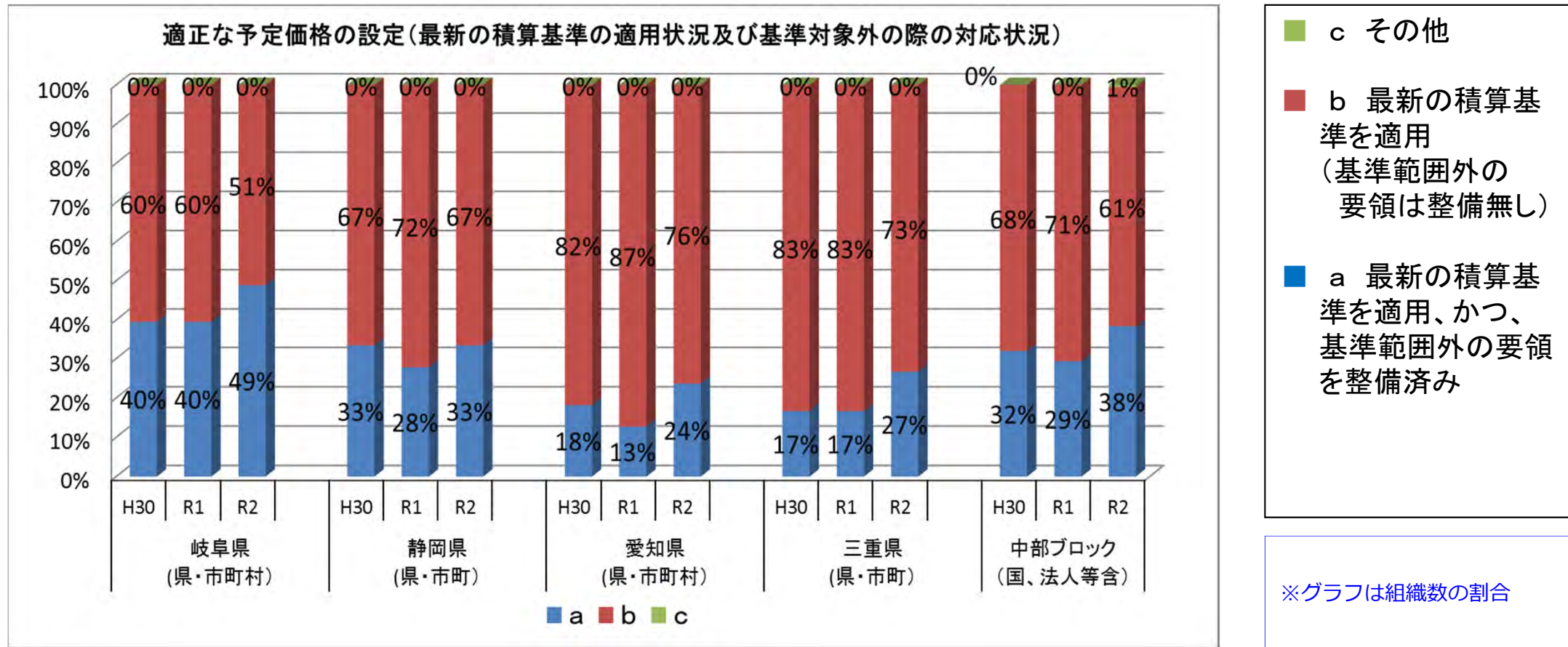
運用指針	No	指 標	実績値(R1)	目標値(R6)
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況 ※最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備	—	100%
	④	適正な履行期間の設定	—	100%
	⑤	設計変更ガイドラインの策定・活用 ※工期設定の基準の策定（中央建設業審議会の基準適用）	—	100%
実施に努める事項	⑥	総合評価落札方式の導入 ※本格導入、一部施行	—	100%

- 「必ず実施すべき事項」は早期に目標達成を目指すべきであるため目標値は100%とする
- 「実施に努める事項」の1項目については特に重要な取組のため目標値を100%とする

③ 令和２年度実績について

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

- ほぼ全ての発注者で最新の基準を適用している。
(令和2年度のその他の1%は特殊な工事で見積りで予定価格を算出したものである)
- 中部ブロックの令和2年度の実績として、積算基準範囲外の要領を整備しているのは**9%改善**
(**29%→38%**)されている。

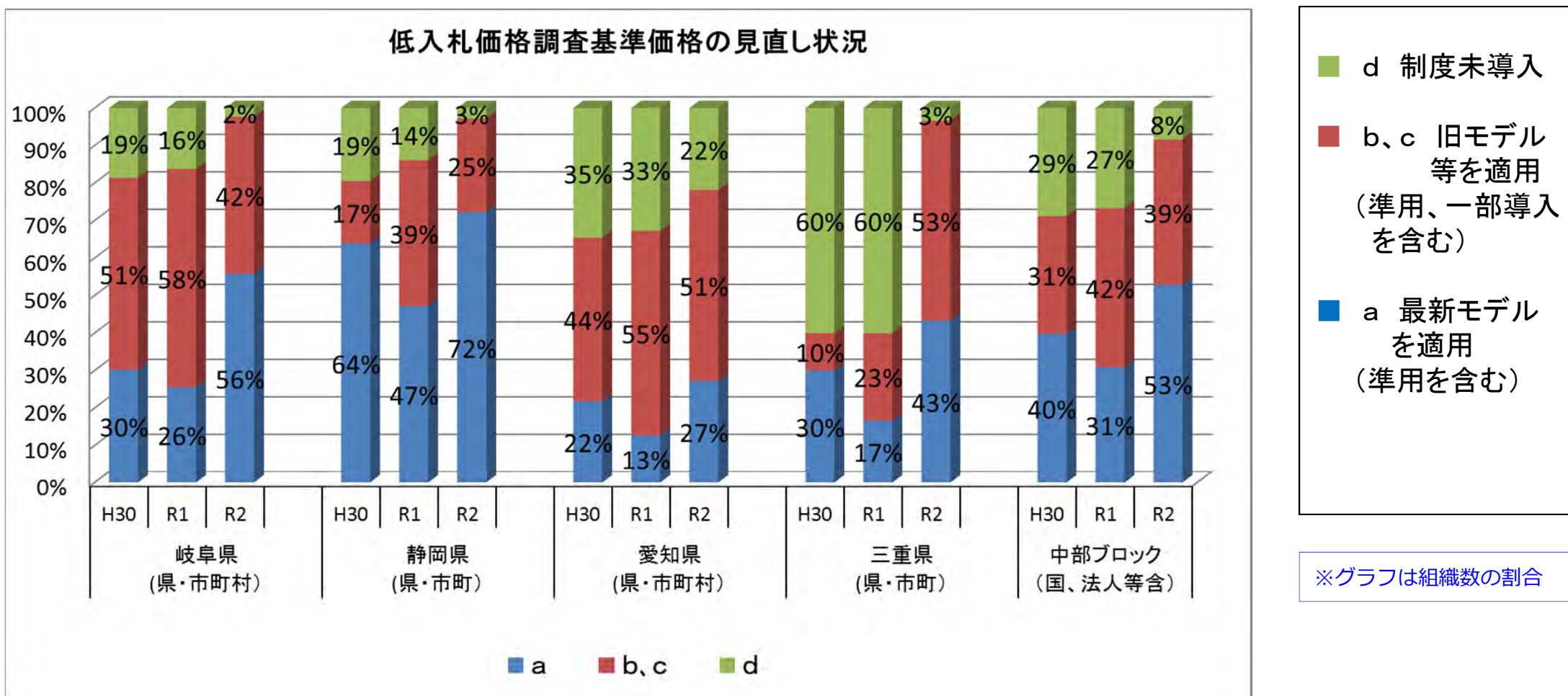


・中部ブロック発注者協議会 「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計

【工事②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

◇ 低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、品質確保とダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組

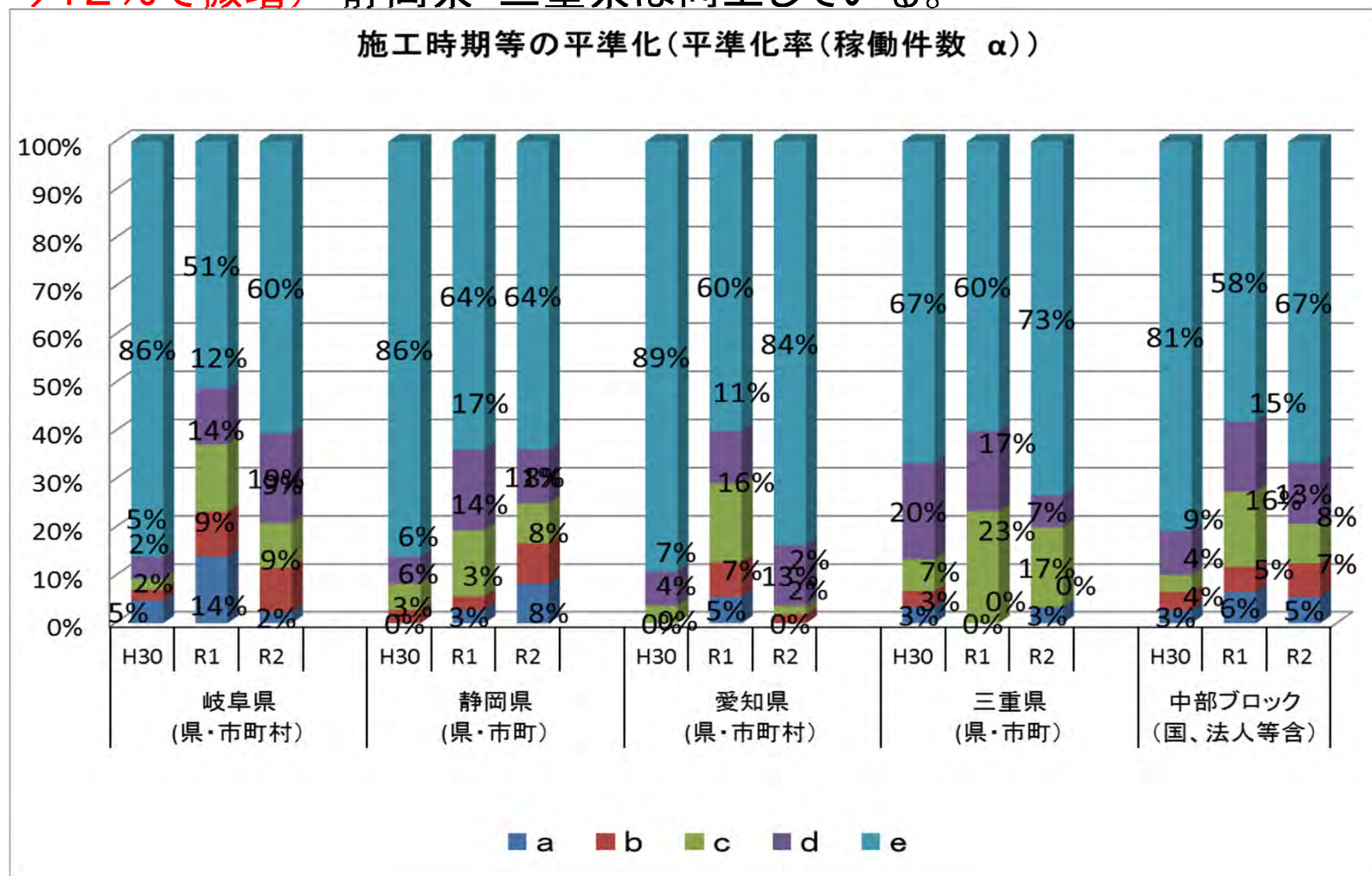
○ 中部ブロックの令和2年度の実績として、前年度から**19%改善(32%→42%)**しており、**年々制度未導入の組織は確実に減少している状況**である。



【工事③】 平準化率(稼働件数:工事)

- ◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。
- ◇ 平準化率(稼働件数 α) : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数
稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

○ 令和元年と令和2年の比較で、中部ブロックの実績として、0.8以上のものは1%改善。(11% → 12%で微増) 静岡県・三重県は向上している。



※グラフは組織数の割合

※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計

中部地方における公共事業工事の平準化状況(中部ブロック発注者協議会)

平準化率(稼働件数) α : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数

※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

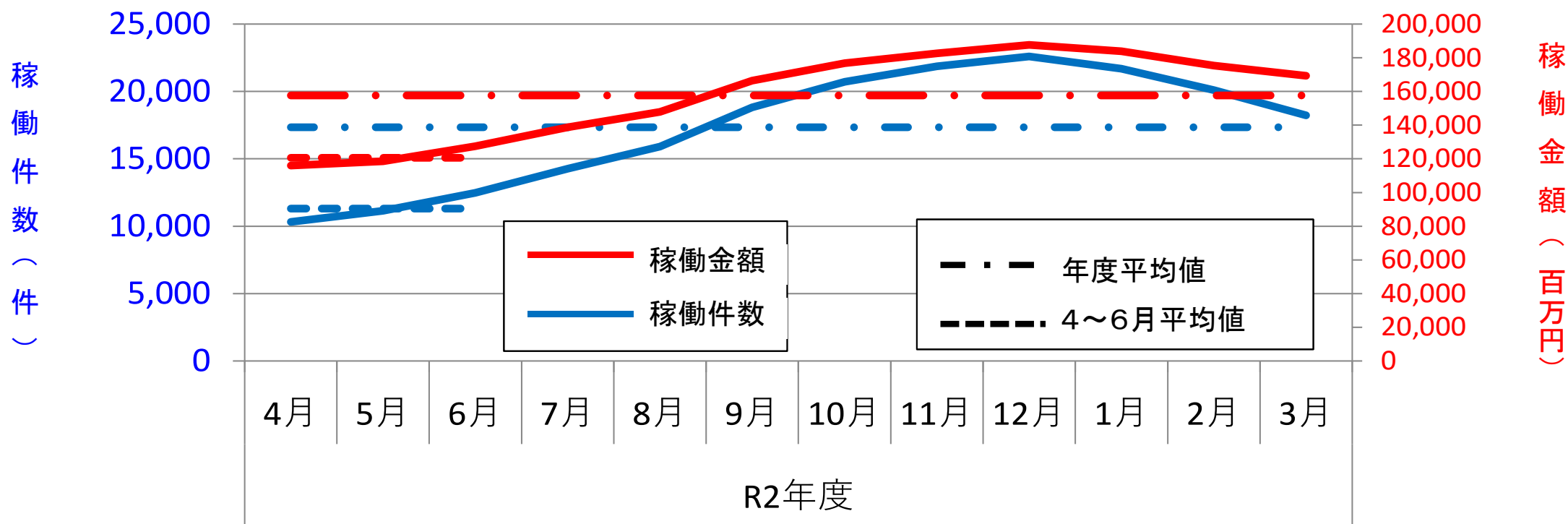
平準化率(稼働金額) β : 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額

※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

中部ブロック発注者協議会

$\alpha=0.65$

$\beta=0.77$

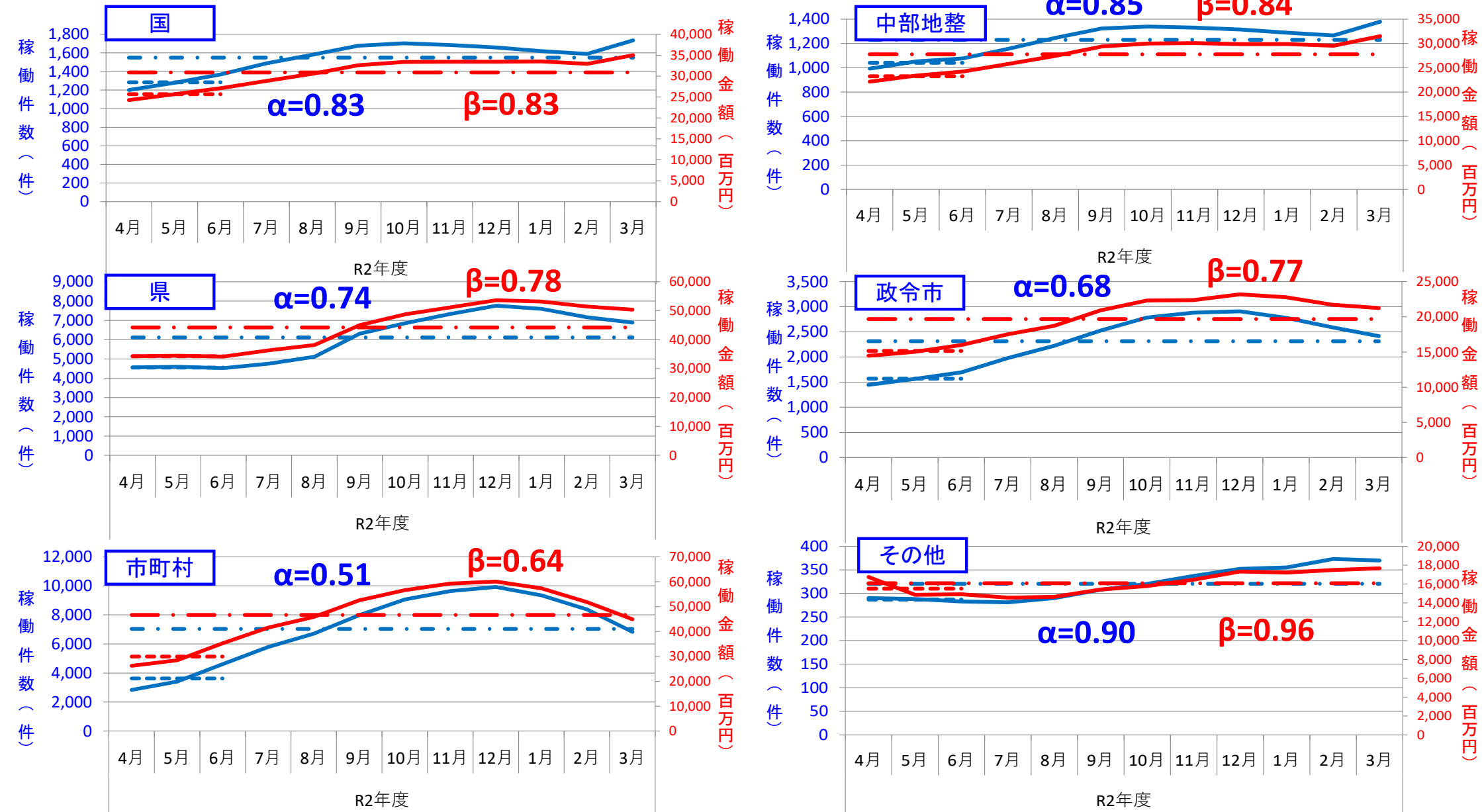


※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計

自己評価における令和2年度の平準化の状況

中部ブロック発注者協議会

(1) 中部地方における公共事業工事の平準化状況(組織別)



※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計

※『国』は、農水省・防衛省・独立行政法人など。『その他』は、NEXCO・JR・公益法人など。

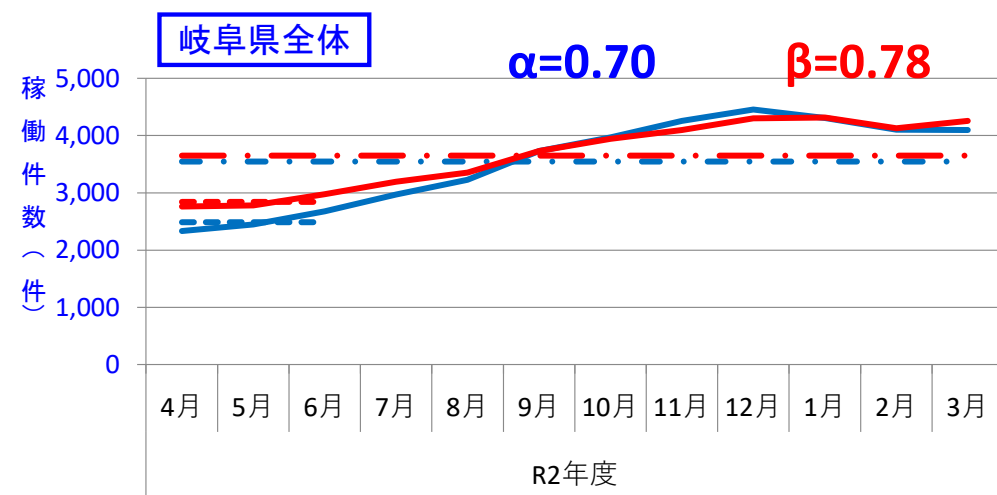
平準化率(稼働件数) α : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数

※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

平準化率(稼働金額) β : 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額

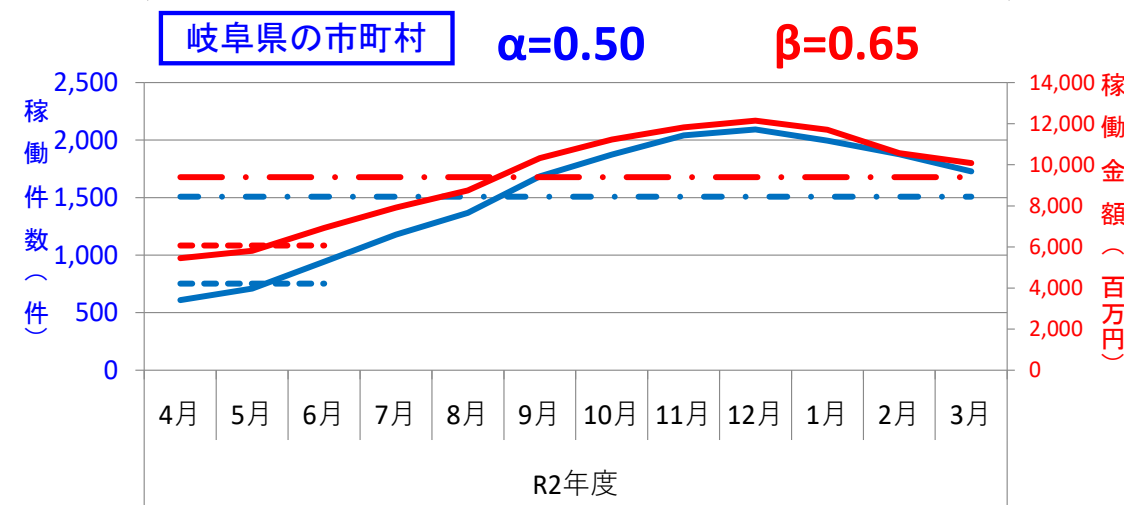
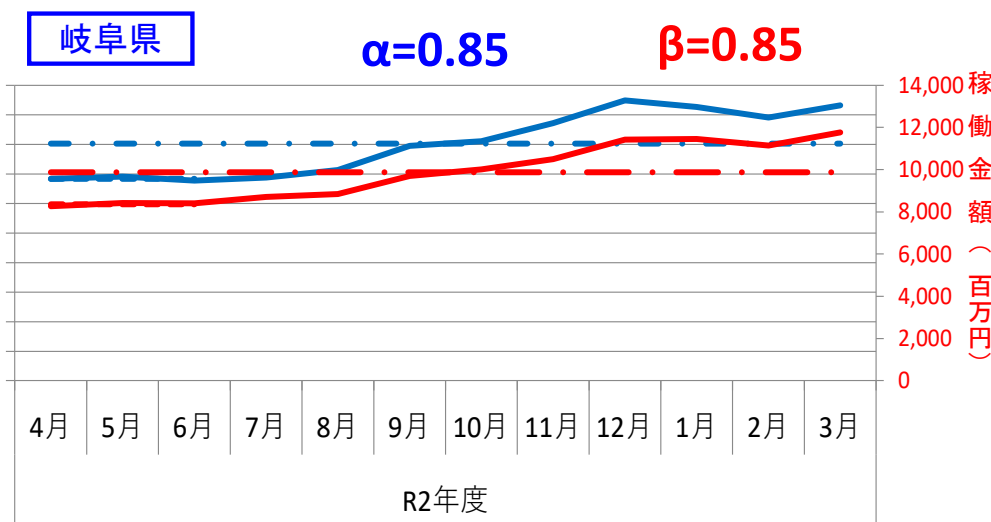
※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

(1) 岐阜県における公共事業工事の平準化状況



※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計

※全体は、県・市町村



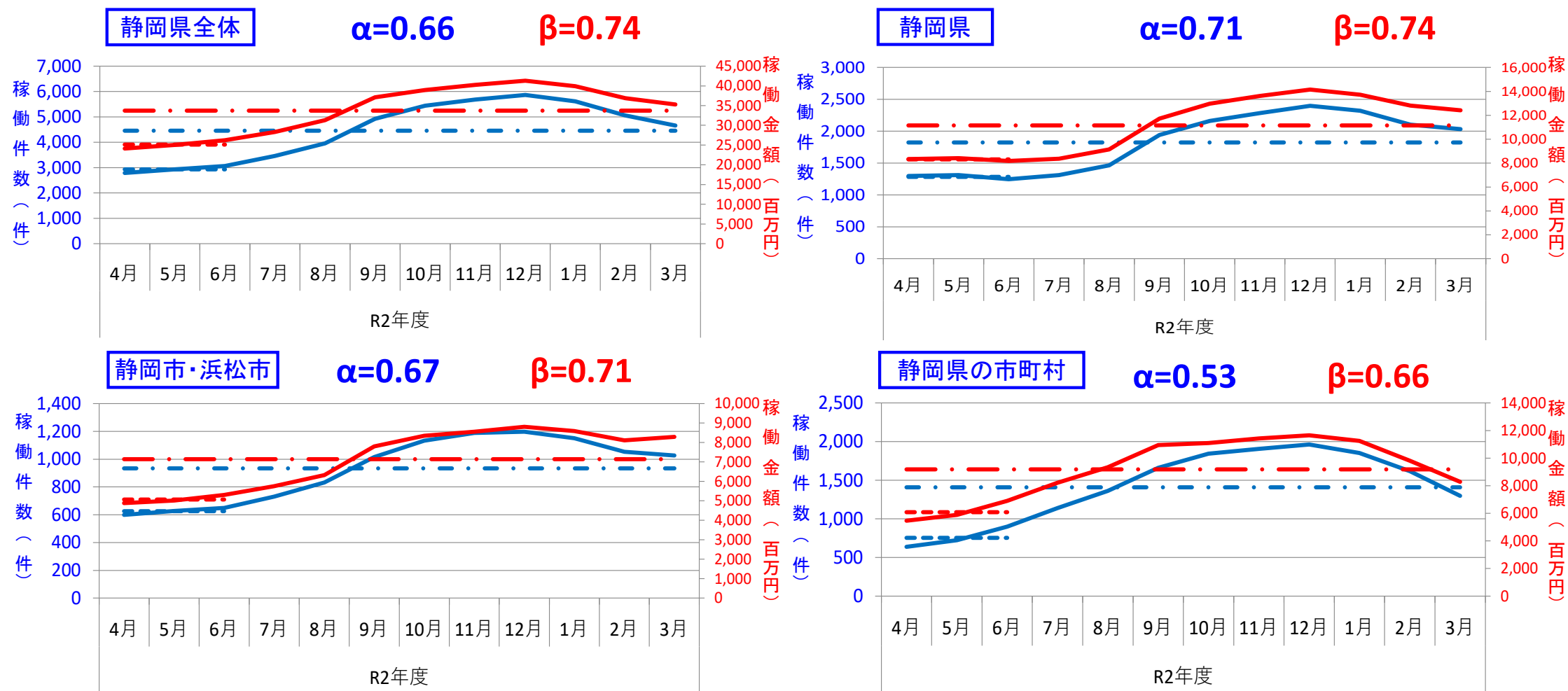
平準化率(稼働件数) α : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数

※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

平準化率(稼働金額) β : 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額

※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

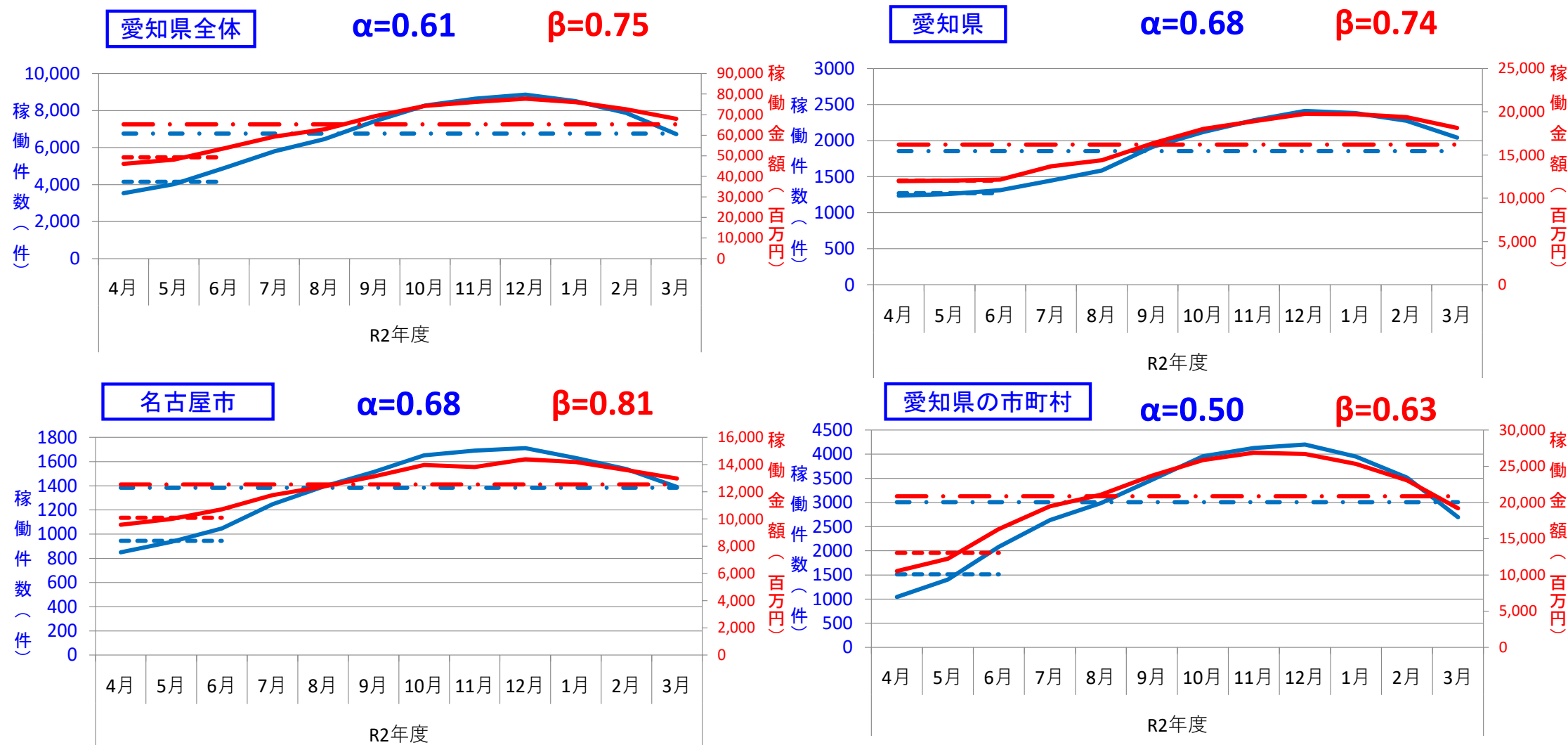
(1) 静岡県における公共事業工事の平準化状況



※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計
 ※全体は、県・政令市・市町村

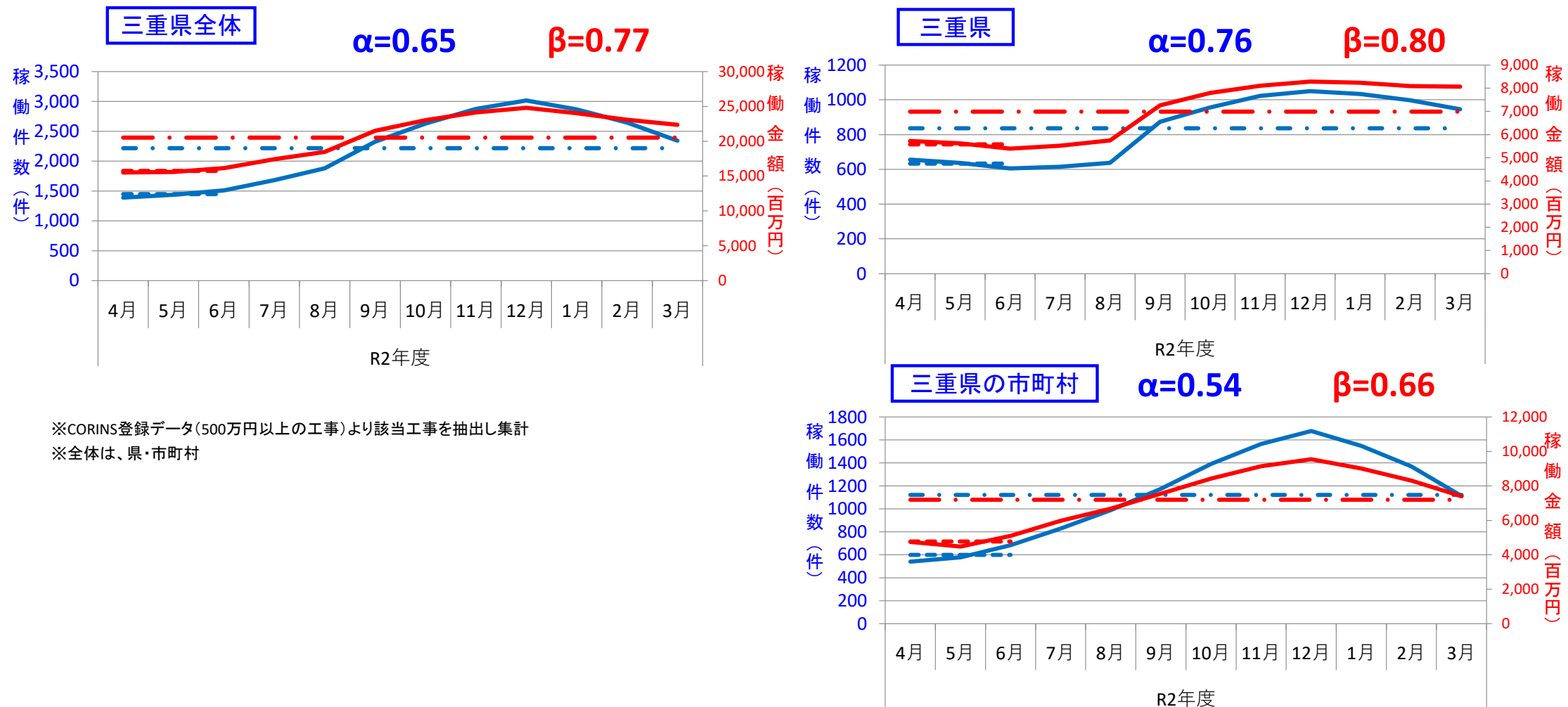
平準化率(稼働件数) α : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数
 ※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数
 平準化率(稼働金額) β : 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額
 ※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

(1)愛知県における公共事業工事の平準化状況



平準化率(稼働件数) α : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数
 ※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数
 平準化率(稼働金額) β : 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額
 ※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

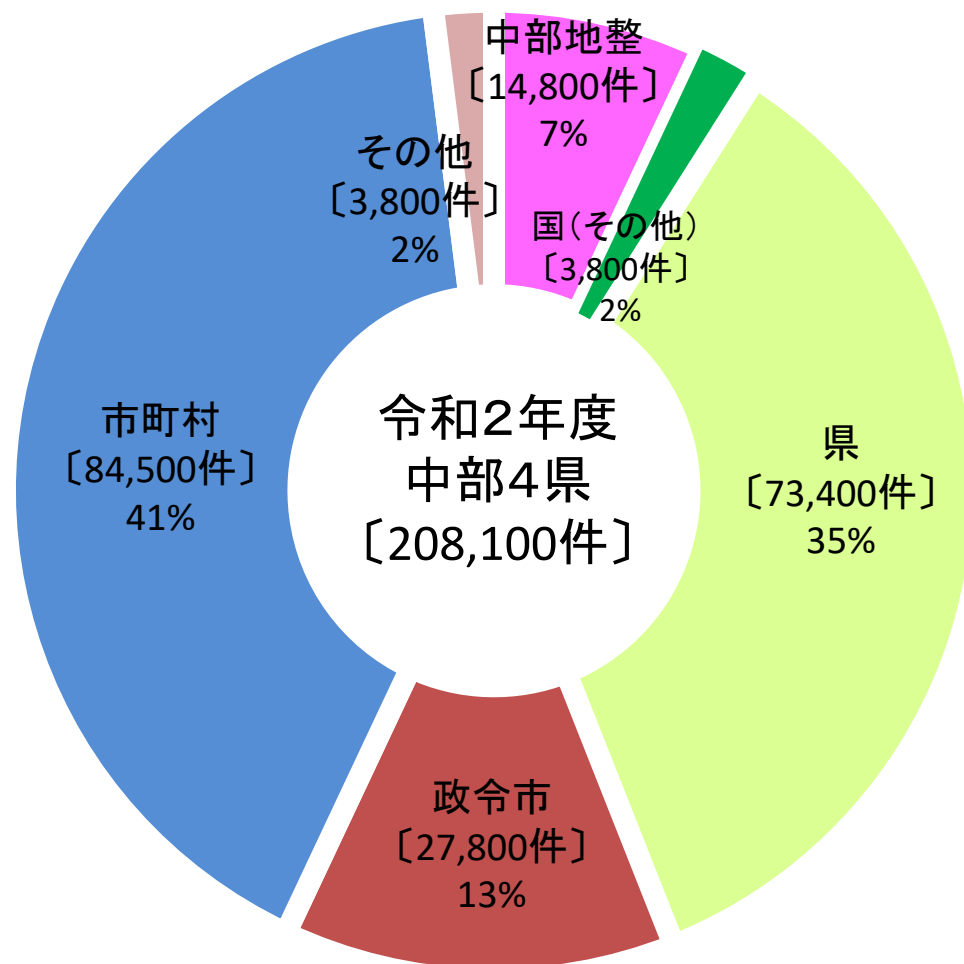
(1)三重県における公共事業工事の平準化状況



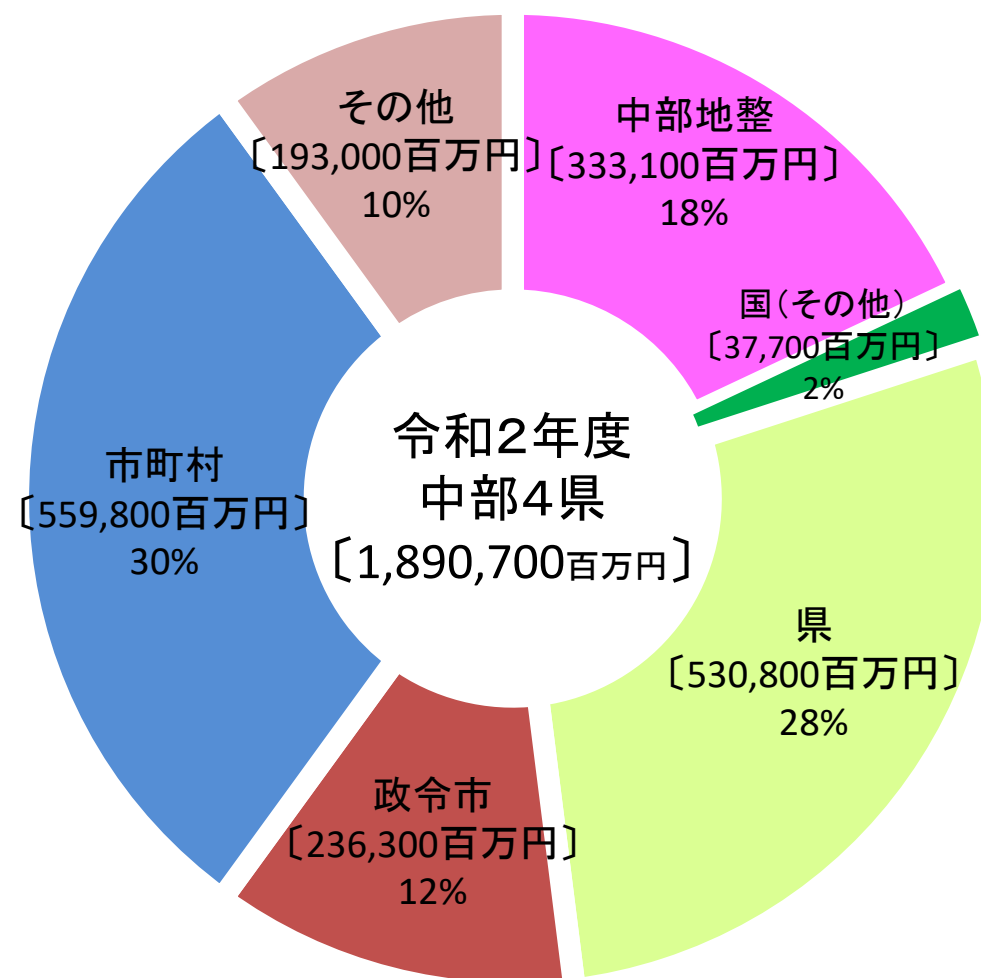
平準化率(稼働件数) α : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数
 ※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数
 平準化率(稼働金額) β : 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額
 ※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

(2)中部4県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合



工事稼働金額における発注機関別の割合



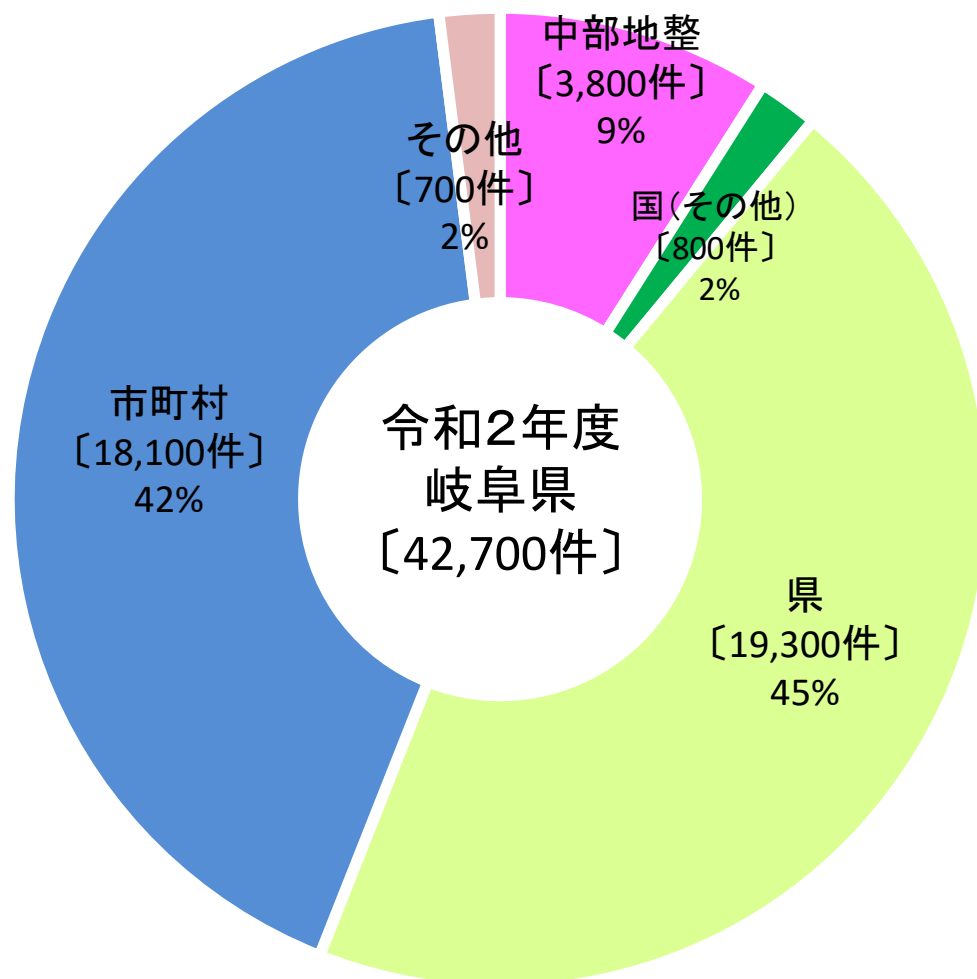
※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計

※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関

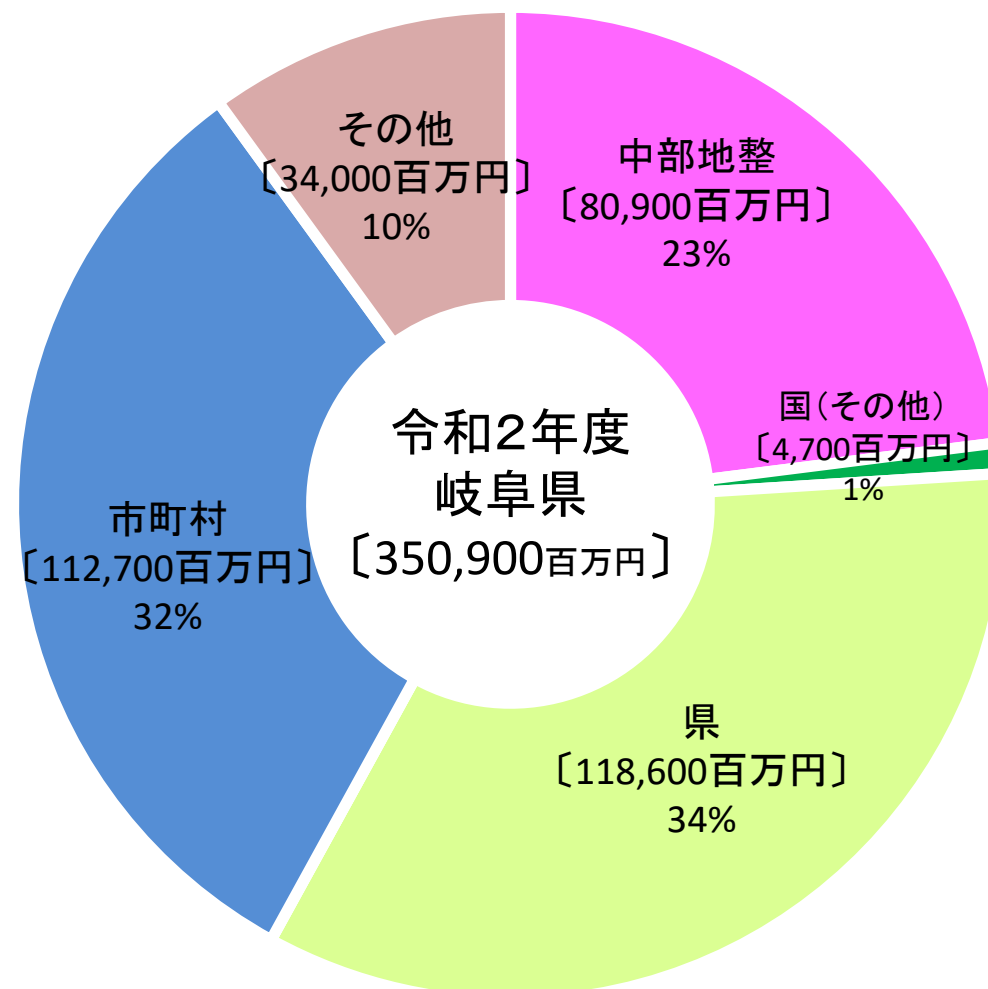
※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

(2)岐阜県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合



工事稼働金額における発注機関別の割合



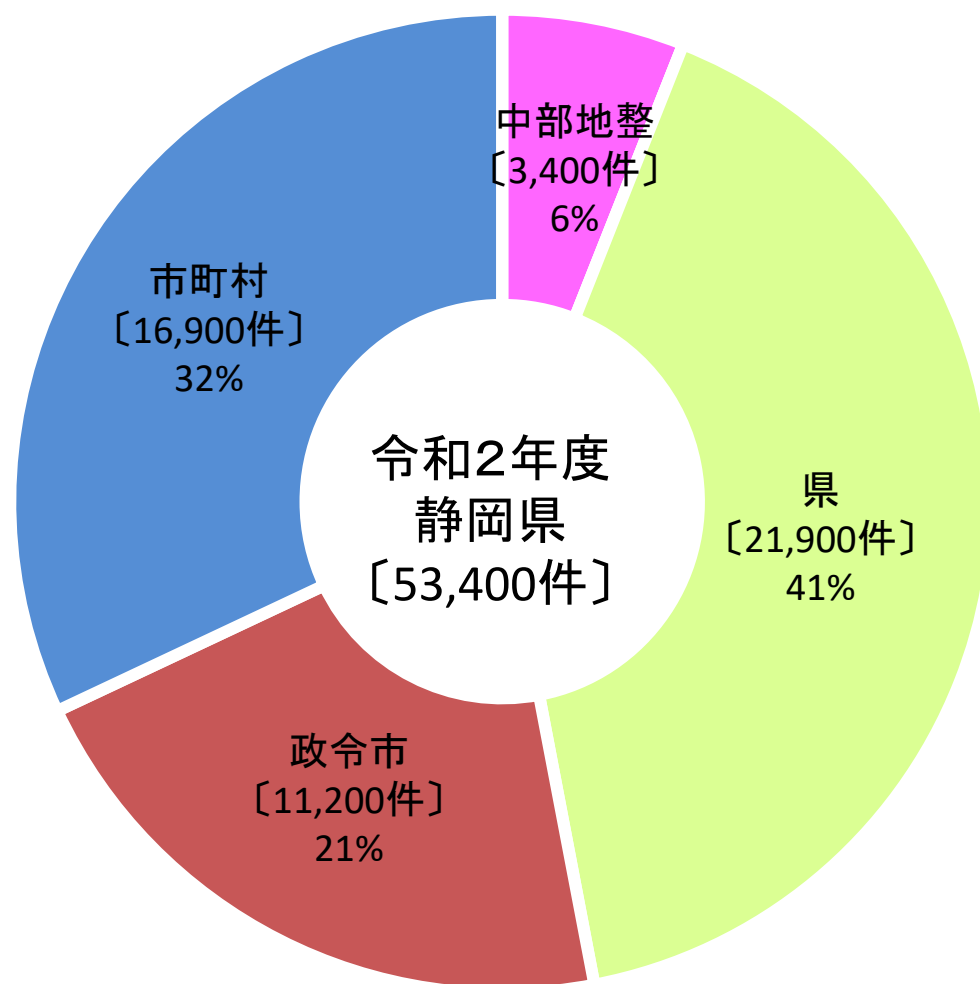
※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計

※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関

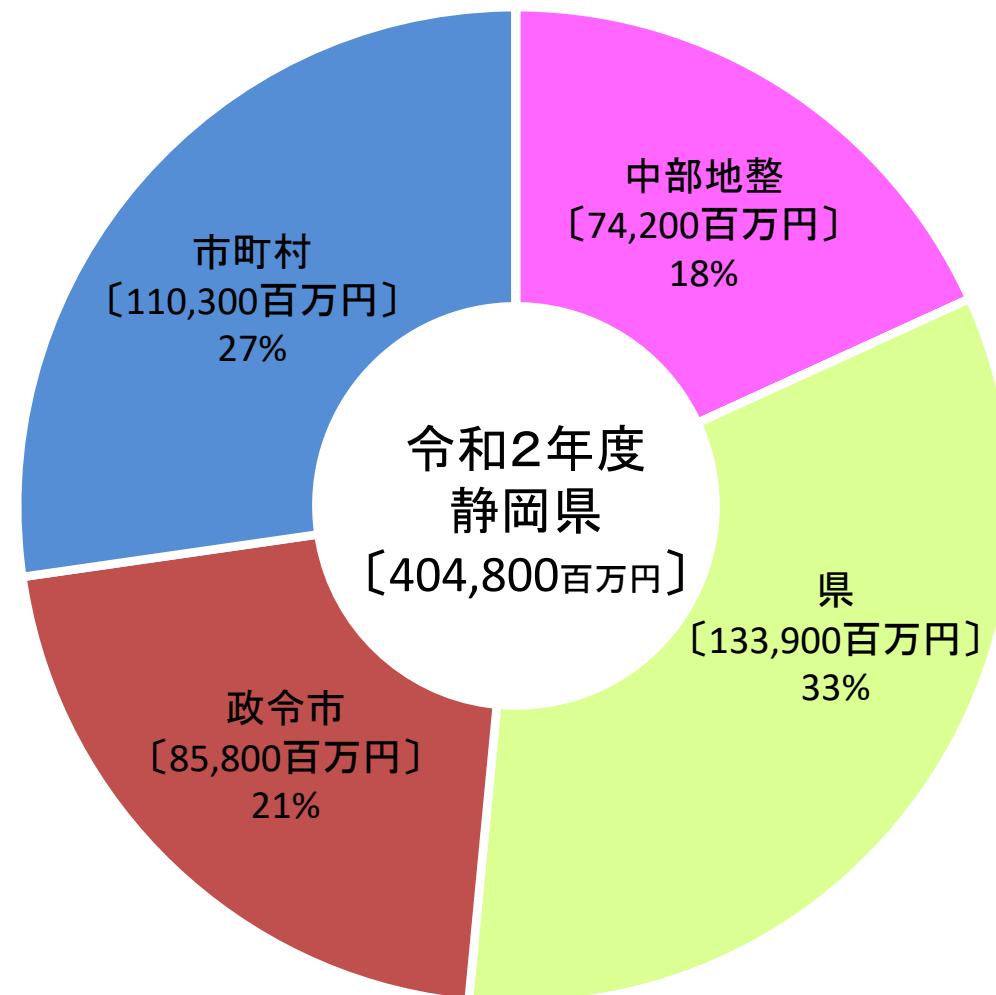
※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

(2)静岡県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合



工事稼働金額における発注機関別の割合



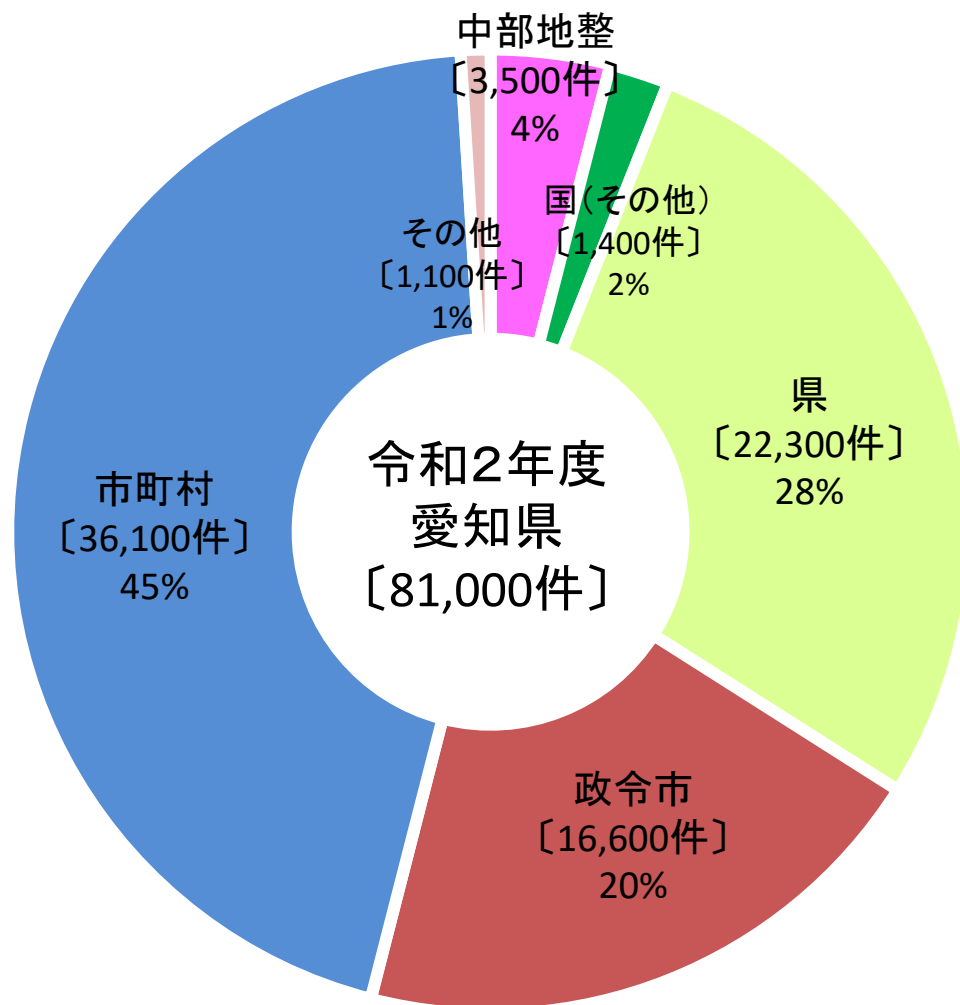
※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計

※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関

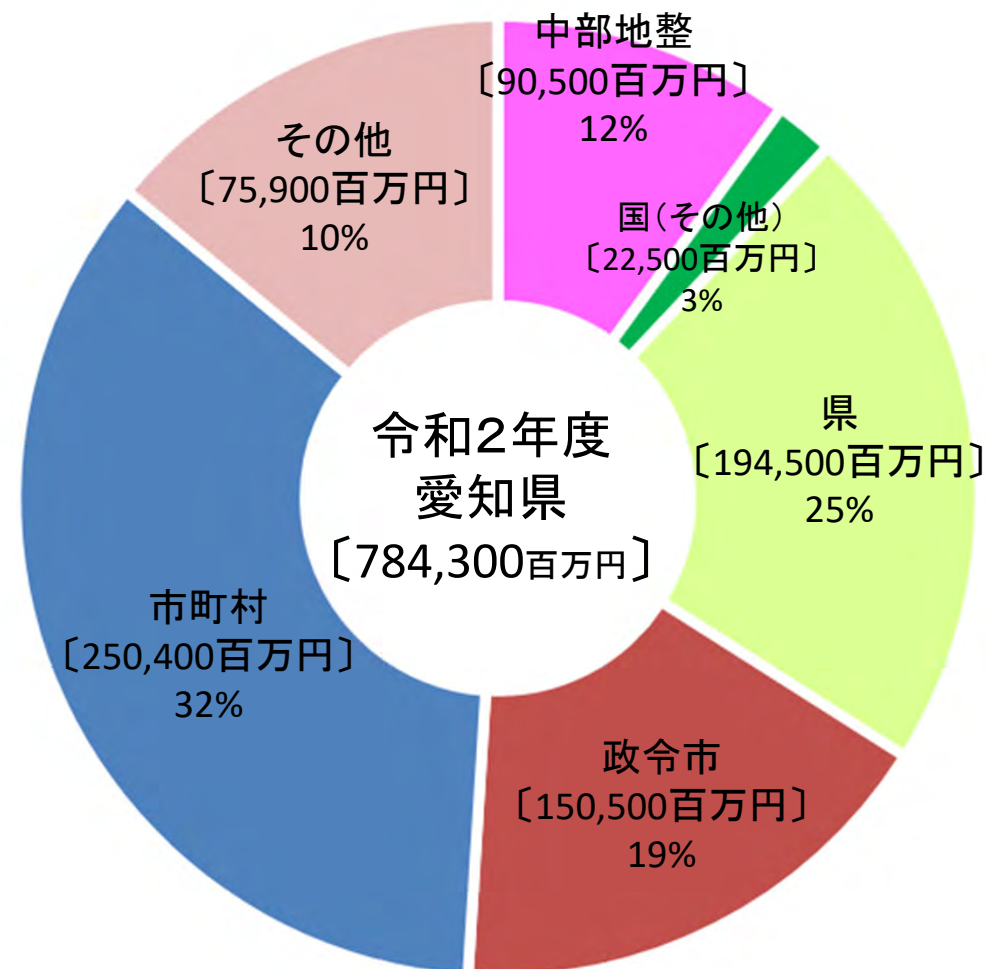
※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

(2)愛知県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合



工事稼働金額における発注機関別の割合



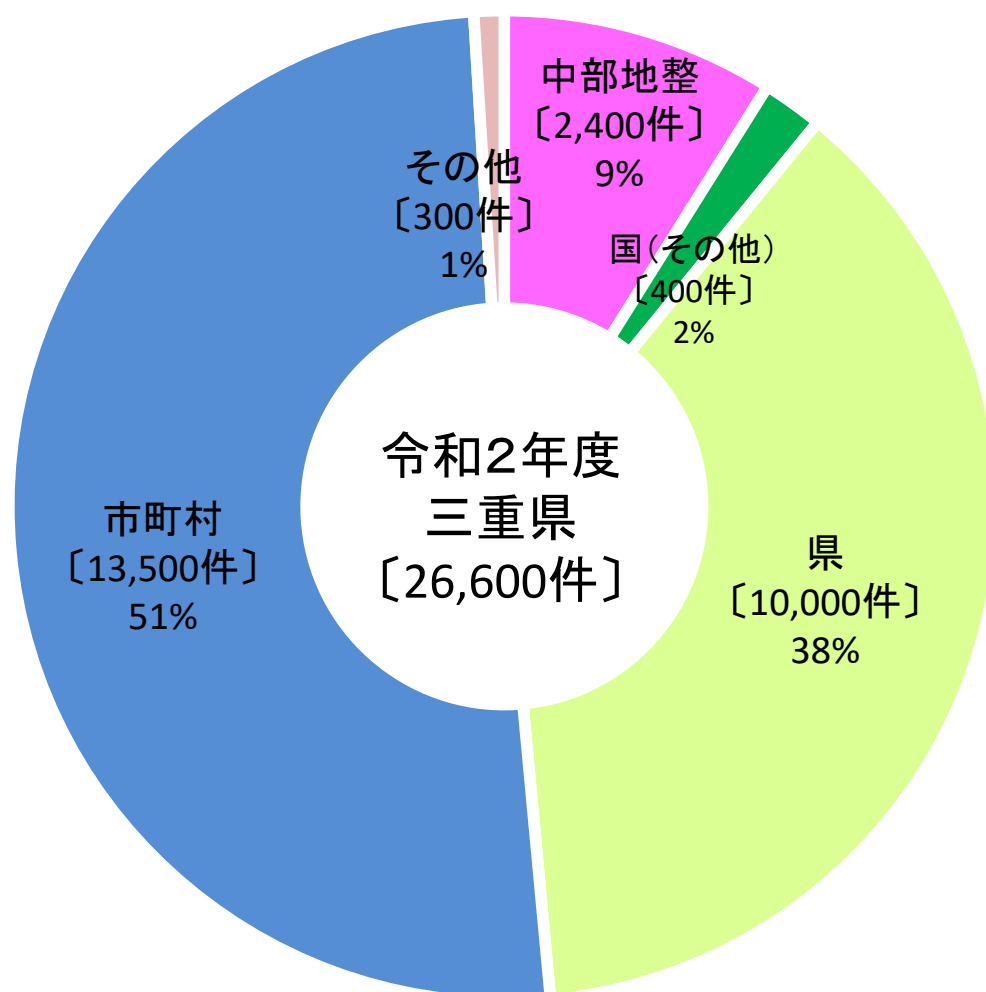
※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計

※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関

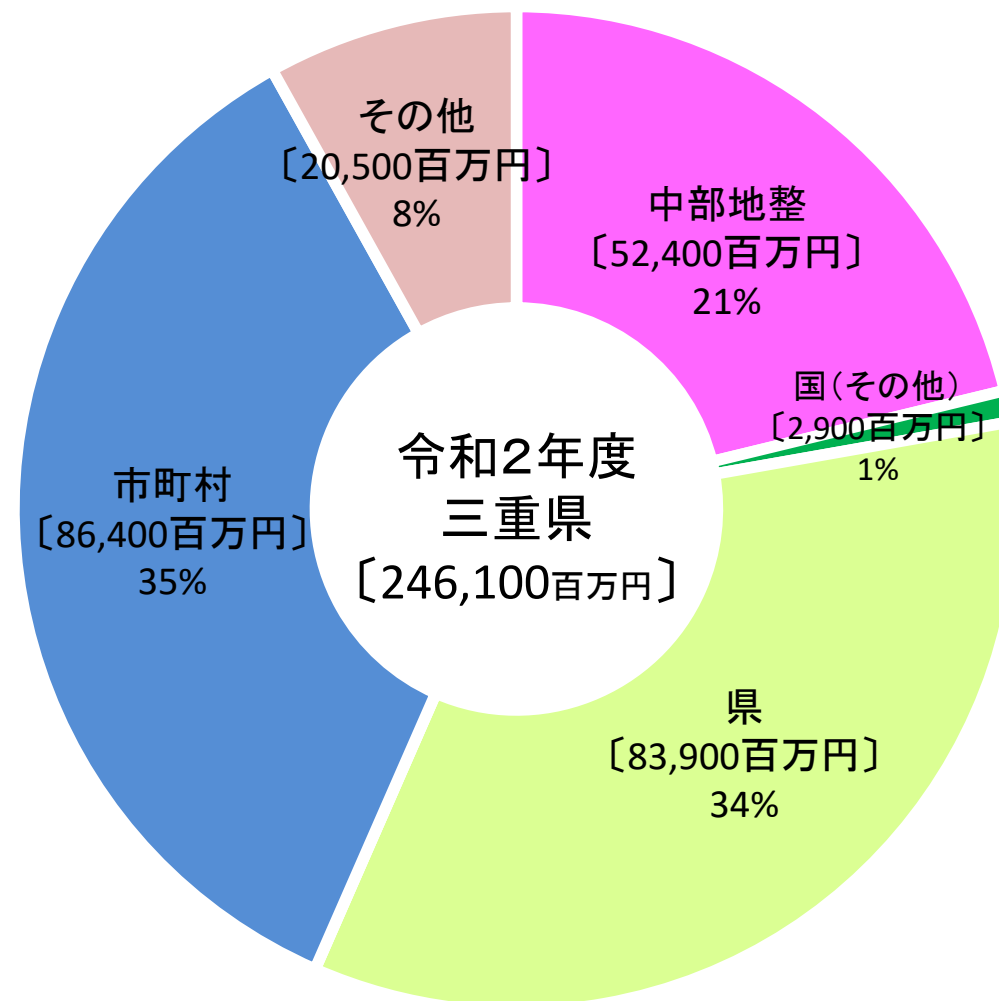
※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

(2)三重県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合



工事稼働金額における発注機関別の割合



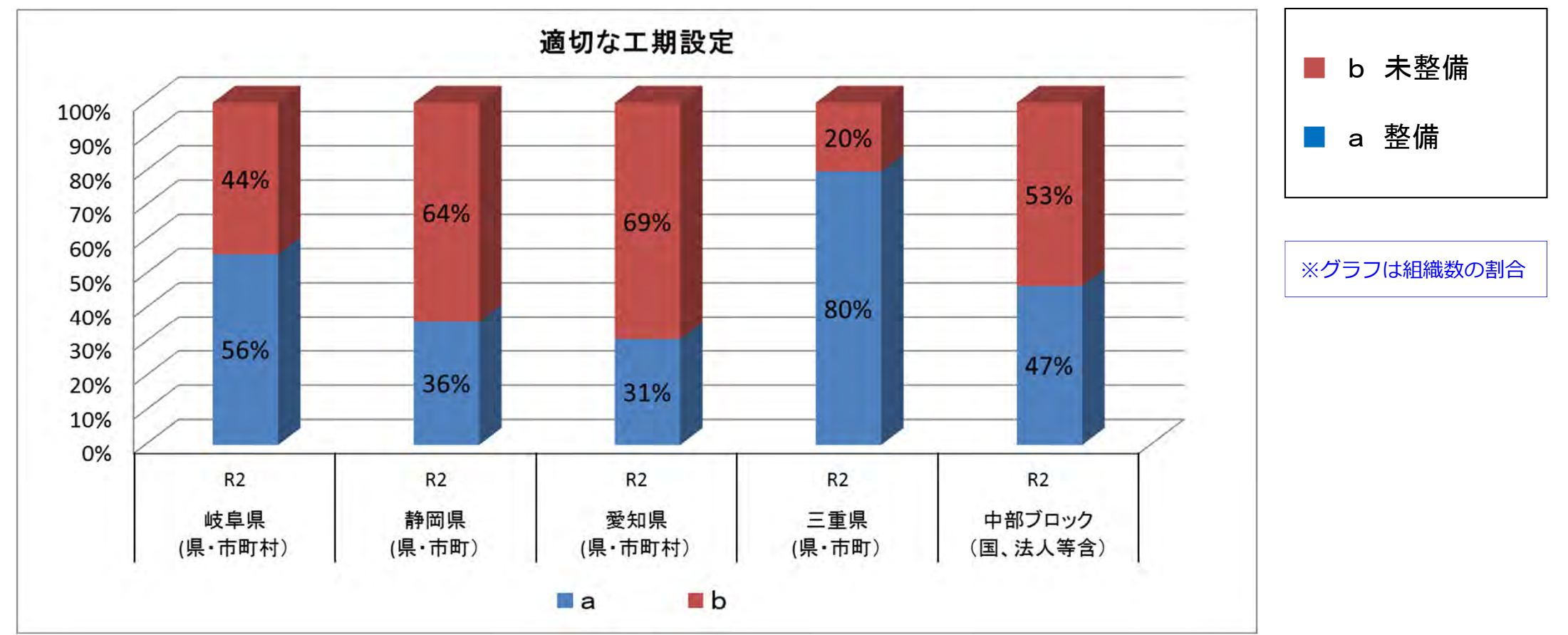
※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計

※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関

※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

◇ 工期の適正な設定に向けた取組

○ 中部ブロックの実績として、工期の設定基準を整備している機関は47%。

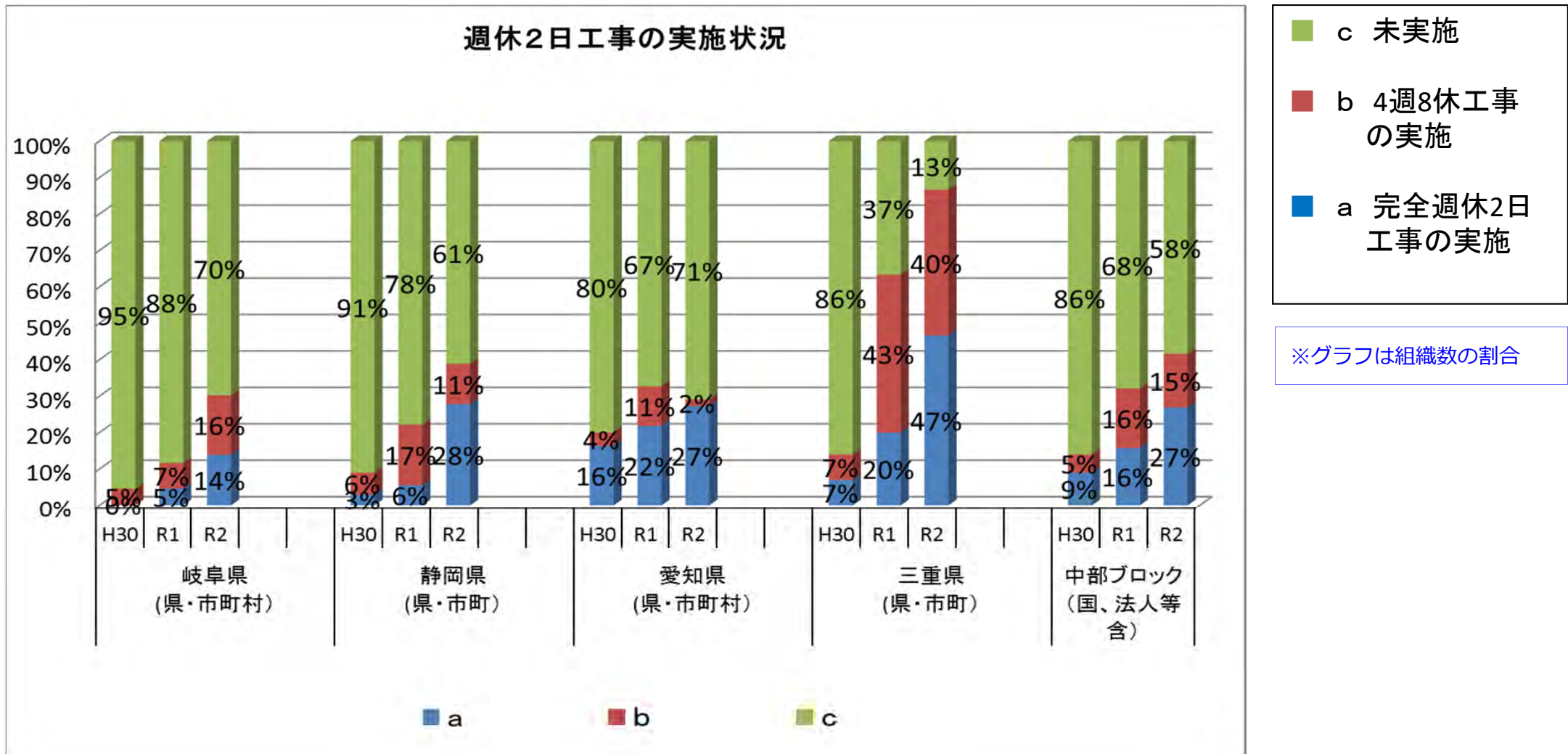


・中部ブロック発注者協議会 「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計

【工事⑤】 週休2日工事の実施状況

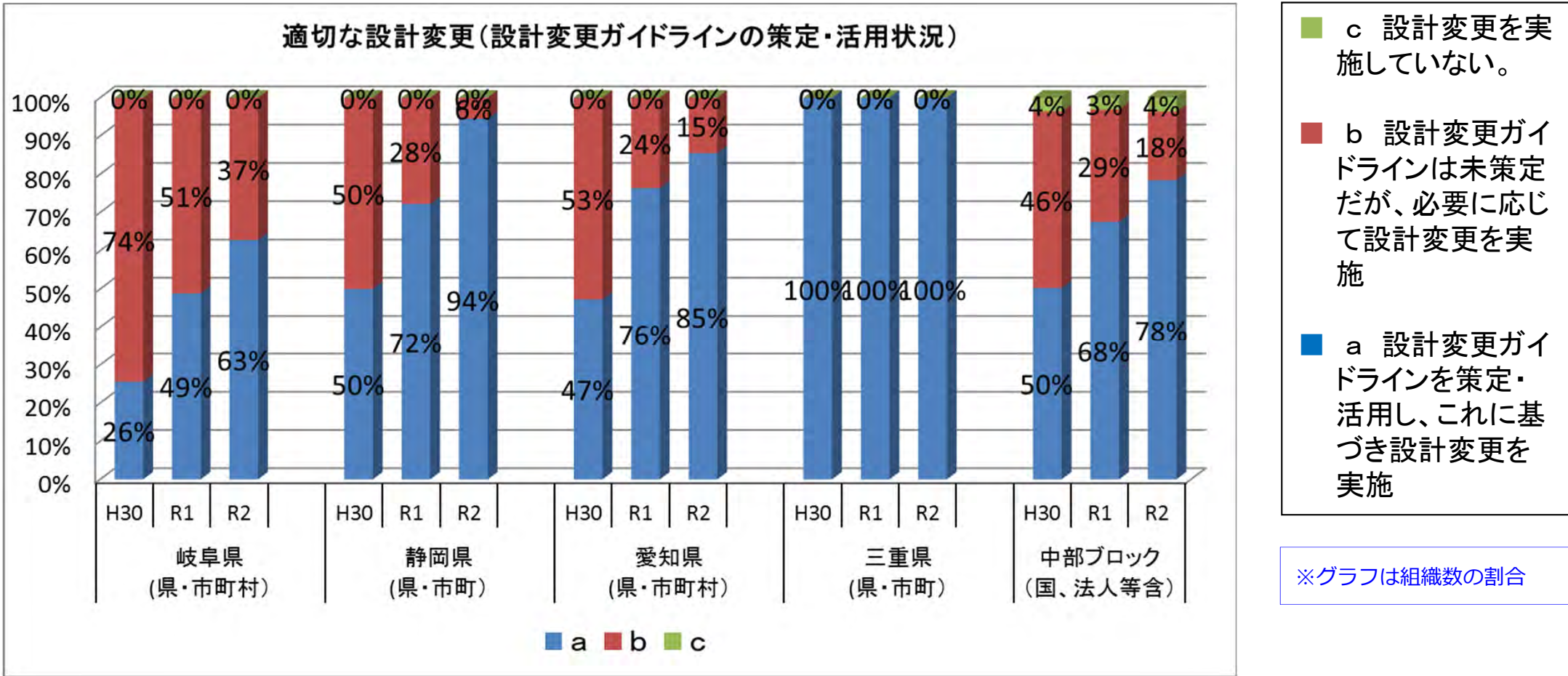
◇ 建設業における担い手の確保のため、週休2日工事の推進を図る取組

○ 中部ブロックの令和2年度の実績として、4週8休以上の実施は前年度から**10%改善(32%→42%)**しており、県別においても愛知県を除く県で向上している。

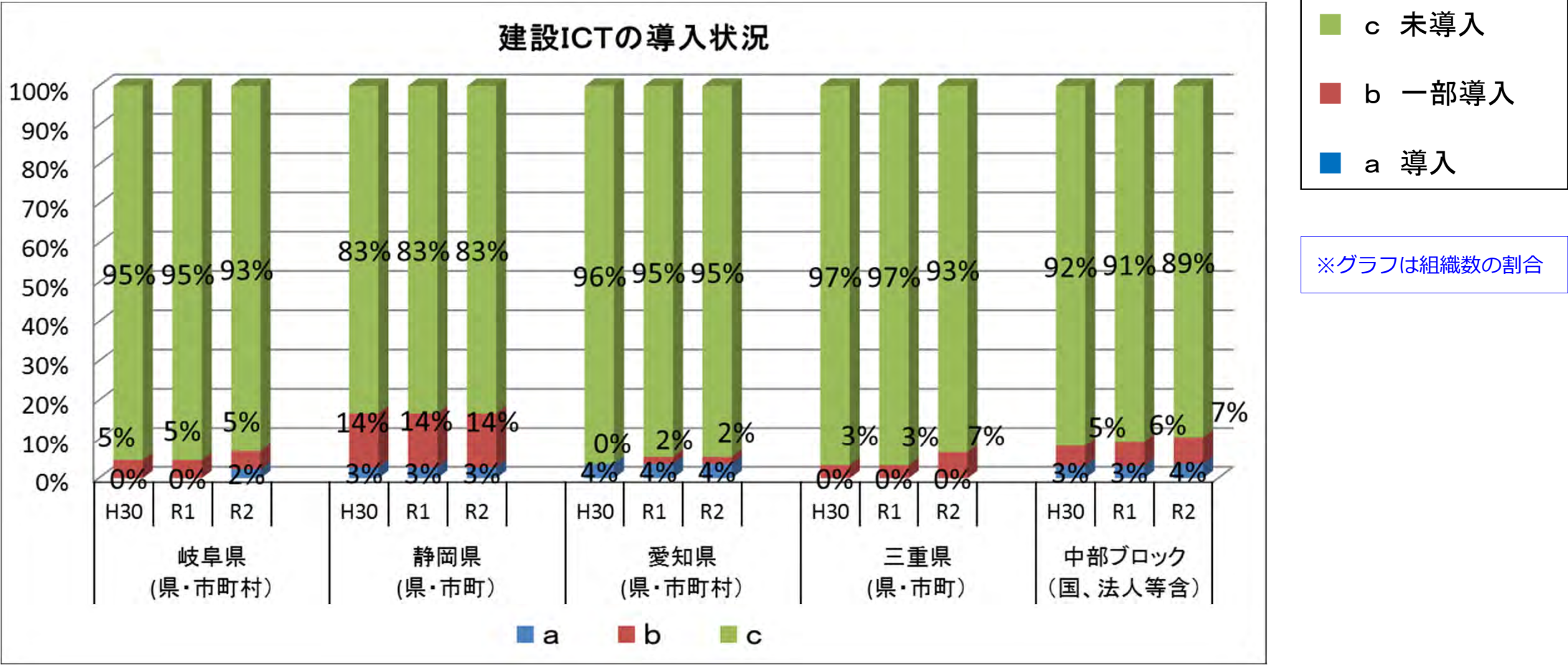


◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組

○ 中部ブロックの令和2年度の実績として、適切に設計変更している割合が1%低下(97%→96%) 78%が適切な設計変更のガイドラインや指針を整備して設計変更を実施、18%が未策定であるが設計変更を実施している状況である。

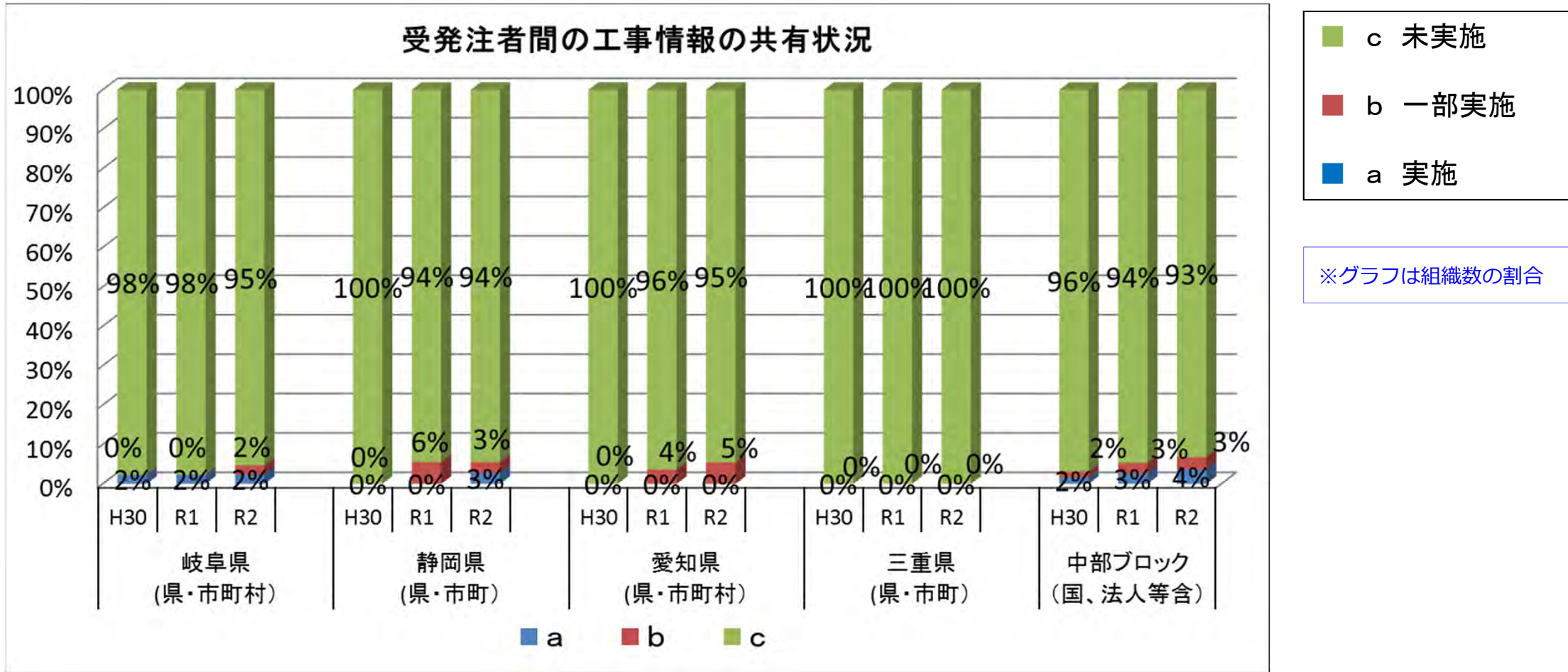


- ◇ 建設ICT(情報化施工)を推進し、施工効率及び品質の向上を図るとともに、省力化と安全性の向上を図る取組
- 岐阜県、愛知県、名古屋市、中部地整で本格導入し、一部導入を含めると少しずつであるが他機関も増加しており、11%が一部導入含め導入している状況である。



・中部ブロック発注者協議会 「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計

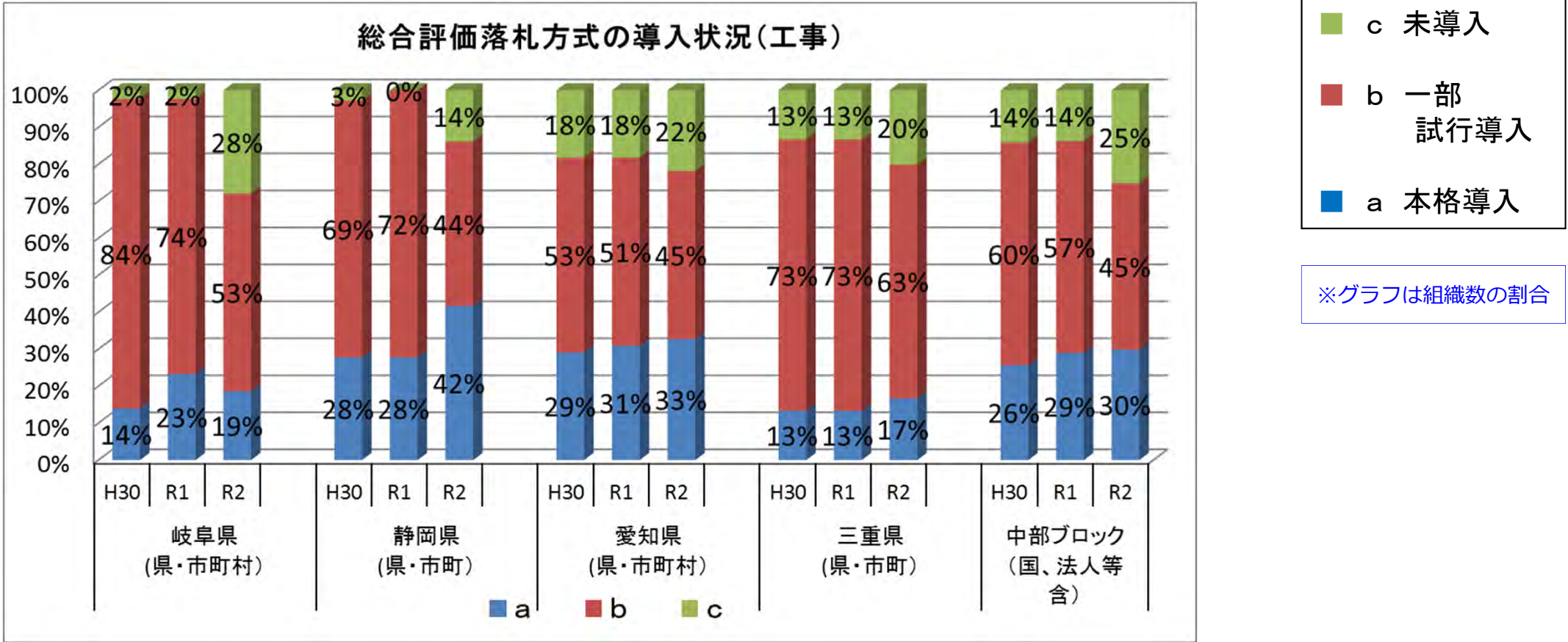
- ◇ 受発注者間の工事情報を共有状況(ASP)することにより、現場における生産性の向上と工事目的物の品質確保を図る取組
- 中部ブロックの令和2年度の実績として、7%(一部実施を含む)実施している状況である。



・中部ブロック発注者協議会 「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計

◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって工事品質の向上を図る取組

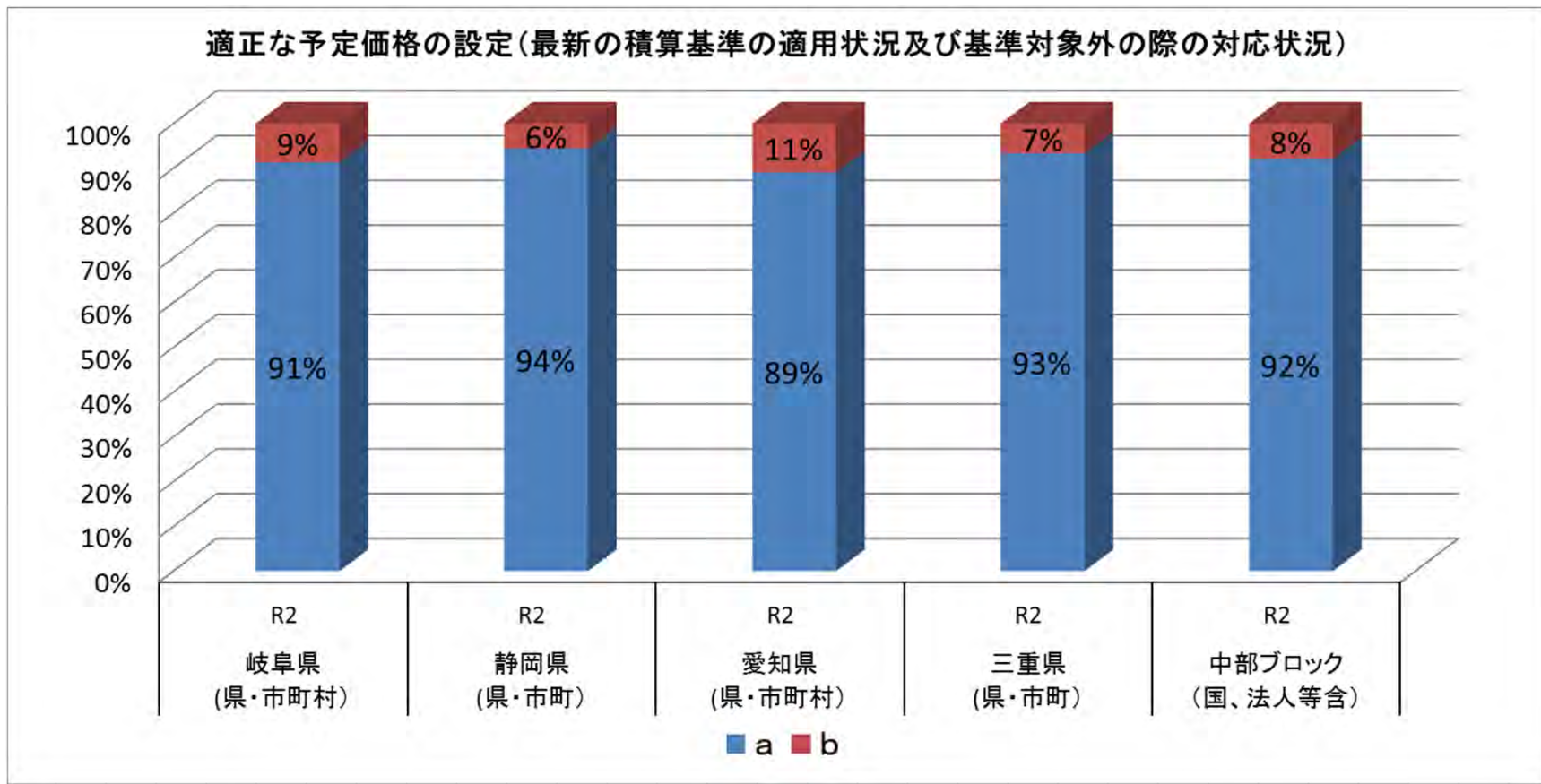
○ 中部ブロックの令和2年度の実績として、75%が導入(試行含む)している状況である。
なお、未導入が増加している傾向として、試験導入後に導入を見送った機関が複数あったためである。



・中部ブロック発注者協議会 「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

○ 中部ブロックの令和2年度の実績として、**積算基準の範囲外**の要領まで整備しているのは**92%**の状況である。



- b 最新の積算基準を適用 (基準範囲外の要領は整備無し)
- a 最新の積算基準を適用、かつ、基準範囲外の要領を整備済み

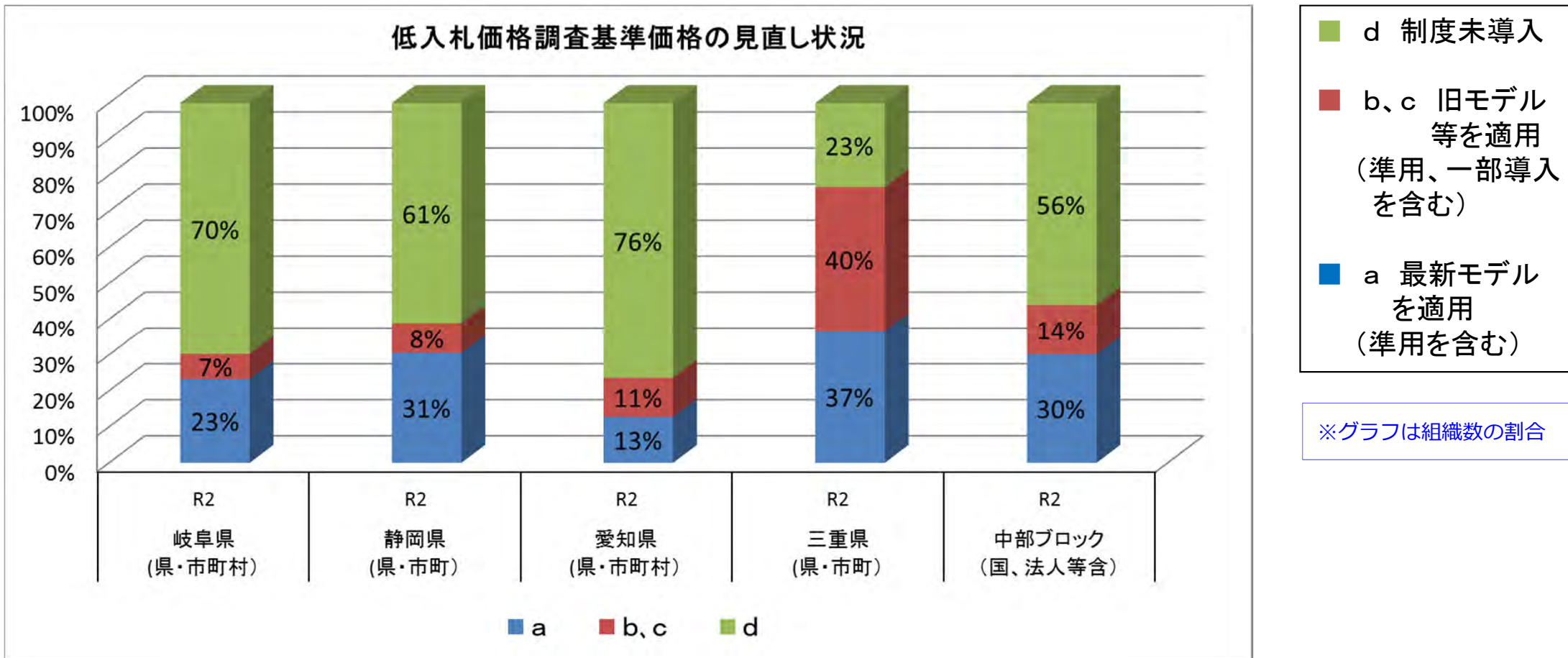
※グラフは組織数の割合

・中部ブロック発注者協議会 「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計

【業務②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

◇ 公共工事に準じ、これに関わる調査及び設計のダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組

○ 中部ブロックの令和2年度の実績として、44%の機関が適用している状況である

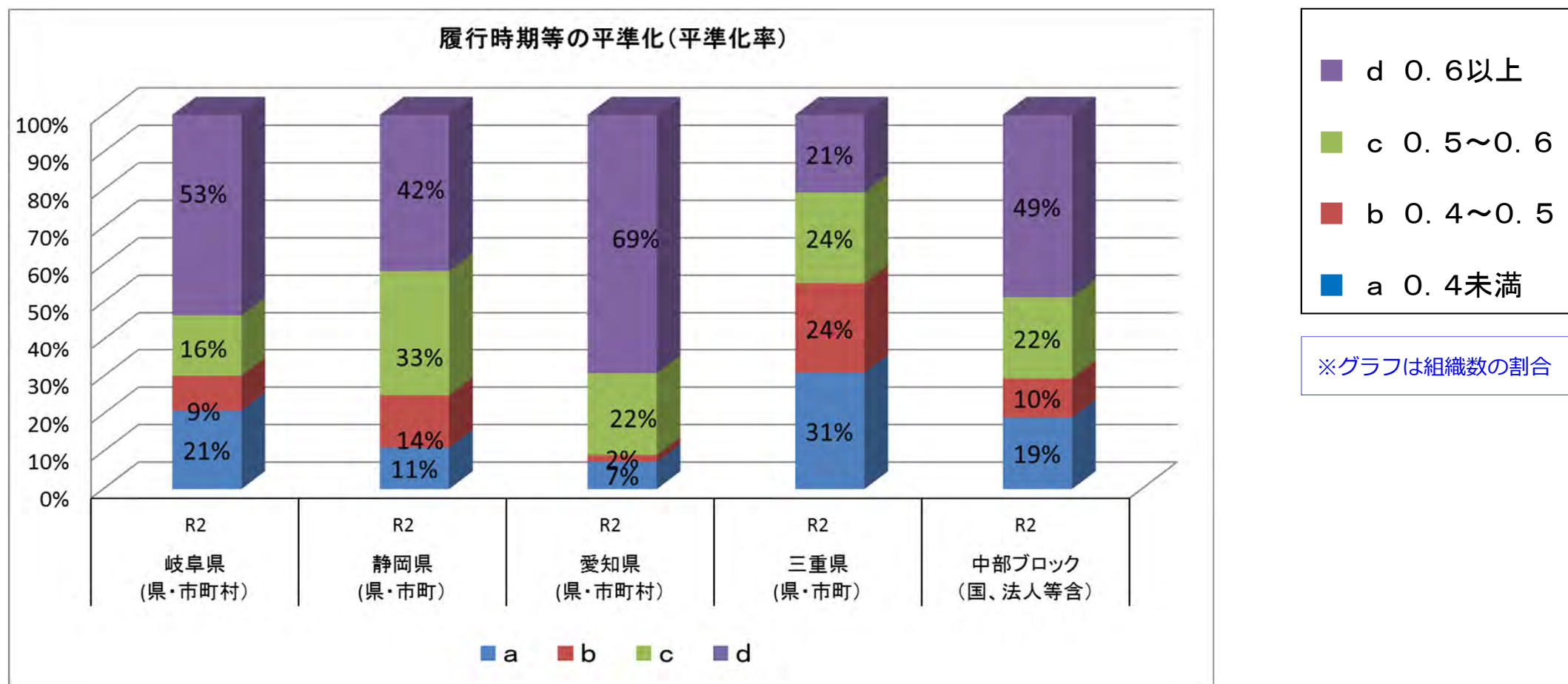


・中部ブロック発注者協議会 「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計

【業務③】 平準化率(稼働件数)

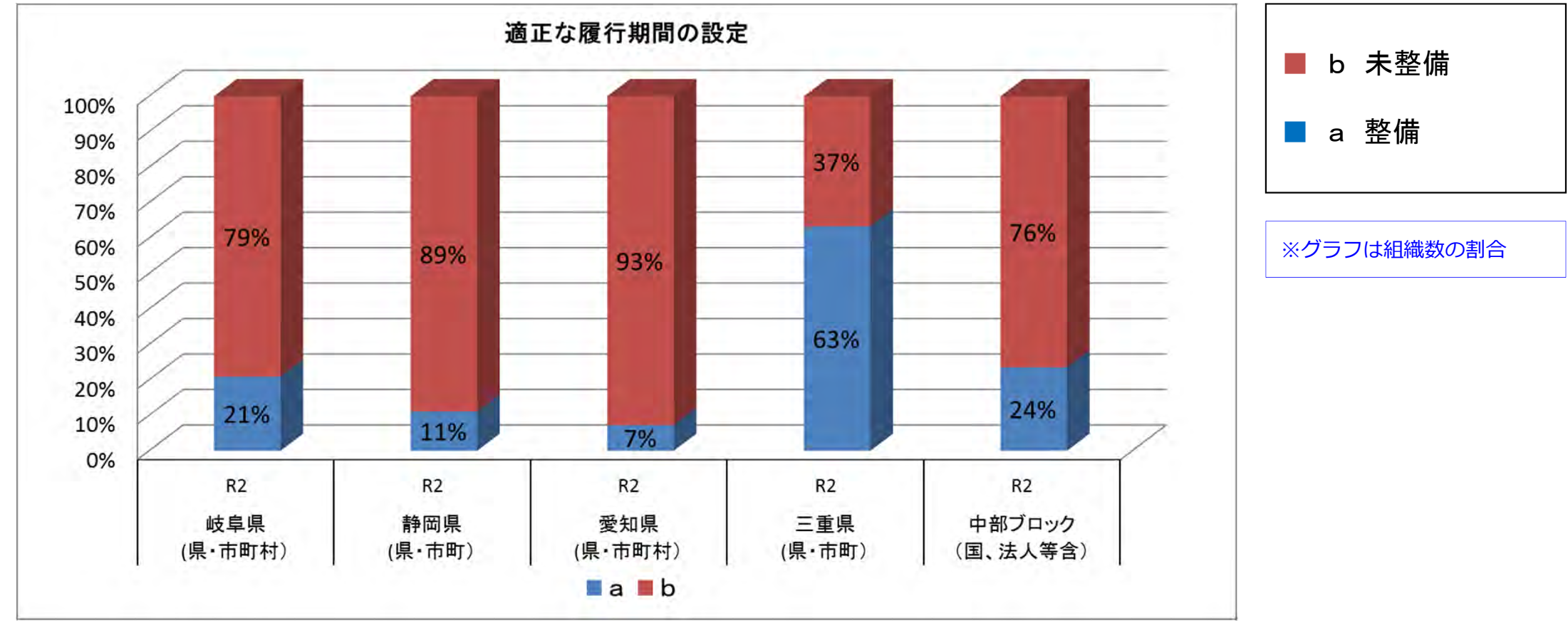
- ◇ 業務の履行期限を分散し、効率的な人員配置を行い、経営環境の改善を図る取組。
- ◇ 平準化率(稼働件数 α) : 第4四半期に完成する業務件数／年度の業務稼働件数
稼働件数 : 当該月に工期が含まれる業務の件数

○ 中部ブロックの令和2年度の実績として、0.4未満の機関は19%であり、0.4以上が81%の状況である



◇ 履行期間の適正な設定に向けた取組

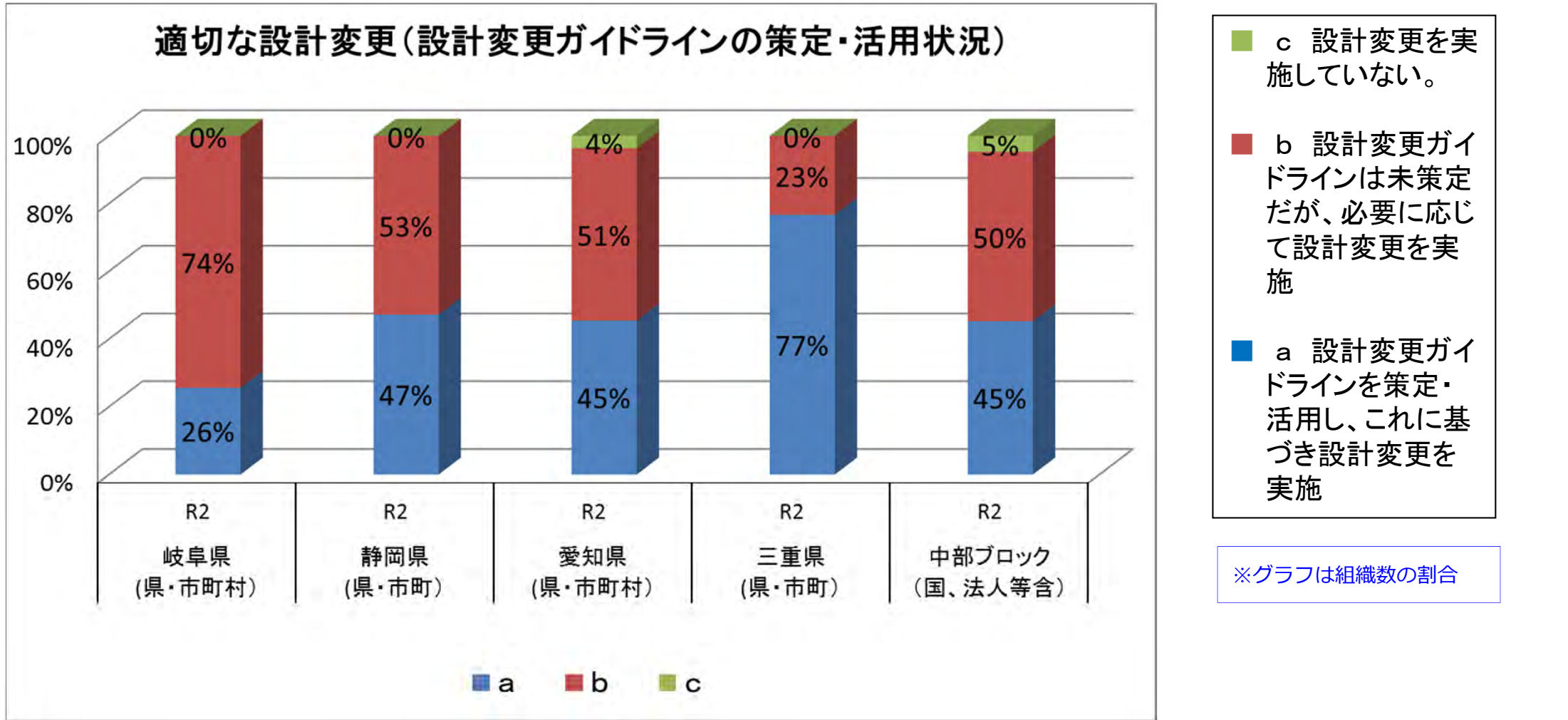
○ 中部ブロックの令和2年度の実績として、履行期間の設定基準を策定している機関は24%の状況である



・中部ブロック発注者協議会 「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計

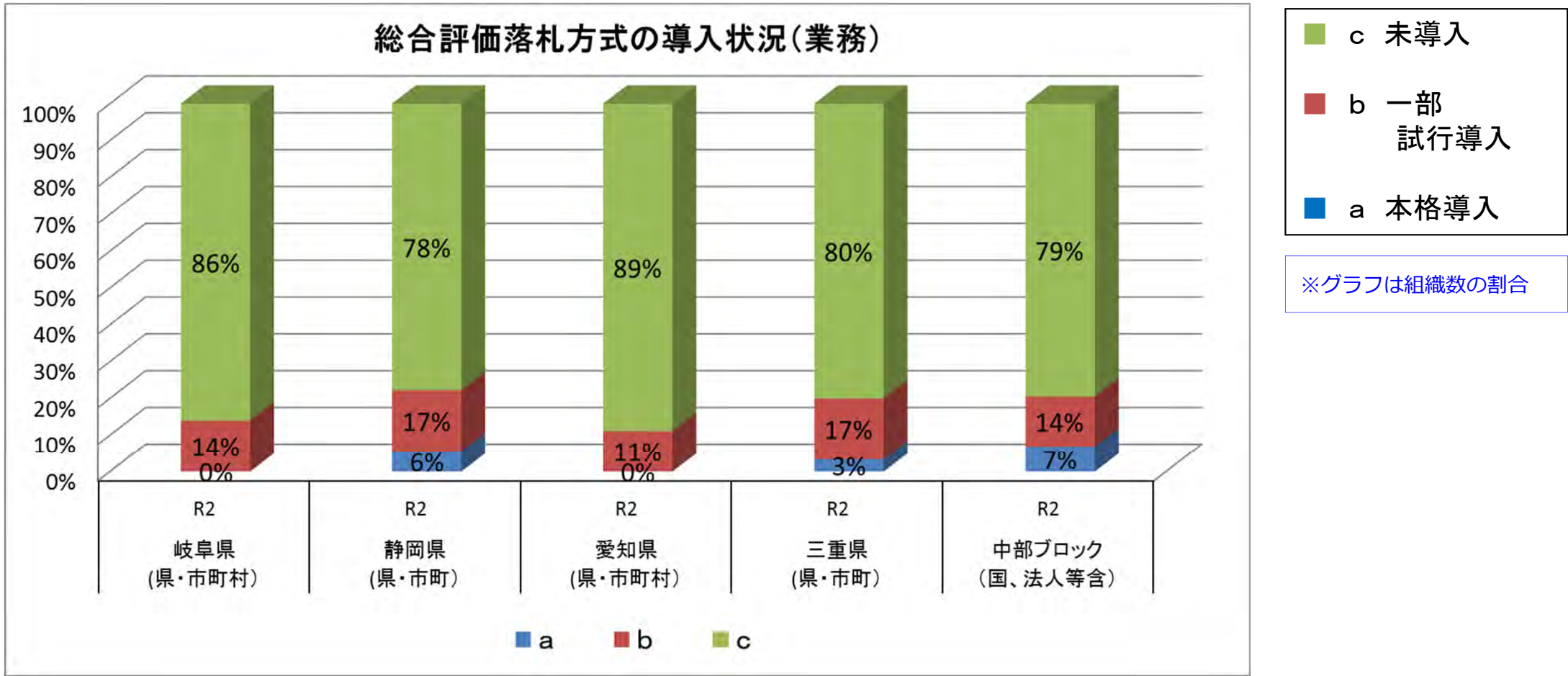
◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組

○ 中部ブロックの令和2年度の実績として、45%が適切な設計変更のガイドラインや指針を整備して設計変更を実施、50%が未策定であるが設計変更を実施している状況である。



◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって業務品質の向上を図る取組。

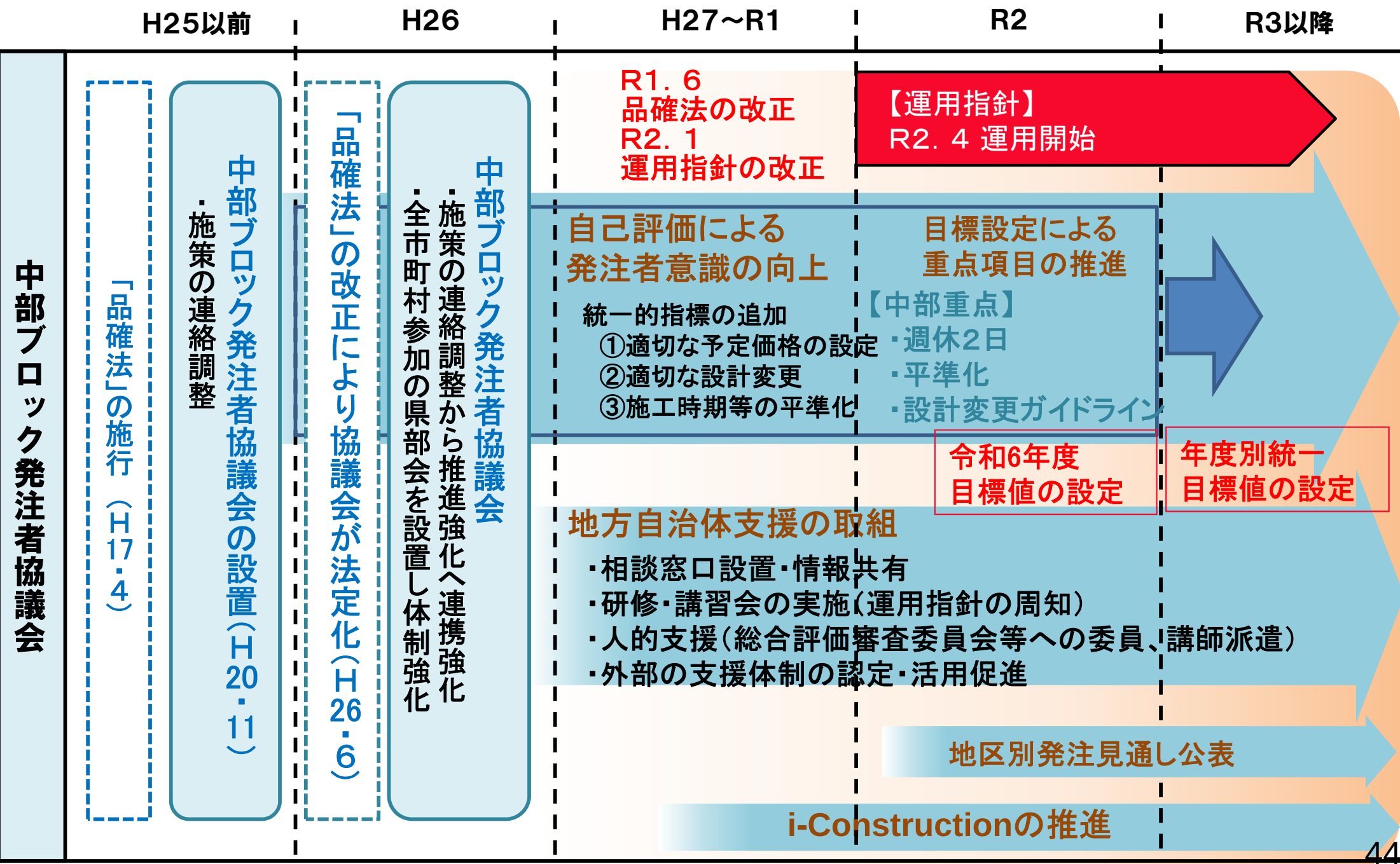
○ 中部ブロックの令和2年度の実績として、21%が導入(一部試行含む)している状況である。



・中部ブロック発注者協議会 「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計

④ 中部ブロックの取組み

令和3年7月



中部ブロック発注者協議会の組織（194機関）

中部ブロック発注者協議会（44機関）

- ① 国の機関（18機関）
- ② 地方公共団体の機関（14機関※）
- ③ 特殊法人等の機関（10機関）
- ④ オブザーバー（2機関）
※県部会と重複あり（10機関）

岐阜県部会
（42市町村）

静岡県部会
（35市町）

愛知県部会
（54市町村）

三重県部会
（29市町）

令和2年度 中部ブロック発注者協議会

第1回 協議会（5月22日） 書面開催

各県部会・推進会議（第1回：7～8月）

第2回 協議会（11月11日） 書面+WEB開催

【緊急】協議会（12月21日） WEB開催

【臨時】協議会（2月1日）WEB開催

各県部会・推進会議（第2回：2月）

令和2年度における取り組み

- 地区別発注見通しの公表
（H29. 4 ～ 毎月公表）

【令和2年5月 「新全国統一指標」の決定】

● 第1回協議会

- ① 自己評価指標（中部独自）の設定
- ② 令和2年度重点項目の設定
- ③ 平準化取組み状況の「見える化」

● 自己評価の実施

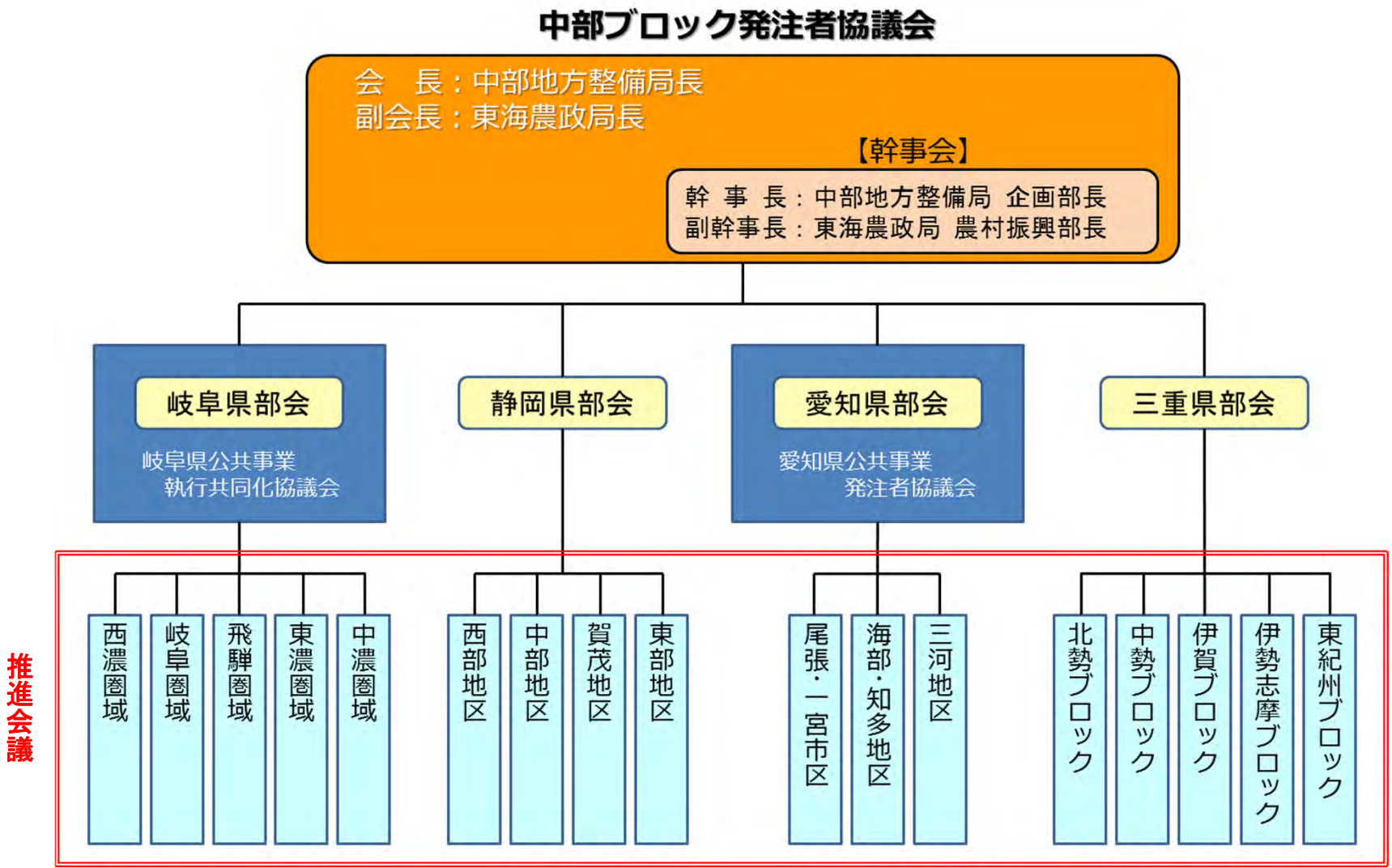
R1 自己評価結果を公表（R2.6）

記者発表、中部地整ホームページ掲載

● 第2回協議会

- ① 業務の自己評価指標（4項目）を新規設定
- ② 自己評価指標（新・全国統一指標含む）の令和6年度達成目標値を設定。

令和元年度から各県の地域単位の組織「推進会議」を設置し、体制強化及び取組の活性化を図る
推進会議では、各組織の課題・取組事例等の意見交換を行い情報共有



地方公共団体への支援 (令和2年度)

研修・講習会の実施

○別で県・市町村の研修・講習会を開催 3回 延べ134名が参加

直轄工事検査への臨場立会

○12月～2月の直轄工事の検査で臨場立会を募集 7工事に10名が参加

人的支援(総合評価)

○自治体の総合評価審査委員会へ委員として職員を派遣 6機関に延べ33名

相談窓口の設置・情報共有

- ・公共工事品質確保の相談窓口を設置
- ・改正品確法受注者アンケート(窓口)の設置

公共工事発注者支援機関の認定

○「品質確保に関する推進協議会」を設立し、公共工事発注者支援機関※を認定

認定機関は[土木]5機関、[建築]5機関を認定 (令和3年3月31日現在)

※発注関係事務(積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査)の支援を行うことができる機関

令和2年度の重点項目

重点項目①：平準化率

- ・各国・県・政令市は前年度以上の平準化率（ α ）を目指す
- ・各市町村は債務負担行為（ゼロ債務含む）の活用促進

※ 債務負担行為は県部会で各市町村の目標設定及び達成状況を確認

重点項目②：週休2日工事の実施状況

- ・各機関における「週休2日工事」の実施

※ 各機関の当初発注時の設定割合で確認
※ 週休2日相当及び受注者希望型を含む

重点項目③：設計変更ガイドラインの策定・活用状況

- ・各市町村で設計変更ガイドラインの策定・活用

※ ガイドラインの策定状況を確認
※ ガイドラインに基づく設計変更の実施状況を確認

【令和2年度の平準化取組み結果】

（令和元年度 → 令和2年度）

目標①：前年度以上の平準化率

	R1	R2	結果
国	0.77	→ 0.83	+0.06
県	0.77	→ 0.74	-0.03 (未達成)
政令市	0.70	→ 0.68	-0.02 (未達成)
市町村	0.56	→ 0.51	-0.05

数値：平準化率(α)

目標②：債務負担行為の活用促進

	目標 ^{※1}	実績 ^{※2}	結果
岐阜県（市町村：全42機関）	33	→ 27	-6 (未達成)
静岡県（市町村：全33機関）	24	→ 19	-5 (未達成)
愛知県（市町村：全53機関）	16	→ 18	+2
三重県（市町村：全29機関）	21	→ 16	-5 (未達成)

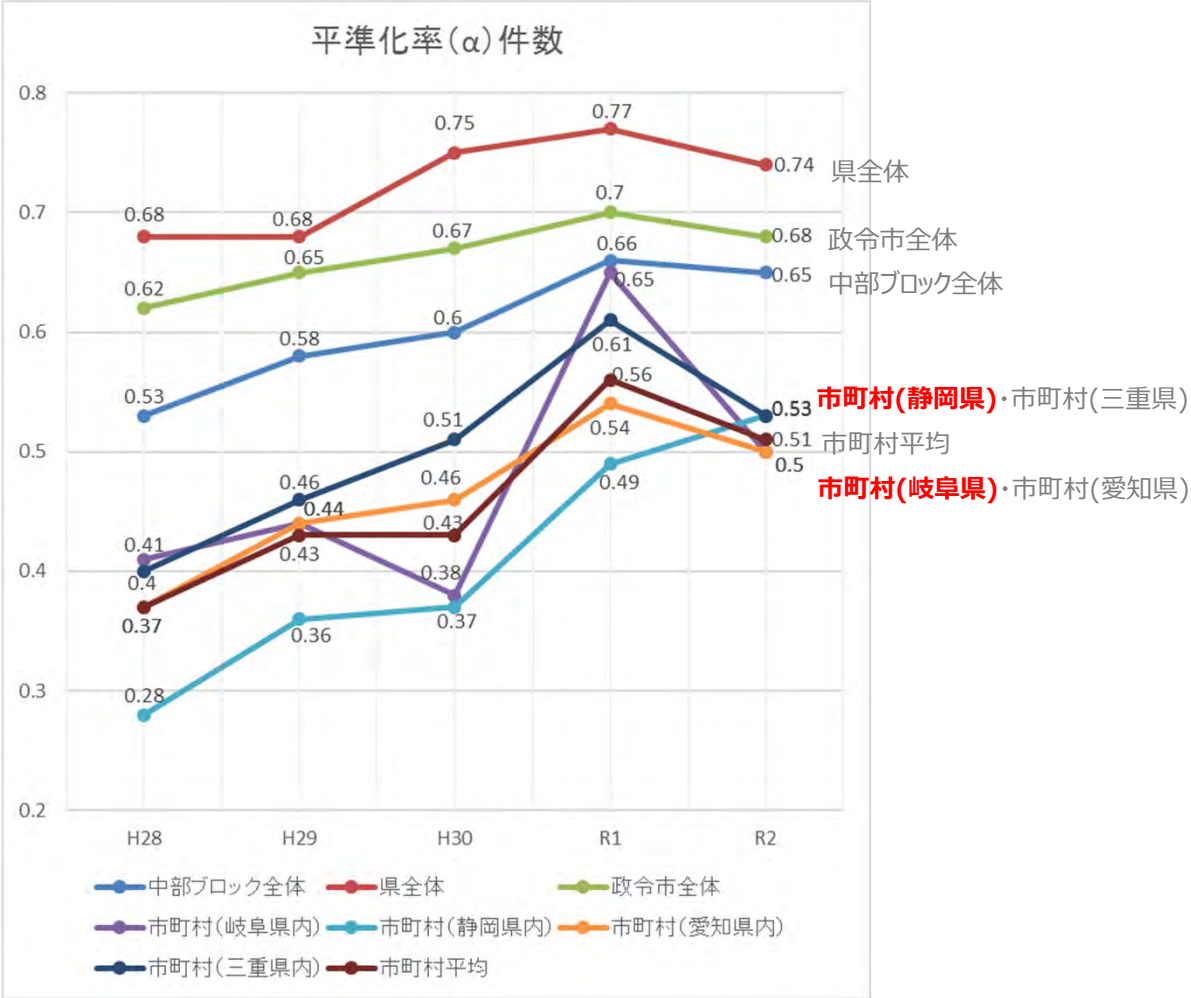
※1：令和2年度に債務負担行為の活用を目標とした機関数
※2：上記目標を達成した機関数

○令和2年度は、全機関とも年度の平均稼働件数が増えている中で、**県、政令市及び市町村とも4月～6月の平均稼働件数が増えなかったことから、前年度を下回り、目標未達成となった。**

○市町村の債務負担行為活用については、**目標設定が高すぎたのか、また、債務負担行為事象(繰越)が発生しなかったのか不明**であるが、目標未達成の県が多い状況であり、各県部会にて詳細な状況確認が必要である。

- 全体的に平準化率が令和元年度から低下している状況である
- 市町村(静岡県)のみ年度の平均稼働件数は変わらない中、4～6月期平均稼働件数が増えたため平準化率が0.04上昇。また、市町村(岐阜県)は年度の平均稼働件数が少し減少したが、それ以上に4～6月の平均稼働件数が減少したため平準化率が0.15低下したと考えられる

平準化率（α）の推移



ランキング [平準化率(α)] (人口10万人以上)

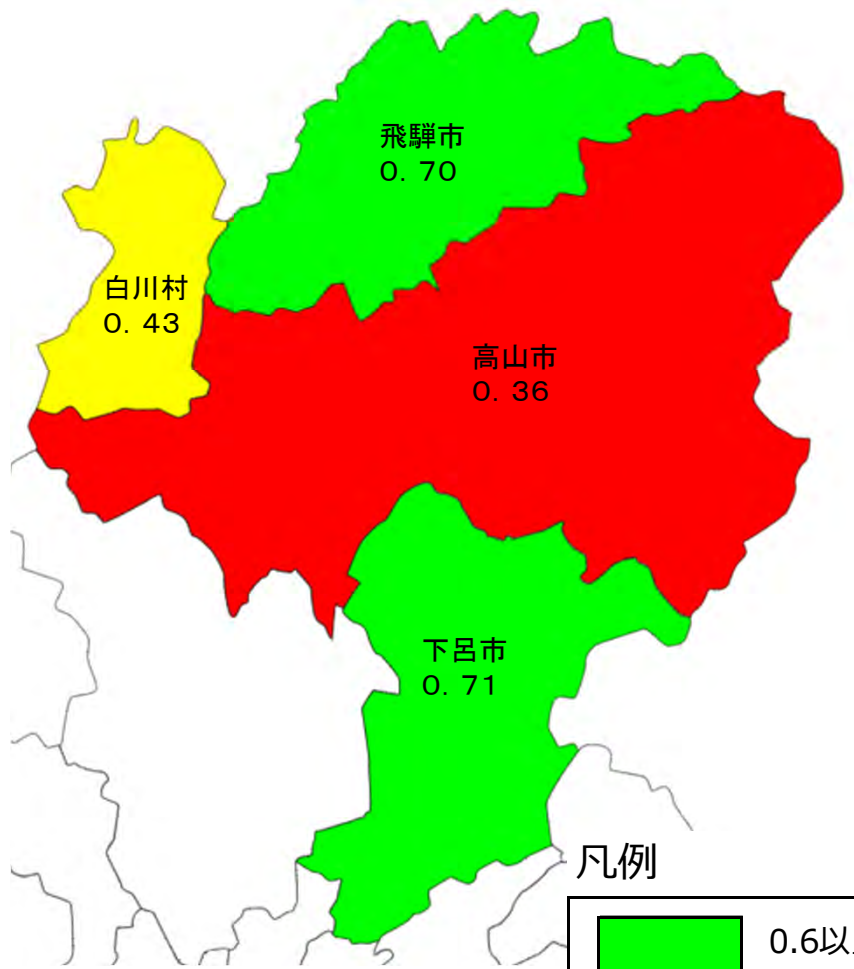
順位	市町村名	平準化率（α）
1	三島市（静岡県）	0.85
2	豊田市（愛知県）	0.80
3	伊勢市（三重県）	0.74
3	静岡市（静岡県）	0.74
5	桑名市（三重県）	0.70

ランキング [伸び率] (人口10万人以上)

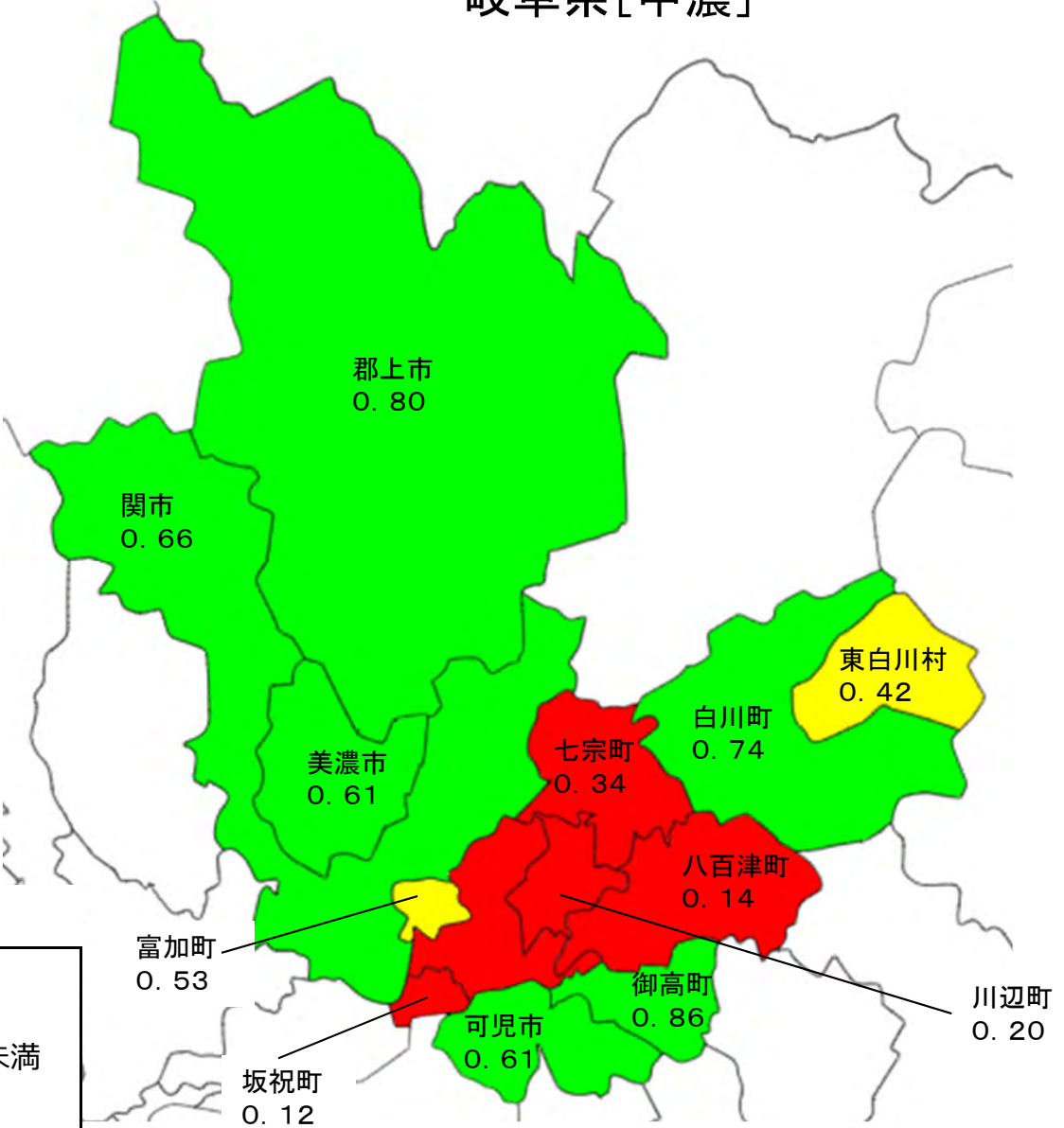
順位	市町村名	伸び率（α）
1	桑名市（三重県）	+0.34
2	多治見市（岐阜県）	+0.12
2	三島市（静岡県）	+0.12
4	焼津市（静岡県）	+0.11
5	藤枝市（静岡県）	+0.08

平準化率（α）稼働件数

岐阜県[飛騨]



岐阜県[中濃]



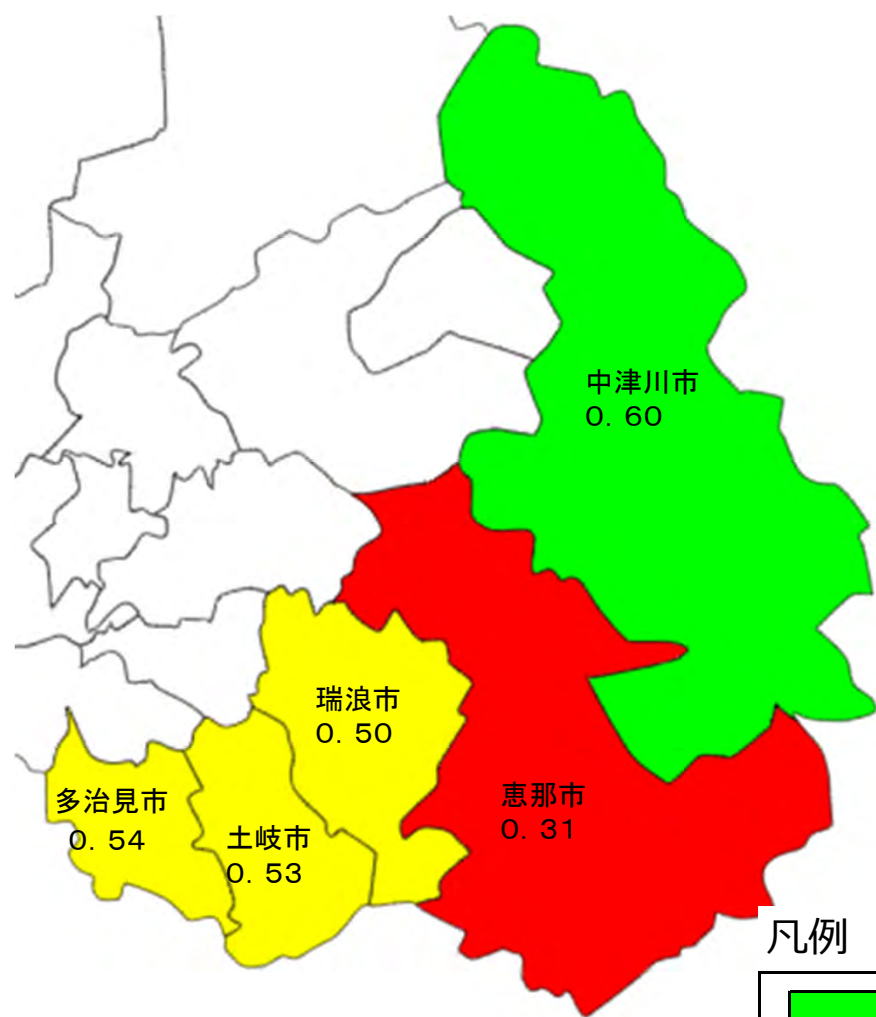
凡例

0.6以上
0.4以上～0.6未満
0.4未満

※ 平準化率は自己評価結果より

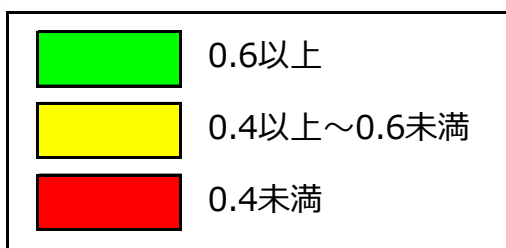
平準化率（ α ）稼働件数

岐阜県[東濃]

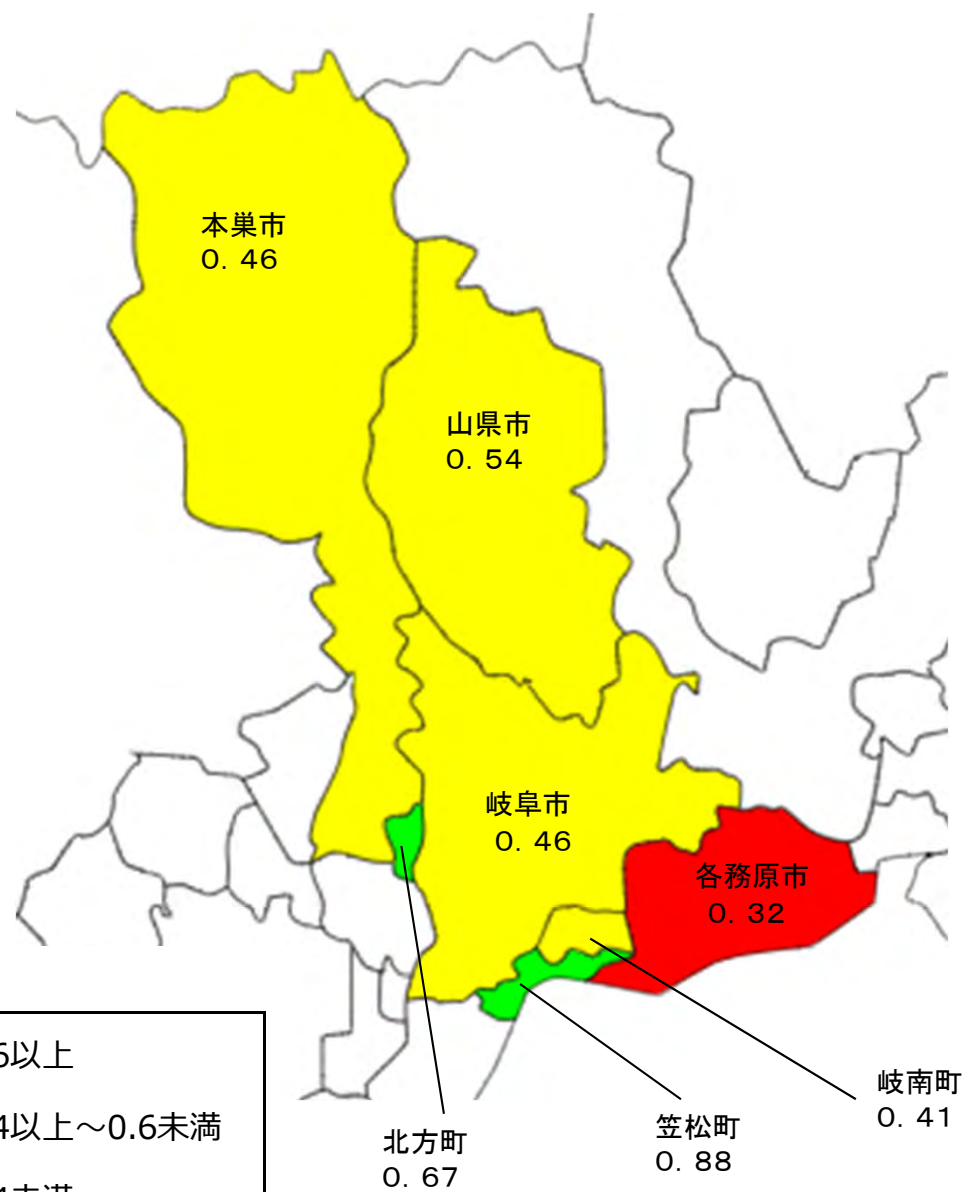


※ 平準化率は自己評価結果より

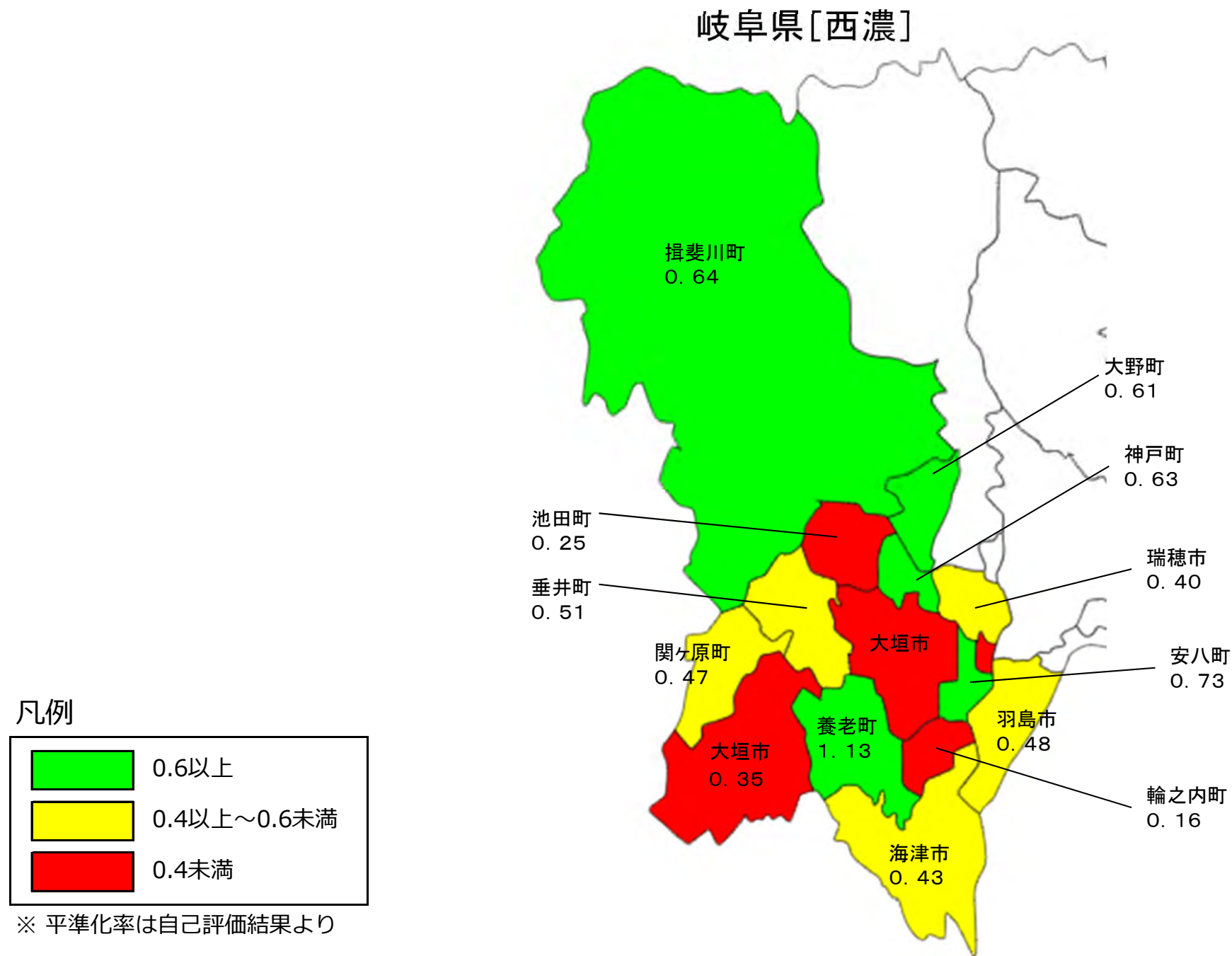
凡例



岐阜県[岐阜]

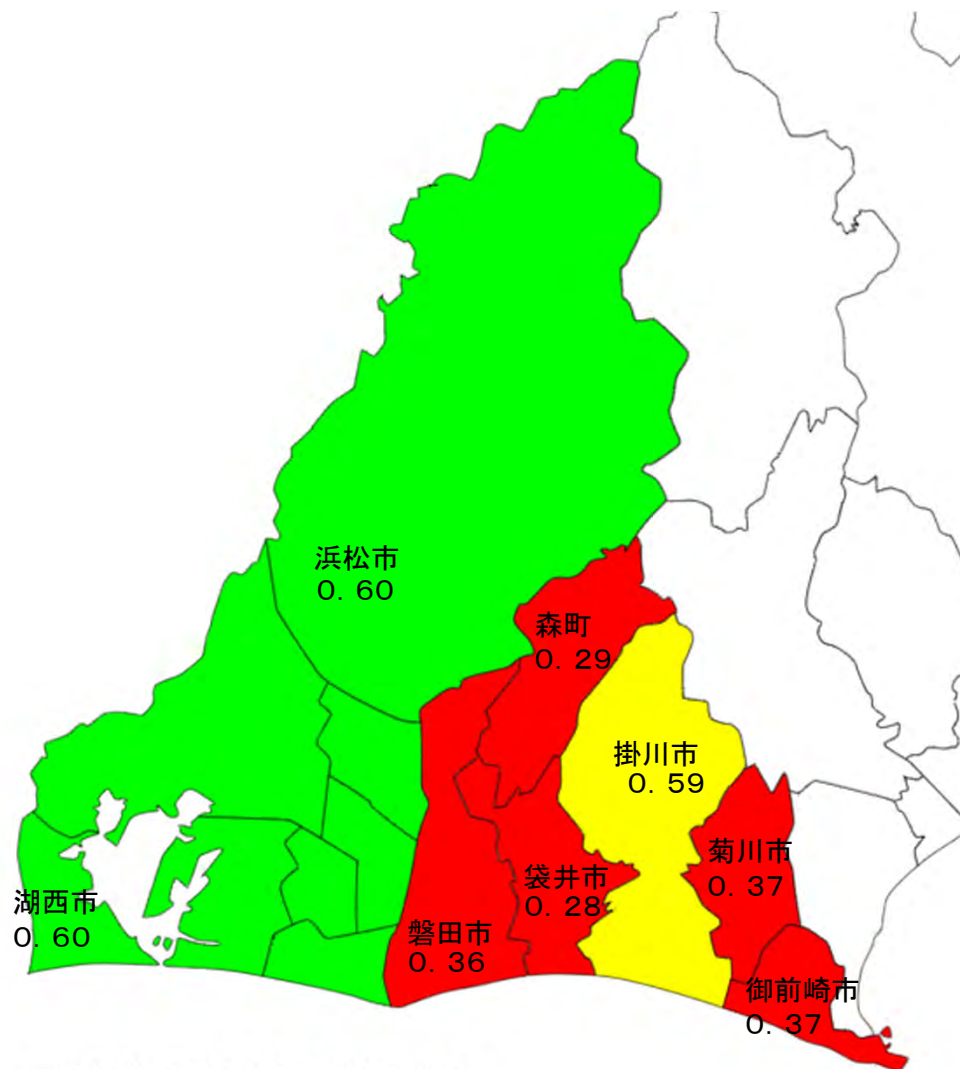


平準化率（ α ）稼働件数

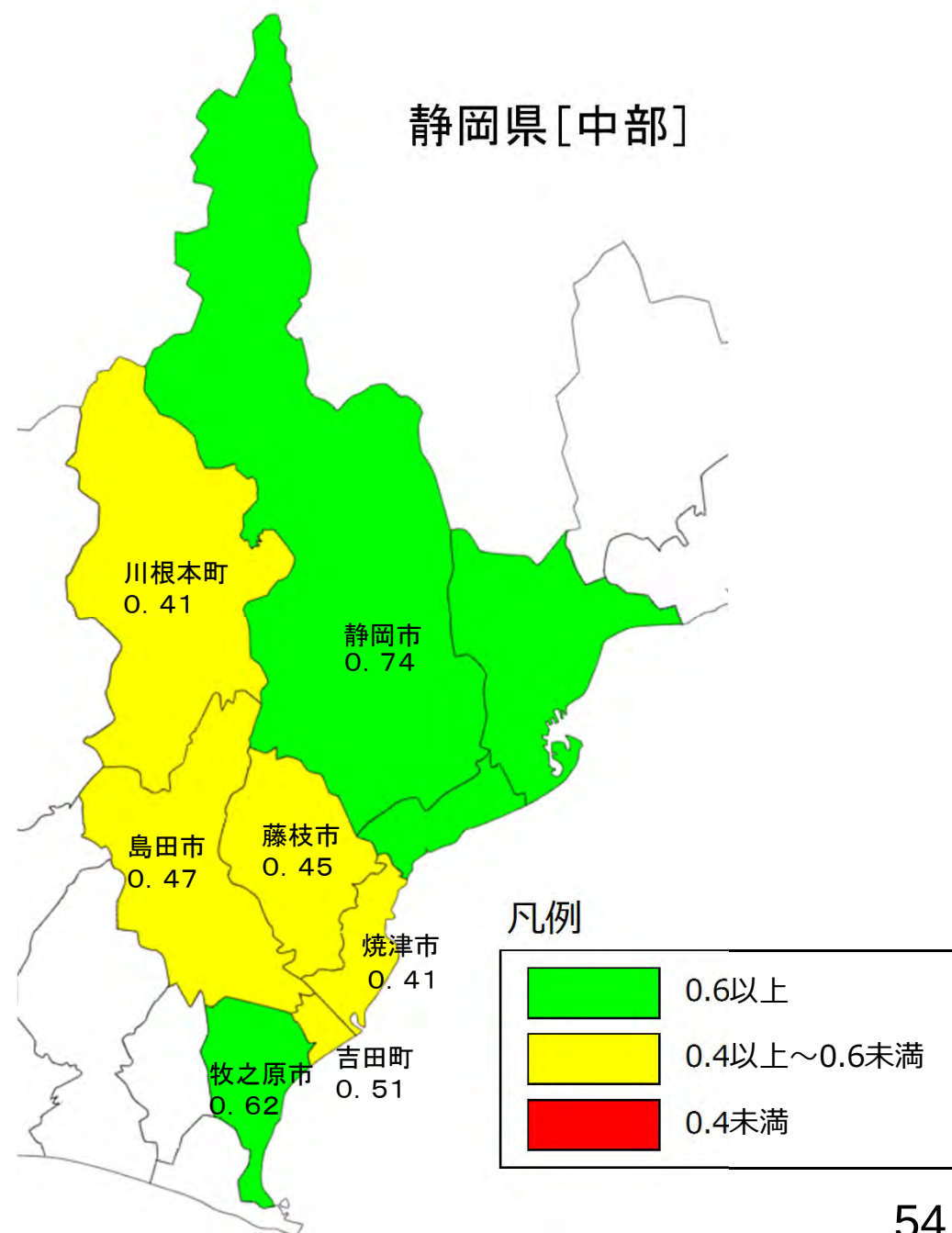


平準化率（ α ）稼働件数

静岡県[西部]



静岡県[中部]



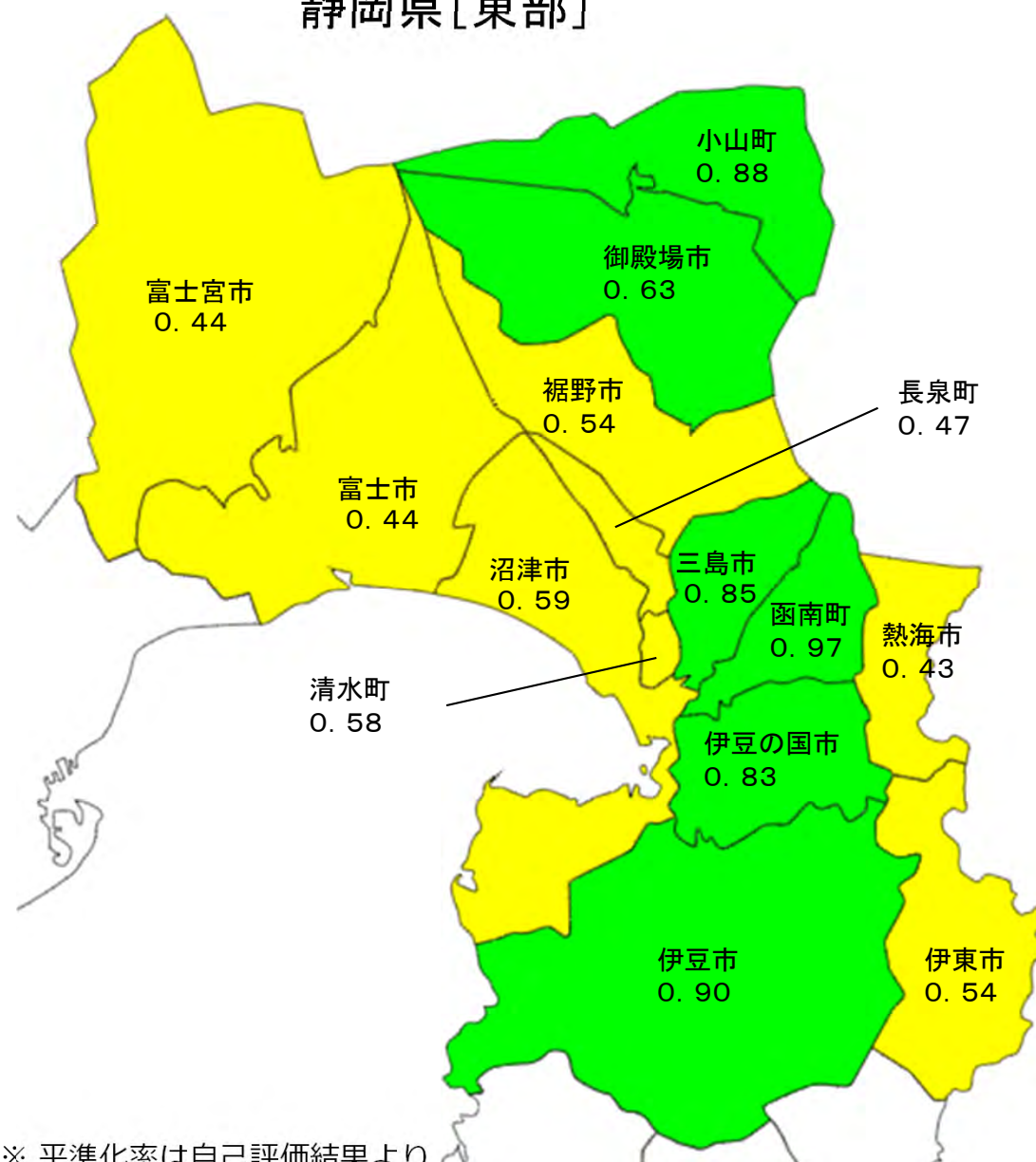
凡例



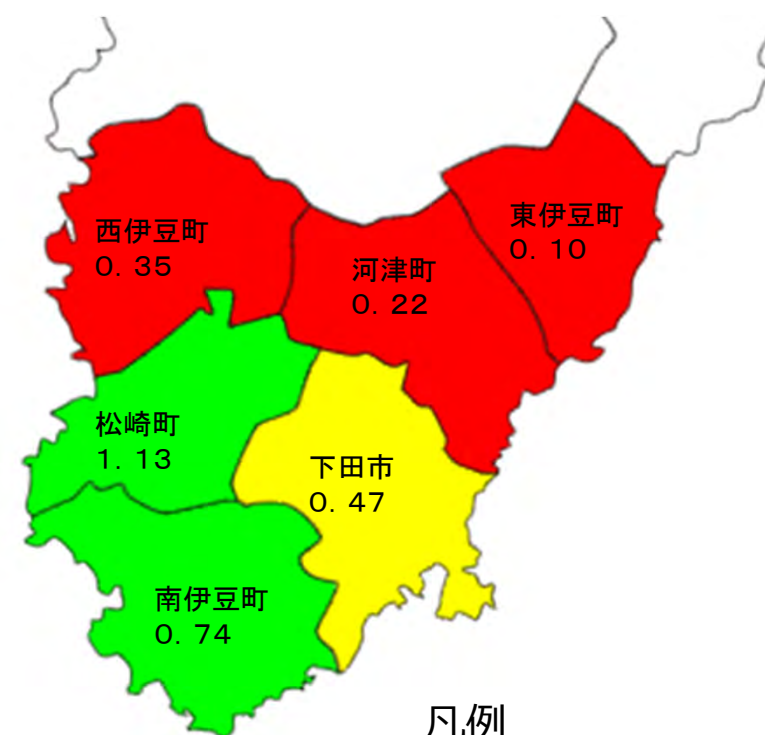
※ 平準化率は自己評価結果より

平準化率（ α ）稼働件数

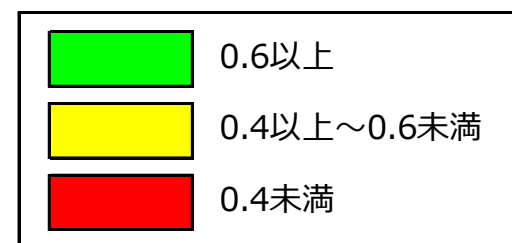
静岡県[東部]



静岡県[賀茂]

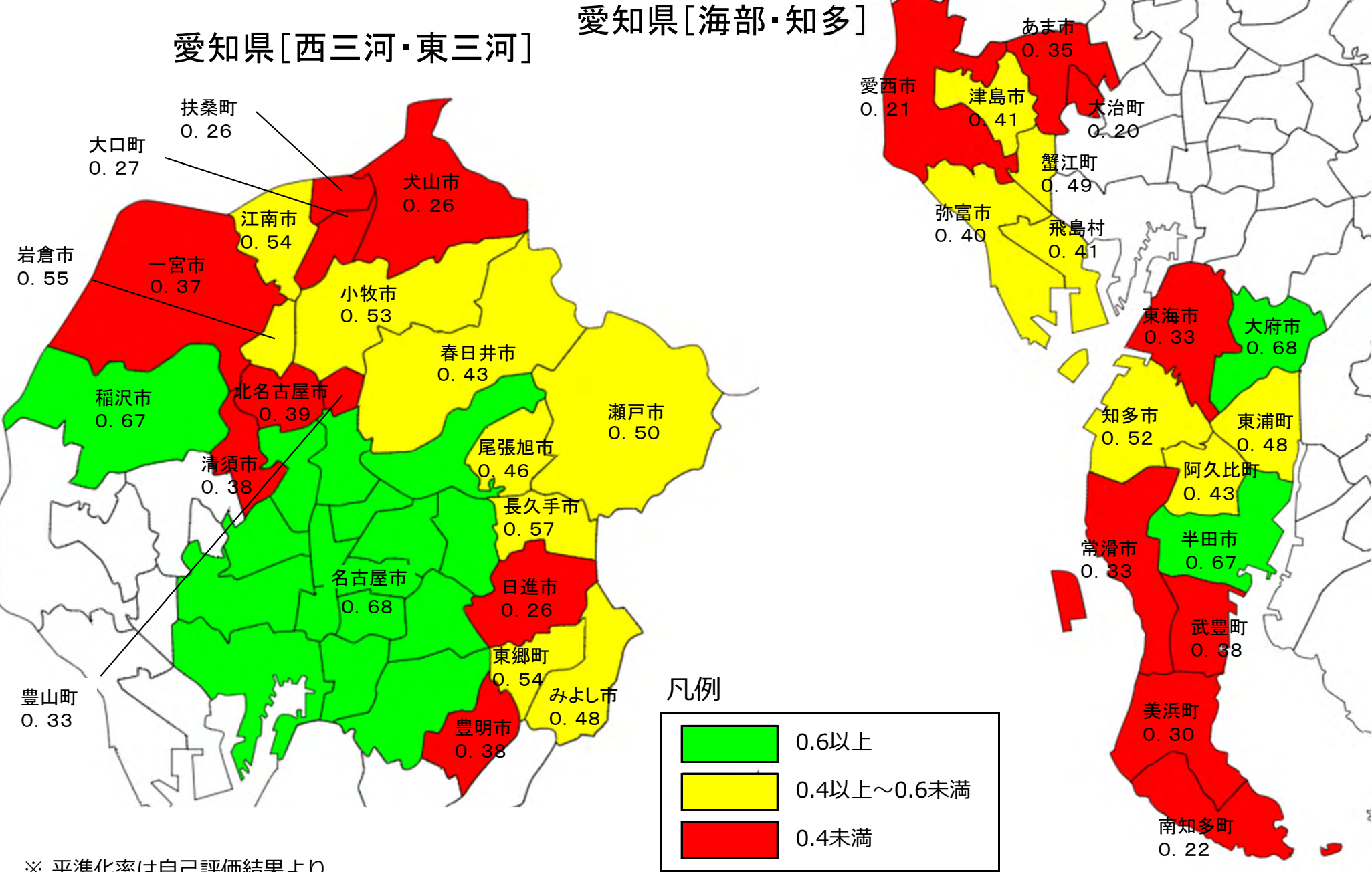


凡例



※ 平準化率は自己評価結果より

平準化率（α）稼働件数

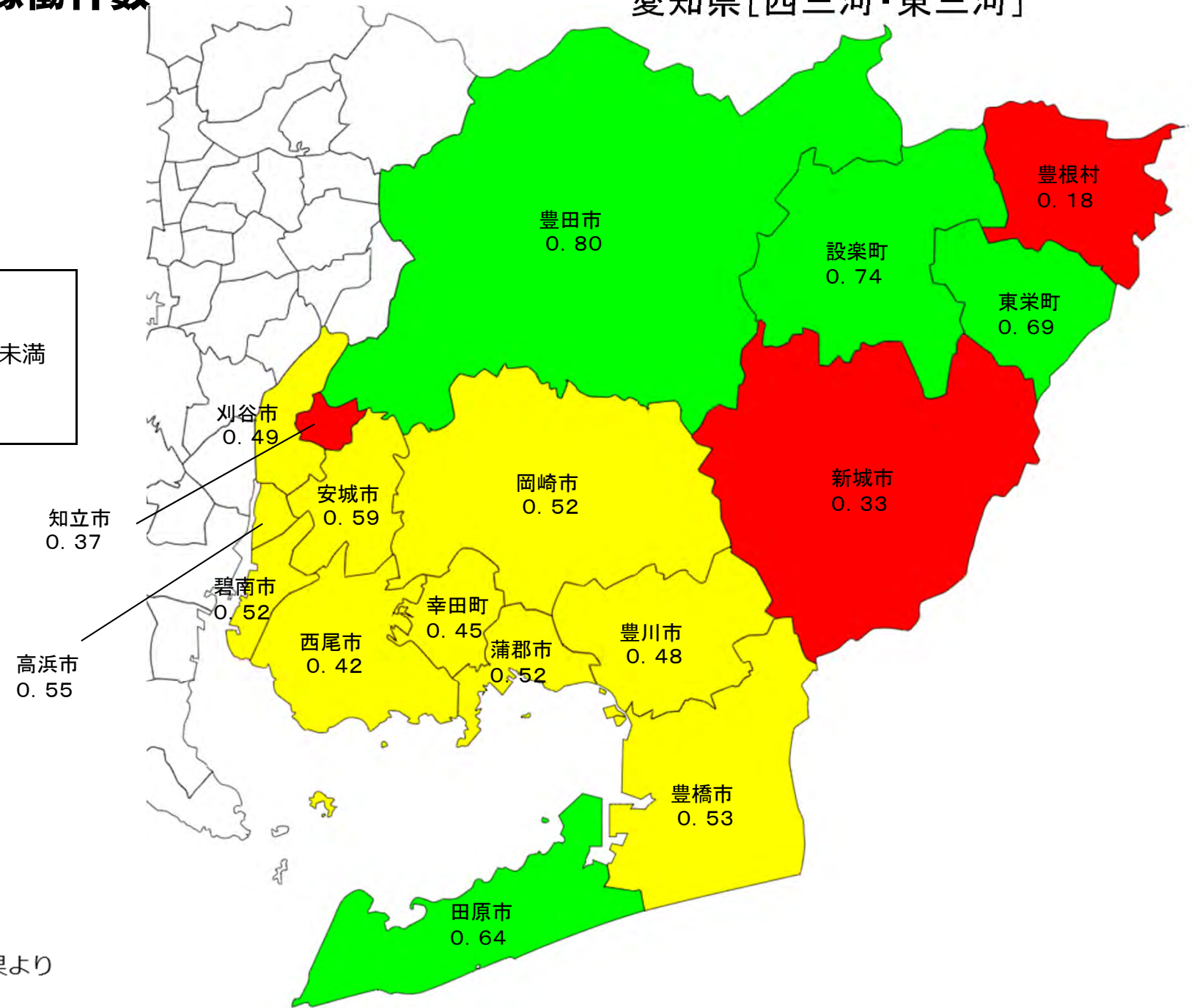
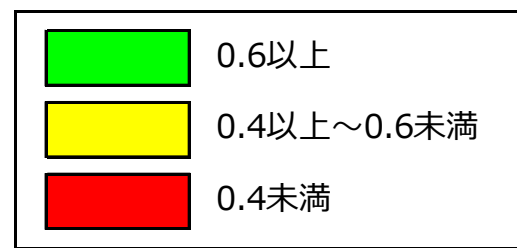


※ 平準化率は自己評価結果より

平準化率（ α ）稼働件数

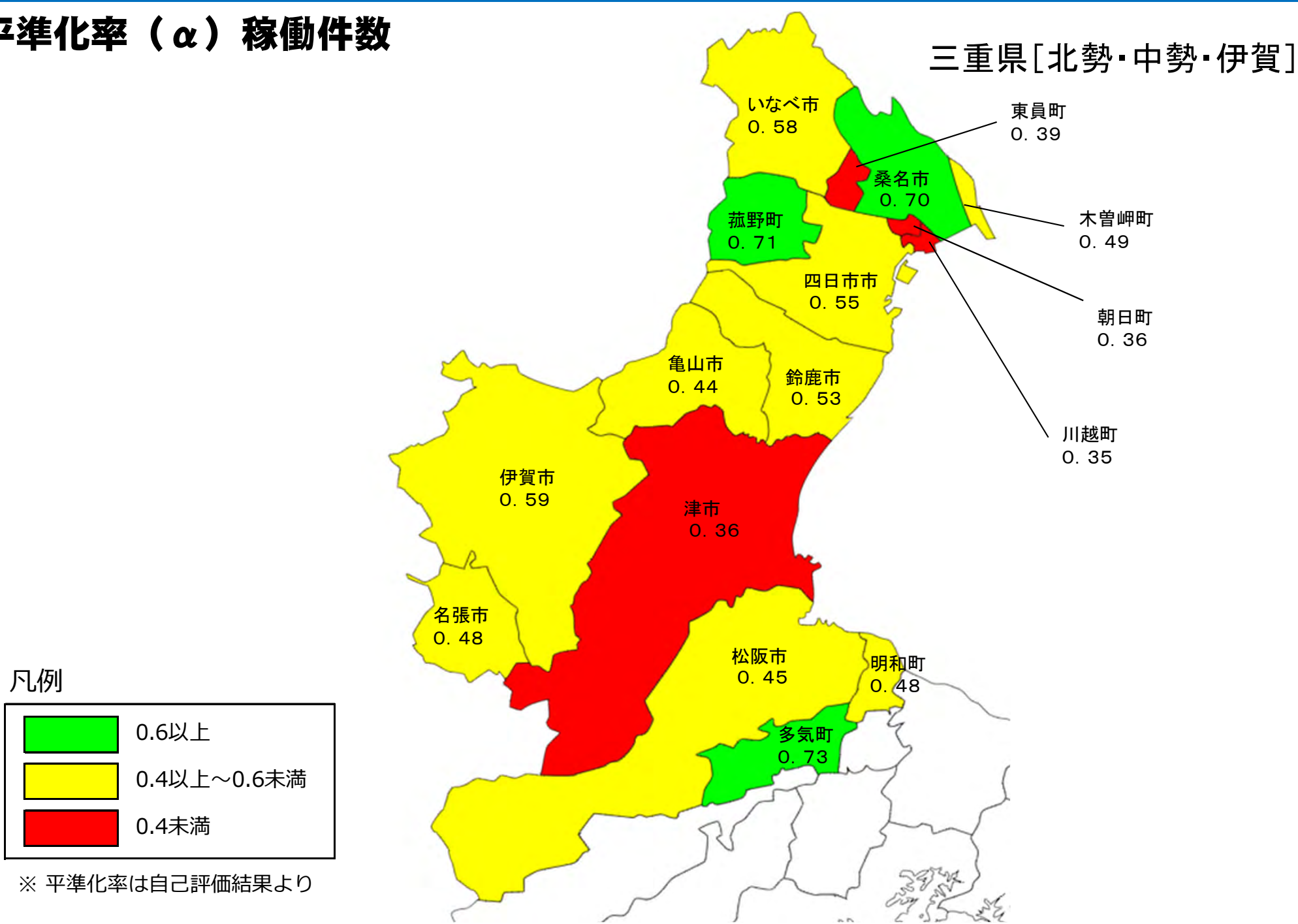
愛知県[西三河・東三河]

凡例



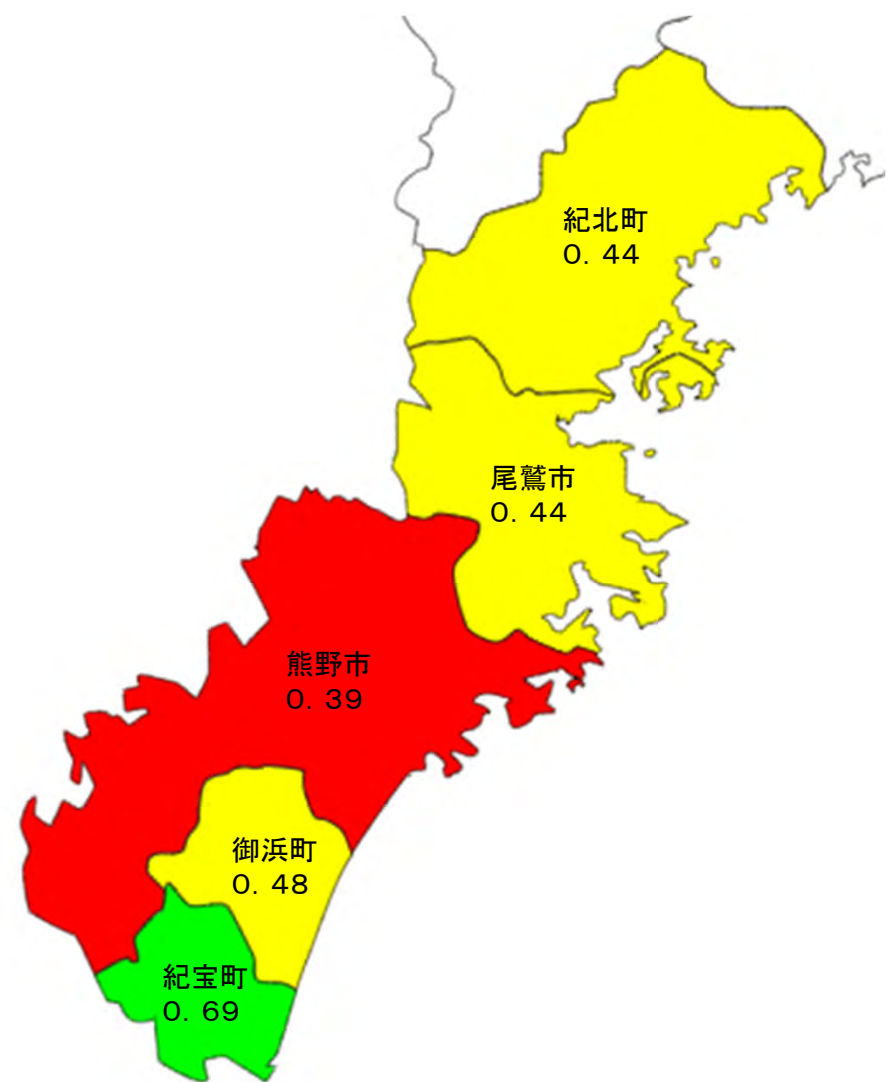
※ 平準化率は自己評価結果より

平準化率（ α ）稼働件数

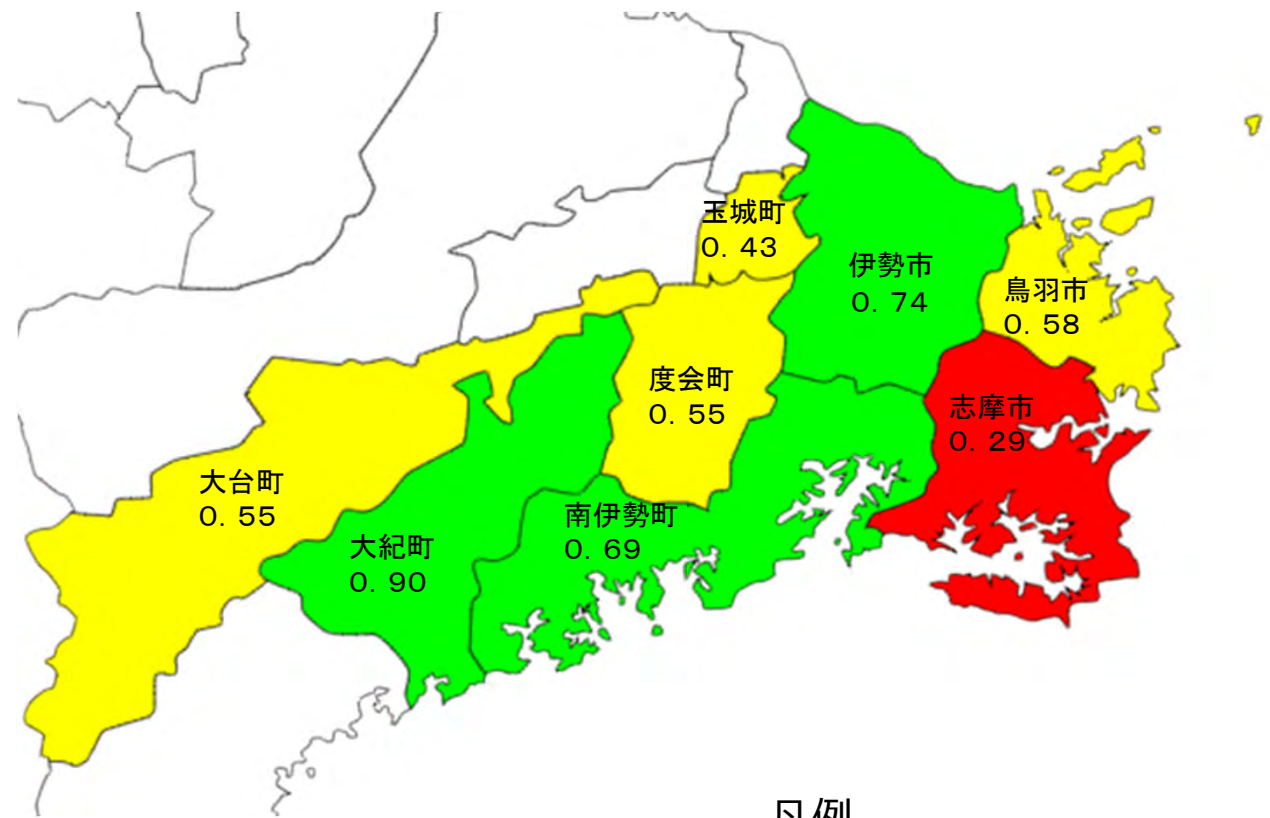


平準化率（ α ）稼働件数

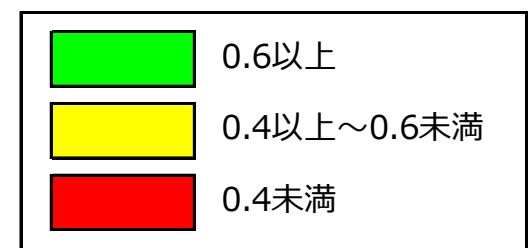
三重県[東紀州]



三重県[伊勢志摩]



凡例



【令和2年度の週休2日取組み結果】

週休2日工事（4週8休）の実施件数

※週休2日相当及び受注者希望型を含む

取組結果（令和元年度 → 令和2年度）

	令和元年度		令和2年度	結果
国	1,528件	→	1,495件	- 33件（約0.98倍）
県	378件	→	5,741件	+5,363件（約14.2倍）
政令市	131件	→	2,233件	+2,102件（約17.0倍）
	令和元年度		令和2年度	結果
市町村	109件	→	382件	+273件（約3.5倍）
	44/157市町村	→	65/157市町村	+21市町村（約1.5倍）

○令和2年度は、国はほぼ横ばいであるが、県、政令市は10倍以上の件数、市町村についても3倍以上の実施件数となった。

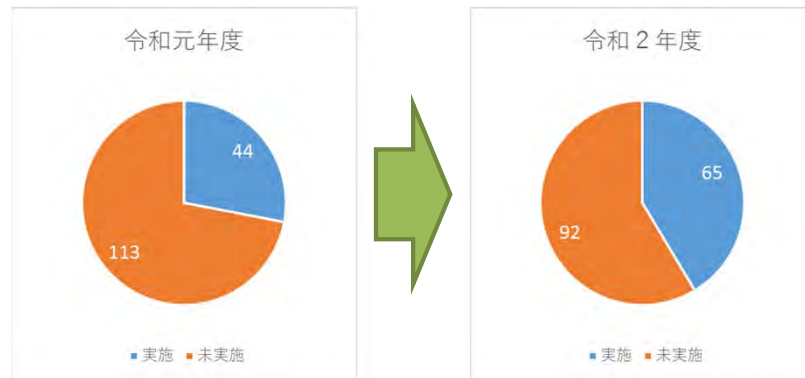
○取組み市町村数についても21市町村増加し、全市町村の約4割において実施している状況である

2. 重点項目の取組（重点項目② 週休2日工事の実施）

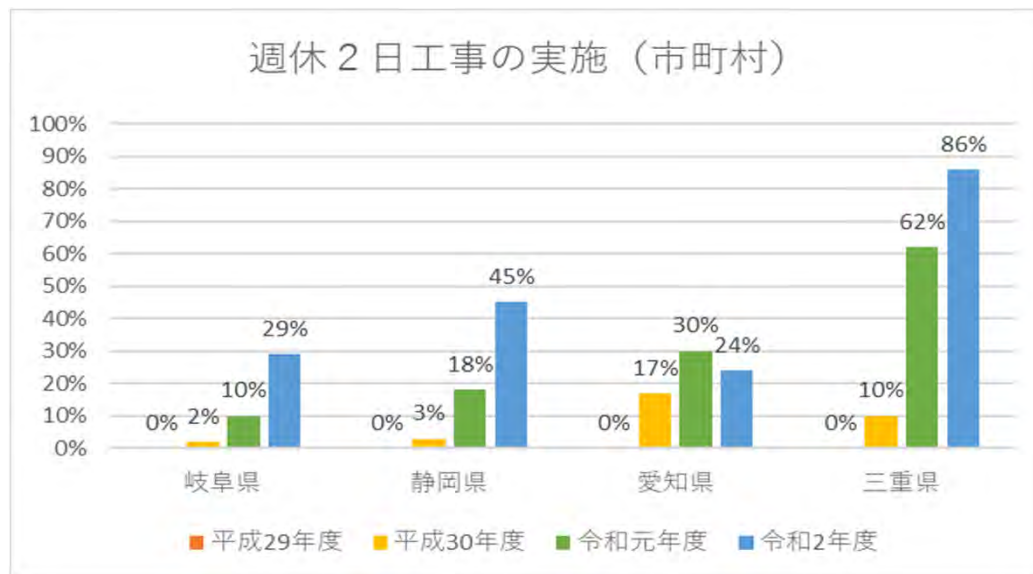
中部ブロック発注者協議会

- 取組み市町村は増加している傾向であるが、県別の取組み割合として岐阜県、愛知県が特に低いことから、更なる取組みが必要である
- 中部ブロックの発注件数は3年前と比べて20倍以上増加している状況である

◆週休2日工事の実施に取り組んだ市町村数



◆各県の実施に取り組んだ市町村の割合



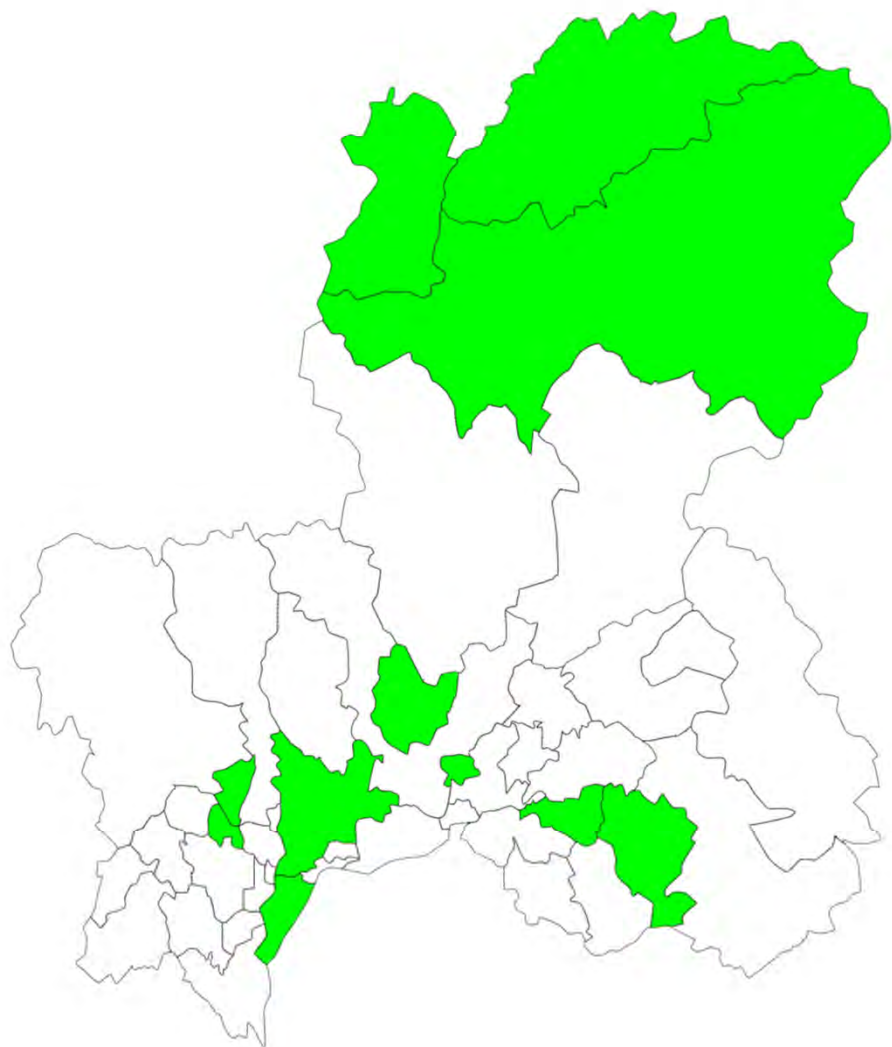
◆中部ブロック週休2日工事発注件数



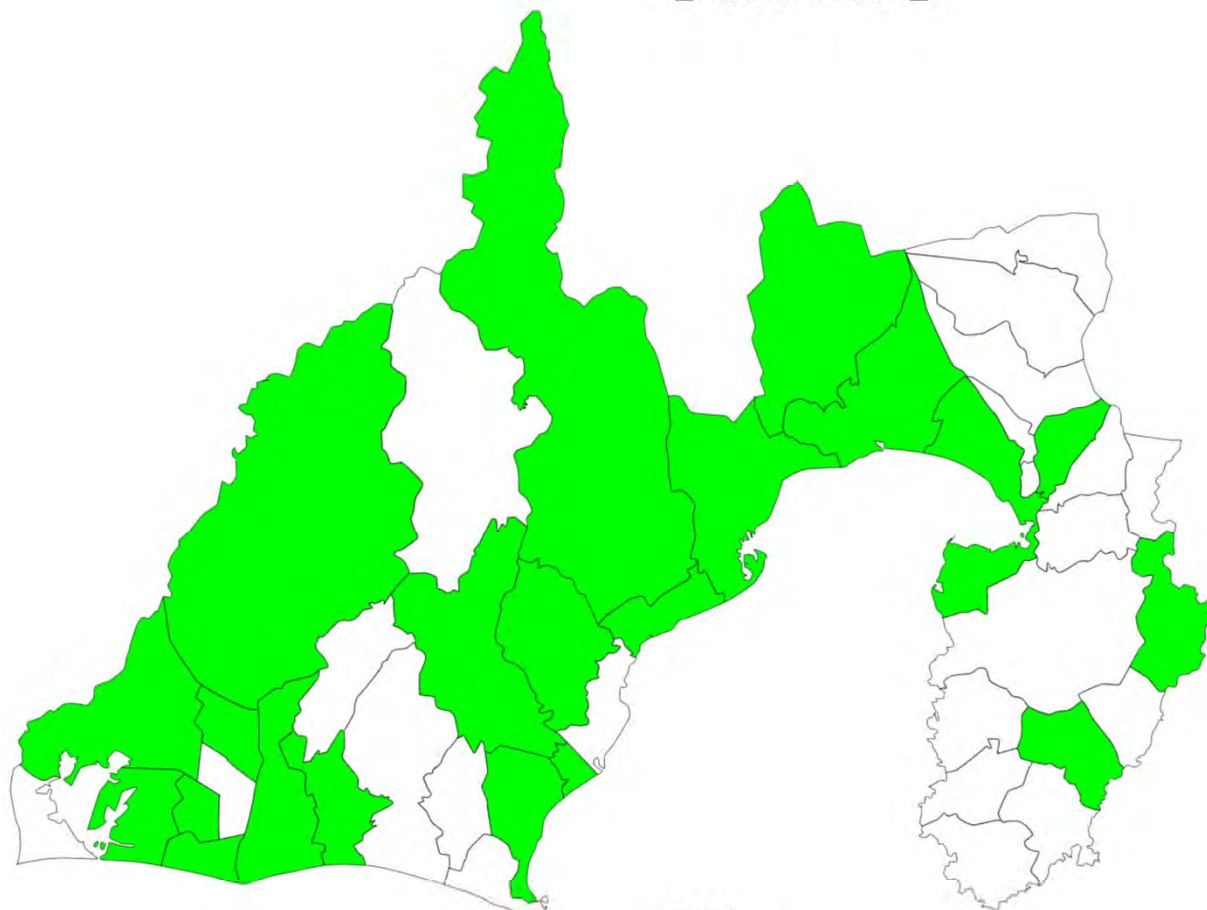
注1) データは自己評価結果より
注2) 週休2日工事(4週8休)

重点項目② 週休2日工事の取組状況「見える化」

〔 岐阜県 〕



〔 静岡県 〕



凡例

- | | |
|---|------------|
|  | 週休2日工事の実施 |
|  | 週休2日工事の未実施 |

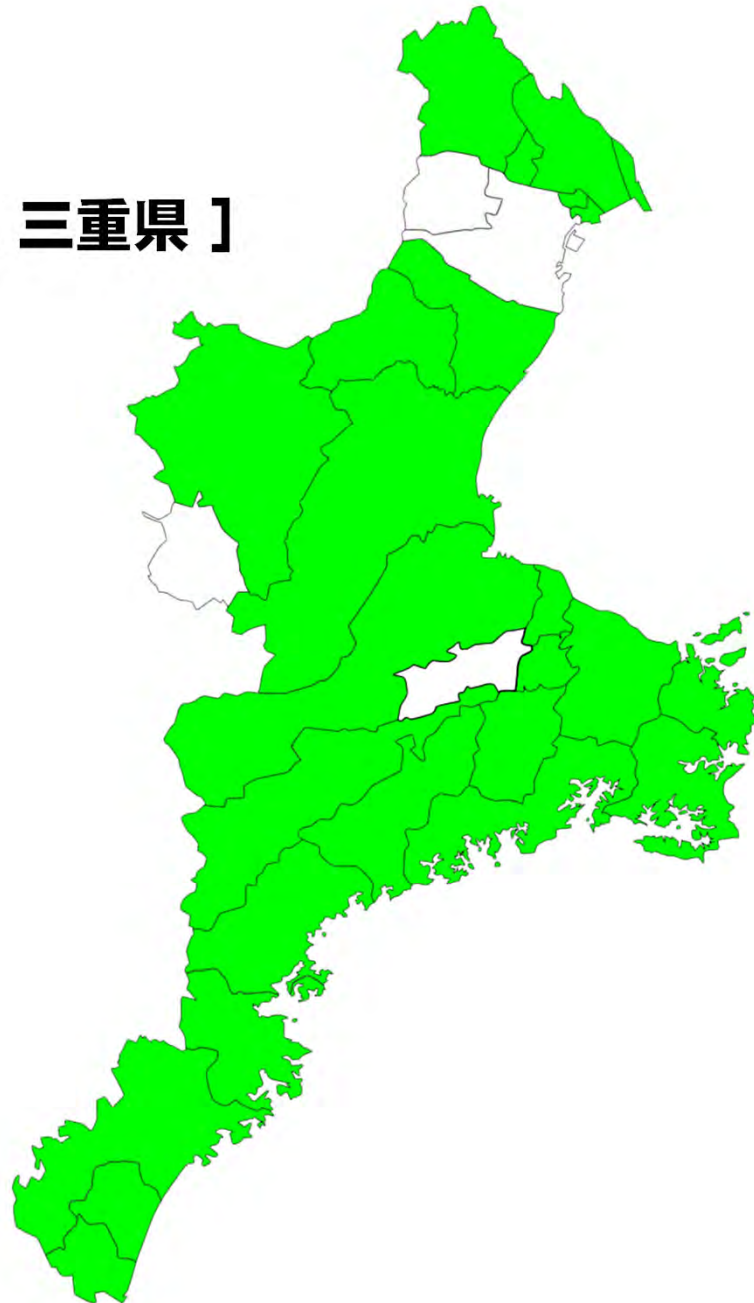
※ 週休2日工事：4週8休以上
※ 実施状況は自己評価結果より

凡例

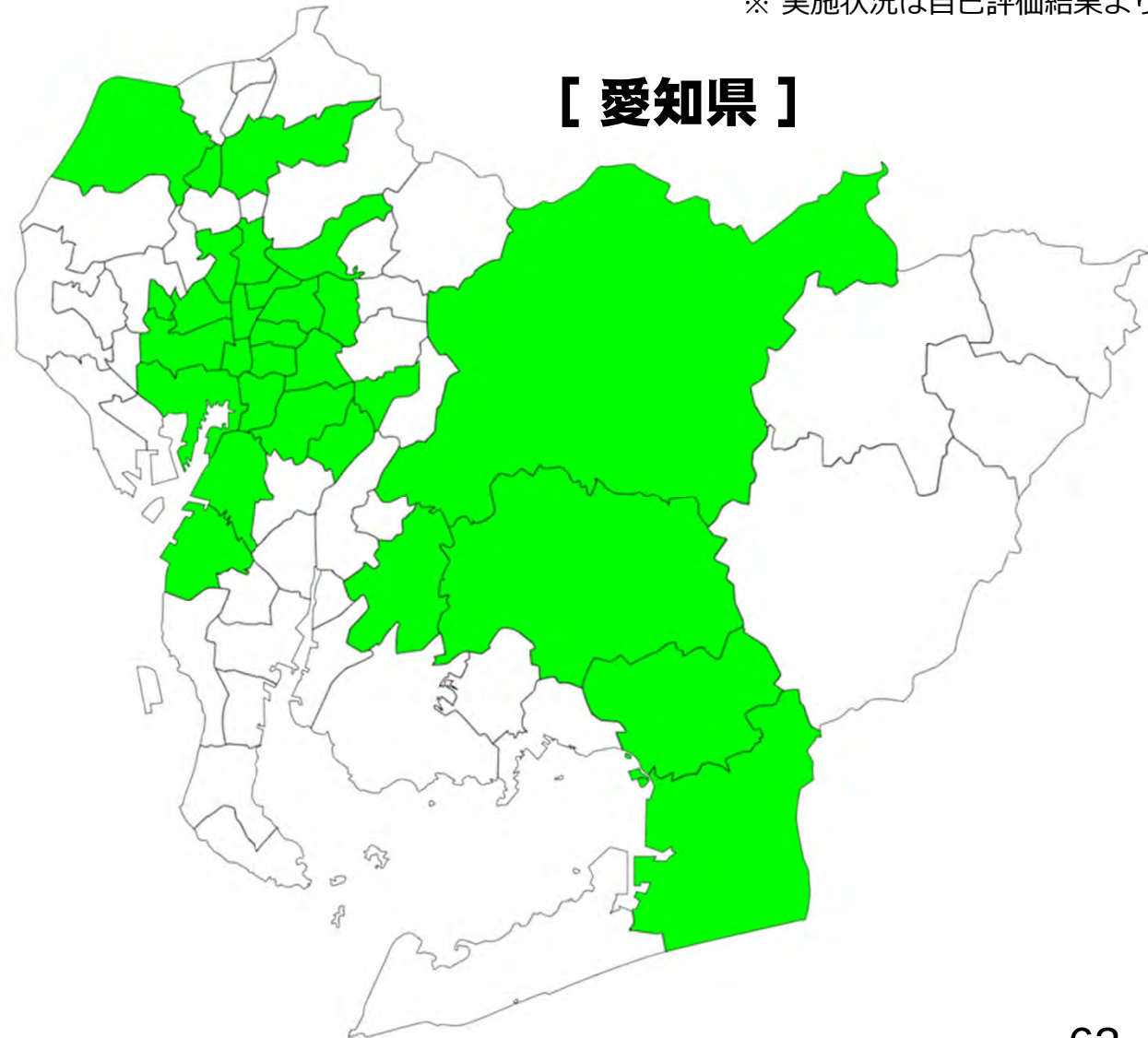
- | | |
|---|------------|
|  | 週休2日工事の実施 |
|  | 週休2日工事の未実施 |

※ 週休2日工事：4週8休以上
※ 実施状況は自己評価結果より

【 三重県 】



【 愛知県 】



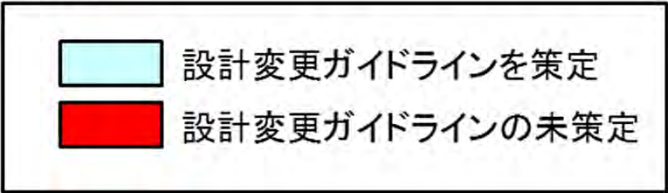
【令和2年度の設計変更ガイドラインの策定の取組み結果】

取組結果（平成30年度 → 令和2年度）					策定率
	令和元年度		令和2年度		結果
岐阜県内	48% (20/42)	→	62% (26/42)	+14%	残り38% (16市町村)
静岡県内	70% (23/33)	→	94% (31/33)	+24%	残り 6% (2市町村)
愛知県内	75% (40/53)	→	85% (45/53)	+10%	残り25% (8市町村)
三重県内	100% (29/29)	→	100% (29/29)		<u>目標達成</u>
全市町村	<u>71%</u> (112/157)	→	<u>83%</u> (131/157)	<u>+12%</u>	残り17% (26市町村)

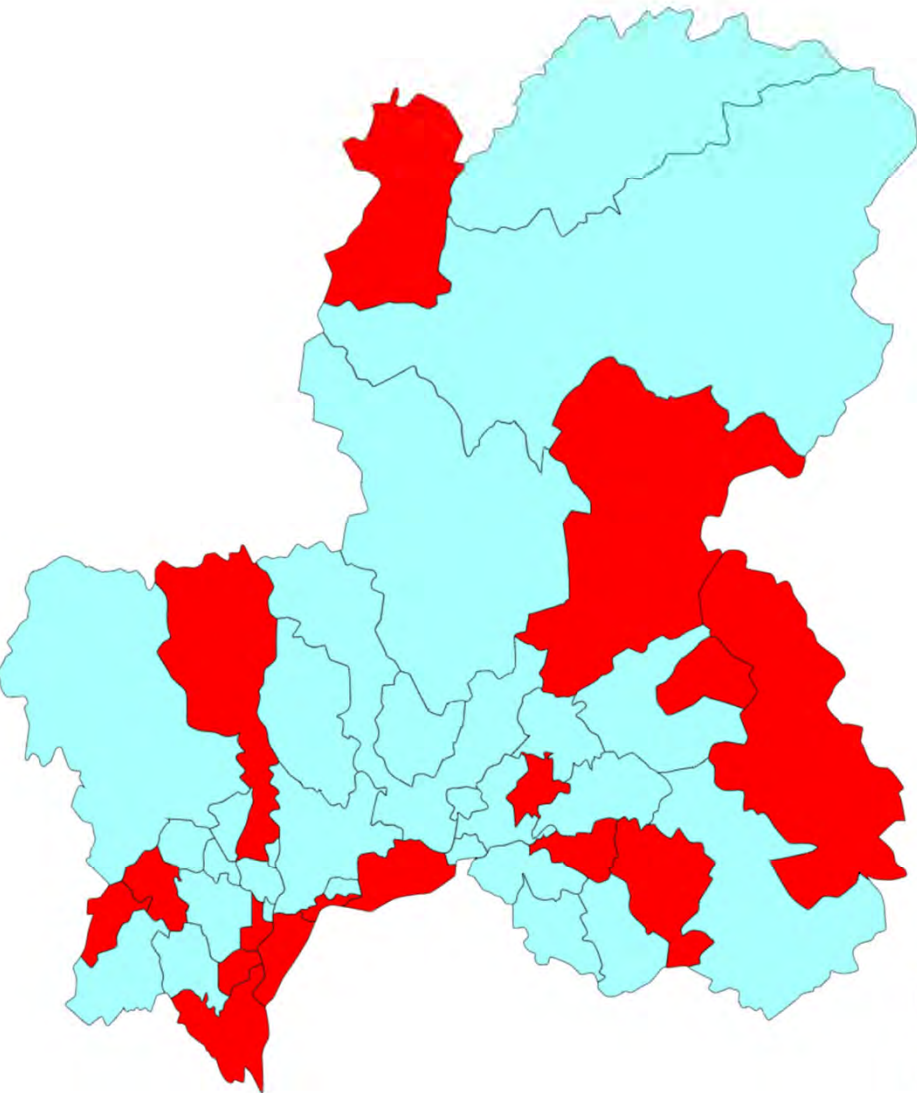
- 令和2年度に19市町村が設計変更ガイドラインを策定し策定率83%となり、残り26市町村となった。
- 三重県内では平成30年度に目標を達成している

【 岐阜県 】

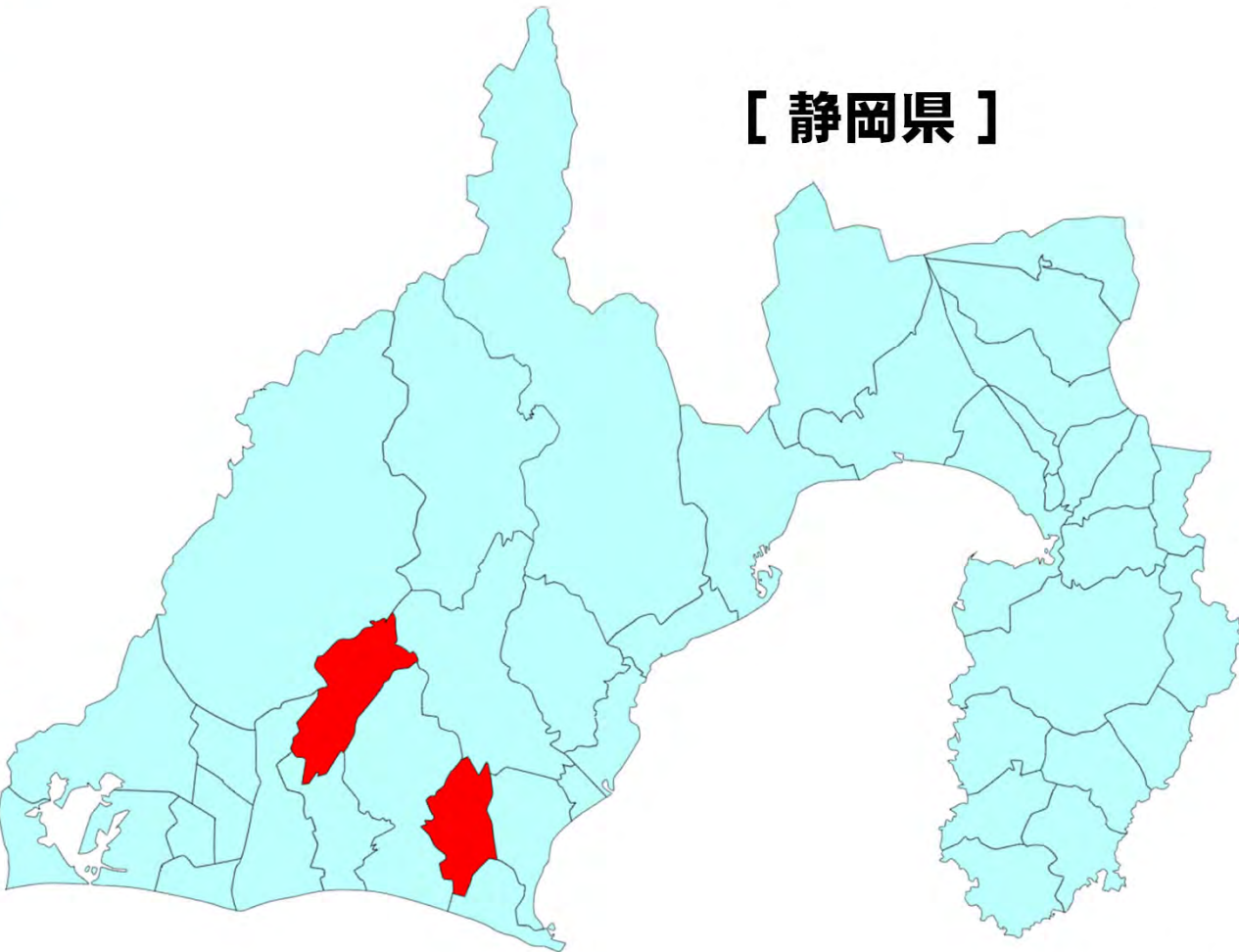
凡例



※ 策定状況は自己評価結果より



【 静岡県 】

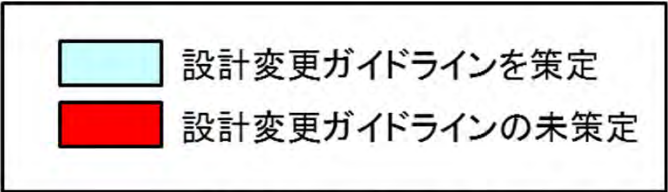


【 三重県 】

目標達成

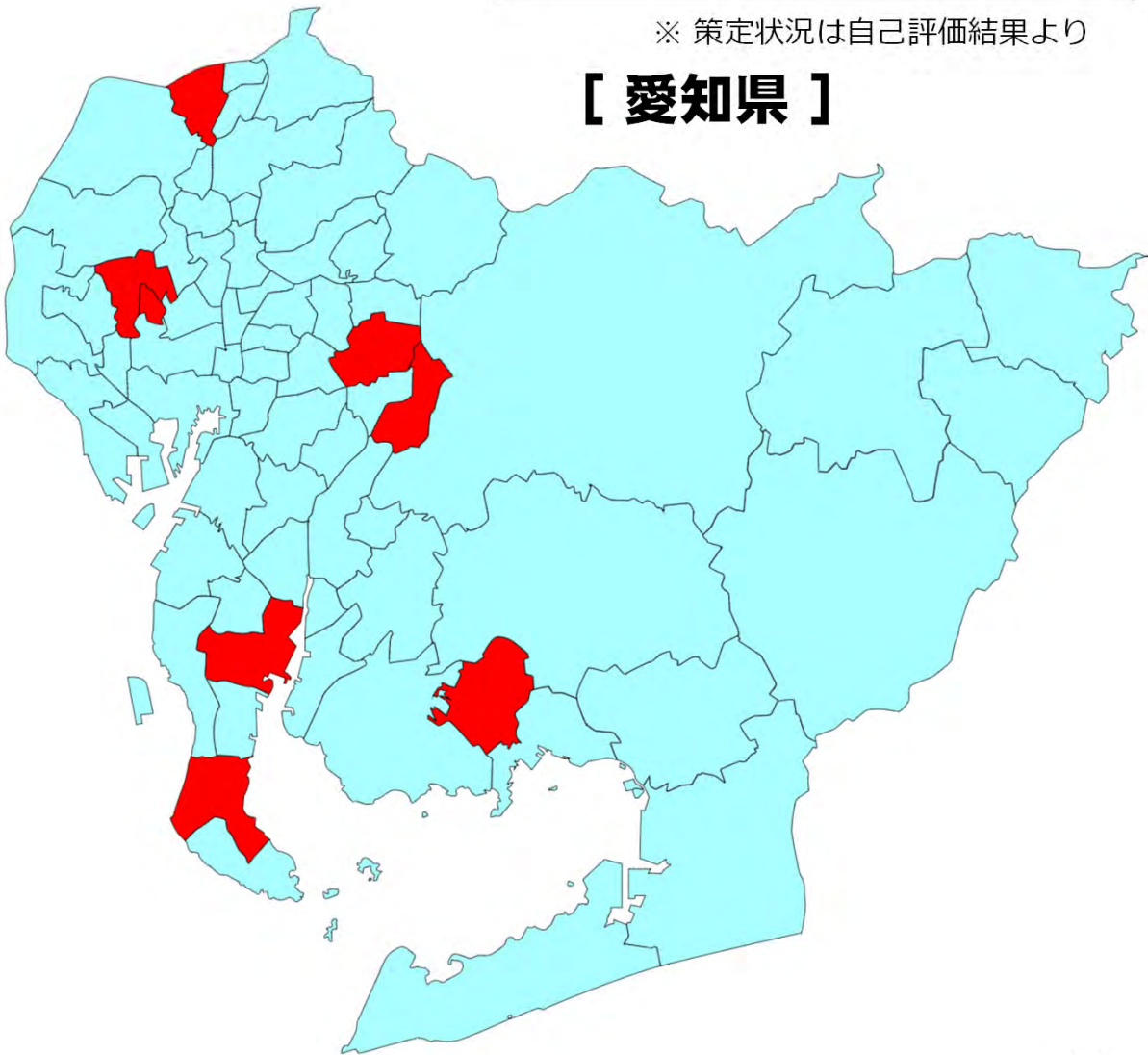


凡例



※ 策定状況は自己評価結果より

【 愛知県 】



⑤ 年度別達成目標の設定

令和2年度重点目標

重点項目①: 平準化率

- ・各国・県・政令市は前年度以上の平準化率(α)を目指す
- ・各市町村は債務負担行為(ゼロ債務含む)の活用促進

※ 債務負担行為は県部会で各市町村の目標設定及び達成状況を確認

重点項目②: 週休2日工事の実施状況

- ・各機関における「週休2日工事」の実施

※ 各機関の当初発注時の設定割合で確認
※ 週休2日相当及び受注者希望型を含む

重点項目③: 設計変更ガイドラインの策定・活用状況

- ・各市町村で設計変更ガイドラインの策定・活用

※ ガイドラインの策定状況を確認
※ ガイドラインに基づく設計変更の実施状況を確認

年度別達成目標設定

昨年度第2回協議会において、新・全国統一指標及び自己評価指標の令和6年度達成目標値が設定された。

目標達成に向け、年度毎に取組み状況を確認・検証する必要があるため、各年度の目標値を令和6年度まで段階的に設定する。

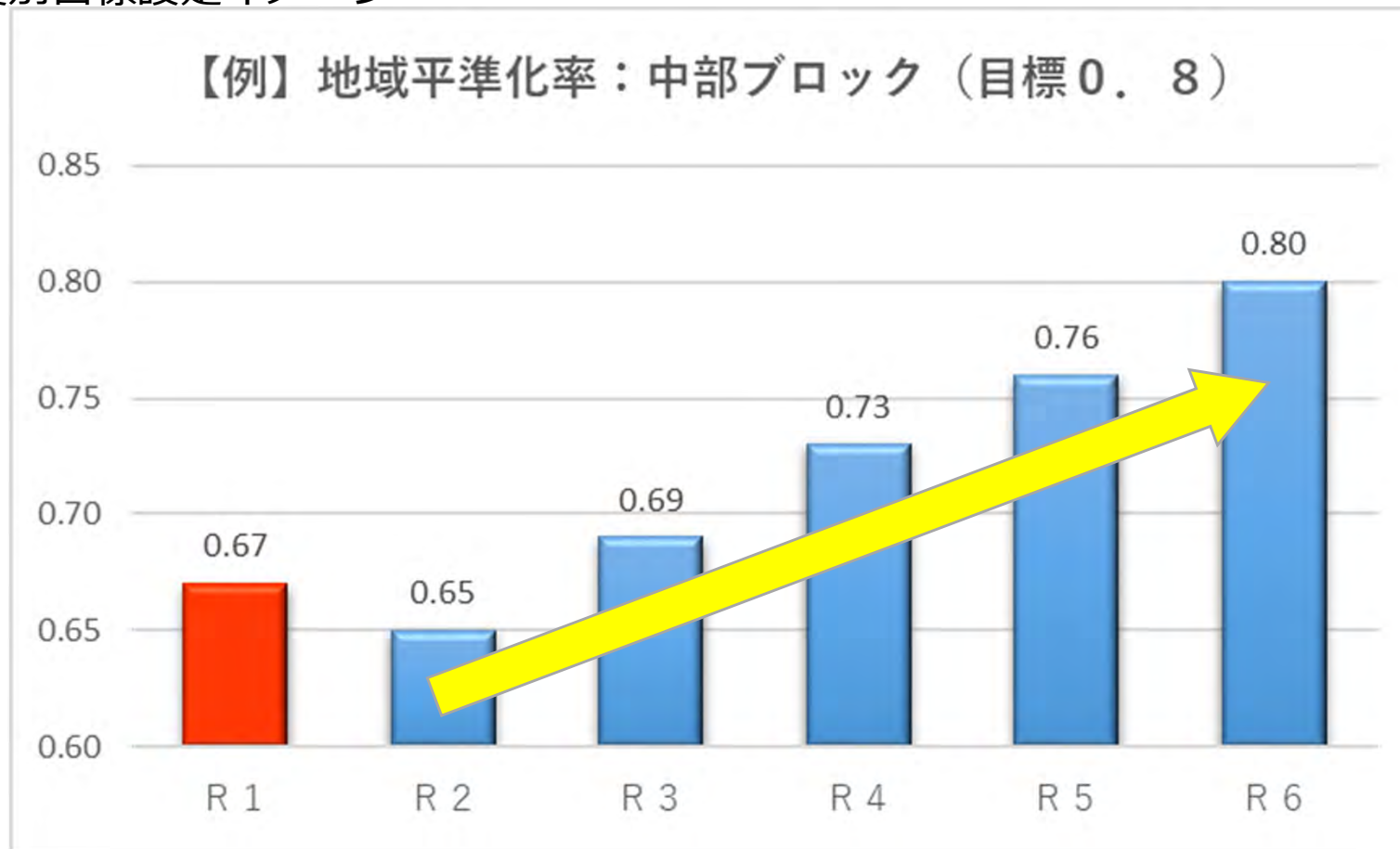
各年度で設定した
「年度別達成目標」
を確実に達成

- ・令和2年度の実績を基にして令和3年度から令和6年度までの**年度毎の目標値を設定**
- ・年度毎の目標値は**最低目標ライン**とする。
- ・各機関、各年度毎の目標に対し、実効性のある取り組みを実施し、令和6年度の目標値を確実に達成していく

3. 年度別達成目標の設定について

- ・令和6年度の目標達成に向け、令和元年度実績を基準値とし年度毎の目標を定める。
- ・年度毎の目標値は最低目標ラインとする。

年度別目標設定イメージ



- ・令和2年度は実態調査から得られた実績とする
- ・年度目標は、令和元年度の実績を基準値とし、以降令和6年度達成目標（0.8）まで均等に増加することを見込んで試算

3. 年度別達成目標の設定について

◆全国統一指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

【工事①】地域平準化率 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	0.67	0.65	0.69	0.73	0.76	0.80

県域単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
岐阜県	0.77	0.68	0.71	0.74	0.77	0.80
静岡県	0.60	0.64	0.68	0.72	0.76	0.80
愛知県	0.66	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80
三重県	0.61	0.63	0.67	0.71	0.76	0.80

$$\text{地域平準化率（件数）} = \left(\text{4～6月期の工事平均稼働件数} \right) \div \left(\text{年度の工事平均稼働件数} \right)$$

- ・集計対象工事：「一般財団法人日本建設情報総合センターコリンズ・テクリスセンター」に登録されている工事（契約金額500万円以上の工事、稼働件数は当該月に工期が含まれるもの）
 - ・地域ブロック単位：地域ブロック管内の国（国土交通省以外含む）、都道府県、政令市、市区町村発注の集計対象工事を足し合わせて算出
 - ・県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の集計対象工事を足し合わせて算出
- ※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる。

3. 年度別達成目標の設定について

◆全国統一指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

【工事②】週休2日対象工事の実施状況 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	0.43	0.66	0.67	0.68	0.69	0.70

県域単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
岐阜県	0.67	0.82	0.7	0.70	0.70	0.70
静岡県	0.03	0.61	0.63	0.65	0.68	0.70
愛知県	0.65	0.65	0.66	0.68	0.69	0.70
三重県	0.22	0.52	0.57	0.61	0.66	0.70

週休2日対象工事の実施状況 = 週休2日対象工事件数（公告等） / 全工事件数（公告等）

- ・ 週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
- ・ 対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。
- ・ 地域ブロック単位：地域ブロック管内の国等、都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出
- ・ 県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

3. 年度別達成目標の設定について

◆全国統一指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

【工事③】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 ※必ず実施すべき事項

県域単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
岐阜県	0.73	0.64	0.73	0.82	0.91	1.00
静岡県	0.84	0.94	0.95	0.97	0.98	1.00
愛知県	0.89	0.89	0.92	0.94	0.97	1.00
三重県	0.95	0.95	0.96	0.98	0.99	1.00

実施率（件数）＝
（低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数）／（年度の発注工事件数）

- ・「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」データを活用
※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数
- ・※県域単位：各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

3. 年度別達成目標の設定について

◆全国統一指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

【業務①】地域平準化率 ※必ず実施すべき事項
地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	0.48	0.44	0.43	0.42	0.41	0.40

県域単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
岐阜県	0.41	0.39	0.40	0.40	0.40	0.40
静岡県	0.51	0.44	0.43	0.42	0.41	0.40
愛知県	0.43	0.42	0.41	0.41	0.40	0.40
三重県	0.46	0.35	0.40	0.40	0.40	0.40

地域平準化率（件数）＝第4四半期[1～3月]に完了する業務件数／年度の業務稼働件数

- ・集計対象工事：測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務（1件当たり100万円以上）、稼働件数は当該年度に稼働した業務（繰越、翌債等次年度にも渡る業務含）
 - ・地域ブロック単位：地域ブロック管内の国（国土交通省以外含む）、都道府県、政令市発注の集計対象業務を足し合わせて算出
 - ・県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の集計対象業務を足し合わせて算出
- ※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる。

3. 年度別達成目標の設定について

◆全国統一指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

【業務②】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 ※必ず実施すべき事項

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
岐阜県	1.00	0.60	0.70	0.80	0.90	1.00
静岡県	0.94	0.95	0.96	0.98	0.99	1.00
愛知県	0.94	0.87	0.90	0.93	0.97	1.00
三重県	0.81	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

実施率（件数）＝
（低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数）／（年度の発注業務件数）

- ・「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」データを活用
※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数
- ・※県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

3. 年度別達成目標の設定について

◆自己評価指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

【工事④】最新の積算基準の適用状況 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	29%	38%	54%	69%	85%	100%

※最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し活用している割合

【工事⑤】適正な工期の設定 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	—	47%	60%	73%	87%	100%

※工期の設定基準を整備している割合

【工事⑥】設計変更ガイドラインの策定・活用 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	68%	79%	84%	89%	95%	100%

※設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している割合

3. 年度別達成目標の設定について

◆自己評価指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

【工事⑦】建設ICTの導入状況 ※実施に努める事項
地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	9%	10%	33%	55%	78%	100%

※導入及び試行導入している割合

【工事⑧】受発注者間の工事情報の共有状況（ASP） ※実施に努める事項
地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	5%	7%	30%	53%	77%	100%

※実施及び一部実施している割合

【工事⑨】総合評価落札方式の導入状況 ※実施に努める事項
地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	86%	75%	81%	87%	94%	100%

※本格導入及び一部導入している割合

3. 年度別達成目標の設定について

◆自己評価指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

【業務③】最新の積算基準の適用状況 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	－	92%	94%	96%	98%	100%

※最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し活用している割合

【業務④】適正な履行期間の設定 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	－	24%	43%	62%	81%	100%

※履行期間の設定基準を整備している割合

【業務⑤】設計変更ガイドラインの策定・活用 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	－	46%	59%	73%	86%	100%

※設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している割合

【業務⑥】総合評価落札方式の導入状況 ※実施に努める事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	－	21%	40%	60%	80%	100%

※本格導入及び一部導入している割合

(3) 各機関の取組みについて

中部地方整備局／東海農政局／岐阜県／静岡県／愛知県／三重県

令和3年7月

中部地方整備局の取組み

令和3年7月

1. 地方自治体等支援(取組み)

協議会事務局における取組み(R3)

研修・講習会の実施(実施時期は適宜)

- ・改正品確法運用指針等の講習会を各県部会にて開催
- ・地方自治体の講習会・研修への講師派遣
- ・直轄の工事監督・検査担当職員研修、中部地整研修への自治体職員受入

直轄工事検査への臨場立会(立会時期は秋頃から2月まで)

- ・直轄工事の検査に自治体職員の臨場立会

人的支援(支援時期は適宜)

- ・地方自治体の総合評価審査委員会へ委員として職員を派遣

相談窓口の設置・情報共有

- ・公共工事品質確保の相談窓口を設置
- ・改正品確法受注者アンケート(窓口)の設置

外部からの支援体制の活用

- ・中部ブロックで「公共工事発注者支援機関の評価制度」を設立し活用

認定機関として[土木]5機関 [建築]5機関を認定 (令和3年6月11日現在)

研修・講習の講師派遣、検査等の臨場立会の依頼につきましては、総括窓口の本局技術管理課まで、窓口への相談等につきましては、近隣の県代表事務所または本局技術管理課までご連絡をお願いします

1. 地方自治体等支援(窓口一覧)

◆相談窓口一覧

(R3.7.1現在)

		事務所名等	役職	担当者名	連絡先【電話】	
公共工事発注者支援本部	本 局	総務部 企画部 港湾空港部	(総括窓口) 技術管理課 建設専門官	田島 健	0 5 2 - 9 5 3 - 8 1 3 1	
		営繕部	(公共建築相談窓口) 技術・評価課 建設専門官	下野 裕徳	0 5 2 - 9 5 3 - 8 1 9 7	
	県代表事務所	岐阜県	木曽川上流河川事務所	副所長(技)	折戸 充	0 5 8 - 2 5 1 - 1 3 2 1
			岐阜国道事務所	副所長(技)	田中 慎次	0 5 8 - 2 7 1 - 9 8 1 1
		静岡県	静岡河川事務所	副所長(技)	齊木 雅邦	0 5 4 - 2 7 3 - 9 1 0 0
			静岡国道事務所	副所長(技)	浅井 聡	0 5 4 - 2 5 0 - 8 9 0 0
			清水港湾事務所	副所長(技)	和田 尚久	0 5 4 - 3 5 2 - 4 1 4 6
			静岡営繕事務所	(公共建築相談窓口) 技術課長	坂元 幸一	0 5 4 - 2 5 5 - 1 4 2 1
		愛知県	庄内川河川事務所	副所長(技)	村田 智孝	0 5 2 - 9 1 4 - 6 7 1 1
			名古屋国道事務所	副所長(技)	保庭 正人	0 5 2 - 8 5 3 - 7 3 2 0
			名古屋港湾事務所	副所長(技)	板生 考司	0 5 2 - 6 5 1 - 6 2 6 6
			三河港湾事務所	副所長(技)	田村 誠	0 5 3 2 - 3 2 - 3 2 5 1
		三重県	三重河川国道事務所	副所長(技)	岡村 和久	0 5 2 - 2 2 9 - 2 2 1 1
			四日市港湾事務所	副所長(技)	細川 浩二	0 5 9 - 3 5 1 - 1 3 5 7
長野県	天竜川上流河川事務所	副所長(技)	大森 秀人	0 2 6 5 - 8 1 - 6 4 1 1		
	飯田国道事務所	副所長(技)	市川 英敏	0 2 6 5 - 5 3 - 7 2 0 0		
その他事務所		『改正品確法運用指針』に関するご相談は、上記担当者を窓口と致しますが、各事務所に設置の地域総合支援室「担当者」でも受け付けます。				

2. 担い手確保に向けた取組み

- 建設業の新3K（給与、休暇、希望）を実現するため、中部地整の直轄工事において各種モデル工事の発注や施策の取組みを実施
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安心・安全や経済を支える

給与	休暇	希望
○OCCUCモデル工事 （義務化、活用推奨） ・一般土木でWTO対象工事に義務化または活用推奨モデル工事、Cランク対象工事に活用推奨モデル工事を発注 ＜R2発注工事＞ ・義務化モデル工事：1件 ・活用推奨モデル工事：8件 ○「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 ・下請け企業からの労務費見積を尊重する発注時に宣言する工事でWTOにてモデル工事を発注 ＜R2発注工事＞ ・促進モデル工事：3件	○週休2日対象工事 ・本官工事：完全週休2日（原則発注者指定） ・分任官工事：週休2日相当（原則発注者指定） ※週休2日の実施に伴う必要経費を当初より計上 ○適正な工期設定 ・工事規模や工種に応じて準備、後片付け期間の見直し ・実工期を柔軟に設定できるような余裕期間制度の活用 ・工期設定に関し、歩掛りより標準作業日数を自動で算出する工期設定支援システムを導入	○ICTを活用した生産向上 ・BIM／CIMを活用し、3次元モデルとすることで、情報の集約化が可能となり、事業の生産性の向上や目的物の品質向上を図る ・ICTの積極的な活用により、検査書類の簡素化や作業の効率化を図れる ○中長期的な発注見通しの公表 ・改正品確法を踏まえて、R2年度より中長期的な工事発注見通しを公表 ○平準化に向けた取組み ・平準化に取り組むことで、安定的に工事を実施することから、雇用の安定を図れる

3. 施工時期等の平準化の取組み(国としての取組み)

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。
具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む

①国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための**国庫債務負担行為(2か年国債^(注1)及びゼロ国債^(注2))**を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債〉
令和2年度:約3,200億円 (平成31年度:約3,200億円)
※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定(業務についても平成31年度から新たに設定)
※令和2年度の内訳は、2ヶ年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円(業務含む)

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

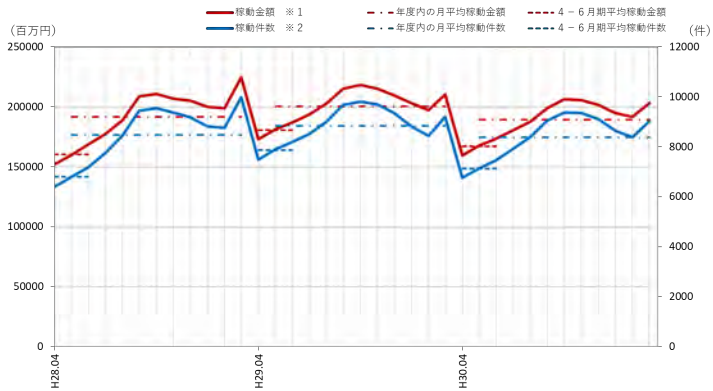
全ブロックで実施している国、地方公共団体等の**発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大**

※参加状況の推移:平成29年3月時点:約500団体(約25%)→令和元年11月時点:1946団体(約97%)
国、特殊法人等:205/213、都道府県:47/47、政令指定都市:20/20、市町村:1674/1722(令和元年11月時点)

③地方公共団体等への働きかけ

地域発注者協議会等を通じて、自治体ごとの平準化の進捗や取組状況の見える化を図るとともに、取組の進んでいない自治体に対して**直接ヒアリング**なども行いながら、**継続的にフォローアップを実施**。

注1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。
注2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。



国土交通省直轄工事 稼働件数・金額の推移(全国)

【各地区のページ】
※〇〇地区の発注見通し
〇〇地区とは、〇〇市、〇〇町、〇〇村を含む地区です。
① 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。② 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。③ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。④ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。⑤ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。⑥ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。⑦ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。⑧ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。⑨ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。⑩ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。⑪ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。⑫ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。⑬ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。⑭ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。⑮ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。⑯ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。⑰ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。⑱ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。⑲ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。⑳ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。㉑ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。㉒ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。㉓ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。㉔ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。㉕ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。㉖ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。㉗ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。㉘ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。㉙ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。㉚ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。㉛ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。㉜ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。㉝ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。㉞ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。㉟ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。㊱ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。㊲ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。㊳ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。㊴ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。㊵ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。㊶ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。㊷ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。㊸ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。㊹ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。㊺ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。㊻ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。㊼ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。㊽ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。㊾ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、増減する工事がある。㊿ 平成29年11月1日現在に公表した見通し(前年度)と比べ、減る工事がある。

発注見通しの統合・公表のページ(イメージ)

3. 施工時期等の平準化の取組み(中部地整としての取組み)

現在、入札情報サービス(PPI)において、工事単位の発注見通しを掲載

入札情報サービス

ヘルプお問い合わせ全国版TOP

全国北海道東北関東北陸中部近畿中国四国九州・沖縄

中長期の検索

工事の検索

業務の検索

発注機関の検索

中長期発注見通し

発注の見通し

入札公告等

入札の経過

発注の見通し

入札公告等

入札の経過

発注機関情報

発注の見通し(工事)検索条件指定

発注機関

▽大分類

▽中分類

▽小分類

▽細分類

複数選択

工事名(文字列検索)

※条件の複数指定はできません。

工事場所(リスト検索)

☒ 地方

▽大分類

都道府県

▽中分類

市町村

▽小分類

工事場所(文字列検索)

☐

※条件の複数指定はできません。

令和2年10月より追加して公表

事業計画通知に記載している事業(プロジェクト)の情報を
中長期的な見通しとして追加

No.	発注機関/担当部・事務所	事業名	更新日
1	国土交通省〇〇地方整備局／〇〇国道事務所	国道〇〇号〇〇道 (〇〇~〇〇) (〇〇環状道路)	2020/04/01
2	国土交通省〇〇地方整備局／〇〇国道事務所	国道〇〇号〇〇道	2020/04/01



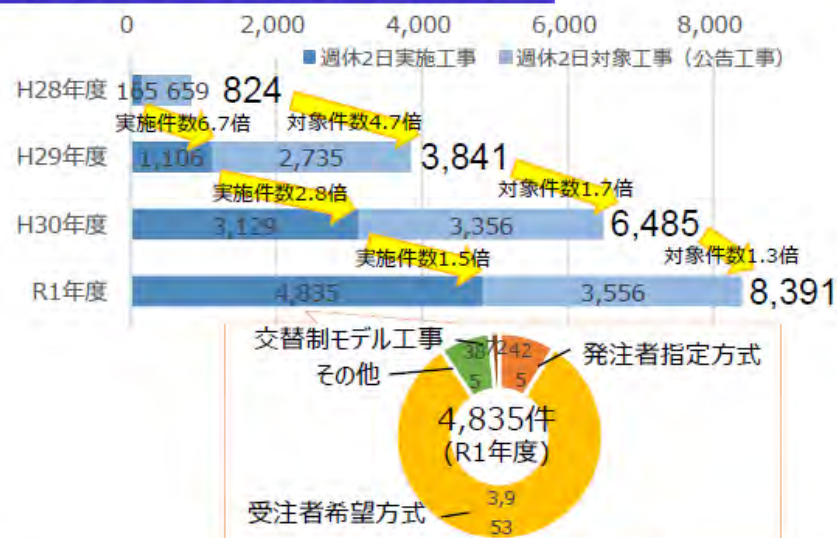
発注機関	国土交通省〇〇地方整備局
担当部・事務所	〇〇国道事務所
事業名称	国道〇〇号 〇〇道路
全体事業規模	L=23.0km
全体事業費	〇〇〇億円
当年度の事業費	〇〇億円
事業進捗/完成予定時期	事業進捗率: 〇〇% 用地進捗率: 〇〇%
当年度事業概要	道路改良工 〇km 橋梁上下部工 〇橋 トンネル工 〇箇所 ※関連する測量、調査、設計業務も含む
備考	

対象事業 : 直轄事業のうち、河川・道路・公園事業

4. 週休2日確保に向けた取組み状況(直轄全体)

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況(直轄)



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
公告件数(取組件数)	824(165)	3,841(1,106)	6,485(3,129)	8,391(4,835)
実施率	20.0%	28.7%	48.2%	57.6%

週休2日工事の実施状況(都道府県・政令市(計67団体))

- H29年度: 実施済39団体
- H30年度: 実施済56団体
- R1年度: 実施済66団体

週休2日の推進に向けた取組(直轄)

■週休2日の実施に伴う必要経費を計上

- ・平成29年度より共通仮設費、現場管理費、平成30年度より労務費、機械経費(賃料)について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- ・R3年度は、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を引き続き継続。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)*	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率*	1.02	1.03	1.04
現場管理費率*	1.03	1.04	1.06

*週休2日の実施により、現状より工期が長くなるに伴う必要経費に関する補正

■週休2日交替制モデル工事の試行

- ・R1年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保するモデル工事を試行。達成状況に応じて労務費を補正。
- ・R3年度より、交替制モデル工事における週休2日の実現に向けた環境整備として、新たに現場管理費の補正係数を設定。

休日率	4週6休以上 7休未満	4週7休以上 8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

■工事成績評定による加点

4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

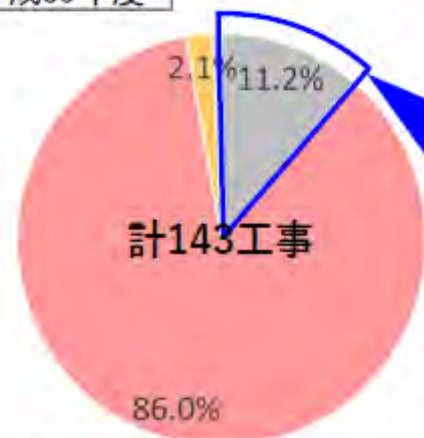
- 直轄工事においては、R6年4月の時間外労働規制の適用に先駆け、R5年度には原則として全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。

4. 週休2日確保に向けた取組み状況(中部地整)

○受注者希望型のうち平成30年度工事は約6割が週休2日実施意思なし ⇒ 令和2年度は約2割に大きく減少。
○フレックス工期の活用も含め、週休2日取得を進める工事現場環境が改善傾向。

発注者指定型の実施状況

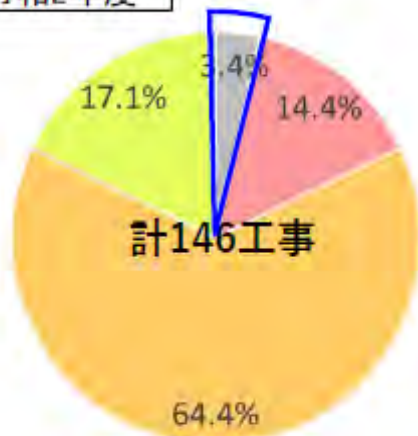
平成30年度



週休2日の意欲があっても実現できなかった工事が1割程度存在。

⇒さらなる改善

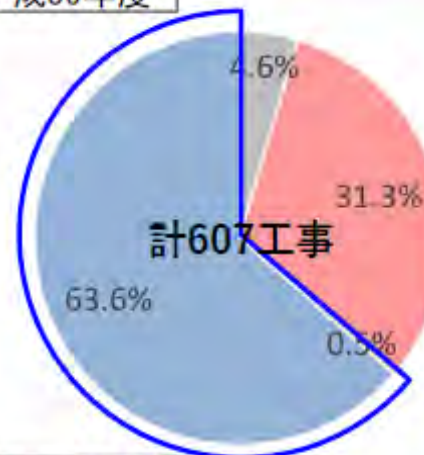
令和2年度



週休2日の実施意思無し工事が大幅に減少
H30:6割→R2:2割

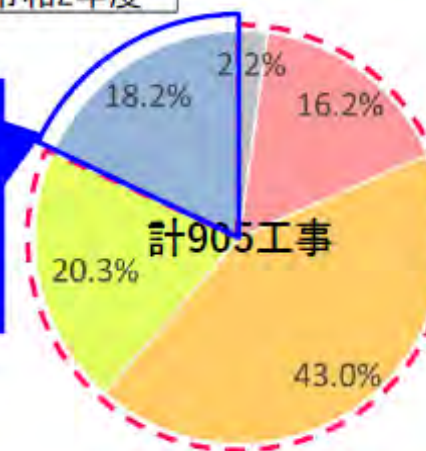
受注者希望型の実施状況

平成30年度



- 週休2日を目指すが達成出来ずに工事完成
- 週休2日達成し工事完成
- 週休2日達成を目指し施工中
- 実施方針を調整中
- 週休2日実施意思なし

令和2年度



調整中も含め
8割の工事は週休2日の実施に意欲あり

5. 適正な工期設定の取組み

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮**する。また、週休2日の日数についても、その分の日数を適正に考慮する。

■直轄工事における適正な工期の設定に向けた取組

準備・後片付け期間の見直し

○ 工事規模や地域の状況に応じて、準備・後片付けに最低限必要な日数を設定

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	従前の設定	最低必要日数	従前の設定	最低必要日数
鋼橋架設工事	30～150 日	90 日	15～20 日	20日
PC橋工事	30～90 日	70 日	15～20 日	
橋梁保全工事	30～50 日	60 日	15～20 日	
舗装工事(新設工事)	30～50 日	50 日	15～20 日	
舗装工事(修繕工事)	30～40 日	60 日	15～20 日	
道路維持工事	30～50 日	50 日	15～20 日	
河川維持工事	30～50 日	30 日	15～30 日	
電線共同溝工事	30～50 日	90 日	15～20 日	

5. 適正な工期設定の取組み

■直轄工事における適正な工期の設定に向けた取組

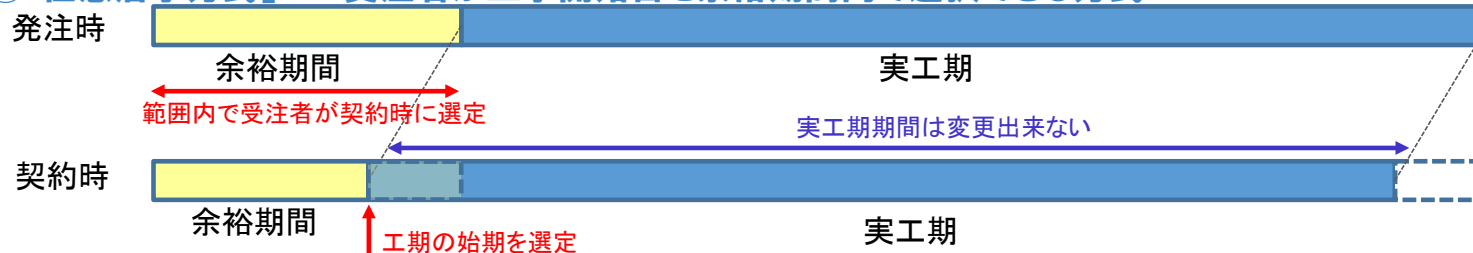
余裕期間制度の活用

○実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度

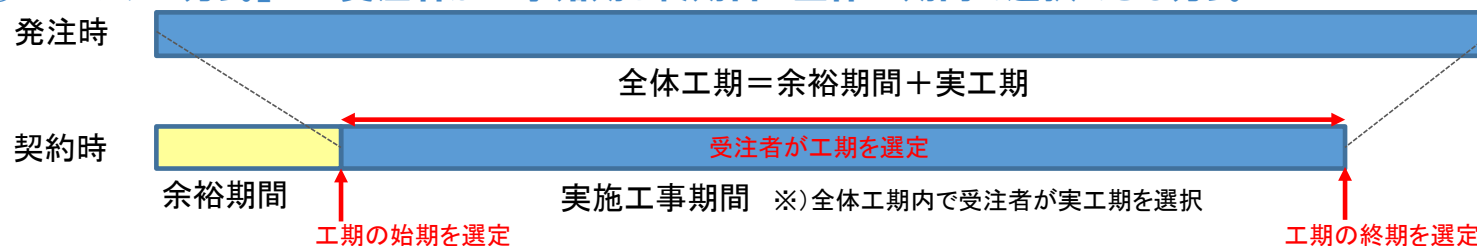
①「発注指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事始期と終期日を全体工期内で選択できる方式



※1 余裕期間： 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）

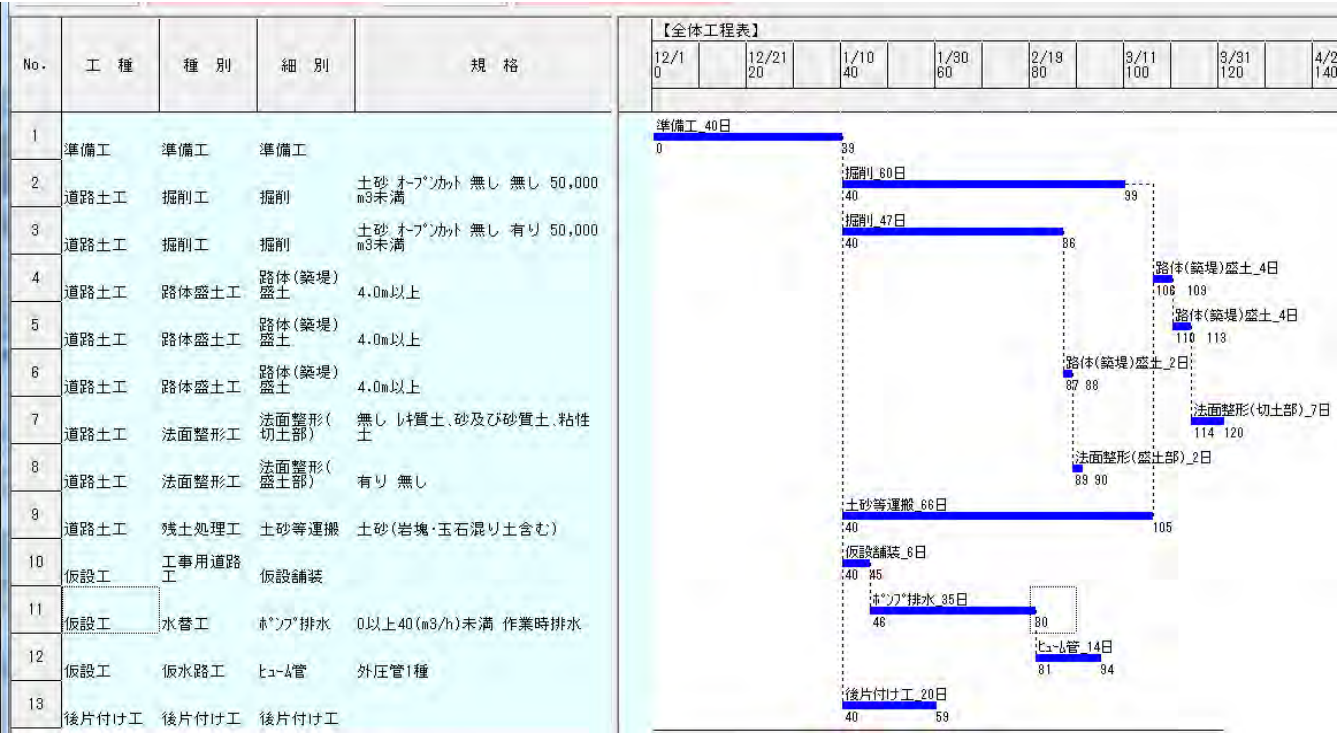
※2 実工期・実施工事期間： 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

5. 適正な工期設定の取組み

■直轄工事における適正な工期の設定に向けた取組

工期設定支援システムの導入

○ 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入



工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

工程表作成支援システム（イメージ）

直轄工事における適正な工期の設定に向けた取組

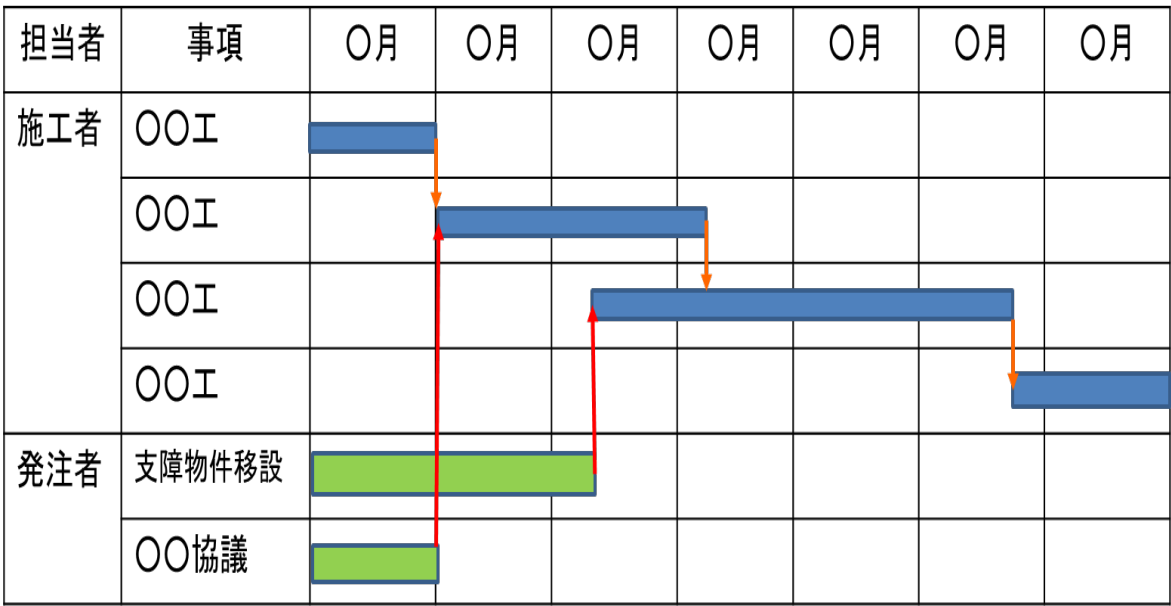
工事工程の受発注者間での共有

○ 施工当初段階において、工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者・対応時期について共有することを受発注者間でルール化

工事工程（イメージ）

＜工事工程共有の流れ＞

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成
- ② 施工計画に影響する事項がある場合は、その内容と受発注者間の責任分担を明確化
- ③ 施工途中で受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合は、それに伴う必要日数について必ず工期変更を実施



← クリティカルパス

東海農政局の取組み

令和3年7月

1 重点の取組み

(1)適切な工期の設定と工事の円滑な実施

①適切な工期の設定 (H29年度～)

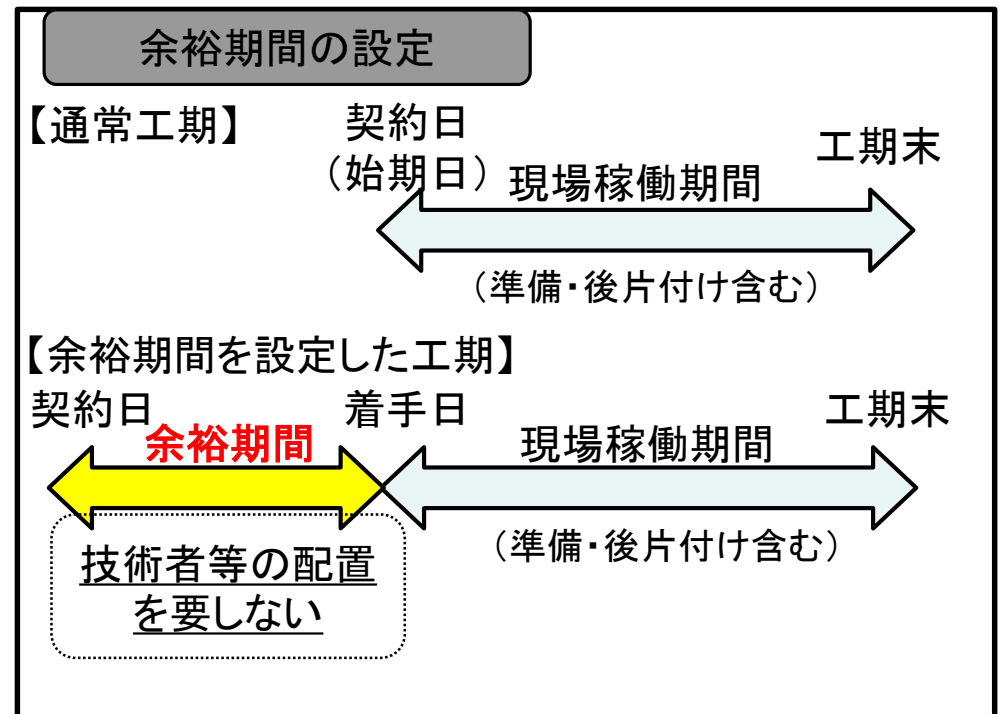
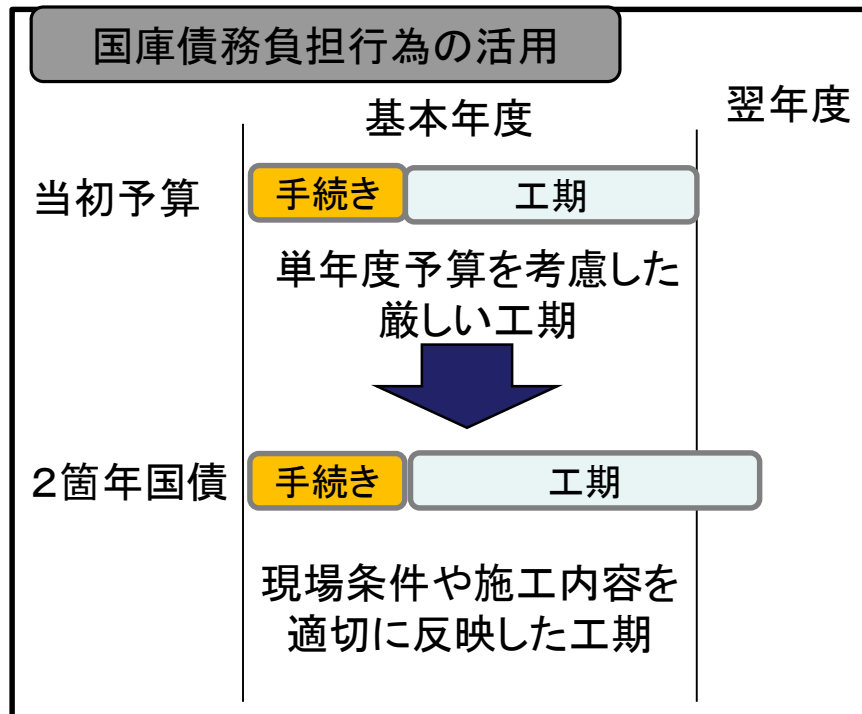
準備期間(40日)、後片付け期間(15日)に係る標準日数を確保、工期末を3月上旬に設定し、適切な工期を設定。

②国庫債務負担行為の一層の活用 (H27年度～)

工事の現場条件や施工内容などから必要となる工期を設定することを徹底。国庫債務負担行為の一層の活用。(平準化国債:令和2年度1件実施、令和3年度1件予定)

③「余裕期間制度」の試行 (H27年度～。令和2年度3件実施、令和3年度2件予定))

工事の着手前の建設資材や労働者の確保等の準備期間として「余裕期間」を設定し、工事の円滑な実施を確保。(任意着手方式、フレックス方式にも対応:令和2年1月14日通知)



1 重点の取組み(続き)

(2) 週休2日制工事の実施

○工事における週休2日の取得に要する費用の計上(令和2年4月1日通知)

休日確保できる環境の整備を一層推進する観点から、週休2日の確保に当たって必要となる費用(共通仮設費及び現場管理費)の計上を平成29年8月から試行。

令和2年4月の改正により、現場閉所の実態に応じて補正係数の一部を見直すとともに、施設機械工事の据付工も含めた全ての労務を労務補正の対象とすることで、必要となる経費を適切に計上できるよう措置。また、受注者希望方式における積算方式を、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費で積算。(局契約工事において、令和2年度は受注者希望方式、令和3年度は発注者指定方式も試行)

現場閉所率	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.01
現場管理費(率分)	1.05	1.04	1.02



現場閉所率	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03

(3) 施工現場における労働環境の改善

○誰でも働きやすい現場環境の整備(令和3年3月31日通知)

誰でも働きやすい現場環境の整備(高機能トイレ、更衣室等)を促進する工事を試行。
(H29年度から全工事対象)

○熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行(令和元年5月23日通知)

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、工期に占める真夏日(気温30℃以上)の割合を考慮した補正値を現場管理費率に加算。

2 その他の取組み

(1) 予定価格の設定に係る改善

① 施工箇所が点在する工事の積算方法について(平成29年8月21日通知)

同一工事で施工箇所が点在する場合において、工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出できる適用範囲について、従来の「点在範囲5km超」から「1km超」に見直し。

② 工事の労務単価の前倒し改定 (令和3年2月19日通知)

工事の積算に適用する新たな労務単価(従来単価に比べ、平均1.2%上昇)について、通常4月に改定する単価を3月から前倒し適用。

(2) 設計変更の運用に係る改善

① 設計変更ガイドライン(円滑な設計変更のために)(平成30年3月13日通知)

設計変更の対象範囲について、具体例を示して説明。H30改定では任意仮設における考え方等を追加。

② 工事一時中止ガイドラインの制定 (令和2年4月28日通知)

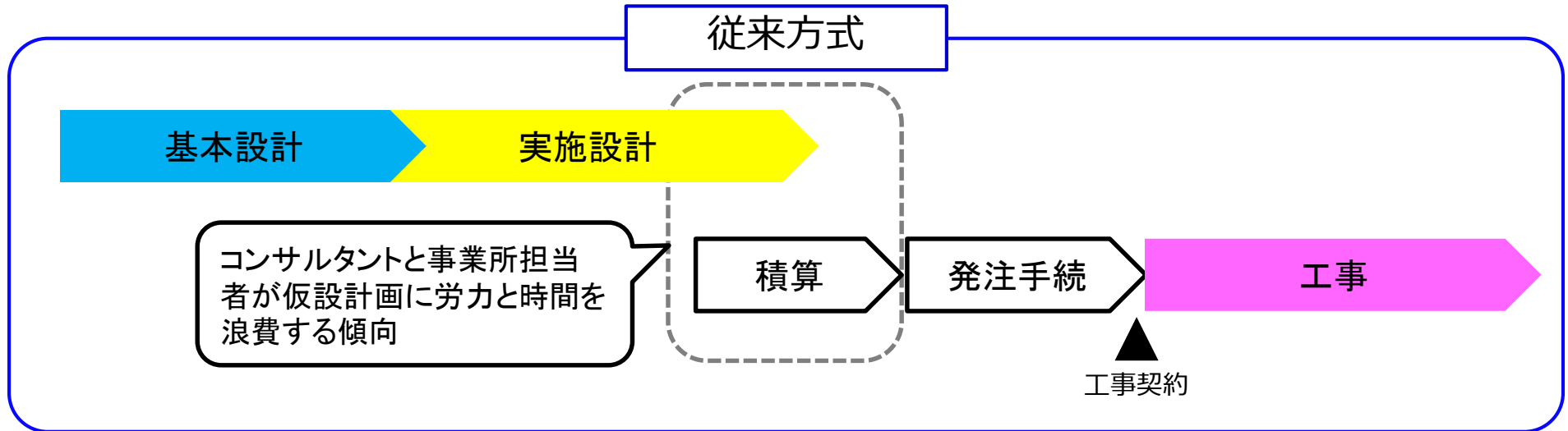
過年度に定めた、工事一時中止ガイドライン(案)の「増し分費用の考え方」を、「工事における工期延長等に伴う増加費用の積算方法について(令和2年4月1日農村振興局長通知)」に即して見直すとともに、(案)をとり、工事一時中止ガイドラインとして制定。

(3) 工事における精査積算方式の試行 (令和元年12月20日通知)

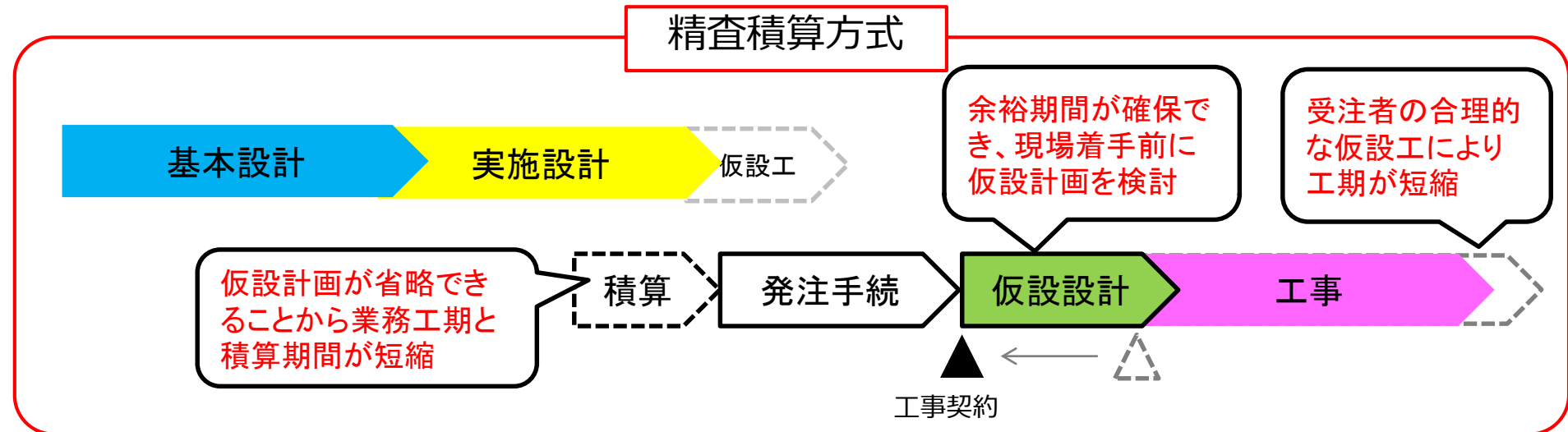
現場条件に不可視部分(土質、地下水量、地下埋設物等)を含む場合の施工に関する仮設工において、受注者が仮設工に係る設計を行い設計に要した費用を工事と一括して精査し、契約変更を行う精査積算方式の試行に取り組むよう通知。(令和2年度2件実施、令和3年度3件予定)

(参考)精査積算方式の試行

従来方式



精査積算方式



【ポイント】

土質や地下水等の施工条件が不確定な仮設計画に時間をかけず、工事契約後に地質調査や仮設計画の検討を受注者が実施することで、円滑な工事発注や合理的に工事を進めることが可能。

2 その他の取組み(続き)

(4) ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の試行(令和2年3月30日通知)

ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について、これまで一部工事を対象としていたが、総合評価落札方式を実施する全ての工事に適用を拡大。

(5) 「情報化施工技術のガイドライン」の一部改正 (令和2年4月1日通知)

情報化施工技術の積極的な活用を図るため、平成29年3月に「情報化施工技術のガイドライン」を策定し、ほ場整備工事の基盤造成をUAV・TLS出来形管理の対象工事に追加、総合評価落札方式の企業評価や工事成績評価において加点措置。

(6) 「情報化施工技術を活用した工事の試行について」の一部改正(令和3年3月31日通知)

情報化施工技術の活用を図るため、対象工種に舗装工事を新規に追加するとともに、UAV空中写真測量でUAVに自己認識機能がある場合は標定点設置を省略可能とする等について改訂。

(7) 設計業務における受発注者間の情報共有システムの活用(令和2年7月15日通知)

平成31年度から原則全ての工事で活用してきたところであるが、設計業務においても受発注者間のコミュニケーションの円滑化、受発注者の事務負担の軽減等のため、書類の電子化を徹底。

岐阜県部会の取組み状況について

- 1. 岐阜県部会の取組み**
- 2. 岐阜県の取組み**

令和3年7月

1. 岐阜県部会の取組み

岐阜県公共事業執行共同化協議会の組織概要

岐阜県公共事業執行共同化協議会

H19.11.1設立

会 長：中津川市（市長会会長）
副 会 長：輪之内町（町村会会長）
協議会員：県内全市町村、県

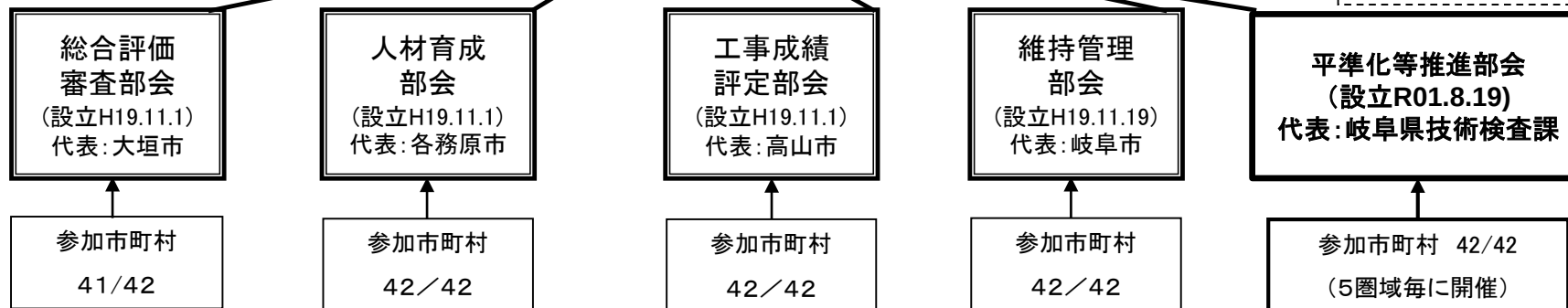
オブザーバー
中部地方整備局
企画部技術開発調整官

岐阜県公共事業執行共同化協議会 幹事会

幹 事 長：中津川市（市担当課長（会長指名））
副幹事長：輪之内町（町村担当課長（会長指名））
幹 事：岐阜市、大垣市、関市、多治見市、高山市（各圏域市町村担当課長1名以上）
岐阜県 県土整備部 技術検査課長

実施機関（委託先）
(公財)岐阜県建設研究センター

部会



事務局

岐阜市、岐阜県(技術検査課)

平準化等推進部会

【設立趣旨】

令和元年6月に品確法、建設業法、入契法(担い手3法)が改正され、施工時期の平準化など発注者の責務等が明記されたことに伴い、岐阜県及び岐阜県内市町村が、これらの責務等を確実に実施し、働き方改革、生産性の推進・向上を図るために、必要となる具体的取組みを積極的に推進することを目的として、岐阜県公共事業執行共同化協議会(岐阜県部会)に平準化等推進部会(以下「部会」という。)を新たに設置する。

【組織】

- ・代 表: 岐阜県技術検査課長
- ・副代表: 岐阜県技術検査課建設技術企画監、各土木事務所副所長
- ・会 員: 市町村の財務及び工務の管理職
- ・事務局: 岐阜県技術検査課長

■令和2年度 平準化等推進部会実績

区分	第1回開催日	第2回開催日
岐阜圏域	令和2年8月31日	令和3年2月15日
西濃圏域	令和2年8月31日	令和3年2月15日
中濃圏域	令和2年8月31日	令和3年2月17日
東濃圏域	令和2年8月31日	令和3年2月17日
飛騨圏域	令和2年8月31日	令和3年2月19日

○岐阜県公共事業執行共同化協議会の概要

各自治体が、公共工事の設計、入札、工事管理、検査、維持管理の各段階において、公平性、透明性の確保を図るとともに、事務の共同化による効率化を目的として「岐阜県公共事業執行共同化協議会」を設立。次の実務を(公財)岐阜県建設研究センターがサポート。

- ①総合評価審査：学識経験者の意見聴取を行い、総合評価の審査を行っている。
- ②人材育成：人材育成に係る研修等を県及び市町村を対象に実施を行っている。
- ③維持管理：公共施設の維持管理計画を策定・推進する検討委員会に関すること等を行っている。

○岐阜県公共事業執行共同化協議会の活動状況

全市町村(42市町村)を対象とした協議会。

協議会の支援組織として、岐阜県建設研究センター(発注者支援機関)を活用。

- ・総合評価方式を用いて発注する自治体の「28%」が協議会(総合評価審査部会)を活用。

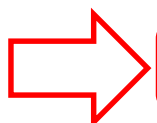
令和2年度の岐阜県公共事業執行共同化協議会の実績

①総合評価審査

- ・総合評価共同会議を 22回 開催(会議形式 11回、メール形式 11回)
- ・審査案件 12市町の42案件

②人材育成

・岐阜県建設研究センター主催	23講座(全25回)	419人
・岐阜県社会基盤整備協会	9講座(全9回)	138人
合計	32講座(全34回)	557人



令和3年度も岐阜県公共事業執行共同化協議会での活動及び活用を図る

○発注者支援機関((公財)岐阜県建設研究センター)の概要

建設事業に関する調査、研究、研修、設計、積算、現場管理、建設ICT等の業務を通じて、県内社会基盤の品質の確保と県、市町村など自治体の発注者ニーズに応えられる「建設行政総合支援機関」。

○発注者支援業務の内容

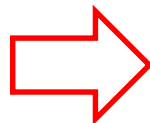
公共工事の品質確保・更なる向上を目的として、中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』の定めに基づき、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の選定に関する協力の一環としての公共工事発注者支援機関に再認定され、次の業務を行っている。

- ①設計・積算補助(工事発注作業の補助業務)
- ②技術審査(総合評価方式の審査等)
- ③監督補助(現場での監督業務の補助)
- ④検査補助(工事の完成検査補助業務)
- ⑤用地業務補助(用地取得にかかる調査等補助業務)
- ⑥公共物管理業務(道路パトロール、河川パトロール等業務)
- ⑦橋梁点検・施設点検等
- ⑧長寿命化計画策定

○発注者支援業務の活用状況

県、全市町村を対象に委託契約を締結し、令和2年度の実績は次のとおり。

・市町村「208件」＜205件＞、県「54件」＜61件＞ ＜＞内は令和元年度



令和3年度も必要に応じて発注者支援機関を活用していく

2. 岐阜県の実施

概要

- 建設業は、地域防災力の要として重要な役割を担っているが、近い将来高齢化に伴う大量の離職により担い手不足が懸念されており、若手や女性技術者の人材育成・確保が重要な課題となっている。
- 令和3年度は、ICTの活用を促進するため、引き続き、ICTを活用したモデル工事やICTコーディネーターの派遣を行うほか、将来的な建設業の担い手確保を図るため、新たにUIターン及び転職者の受入れや高校生等の資格取得支援、リーディング企業の取組みを支援するセミナー開催などに取組む。

項目	取組み			
①適正な利潤の確保	○適正な予定価格の設定 ・実態に即した労務及び資材単価の設定	○ダンピング受注対策 ・低入札価格調査制度 ・最低制限価格制度 ・失格判断基準制度	○適切な設計変更 ・設計変更ガイドライン ・工事の一時中止にかかるガイドライン	○建設職人基本法 岐阜県計画の推進 【再掲】
②生産性向上	○ぎふ建設人材育成・確保連携協議会 ・人材育成・確保に関する取組みの基本方針決定 ・建設関連企業と学生の交流サロン、ICT体験学習 ・研修参加負担金支援 ・PR動画・WEB制作に関する研修の受講費用助成 ・若手・女性技術者の意見交換の場の設置及びWEBアンケートの実施 ○ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度 ・取組み支援のセミナー実施 ・事例発表や出前講座の実施 ・認定企業の更なるPR ・ミナモピンバッジ制作・配布 ・宣言する企業の登録、更新 ・積極的な企業の認定、更新 ○総合評価落札方式での評価 ・建設工事「人材育成の取組」を加点項目として標準化 ・建設関連業務「人材育成の取組」を加点項目とした試行を継続	○ICTを活用したモデル工事(H29～) ・ICTコーディネーター派遣事業	○施工時期の平準化 ・ゼロ県債等を活用した発注時期の平準化 ・フレックス工期契約制度の活用	市町村への取り組み展開 ○建設職人基本法 岐阜県計画の推進 ○ウィークリースタンス
③労働環境改善		○情報機器を活用した現場遠隔確認 ○工事書類の簡素化 ・情報共有システムの活用 ○設計業務の品質向上	○社会保険未加入対策 ・建設業許可・更新における社会保険加入の要件化 ・社会保険加入促進企業の増加 ○週休2日制モデル工事(H29～) ○建設現場環境改善モデル工事(H29～) ○建設キャリアアップシステム活用モデル工事(R3～)	
④人材育成		○建設ICT人材育成センターの管理・運営、スキルアップ支援(オンラインセミナーの開催) ・ICTによる生産性向上研修の充実 ・技術力・経営力向上研修の充実 ・新人育成に関する研修の充実 ・外国人材に関する相談窓口の案内業務やセミナーの充実	○若手及び女性技術者の登用育成を支援するモデル工事 ○技術者及び企業の表彰 ・優秀建設現場従事者表彰 ・優良工事施工者表彰	
⑤魅力発信		○建設業関連団体(センター含む)の魅力発信 ・人材育成センターHPでの情報発信 ・工事現場見学会(工業高校、教諭、女性、小中学生の親子) ・意見交換会(工業高校教諭と建設業、女性技術者等) ・工業高校OBによる就職サポート	○保護者や小中学生等を対象とした魅力発信、人材育成・確保支援 ・小学生、中学3年生、高校生向け新聞 ・新聞への特集記事掲載 ・中高生及び保護者向け冊子配布 ・中学生向け出前授業 ・UIターン及び転職者の受入れ支援 ・高校生等の資格取得支援 ○オール岐阜・企業フェス(オンライン) ・建設産業のPR	

1. 債務負担行為の活用

年度当初時期の工事量の減少を緩和するため、平成29年度からゼロ県債を9月補正予算で設定している。
なお、工事発注のほか調査設計業務についても対象としている。

令和2年度	単独事業	交付金事業
ゼロ県債・債務設定額	24億円	84億円

2. 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

平成26年度から任意着手方式として受注者が最大90日間で工事開始日を選択することができる「フレックス工期による契約方式」を一部の工事で試行し、令和3年度から本格導入を行っている。
令和3年2月15日から、発注者指定方式の適用を開始。

3. 速やかな繰越手続

当該年度で完成しないことが明らかな工事については、平準化の観点からも速やかに対応するため、平成27年度から繰越明許費の設定時期を12月補正予算時点から9月補正予算時点に繰り上げて行っている。

議会提出		件数
令和2年度	9月議会	183
	12月議会	131
	3月議会	2,004
	合計	2,318

フレックス工期(「任意着手方式」、「発注者指定方式(R3.2.15~)」)による契約方式について

対象工事

- ・平成30～令和元年度
農政部、林政部、県土整備部、都市建築部の発注工事
フレックス期間90日以内 ただし、特別な事情がある場合は、上記期間を延伸することができる
- ・令和2年度
可能なものはすべてを対象とし、実施
R3. 2. 15から、これまでの「任意着手方式」に加え、「発注者指定方式」を導入し、拡充を図る

実施状況・入札結果

対象工事 : H26～R2年度 県土整備部発注の一部
発注件数 : 930件
活用件数 : 555件 全体の約60% (R2年度の発注件数は373件 活用率約63%)

入札参加者へのヒアリング結果

- ・ フレックス工期での発注など、施工時期の平準化に取り組んでほしい
- ・ フレックス工期等を積極的に活用して、工事の平準化を図ってほしい

令和3年度の対応

- ・ 令和2年度までは試行であったが、令和3年度から本格導入を行う

週休2日制モデル工事について

対象工事

- ・平成29年度～令和元年度
県土整備部の発注工事
- ・令和2年度～
農政部、林政部、県土整備部、都市建築部（公共建築課を除く）の発注工事

実施状況・入札結果

H29	： 発注者指定型	33件	受注者申入れ	0件	合計	33件
H30	： 発注者指定型	41件	受注者申入れ	8件	合計	49件
R01	： 発注者指定型	73件	受注者申入れ	60件	合計	133件
R02	： 発注者指定型	154件	受注者申入れ	127件	合計	281件

令和3年度の対応

- ・発注者指定型で各土木事務所 Aランク工事の5割以上（Aランク工事：年間約360件）
- ・発注者指定型以外の工事であっても、初回打ち合せ時に施工者の取り組む意向を確認できた場合には、モデル工事とする。

建設現場環境改善モデル工事について

対象工事

- ・平成29年度～令和元年度
県土整備部の発注工事
- ・令和2年度～
県土整備部、都市建築部(公共建築課を除く)の発注工事

実施状況・入札結果

H29	： 発注者指定型	30件	受注者申入れ	0件	合計	30件
H30	： 発注者指定型	94件	受注者申入れ	3件	合計	97件
R01	： 発注者指定型	202件	受注者申入れ	19件	合計	221件
R02	： 発注者指定型	222件	受注者申入れ	14件	合計	236件

令和3年度の対応

- ・発注者指定型で予定価格5,000万円以上の工事はすべて
- ・発注者指定型以外の工事であっても、初回打ち合せ時に施工者の取り組む意向を確認できた場合には、モデル工事とする。

ICTを活用したモデル工事について

対象工事

- ・平成29年度～令和元年度
県土整備部の発注工事
- ・令和2年度～
県土整備部、都市建築部の発注工事
- ・ICTを活用できる工種の拡大
H29 : 土工1,000m³以上、H30 : 路盤2,000m²以上、R01 : 河川浚渫工
R02 : 法面工(植生工・吹付工)、付帯構造物設置工、床掘工、地盤改良工(浅層・中層)
R03 : 舗装修繕工(切削工)、法面工(吹付法砕工)、地盤改良工(深層)

実施状況・入札結果

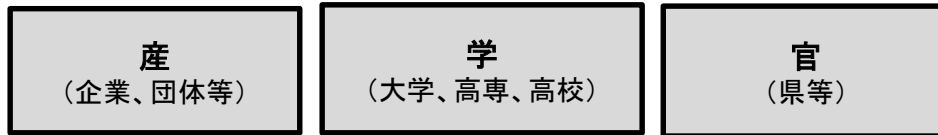
H29	: 発注者指定型	4件	受注者希望型	12件	その他	2件	合計	18件
H30	: 発注者指定型	9件	受注者希望型	18件	その他	5件	合計	32件
R01	: 発注者指定型	11件	受注者希望型	15件	その他	6件	合計	32件
R02	: 発注者指定型	26件	受注者希望型	13件	その他	7件	合計	46件

令和3年度の対応

- ・発注者指定型で各土木事務所3件以上(全件数33件)を実施予定(予定価格の縛りは無し)
- ・発注者指定型以外の工事であっても、初回打ち合せ時に施工者の取り組む意向を確認できた場合には、モデル工事とする。

ぎふ建設人材育成・確保連携協議会

産学官が一体となって入職者の増加及び若者の定着等を目指す



「ぎふ建設人材育成・確保連携協議会」

【設置目的】 県内の建設人材を育成・確保するための対策についてその取り組み方針を決定

【基本方針】 取り組み方針に沿った事業を推進

【予算等】 会員からの会費による運営

【設立日】 平成30年6月13日

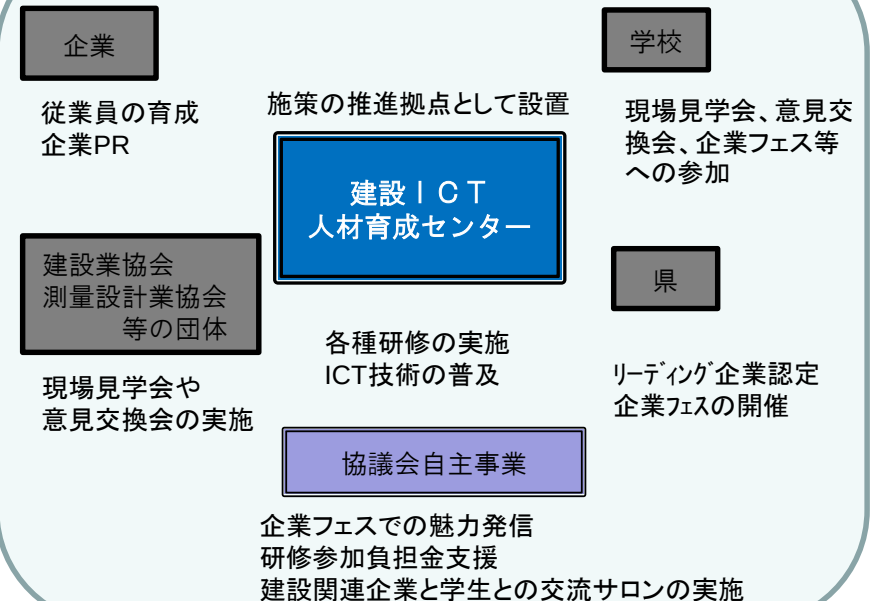
【会員数】 183社
(令和3年6月10日現在)



会 長: 代表企業
 メンバー: 【産】 企業、県建設業協会・県測量設計業協会等の団体、(公財)岐阜県建設研究センター
 【学】 大学、高専、県高等学校教育研究会(工業部会)
 【官】 県、国(オブザーバー)等
 事務局: 岐阜県

取り組み方針に基づき効率的かつ効果的に事業展開

◎協議会に参画する各団体が連携・協働し、研修や魅力発信事業を実施



建設業の魅力発信

将来の建設業を担う若者・女性・学生



人材の育成・確保

建設ICT人材育成センター

平成30年4月から、建設業の人材育成・確保施策の推進拠点として、岐阜県建設研究センター内に設置。建設現場における生産性向上のための研修や、建設業の魅力発信を行う。

○建設業担い手育成事業 生産性向上に向けたICT担い手の育成や建設業者の技術力向上のための事業を実施。

	令和2年度	令和3年度
ICT土工の一括研修	3回	1回
ドローン操作研修	3回	3回
建設ICT PC研修	2回	2回
建設ICT普及研修	2回	3回
建設ICT技術研修	9回	9回
技術者基礎能力向上研修	5回	7回
技術力向上セミナー	6回	5回
経営力向上セミナー	5回	5回
合 計	35回	35回



○建設業担い手確保事業 建設業の魅力発信や新規入職者の確保、定着を図るための事業を実施。

	令和2年度	令和3年度
建設業担い手確保事業等のPR	通年	通年
中学生を対象とした建設ICT体験学習	5回	5回
小・中学生の親子土木見学ツアー	(中止)	1回
外国人材に関する相談窓口の案内業務	通年	通年
建設業初任者研修(建設ルーキーズキャンプ)	1回	1回
建設業初任者フォローアップ研修	1回	1回
OJT担当者研修	1回	1回
合 計	8回	9回

<受講者の感想>

- ・ドローンの操作体験が出来て、機能も理解できた。(ドローン操作研修)
- ・ICTの最先端技術に触れることができてよかった。建設ICTは必須となると思う。再度講習を受けたい。(建設ICT技術研修)
- ・2D図面から3D図面にするとき、ICTにより効率化、正確化できることに感心した。こんなに簡単に図面作成できるなら、今後使っていきたい。(ICT土工一括研修)
- ・挨拶やビジネスマナーの大切さを実感した。建設業が世の中になくってはならないと改めて感じた。よい現場監督に一日でも早くなれるよう頑張りたい。(建設初任者研修)

建設関連企業と学生の交流サロン

建設関連企業等の技術者と学生の交流を通して、学生が抱える建設業界への不安や疑問を拾い上げるとともに、それらを解消し、さらに建設関連業の魅力を伝えることで、建設業界への就職促進や就職後のミスマッチの防止を図る。

○令和3年度予定

開催時期: 6月～2月

開催回数: 13回(12校)

対象者: 高校1～2年生

実施概要: ①企業自己紹介

②グループワーク(建設業の良いイメージ、悪いイメージのまとめ)

③意見交換

④グループワーク(意見交換を経てのイメージの変化)

⑤グループ発表

⑥総括



○令和2年度実績

開催時期: 9月～12月

開催回数: 7校(可児工業(9/1)、岐阜総合(10/28)、岐阜農林(11/4)、飛騨高山(12/3)、中津川工業(12/3)、関商工(12/10)、岐阜高専(12/24))

<参加した生徒の主な意見>

- ・職場環境が悪いイメージがあったが、様々な対策が取られていることが分かった。
- ・休みが少ないイメージがあったが、週休2日制の話を聞き、変わりつつあるのだなと思った。
- ・賃金が安いイメージがあったが、資格取得や自身の努力で上がると聞き、よいと感じた。
- ・様々な企業の話を聞くことができ、写真を使った説明もあり、分かりやすかった。進路選択に役立った。
- ・自分たちの手で仲間と協力して1つのものを作り上げることに魅力を感じた。人の役に立つとの話を聞き、やりがいを感じられた。

ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度

人材の確保、育成や職場環境の改善等に積極的に取り組む建設業者等を「岐阜県建設人材育成企業」として登録するとともに、実際の取り組みが特に優秀な企業を「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定し幅広く広報することで、建設業者等の取り組みを支援し、建設業への人材の入職、育成及び定着を図る。(令和元年10月認定の第5回から建設関連業者(建設関係コンサルタント)を新たに対象とした。)

○「岐阜県建設人材育成企業」の登録条件

- 下記の3つの項目について、会社をあげて積極的に取り組むことを宣言した企業を「岐阜県建設人材育成企業」として登録。
- (1)労働環境の整備、処遇の改善
 - (2)将来の建設産業を担う人材の確保・育成
 - (3)魅力ある建設現場等の環境づくり

○「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定条件

- 認定評価項目(別表)の達成状況に応じて、下記の3つのランクに分けて認定。
- (1)ゴールドランク : 評価項目についての達成状況が非常に優秀な企業
 - (2)シルバーランク : 評価項目についての達成状況が優秀な企業
 - (3)ブロンズランク : 評価項目についての達成状況が優良な企業



第6回ぎふ建設人材育成リーディング企業認定証授与式 令和2年12月22日(火)

○認定企業数

区分	第1回認定	第2回認定		第3回認定		第4回認定		第5回認定			第6回認定								
	H29.11	H30.4		H30.10		H31.4		R元.10			R2.11								
認定	新規のみ	内訳		内訳		内訳		内訳			内訳								
		新規	ランクアップ	新規	ランクアップ	新規	ランクアップ	建設業		建設関連業	建設業			建設関連業					
								新規	ランクアップ	新規	新規	ランクアップ	同ランク (更新)	新規	ランクアップ				
		105	31	13	33	18	24	17	21	8	12	25	46	52	5	3	2	0	254
	ゴールドランク	10	1	7	0	9	3	7	1	3	7	0	23	18	3	3	0	0	77
	シルバーランク	34	6	6	9	9	6	10	3	5	3	5	23	14	1	0	1	0	78
	ブロンズランク	61	24		24		15		17		2	20	0	20	1		1	0	99
	登録	349	25		78		31		25		12	42			5		2	36	529

第7回認定:届出・申請期間...令和3年7~8月、認定...11月、認定証授与式...12月

建設業の人材確保・育成や職場環境改善等を支援する総合評価落札方式の試行

「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」が平成29年度に始まり、この制度の充実を図るとともに、建設業における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的として、「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定及び「岐阜県建設人材育成企業」としての登録がある企業の活用に関する条件を付加した「人材育成型総合評価落札方式」を平成30年度から試行を開始。

評価項目	評価内容	評価基準	評価点 (技術提案、 簡易1, 2)	評価点 (地域型)
人材育成 の取組 み	ぎふ建設 人材育成 リーディング 企業への 認定状況	ゴールド認定	2.0	1.0
		シルバー認定	1.5	0.75
		ブロンズ認定	1.0	0.5
		上記以外	0.0	0.0

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
県内企業 の活用率	県内企業の 活用状況	県内企業活用金額率 90%以上かつ 登録企業活用金額率が50%以上	1.5
		県内企業活用金額率 90%以上かつ 登録企業活用金額率が50%未満	1.0
		県内企業活用金額率 50%以上かつ 登録企業活用金額率が50%以上	0.75
		県内企業活用金額率 50%以上かつ 登録企業活用金額率が50%未満	0.5
		県内企業活用金額率 50%未満	0.0

実施状況・入札結果

実施件数 令和2年度：206件

入札結果

全入札参加者数（落札者含む） 923者
 ※内訳：ゴールド認定 304者 } 70%
 シルバー認定 191者 }
 ブロンズ認定 149者 }
 その他（加点無し） 279者 30%

落札者数 206者
 ※内訳：ゴールド認定 95者 } 74%
 シルバー認定 26者 }
 ブロンズ認定 32者 }
 その他（加点無し） 53者 26%

令和3年度は積極的に実施予定

建設関連業務の人材確保・育成や職場環境改善等を支援する総合評価落札方式の試行

「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」では、令和元年度よりコンサルタント会社等も認定対象となったことから、この制度の充実を図るとともに、建設関連業務における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的として、「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定及び「岐阜県建設人材育成企業」としての登録がある企業の活用に関する条件を付加した「地域型(人材育成型)総合評価落札方式」を令和2年度から試行を開始。

地域型(人材育成型)

評価項目	評価内容	評価基準	技術評価点
人材育成の 取組み	ぎふ建設人材育成リーディング企業への認定状況	ゴールド認定あり	4.0
		シルバー認定あり	3.0
		ブロンズ認定あり	2.0
		登録あり	1.0
		登録・認定なし	0.0

- ・ 令和2年度より試行開始
- ・ 技術提案を求めず、地域に根差し人材育成に取り組んでいる企業を評価する。
- ・ 県土整備部予算の事業であって、予定価格が100万円以上の業務を対象とする。
- ・ 試行件数は10件程度を予定

オール岐阜・企業フェス

企業及び学生が集う県内最大規模のプレ就活イベントとして、平成28年度から開催している当該イベントにおいて、県内建設業者の魅力を発信する機会を創出する。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策から、従来の対面方式からWEBを活用したオンライン形式に変更して開催。)

○令和3年度予定

開催時期：未定

開催方法：岐阜メモリアルセンターで愛ドーム 他

参加企業数：未定

対象：県内外の大学生、大学院生、第二新卒、高校生、保護者など

主催：岐阜県、産学官連携人材育成・定着プロジェクト推進協議会

○令和2年度実績

開催期間：令和3年2月1日～3月24日(52日間)

開催方法：オンライン形式

参加企業数：318社(うち建設関連企業は69社)

参加者数：ホームページ訪問者数 73,311人

実施内容：・ホームページに出展企業の情報(動画含む)を掲載

・毎日日替わりでLIVE配信による企業説明会を開催(質疑応答も可、アーカイブで過去の配信も視聴可)

・就活に役立つ講座や先輩社員とのWEB交流会等を開催

建設の取組：産業紹介への掲載、就活情報コラムへのPR動画の掲載

<参加者(学生等)の声>

・県外大学に進学したことから、コロナで説明会が減っている中、オンラインによる合同企業説明会は非常にありがたい機会だった。

・就活生目線のイベントがオンラインで開催され、参加しやすかった。

<出展企業の声>

・オンライン企業説明会に想定より多くの学生に参加いただき、自社を知ってもらうことができて良かった。

・オンライン企業説明会は、参加する学生側の顔が写らない形式だったため、学生のリアクションが分かりにくかった。

将来的な建設業の担い手確保を図るため、PR冊子の制作・配布や出前授業等により、建設業の役割、建設業で活躍する若者や女性の声、ICT等の最先端の技術等を紹介し、幅広い世代に対してイメージアップを図る。

○令和3年度予定

- ①小中高校生向けの子ども・学生新聞への掲載
小学生:子ども新聞「マナビのトビラ」 年3回
中学3年生及び高校生:学生新聞「高校ダイアリー」 年3回
- ②新聞特集紙面の掲載
岐阜新聞特集記事 年3回、特集紙面(見開き2ページ)
- ③PR冊子「建設業の現在(いま)」の増刷
- ④中学生向け出前授業の実施 15回
- ⑤名古屋を対象としたUIターン・転職者の受入支援
建設業界への受入支援セミナーの開催
建設技術フェア等でのブース出展
- ⑥県内の工業高校等を対象とした土木関係の資格取得支援
2級土木施工管理技士、測量士補等の資格取得に係るテキスト購入費を支援

○令和2年度実績

- ①小中高校生向けの子ども・学生新聞への掲載
小学生:子ども新聞「マナビのトビラ」 年3回
中学3年生及び高校生:学生新聞「高校ダイアリー」 年3回
- ②新聞特集紙面の掲載
岐阜新聞特集記事 年3回、特集紙面(見開き2ページ)
- ③PR冊子、建設業の果たしている役割等のPR動画の制作
- ④中学生向け出前授業の実施 5回(国府中(6/18)、肥田中(9/2)、長森南中(9/25)、八百津東部中(11/17)、津保川中(3/8))

＜出前授業に参加した生徒の感想＞

- ・建設にはいろいろな役割があることが分かった。
除雪や災害復旧などをしており、ありがたいと思った。
- ・作業は大変だが、作ったものが地図に載ったり、人々の生活を安全にしておき、すごくやりがいの持てる仕事だと感じた。
- ・ドローンやレーザースキャナなどの機械を多く使い、建設しているため、技術が発達していてすごいと感じた。

既存の若年者等を対象とした魅力発信

- ・建設業で働く県内学校OBによる就職サポートの実施
- ・工業系高校生を対象としたインターンシップの実施
- ・工業高校生を対象とした現場見学会
- ・工業高校教諭を対象とした現場見学会
- ・小中学生の親子を対象とした現場見学会
- ・女性を対象とした現場見学会
- ・女性技術者等による意見交換会



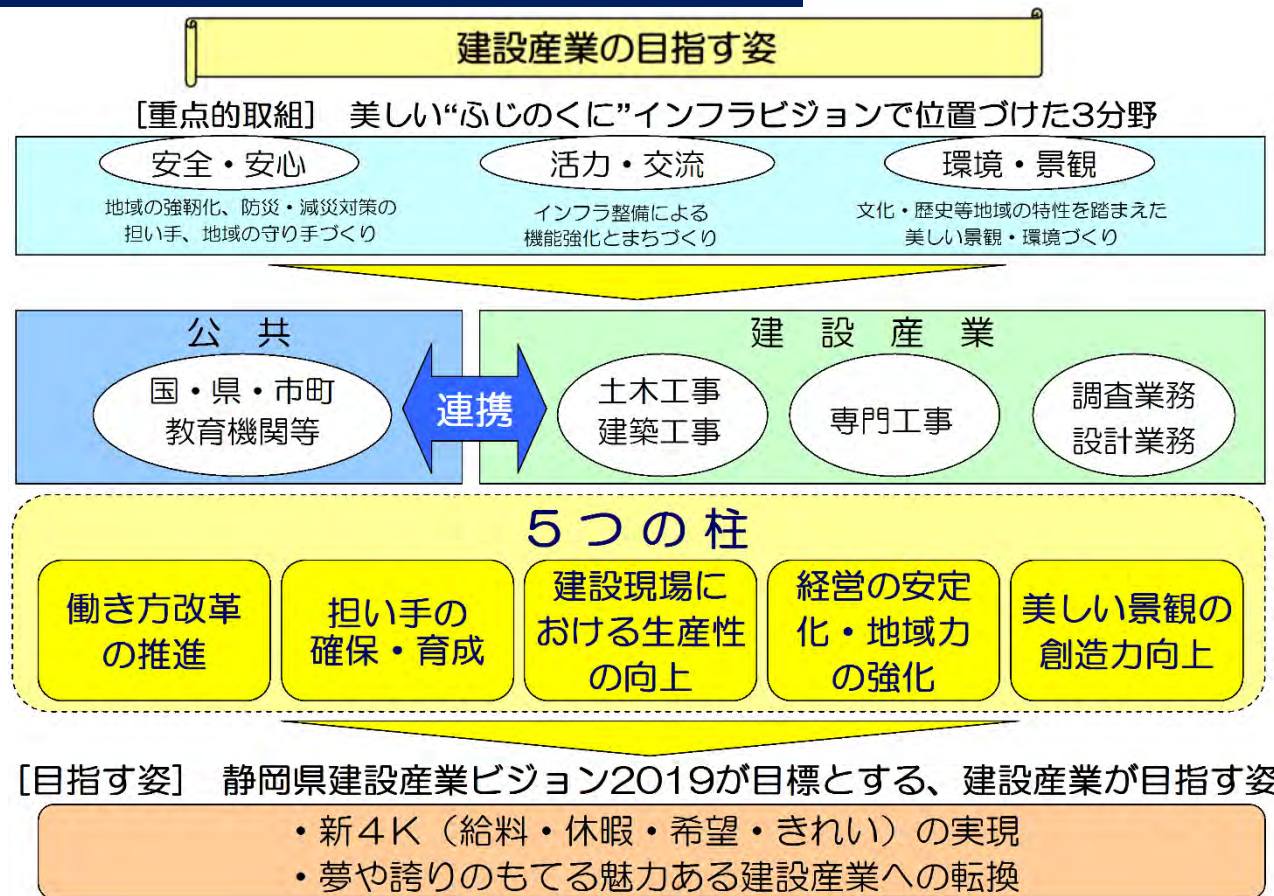
静岡県の実施について

1. 静岡県の実施
2. 静岡県支部の実施

令和3年7月

静岡県の実施について

静岡県建設産業ビジョン2019（H31.3策定）



⇒ 13指標の数値目標を設定

	現状値	目標値	
指 標	2017年度	2022年度	2027年度
平準化率	α:0.70 β:0.75	α:0.8 β:0.8	α:1.0 β:1.0
週休2日工事	27件	発注件数の50%	発注件数の100%

平準化の取組

【これまでの取り組み】

	取 組	内 容
1	債務負担行為の活用拡大	1年未満の短期工事における年割債務（非出水期(11～5月)の工期設定等） - 維持管理業務を7月からの13か月契約（精算事務期間(1か月)を設定） - ゼロ債務設定に公共関連事業も追加 【平成28年度～】
2	柔軟な工期の設定	「<u>工事着手日選択型工事</u>」の導入【平成28年度～】 ⇒単年度及びゼロ債務に加え、<u>複数年債務も対象</u>【令和2年度～】
3	速やかな繰越手続き	2月議会から12月議会に前倒し計上【平成24年～】 ⇒<u>9月議会</u>に前倒し計上【令和2年度～】

「発注等平準化推進WG」設立(平成29年12月)

- ・部全体で課題の洗い出しと対応を検討
- ・平成30年10月にリーフレットを作成し、発注・施工時期の平準化の取組について出先機関へ周知徹底
(目標: 令和4年度までに平準化率 $\alpha \beta$: 0.8以上)

【令和3年度】

- ・工事着手日選択型工事の対象に、3,500万円(建築7,000万円)未満の工事も追加
⇒これまでの専任の主任技術者を要する3,500万円(建築7,000万円)以上の工事に加え、技能者や資機材の融通を図る
- ・発注見通しの早期公表、業務委託も公表
⇒4月公表開始から前年度の3月中に早めることで、受注希望者の計画的な施工体制確保を図る
- ・当初予算からの繰越計上を検討

週休2日工事の取組

【これまでの取組】

- 平成27年度より導入 ⇒ 4週8休を基本とし、4週7休・4週6休についても柔軟に対応
- 平成31年1月より共通仮設費率及び現場管理費率、令和元年7月より労務費及び機械経費の補正を導入
- 令和2年度より、原則全工事を対象、受注者希望型の追加、インセンティブの付与

	内 容	
対象工事	原則、すべての工事を対象とする。ただし、以下を対象外とする。 ① 施工に必要な実日数(実働日数)が30日以下と見込まれる工事 ② 災害復旧工事(改良復旧工事含む)、通年維持工事 ③ 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事(供用開始時期が決められている工事など)	
発注方法	《発注者指定型》 当初設計金額が <u>3.5千万円以上</u> の工事を対象	《受注者希望型》 発注者指定型以外の工事を対象
インセンティブ	《工事成績》 週休2日工事の達成程度に応じ、 評定点計に加点 ⇒ 4週8休相当:2点、4週7休相当:1点、4週6休相当:0.5点	《総合評価》 週休2日工事の実施に応じ、 評定基準に加点 ⇒ 4週8休相当:1点、4週6休相当:0.5点

週休2日工事 契約件数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
発注者指定型	13	32	27	17	36	533
受注者希望型	-	-	-	-	-	1,201
計	13	32	27	17	36	1,734

【令和3年度】

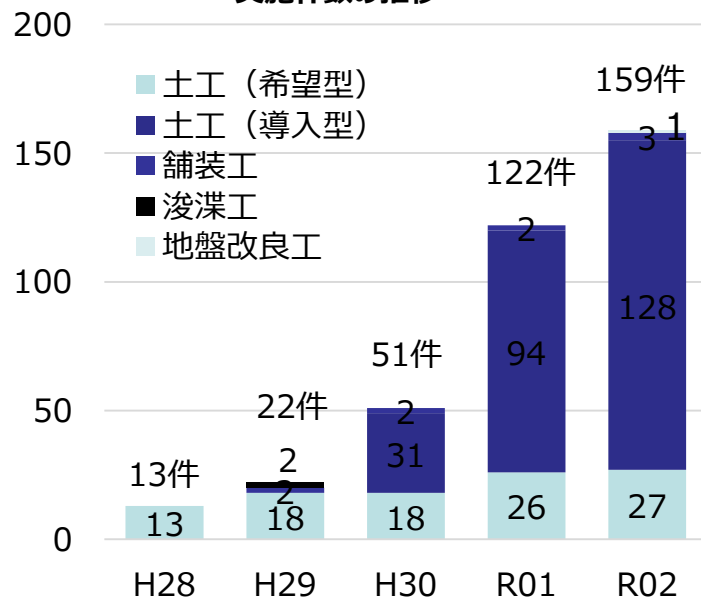
- 令和3年7月より市場単価の補正を導入
- “ふじ丸デー”の実施

月1回第二土曜日を「一斉休工日“ふじ丸デー”」と称し、県内公共工事の一斉休工に取り組むことで、建設産業における労働環境の改善を目指す。 ⇒ 4/10(土)、5/8(土)、6/12(土)、7/10(土)、8/14(土)、9/11(土)

ICT活用工事の取組

実施状況

実施件数の推移



令和2年度内訳

工 種	発注方式	発注件数	実施件数
土 工	導入型	134件	128件
	希望型	133件	27件
舗装工	希望型	87件	3件
地 盤 改良工		3件	1件
合 計		357件	159件

支援協議会



平成28年度 「ふじのくに I C T 活用工事支援協議会」設立
 平成29年度 「**ふじのくにi-Construction推進支援協議会**」に改称
 令和元年度 「i-Construction大賞」を受賞
 令和3年度 事務局を技術調査課から建設政策課に移管
 ⇒ 生産性向上の推進支援体制として活動

【これまでの取組】

R1	「土工」、「舗装工」、「浚渫工」に加え、工種に「地盤改良工」を追加 - 普及啓発活動の登録制度「ICTマイレージプログラム」を導入
R2	工種に「切削オーバーレイ工」、「スラリー攪拌工」を追加

【令和3年度】

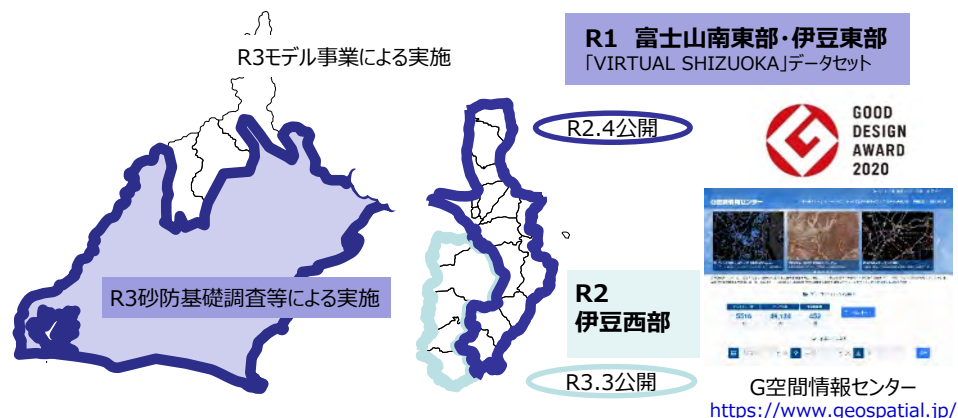
- 舗装工の拡大に向けた運用改善（起工測量・出来形管理を選択制に変更、路面切削工の積算基準の追加）
- データ収集・活用の推進を図るため、従来のICT活用工事以外の工事を対象に、完成形状を取得する「**3次元データ納品工事**」の試行を開始

ICT関係の取組

3次元点群データの整備

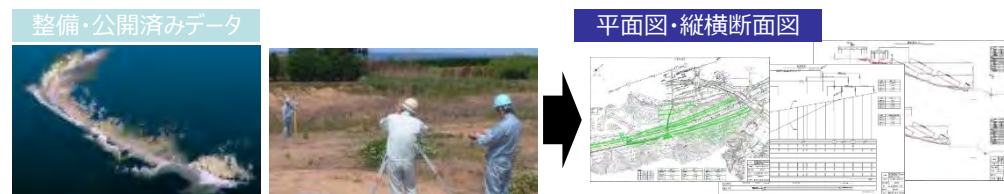
- 令和2年度に東部・伊豆地域の3次元点群データを取得し、整備・公開中
- 令和3年度は、残りの中部・西部地域のデータを取得し、県内ほぼ全域のデータを整備・公開予定

【データ整備状況】



3次元測量

令和3年度より、3次元計測データが利用可能な東部・伊豆地域を対象に、3次元計測データと現地計測を組み合わせて実施する測量業務を全面的に実施



遠隔臨場・Web会議

- 遠隔臨場の試行要領を改定し、活用対象案件を一部委託業務にも拡大予定 (R3～)
- 遠隔臨場やWeb会議の活用の促進を図るため、出先事務所へインターネット用モバイル端末やタブレットを整備予定 (R3～)



遠隔臨場

静岡県部会の取組みについて

県部会(R2)の開催実績

1) 第1回県部会

○令和2年7月7日開催

○議事

- ・中部ブロック発注者協議会の取組【中部地整】
- ・静岡県の取組【静岡県】
- ・静岡県部会の取組

⇒ 令和2年度の取組目標・課題等について意見交換



第1回県部会

2) 第2回県部会(公契連合同)

○令和3年2月2日開催(Web会議)

○議事

- ・国交省、総務省からの情報提供
- ・中部ブロック発注者協議会の取組・情報提供【中部地整】
- ・県部会の取組状況【静岡県】

⇒ 令和2年度の取組状況・課題、令和3年度の検討事項について意見交換

分科会(R2)の開催実績

第1回分科会(令和2年8～9月) 4地区で開催

- 中部ブロック発注者協議会の取組【中部地方整備局】
- 繰越制度、債務負担行為について【東海財務局】
- 静岡県部会の取組【静岡県】
⇒県取組の紹介、市町の取組状況・課題について
意見交換



第2回分科会(令和3年1月) 書面開催

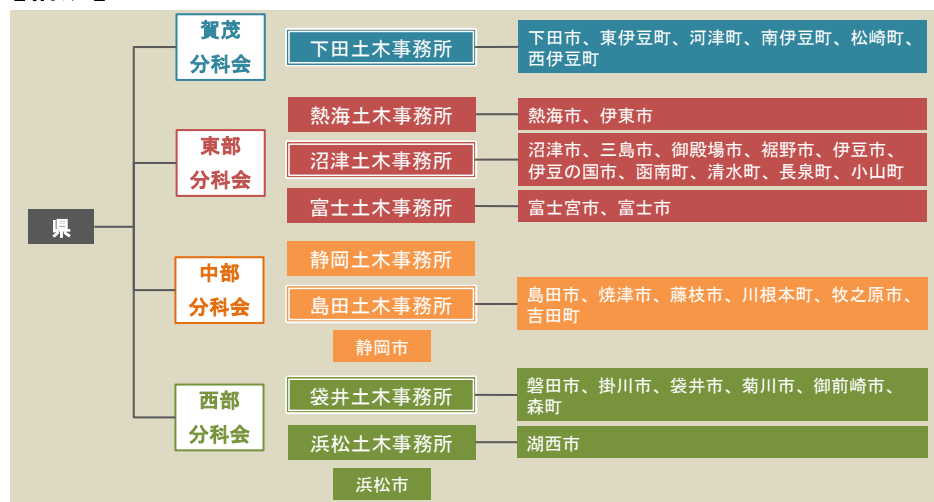
- 令和2年度の取組状況等【静岡県】
⇒各市町の取組状況・課題について意見聴取

分科会

【目的】

公共工事の品質確保の促進に向けた取組を各市町の実務担当まで浸透させるため、地区単位で市町を支援し取組の推進を図る。

【構成】



県部会重点項目・目標

※R3見直し予定

(1) 施工時期の平準化

- ・平準率は、R1: $\alpha=0.49$ 、 $\beta=0.54$
- ・R4年度までに、平準化率 $\alpha \cdot \beta$ を0.6以上

(2) 週休2日工事

- ・「週休2日工事」の実施率は、R1:23% $\Rightarrow$ R2:40% (+17%)
- ・「適正な工期設定」の実施率は、R1:31% $\Rightarrow$ R2:34% (+3%)
- ・R4年度までに、全市町で「週休2日工事」、「適正な工期設定」を実施

(3) 適切な設計変更

- ・「設計変更ガイドライン」の整備状況は、R1:71% $\Rightarrow$ R2:94% (+23%)
- ・R2年度までに、全市町で「設計変更ガイドライン」を整備

(4) 低入札価格調査基準または最低制限価格

- ・工事は100%導入済み
- ・業務委託は、R1:31% $\Rightarrow$ R2:46% (+15%)
- ・R3年度までに、全市町で「低入札価格調査基準」または「最低制限価格」を導入

2. 静岡県部会の取組み

【静岡県】

(1) 施工時期の平準化【工事】

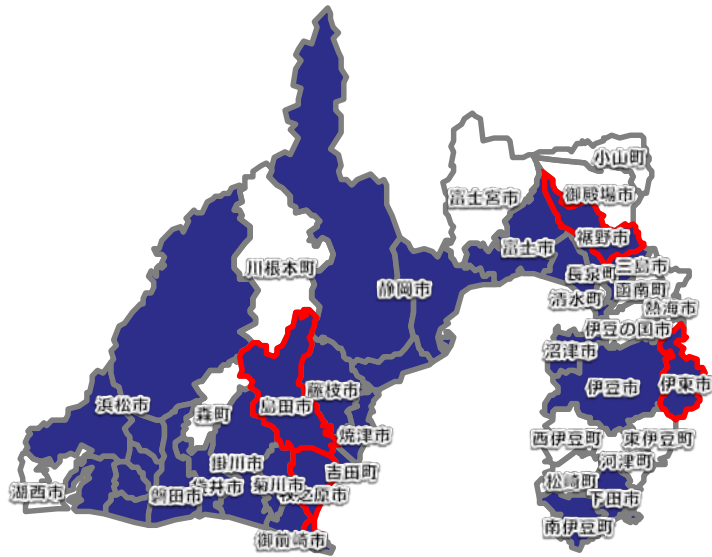
【R2中部ブロック目標】

- 県・政令市は前年度以上の平準化率(α)以上を目指す
- 各市町は債務負担行為(ゼロ債務含む)の活用促進

債務負担行為の活用

- 活用あり : 22
- 活用なし : 13

赤枠: R2~導入



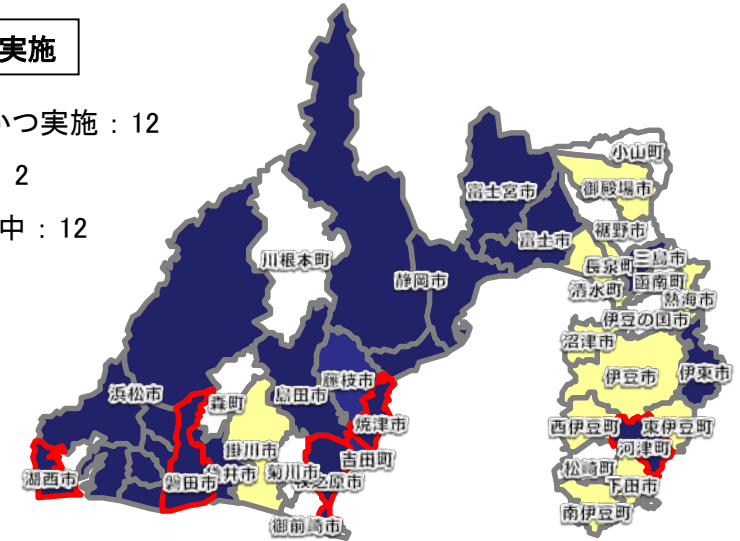
(2) 週休2日工事【工事】

【R2中部ブロック目標】 各市町で「週休2日工事」を実施

週休2日工事の実施

- 工事発注かつ実施 : 12
- 工事発注 : 2
- 準備・検討中 : 12
- 未着手 : 9

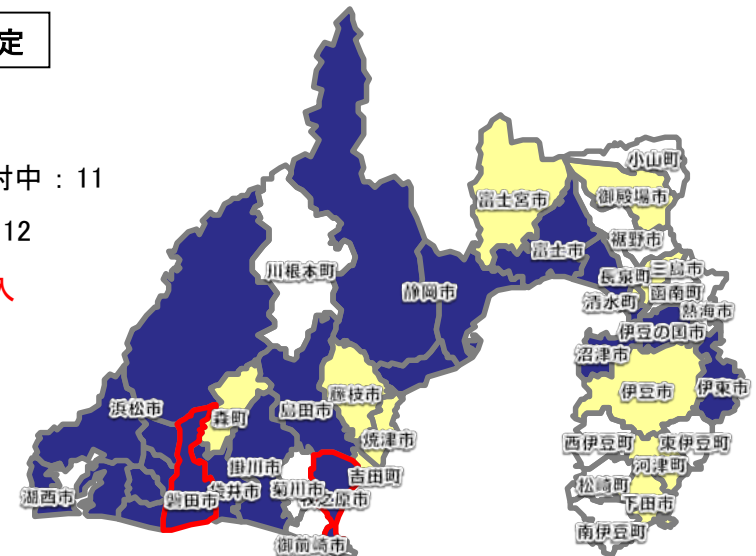
赤枠: R2~導入



適正な工期設定

- 実施 : 12
- 準備・検討中 : 11
- 未着手 : 12

赤枠はR2~導入



(3) 適切な設計変更【工事】

【R2中部ブロック目標】

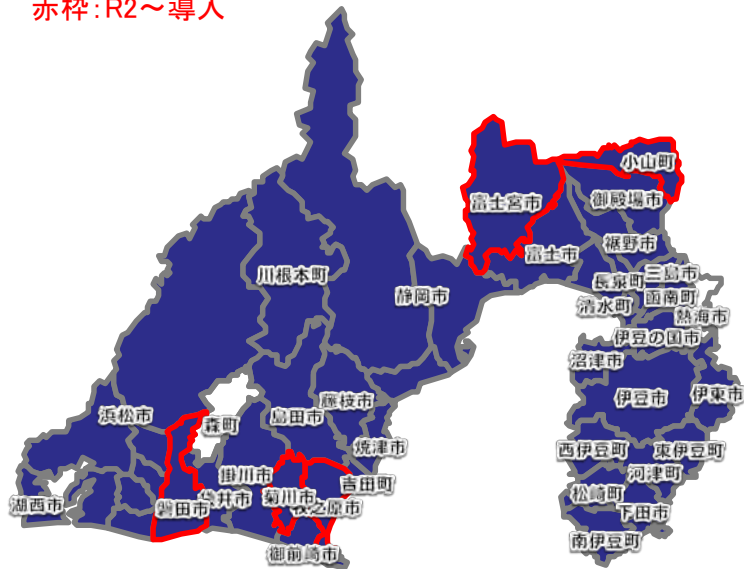
各市町で設計変更ガイドラインを策定・活用

設計変更ガイドラインの策定・準用

■ 策定または準用：33

□ 未導入：2

赤枠：R2～導入



(4) 低入札価格調査基準・最低制限価格【工事・業務委託】

【R2県部会目標】

各市町で業務委託における制度導入または要領作成

業務委託の低入札・最低制限の導入

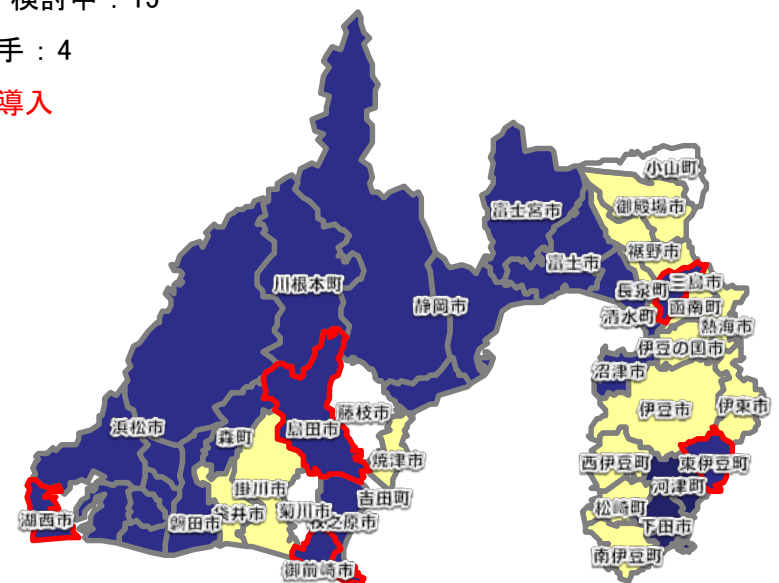
■ 両方導入：2

■ どちらかを導入：14

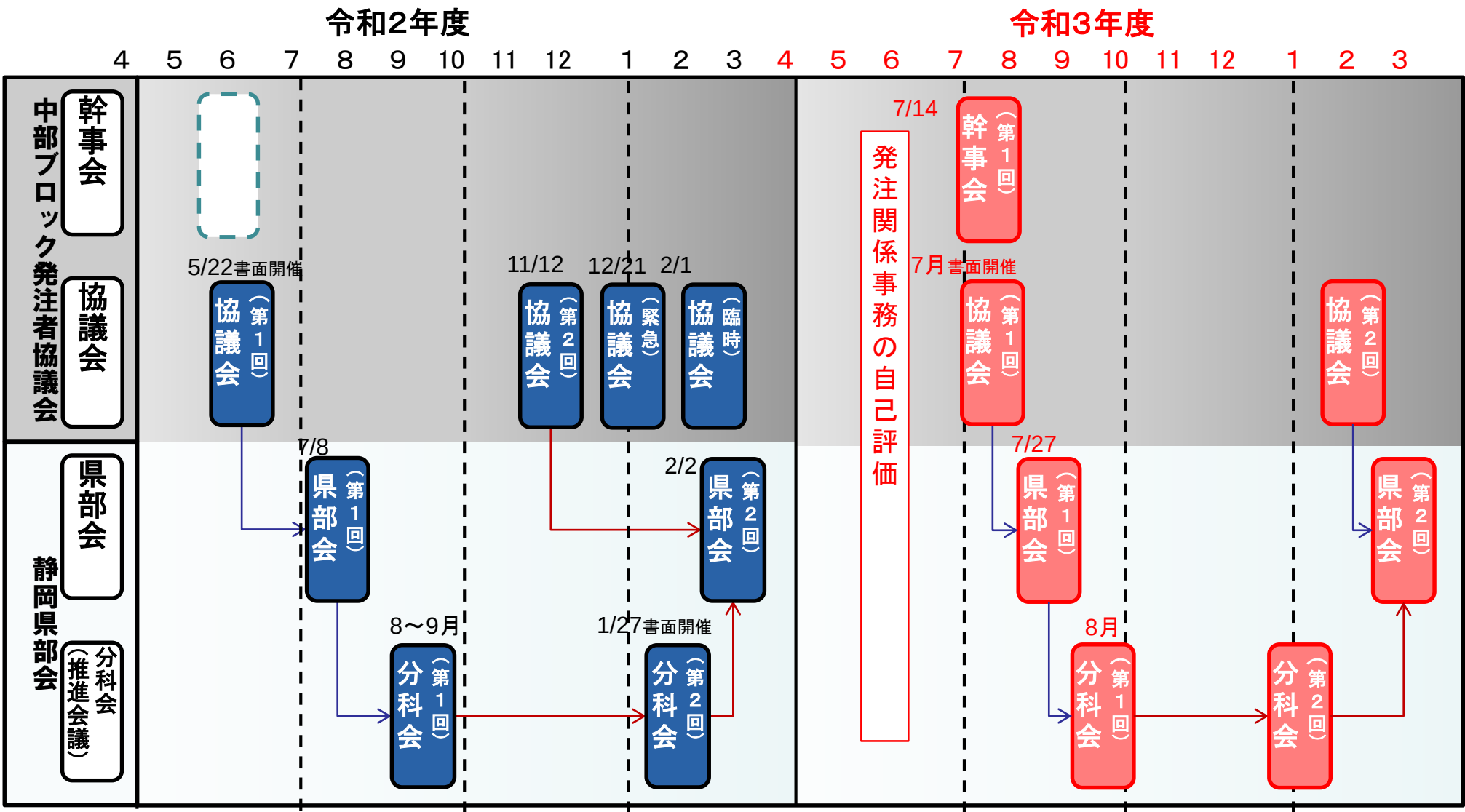
■ 準備・検討中：15

□ 未着手：4

赤枠：R2～導入



県部会スケジュール



愛知県の取組みについて

1. 愛知県部会の取組み
2. 愛知県の取組み

令和3年7月

愛知県部会の取組みについて

○ 愛知県公共事業発注者協議会 推進会議の開催状況

■目的：中部ブロック及び愛知県発注者協議会における重点取組項目について、市町村の取組を支援、推進するために設置。

■開催概要：

- (1)尾張・一宮地区 開催日：令和2年7月28日
- (2)海部・知多地区 開催日：令和2年8月5日
- (3)三河地区 開催日：令和2年8月7日

議 事

- 1 中部地方整備局より情報提供(運用指針の改正、全国統一指標、自己評価指標、R2重点項目、取組状況)
- 2 愛知県公共事業発注者協議会の取組について
- 3 重点項目に関する意見交換

中部ブロック重点項目	愛知県部会における取組
①平準化率	○県・政令市は、前年度以上の平準化率を目指す ○市町村は、前年度以上の債務負担行為の活用実績を目指す
②週休2日工事の実施状況	○市町村は、実施要領の整備率を100%とし、週休2日工事を1件以上実施
③設計変更ガイドラインの策定・活用状況	○市町村の策定率100%を目指す

○ 愛知県公共事業発注者協議会の開催状況

【開催概要】

開催日：令和3年2月19日

開催方式：web方式

- 議 事： 1 発注者協議会の取組について
2 令和2年度補正予算等の執行について



【議事1】

中部ブロック発注者協議会の重点項目について、愛知県部会で設定した目標の取組状況を確認。

- ▶重点項目① 平準化率
- ▶重点項目② 週休2日工事の実施状況
- ▶重点項目③ 設計変更ガイドラインの策定・活用状況

【議事2】

令和2年度補正予算の円滑な執行に向けた取組について情報提供

※重点項目に関するアンケート調査

愛知県部会の開催に先立ち、重点項目の取組状況に関するアンケート調査を令和3年1月に実施。

重点項目 ①平準化率

目標：県・政令市は前年度以上の平準化率を目指す

各市町村は前年度以上の債務負担行為の活用実績を目指す

1. 平準化率の状況

	H30年度	R1年度	R2年度
愛知県全体	0.59	0.64	R3年度 に調査
愛知県	0.68	0.73	
市町村（県内平均）	0.46	0.54	

2. 市町村における債務負担行為の活用状況

	R1年度 (R1→R2)	R2年度 (R2→R3)	R3年度 (R3→R4)
活用 市町村数	13	30	(26) ※

※愛知県内市町村数：54

※予算編成作業中のため、例年通りの予定を含めてカウント

重点項目 ②週休2日工事の実施状況

目標：市町村は実施要領の整備率を100%とし、週休2日工事を1件以上実施

1. 週休2日工事（4週8休）を1件以上実施している市町村数

4週8休	R元年度	R3.1 時点
市町村数	15	⇒ 17

※愛知県内市町村数：54

2. 実施要領等の整備状況

要領の整備	R2.1 時点	R3.1 時点
整備済み	14	17
整備予定	—	10 (R3年度整備予定)
整備予定無し	—	27

※愛知県内市町村数：54

3. 実施要領の整備予定無しとする主な理由

- ・今後必要に応じて検討する。（9市町）
- ・具体的に検討に至っていない。（6市町）
- ・現在検討中。（4市町）
- ・受注者から申し出がないため（予定なし）。（3市町）
- ・週休2日工事として発注していないが、ほとんどの現場で週休2日は確保できていると実感している。
- ・小規模の工事が多いため、実施していない。
- ・地元建設業団体と協議のうえ、整備検討をしたいと考えている。

重点項目 ③設計変更ガイドラインの策定・活用状況

目標：市町村の策定率100%を目指す

1. 設計変更ガイドラインの策定状況

ガイドラインの整備	R2.1 時点		R3.1 時点
整備済み (県準用含む)	46	⇒	44
独自に整備予定	5	⇒	2 (R2年度中に整備予定) 5 (R3年度に整備予定)
整備予定無し	3	⇒	3

※愛知県内市町村数：54

2. 設計変更ガイドラインの整備予定無しとする理由（3町）

- ・町の設計変更事務取扱要領があり、それに対応している。
- ・設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施しているため。
- ・時期も含めて検討中。

令和2年度補正予算等の執行について

■ 愛知県建設部門における令和2年度2月補正予算の円滑な執行に向けた対応

愛知県の建設部門では、工事の円滑な発注と事業の早期執行を図るため、2月補正予算に係る追加事業の入札・契約の運用について、以下のとおり対応する。

(1) 指名競争入札の適用拡大

- 総合評価落札方式のうち技術的な工夫の余地が小さい比較的単純な工事において、指名競争入札の適用範囲を5千万円未満から1億5千万円未満に拡大

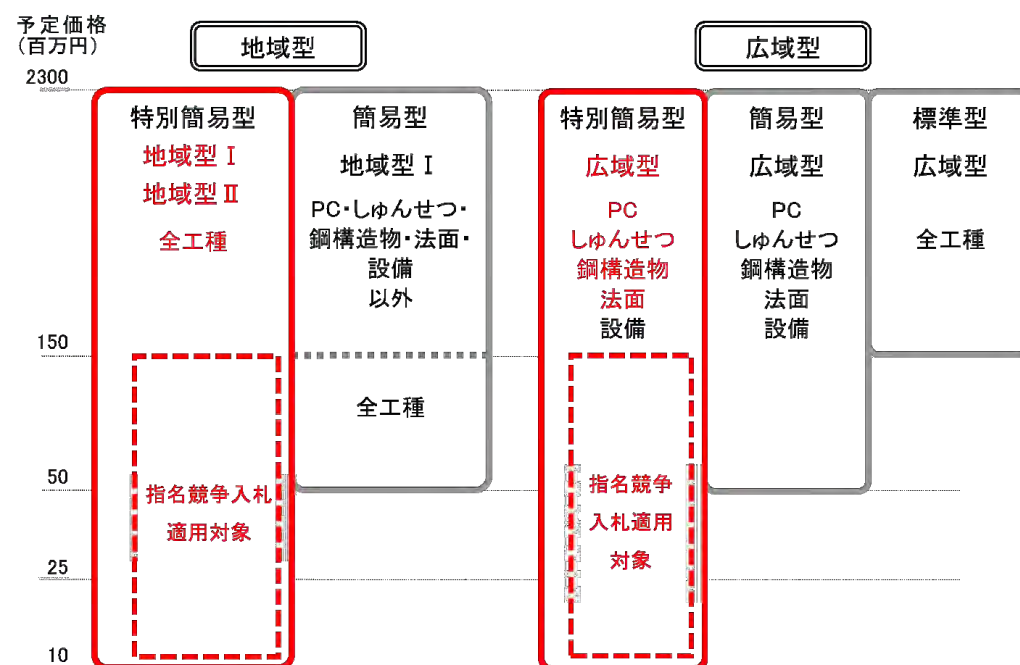
(2) 総合評価落札方式に係る運用

- 1億5千万円以上の工事では技術提案を求めない特例的な運用
- 工事発注の集中による技術者不足に対応するため配置予定技術者の要件緩和

(3) 発注見通しの公表

- 補正予算に係る追加的事業については、臨時の発注見通しを公表
(令和3年2月22日)

● 令和2年度2月補正予算に係る追加事業に適用



愛知県の取組みについて

○ 愛知県における平準化の取組(1/2)

■ 業務執行マネジメントチーム設置

【設置】 令和2年2月

【目的】 建設局及び都市・交通局の事業について、関係者が情報を共有し、施工時期の平準化に向けて計画的かつ早期発注を図る

【R2】 令和2年度は 業務執行マネジメント会議を4回開催。

(R2年6月5日、R2年8月6日、R2年10月28日、R3年2月8日)

○ 発注計画の作成、地方機関との調整

○ 発注計画及び執行状況のとりまとめ、確認

○ 早期執行に向けた取組の検討

○ 令和3年度の目標設定

■ 余裕期間制度(フレックス方式)の試行

○ 全体工期の範囲内で請負者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度(フレックス方式)の試行により、工期の設定や施工の時期の選択を柔軟にし、請負者の円滑な工事施工体制の確保を図る。

○ 令和2年12月～ : 建設局、都市・交通局 ⇒ R2年度実績: 13件

○ 令和3年4月～ : 農業水産局、農林基盤局、企業庁

○ 愛知県における平準化の取組(2/2)

■ 当初予算における繰越明許費の見直し(拡大)

- 年間を通じて工事等の計画的な発注や適正な工期の設定が行えるように、建設部門では令和2年度当初予算から繰越明許費の計上額を見直し(拡大)。
- 原則として、公共事業については25%を、さらに単県事業についても10%を計上。

■ 近年の当初予算における繰越明許費【建設部門】 (単位：億円)

年度 公・単	H30	R1	R2	R3
公共	53	59	222	201
単独	0	0	48	45
合計	53	59	270	246

■ 期待される効果

- 年間に必要となる繰越明許費に基づいた発注見通しを立てることにより、工事等の前倒しを図り、さらなる「施工時期の平準化」につなげていく。
- 工事の規模や難易度などを考慮した工期設定が契約段階において可能となることから、「適正な工期」を確保し、計画的な発注を行うことができる。
- 施工時期の平準化等により年間の工事量が安定すれば、現場技術者の処遇改善や経営の健全化に寄与し、ひいては品質確保につながる。

○愛知県における週休2日工事の取組

■建設局、都市・交通局の取組状況
平成28年度から原則として土曜日及び日曜日を休工とする「完全週休2日制工事」を実施。

取組件数					
	H28	H29	H30	R1	R2
発注者指定型	18件	20件	24件	25件	20件
受注者希望型	—	80件	84件	78件	73件
計	18件	100件	108件	103件	93件

＜取組の促進＞
令和3年度からは、休工日を土日に限らない「週休2日制工事」を導入するとともに、発注者指定型を拡大（R3は200件程度予定）することで、受注者が週休2日制に取り組みやすい制度の改善を行った。

		令和2年度	令和3年度
形 式		完全週休2日制工事	完全週休2日制工事 週休2日制工事
対象工事	発注者指定型	設計金額5千万円以上の新設工事	全ての工事（災害復旧工事等を除く）
	受注者希望型	上記以外の全ての工事（災害復旧工事等を除く）	
経費補正	発注者指定型	4週8休以上で経費補正	4週6休以上、4週7休以上、4週8休以上の3段階で経費補正
	受注者希望型	4週6休以上、4週7休以上、4週8休以上の3段階で経費補正	
工事成績	完全週休2日制工事	対象期間の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合が90%以上で評価	
	週休2日制工事	対象期間の全日数に対する休工日数の割合が2/7以上で評価	
総合評価	完全週休2日制工事	工事成績評定の評価条件達成で総合評価落札方式で評価（加点）	
	週休2日制工事	R3年度は評価（加点）なし／R4から評価（加点）開始	

※契約後に「完全週休2日制工事」と「週休2日制工事」のいずれかを受注者が選択

○愛知県におけるICT活用工事の取組

■建設局、都市・交通局の取組状況

平成28年度から発注者指定型により I C T 建設機械を用いて効率的に施工を行う「情報化施工」の取組を開始。

取組件数

	発注者指定型						受注者希望型					合計
	土工	舗装	河川 浚渫	地盤 改良	港湾 浚渫	小計	土工	舗装	河川 浚渫	地盤 改良	小計	
H28	3	1	－	－	－	4	－	－	－	－	－	4
H29	2	0	－	－	－	2	－	－	－	－	－	2
H30	5	1	－	－	1	7	3	1	－	－	4	11
R1	11	2	2	－	0	15	3	2	1	－	6	21
R2	15	3	2	1	0	21	21	3	6	1	31	52

■愛知県i-Construction推進協議会

- ・i-Constructionを推進するため、H30年8月に設立。
- ・ICT活用工事の拡充に関する検討
- ・ICTを始めとした新技術活用に関する課題 整理と課題対応策の検討
- ・コンクリート工の規格の標準化(プレキャスト活用等)の検討

<取組の促進>

【令和元年度】・「発注者指定型」の規模要件引き下げ。（切土又は盛土量いずれか5,000m³以上等）

【令和2年度】・総合評価落札方式の評価項目に I C T 活用工事の取組実績を追加。

・土工量1,000m³以上の工事を受注者希望1型とし、受注者は I C T 活用工事の実施に関する実施協議を必須。

・ I C T 建機を必須とせず、起工測量等個々の I C T 施工技術活用でも費用計上の対象。

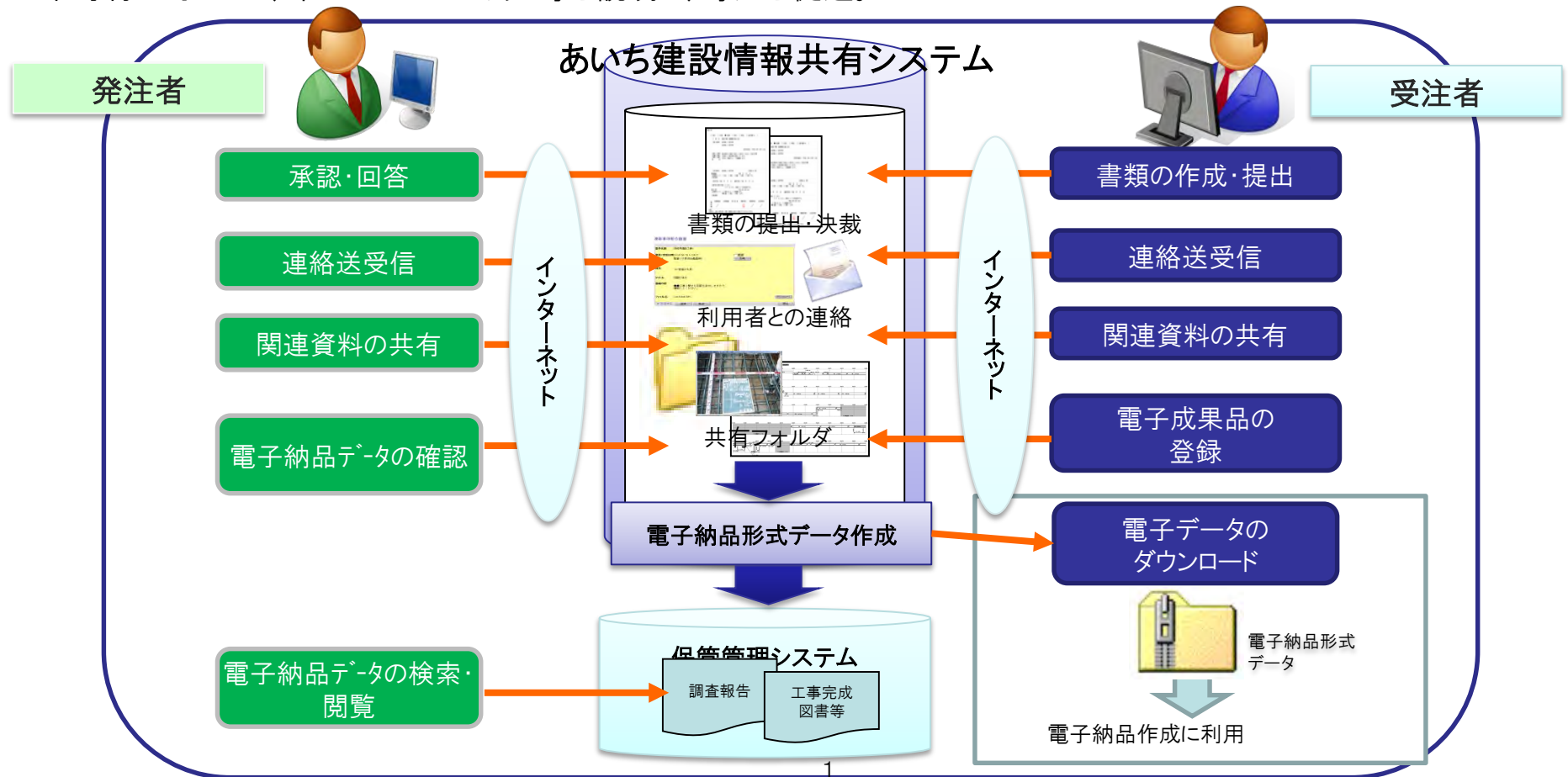
※その他、対象工種の追加有り

■その他【令和3年度】

- ・建設現場における施工状況の確認に遠隔臨場を試行。
- ・工事及び委託業務においてWeb打合せの推奨を通知。

○あいち建設情報共有システムの運用開始（令和2年4月）

- インターネットを利用し、受発注者間で工事施工中に関する様々な情報を共有し相互利活用。
- 令和2年4月から建設局、都市・交通局で本格運用を開始。
- 建築局、農林基盤局、企業庁でも令和2年度から試行開始し、令和3年度から企業庁で本格運用を開始。
- 市町村に対しても、本システムのメリット等を説明し、導入を促進。



○担い手確保の取組(建設分野の魅力発信)

(1)イブニングサロン

これから進路を決定する学生と、行政や建設会社、建設コンサルタント及び先生とが交流する場を提供し、建設業界の魅力や課題などについて意見交換する。

(2)出前講座・現場見学会

小学校の特別授業の一部として「出前講座」を、小校～大学生を対象に「現場見学会」を開催し、社会資本の役割について理解を深める。

〈イブニングサロン〉

年度	学校名	参加者数		
		学生	社会人	合計
H25～H29		258	197	455
H30	豊川高等学校	14	10	24
	愛知工業大学	13	10	23
	中部大学	12	9	21
	豊橋工業高等学校	39	16	55
R1	豊田工業高等専門学校	14	12	26
	愛知総合工科高等学校	20	10	30
	名古屋工業大学	18	12	30
	相山女学園大学	18	10	28
R2	愛知総合工科高等学校	13	7	20
	相山女学園大学(web)	9	6	15

■愛知総合工科高等学校



■相山女学園大学(web方式)



〈出前講座実績〉

講座の分野	講座数
道路、河川、砂防、都市計画、災害対策など	15

【参加実績】R2:530人 (R1:1,179人)

〈現場見学会〉

見学会の分野	現場数
道路、河川、砂防、公園、下水道、建築など	26

【参加実績】R2:20名 (R1:362名)

■現場見学会



三重県の実組みにについて

1. 三重県部会の実組み
2. 三重県の実組み

令和3年7月

三重県部会の取組みについて

1. 令和2年度の県部会の状況

●第1回県部会（令和2年7月2日書面）

- 中部ブロック発注者協議会の取組
- 三重県部会の取組
- 三重県の取組



○第1回地域分科会（令和2年7～8月）
・取組周知・意見交換

○第2回地域分科会（令和3年2月書面）
・取組状況の確認



●第2回県部会（令和3年2月19日）

- 中部ブロック発注者協議会の取組
- 三重県部会の取組
- 三重県の取組
- 国からの情報提供

●講習会（令和2年11月27日）

＜中部ブロック発注者協議会＞

●第1回発注者協議会

- ・令和2年5月22日書面
 - 全国統一指標
 - 自己評価指標（工事）
 - 令和2年度重点項目

●第2回発注者協議会

- ・令和2年11月11日書面
 - 全国統一指標の目標値設定
 - 自己評価指標（業務）
 - 自己評価指標の目標値設定

●緊急・臨時発注者協議会

- ・令和2年12月21日WEB
- ・令和3年2月1日WEB
 - 公共工事の円滑な施工確保

2. 第1回地域分科会（推進会議）の状況

●第1回地域分科会

- ・ 令和2年7月29日～8月28日にかけて10建設事務所単位で開催。
- ・ 「施工時期の平準化」「週休2日」等に関する意見交換。
- ・ あわせて、市財政担当と意見交換も一部で開催。

津地域分科会



主な意見

◆施工時期の平準化

債務負担行為の設定

- 新たにゼロ債務の補正予算を計上。
- 繰越工事から債務工事に舵を切り平準化を促進。
- 債務工事は12ヶ月を超える大規模なものに限る。
- 少額工事が多く、年度内に完成。
- 平準化が目的では、議会等理解困難。

速やかな繰越手続き

- 新たに12月議会で上程。
- 12月議会上程では、年度内完成を迫及され対応困難。

積算の前倒し

- 前年度に積算委託により早期発注。

◆週休2日制工事

- 業者からは、現場を早く仕上げて、次に取り掛かりたいと聞いている。
- 業界から要望は聞こえてこないのでは、導入に前向きではない。
- 拡大していく際のネックは財源。
- 契約は物件などもあるのに、公共工事だけ手厚くするのは不合理。

◆その他

財政担当意見交換会（3市）

- 年度を跨ぐものについては、債務負担行為ではなく継続費を活用。
- 交付金事業では、翌年度の予算担保がないため債務より繰越の方が議会の理解は得やすい。
- 災害、補正対応等で繰越に対する悪いイメージは減った感じ。

3. 第2回地域分科会（推進会議）の状況

●地域分科会（第2回）

- 令和3年2月上旬に各地域ブロックで開催し、意見を取りまとめ。

<議事内容>

- 平準化の促進に向けた取組「さしすせそ」ロードマップ、「平準化工事、週休2日制工事の選定・登録」とりまとめ。
- 建設業協会支部など建設業団体との意見交換の状況確認。
- 第3次補正予算への対応予定。

<情報提供>

- 新・全国統一指標[工事・業務]
- 自己評価指標[工事・業務]の実績・目標

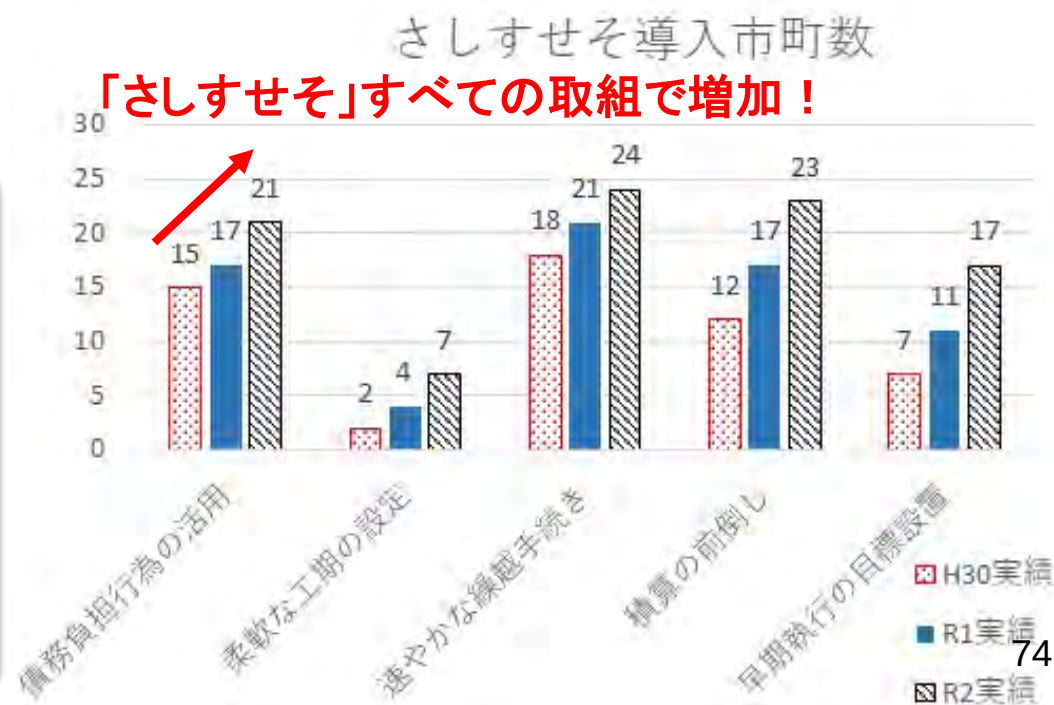
3. 第2回地域分科会（推進会議）の状況

① 平準化の促進に向けた取組「さしすせそ」ロードマップの状況

- 平成30年度に平準化の促進に向けて、29市町の「さしすせそ」の進捗の「見える化」として、3カ年のロードマップを策定し取組を促進。
- 「債務負担行為の設定」「速やかな繰越手続き」「積算の前倒し」は、年々増加し、20を超える多くの市町で導入。
- 一方、「柔軟な工期設定」は、年々増加しているものの、最も導入が少なく7市町にとどまっている。
- 「早期執行のための目標設定」は17市町で導入されているものの、設定項目や具体的な数値目標の設定などに苦慮しているとの意見がある。

◆主な意見

- 維持修繕関係工事で複数年度（2ヶ年）にまたがる債務負担行為を試行。平準化の取組推進として債務の積極的な活用を図っている。
- 工期が年度を跨ぐことが分かった段階で12月議会で繰越の手続きを行った。
- 積算委託を前年度中に実施するなど、積算の前倒しに努めた。
- 早期発注を意識し、年間スケジュールを作成した。



3. 第2回地域分科会（推進会議）の状況

②－1 平準化工事の選定・登録

- ・ 各市町において、昨年度、平準化工事として、「債務負担活用工事」もしくは「早期発注（4～6月）工事」を1件以上選定・登録する取組を実施。
- ・ 債務負担、早期発注いずれも計画に対して実績は、大幅に増加。
- ・ 前年度と比較して、債務負担が活用件数は増えている。

平準化工事	R元(実績)	R2(予定)	R2(実績)
債務負担	7市町 28工事	11市町 39工事	11市町 54工事
早期発注	25市町 395工事	23市町 36工事	20市町 244工事

※集計は、500万円以下の少額工事も含まれている。

◆主な意見

- 選定・登録を通じてより平準化への意識が高まり、今後も取組拡大に向け、努力していく。

3. 第2回地域分科会（推進会議）の状況

②-2 週休2日工事の選定・登録

- 各市町において、昨年度、週休2日工事を1件以上選定・登録する取組を実施。
- 前年度と比較して、週休2日制に取組市町・工事が増加。
- 一方で、週休2日制に前向きではない市町がみられ、発注者としてこれからの働き方改革促進に向けた環境を整える必要がある。

週休2日工事	R元(実績)	R2(予定)	R2(実績)
発注者指定型	12市町 14工事	11市町 13工事	12市町 17工事
受注者希望型	10市町 10工事	14市町 15工事	14市町 18工事
備 考	7市町 未実施	1市予定なし 3市町検討中	4市町未実施

※R2（実績）：4週6～8休（9市町）、月2回土日完全（9市町）、土日完全（7市町）

◆主な意見

- 職員の意識改革にもつながった。労働現場における働き方改革に寄与するよう、引き続き継続的な取組としていく予定。
- 今後は発注者指定型での発注も検討。件数の拡大やより規模の大きい工事でも試行していく予定。
- 選定登録し発注した工事でも、受注者が取り組まないケースがある。業界内での認識度が低いと感じる。

3. 第2回地域分科(推進会議)の状況

③業界団体との意見交換の状況

- 12市町で業界団体と意見交換を開催。

④第3次補正予算の状況・予定

- 20市町において、第3次補正予算の内示有り。
- 議会の議決を経た後、速やかに早期執行に努める。

4. 新・担い手3法に基づく発注関係事務の適切な実施に関する講習会

- 令和2年11月27日に三重県公共工事契約業務連絡協議会と併催。
- 平準化（債務負担行為、繰越）に関して、東海財務局と連携し取組。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、密を避けるため、津を本会場として、その他、四日市、伊勢、尾鷲の3会場に分散し、WEB形式で開催。

<受講者数>

市町、県地域機関等 76名

<題目及び講師>

- (1) 入札契約適正化法に基づく取組の推進について
国土交通本省 建設業課 安達課長補佐
- (2) 品確法に基づく取組の推進について
中部地方整備局 企画部 山本建設専門官
- (3) 繰越制度の概要等について
東海財務局 理財部 小野寺上席主計実地監査官
- (4) 監督・検査について
中部地方整備局 企画部 大原技術検査官

津本会場



伊勢サテライト会場



5. 令和3年度の取組予定

● 1. 三重県部会の予定

○三重県部会（第1回）

・令和3年8月予定

○三重県部会（第2回）

・令和4年2月中旬～3月上旬予定

● 2. 地域分科会の予定

○地域分科会（第1回）

・令和3年8月下旬～9月上旬予定

○地域分科会（第2回）

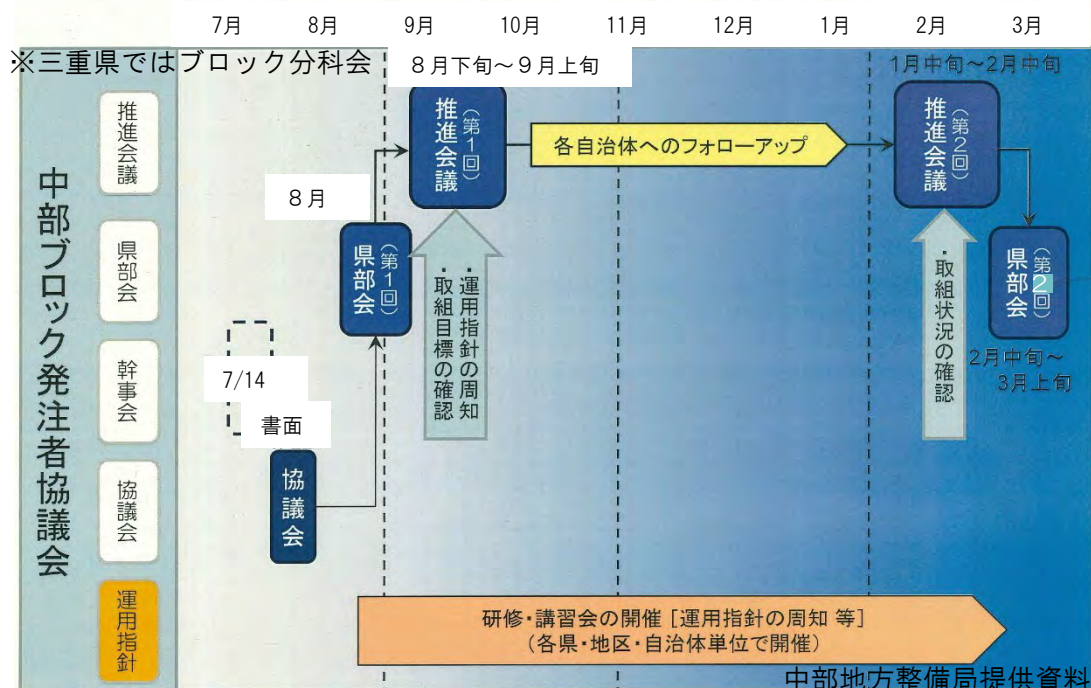
・令和4年1月中旬～2月中旬予定

● 3. その他

○講習会（運用指針の周知等）

令和3年度スケジュール(案)

中部ブロック発注者協議会 国土交通省 資料1



6. 令和3年度 地域分科会（推進会議）の取組

【重点取組】

(1) 施工時期の平準化の促進、(2) 週休2日制工事の促進、(3) ICT活用工事の促進

(1) 施工時期の平準化の促進

- ・ 債務負担行為、速やかな繰越手続きの活用を重点的に促進
- ・ これらの取組を進めるための現状と課題を整理し、改善策を検討

(2) 週休2日制工事の促進

- ・ 発注率を上げるための課題整理と改善策の検討

(3) ICT活用工事の促進

- ・ 工事発注に資する課題整理と改善策の検討

三重県の取組み

1. 第三次三重県建設産業活性化プランに係る取組

- 三重県では、将来の担い手を確保し、建設業が社会資本の整備・維持修繕や災害対応などの役割を今後も果たすために、第三次三重県建設産業活性化プラン（以下、活性化プラン）を令和2年3月に策定し、建設業の活性化に取り組んでいる。これらの施策について、県の取組の状況を紹介するとともに、市町に取組を促している。

<主な取組施策>

取組1 担い手確保や労働環境改善の取組

- ・ 週休二日制工事の拡大
- ・ 建設キャリアアップシステムの活用促進
- ・ 社会保険未加入対策について

取組2 生産性向上への取組

- ・ 施工時期の平準化
- ・ ICT活用工事の推進

取組5 適正な利潤の確保や安定経営への取組

- ・ ダンピング受注の防止
- ・ 適正な予定価格の設定と適切な設計変更

2. 週休2日制の取組状況

●週休2日制試行工事の実施状況

建設現場における労働環境の改善、将来の担い手確保のため、平成28年度より試行を開始。
建設業協会とのワーキングにより策定したロードマップに基づいて、試行工事を段階的に拡大。

<令和2年度の取組> (R3.3末見込み)

- 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）：52件発注
対象：土木一式工事 Aランク 事務所半数程度
- 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）：441件発注
対象：すべての工事（災害等対象外工事を除く）
- 発注者指定型・受注者希望型いずれも4週8休の現場閉所を達成した場合、工事成績評価のインセンティブ付与を開始。
- 引き続き、建設業協会との週休2日検討ワーキングの開催と他部局における週休2日制の試行。

●週休2日制検討ワーキングでの意見（抜粋）

- 発注者指定型の方が、下請業者にも言いやすく取り組みやすい。
- 経費の補正については、発注者側と受注者側で思いに差異がある。
- 週休2日に取り組むよりも、早く工事を終えて、次の工事に備えたい。
- 受注企業の取組率が低いため、経費補正、工事成績評価加点の継続と発注者指定型への移行について、ロードマップに基づき実施していく。

3. 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用取組

建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」）は、技能者の現場における就業履歴や保有資格などを、技能者に配布するICカードを通じ、業界統一のルールでシステムに蓄積することにより、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目指すシステムです。

公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、CCUSの活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められています。

三重県では第三次三重県建設産業活性化プラン「取組1 労働環境改善の促進」に位置付け、CCUSの建設現場での活用を促進させるために、令和3年10月以降に元請企業のCCUS事業者登録を入札参加要件とした「モデル工事」を実施します。（ガードリーダーの設置、現場ID登録を求める。）

建設キャリアアップシステム（CCUS）とは

「建設キャリアアップシステム」とは、技能者の現場における就業履歴や保有資格などを、技能者に配布するICカードを通じ、業界統一のルールでシステムに蓄積することにより、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目指すシステムです。

<建設キャリアアップシステムの概要>



建設キャリアアップシステム（CCUS）導入のメリット

技能者

- ◇ 所属事業者や元請に関わらず **技能や経験を蓄積し、能力評価を受けることが可能**
 - ⇒ 一人ひとりの技能や経験に見合った適正な評価、就業機会の増加や、収入への反映
- ◇ 蓄積された資格・就業履歴をもとに、**社会保険加入状況の証明や、建退共掛金充当確認に活用可能**
 - ⇒ 労働時間、健康被害、災害、未払等の証拠
- ◇ 一度建設業を離れた **技能者が再入職する際など、自身の技能や就業履歴を簡易に証明可能**

事業者

【技能者に関する情報の管理】

- ◇ **現場に入退場する技能者の就業状況等を容易に確認可能**
 - ⇒ 入退場にICカード等を使うことにより、**現場の入退場管理等を効率化**
 - ⇒ **現場入場する技能者の資格や社会保険加入状況を確認可能**（施工資格保持者、外国人、一人親方等）

【事業者に関する情報の管理】

- ◇ **施工体制台帳、作業員名簿等を効率的に作成可能**

【専門工事企業の見える化】

- ◇ 能力評価制度と連動することで、専門工事業者の施工能力の見える化を実現
 - ⇒ **技能労働者の処遇改善や人材投資を行う事業者が適正に評価され選ばれる環境を整備**

将来的には、現場ごとの週休二日の実施状況や労働時間管理の状況が確認可能に

4. 社会保険未加入対策について

公共工事における法定福利費内訳明示の取組

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、受注者に対して法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出させる取組が必要です。

三重県では建設工事請負契約書の条項を改正し、令和3年10月以降に発注する工事から受注者に対して法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出させる取組を開始します。

「公共発注者」の取組（受発注者間）

受注者に提出させる請負代金内訳書について、国（各府省）では法定福利費を明示させる取組が進む一方、**市区町村では取組が一部の自治体に留まっている状況**

【導入している割合】国（各府省）・・・84％、都道府県・・・53％、市区町村・・・14％

目標設定

令和3年度までに、請負代金内訳書について法定福利費を内訳明示させる取組について、国及び都道府県においては100％、市区町村においては50％以上まで導入を図る

（入札契約適正化法に基づく実態調査において進捗状況フォローアップ）

「建設企業」の取組（元下・下下間）

公共工事において、下請企業から提出させる見積書・請負代金内訳書について、いずれも**法定福利費の内訳明示を活用した割合は6割前後に留まっている状況**

【内訳明示を活用した割合】見積書・・・63％、請負代金内訳書・・・58％

目標設定

令和3年度までに、公共工事において法定福利費を内訳明示させる取組について、見積書・請負代金内訳書のいずれも80％以上まで活用を図る

（公共事業労務費調査において進捗状況フォローアップ）

※ 上記目標と合わせ、民間工事も含めた工事全体における見積書・請負代金内訳書についても、70％以上の企業が全ての工事において法定福利費内訳明示を活用することを旨とする（下請取引等実態調査において進捗状況フォローアップ）

○明示する法定福利費について

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険

契約締結後に発注者に提出する**請負代金内訳書に法定福利費を明示する。**

<法定福利費の計算方法>

①労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合 ⇒ 当該労務費を使用
- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合 ⇒ 過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。
法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率

②労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。
法定福利費 = 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

③下請企業から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用（明示された法定福利費の額を合算）
法定福利費 = （下請Aの法定福利費）+（下請Bの法定福利費）+・・・



3. 施工時期の平準化の実施状況

●債務負担行為の積極的活用

- 県土整備部では、事業予算の約50%の債務予算枠を確保し、適切な工期設定、施工時期の平準化に努めている。（継続取組）

●柔軟な工期設定

- 国土交通省の余裕期間制度を参考とし、県独自の取組として、規模の小さい工事でも効果が期待できるよう、実際の工事前に90日間を超えない範囲で余裕期間を設定できることとしている。
(R1 31件 → R2 40件)

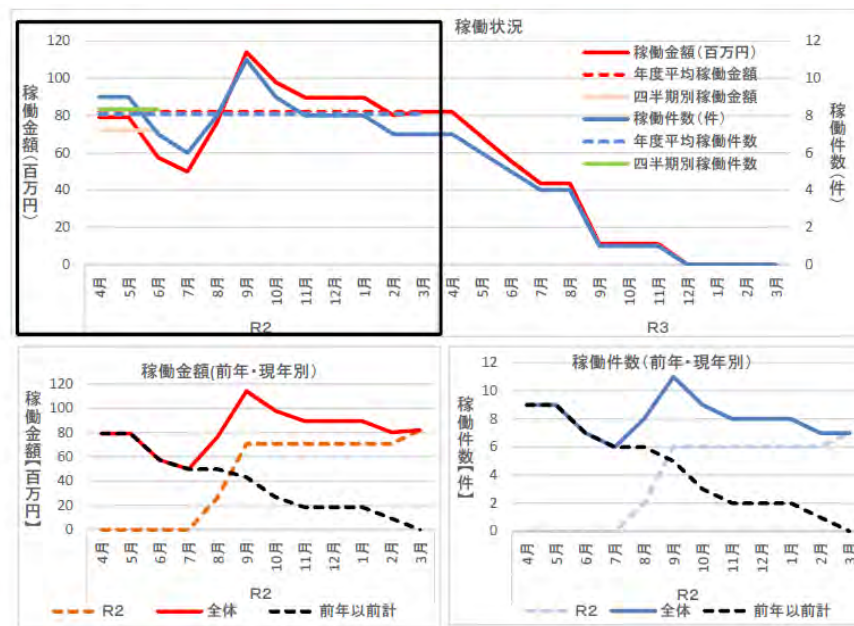
●早期執行のための目標設定

- 工事及び業務の発注見通しの実施に加えて、発注予定を公表し、早期執行に努めている。
- 改正運用指針で規定する中長期の発注見通しとして、県土整備部及び農林水産部の主要事業について計画を公表。

●発注工事の稼働状況を見える化・施工時期の平準化を促進

- 「平準化率（稼働金額）」を県民力ビジョン行動計画の副指標とし、目標値を定め進捗をマネジメント。
- 契約済みに発注予定を含めた全工事の稼働状況を見える化するツールを作成し、各建設事務所においてマネジメント（平準化率の向上・業務の効率化）として活用。

平準化簡易算定ツール（例）



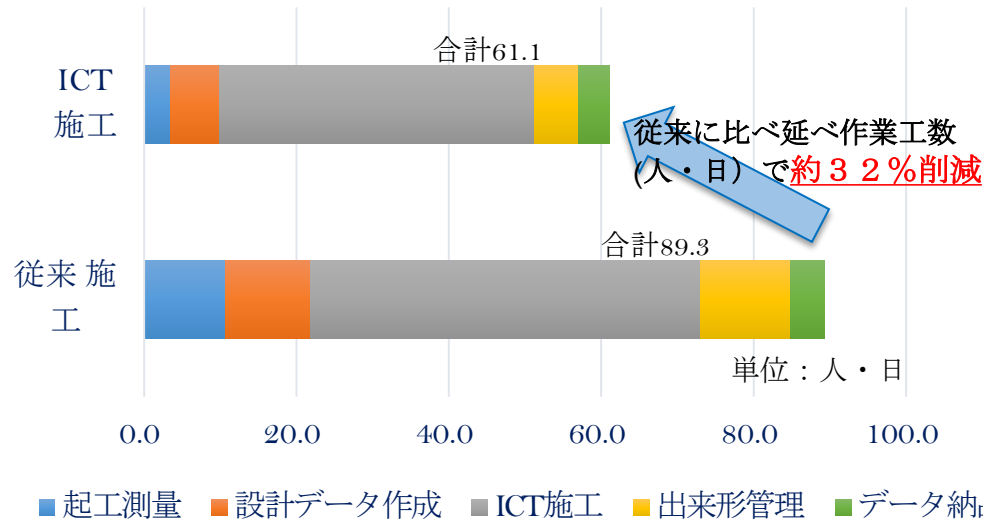
4. ICT活用工事

●ICT活用工事の効果

【建設現場におけるICT活用事例】



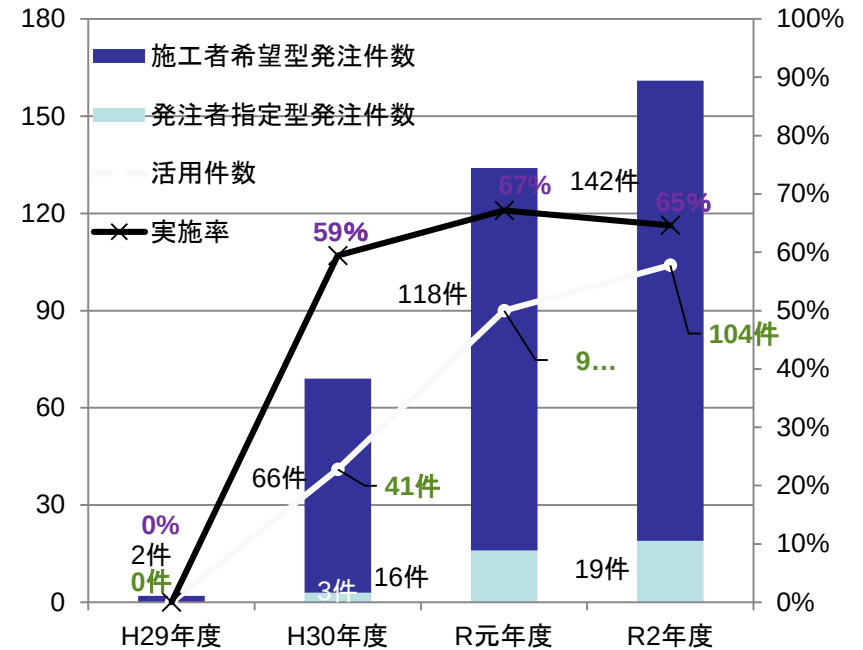
【ICTの活用による生産性の向上】



●ICT活用工事の状況

【令和2年度の実績】

ICT活用工事の年度別推移



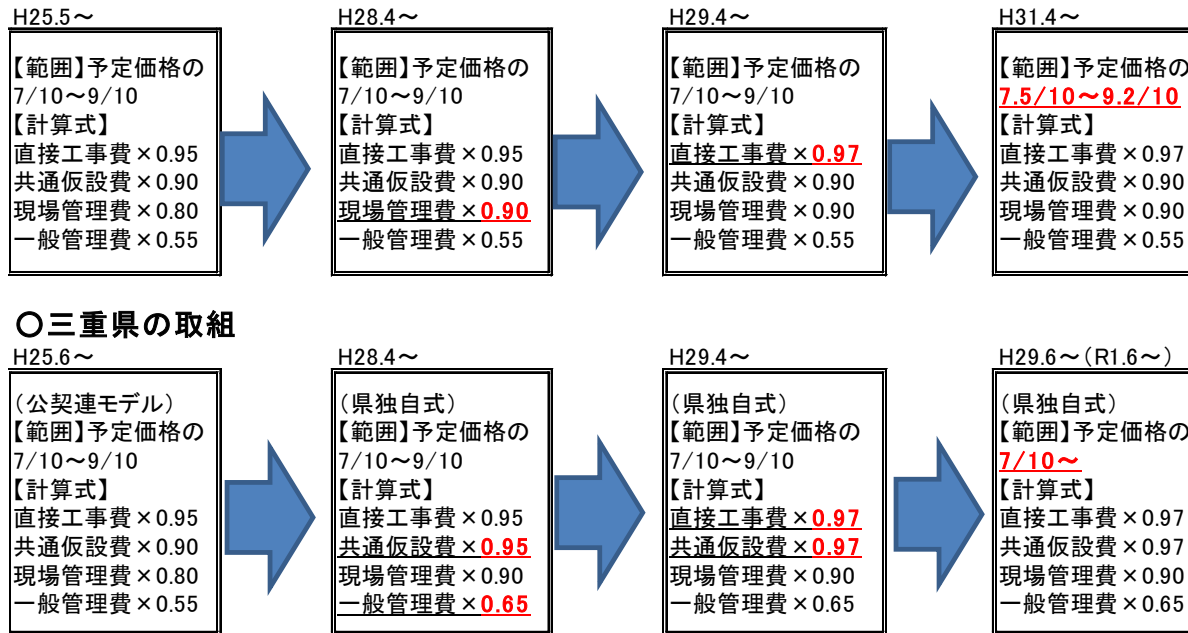
5. ダンピング受注の防止について

ダンピング受注の防止対策

○「発注関係事務の運用に関する指針（抜粋）」（令和2年1月30日改正）

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることを懸念される。ダンピング受注を防止するため、国や他の発注者の取組状況を参考にしながら、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。

低入札価格調査基準(最低制限価格)の見直し



※低入札調査：H29.6~、
最低制限：R1.6~

三重県発注工事では、低入札基準価格又は最低制限価格による応札が多いことから、建設業者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するために必要な適正な利潤を確保することを目的として、平成28年4月からその算定式を中央公契連のモデル式以上となる三重県独自式に見直しました。また、平成29年6月から低入札調査基準価格、（令和元年6月から最低制限価格）の上限値である10分の9を撤廃しました。

この結果、平均落札率は、平成27年度に87.7%であったものが、令和2年度では91.7%となりました。

また、市町へダンピング受注の防止のため、最新の算定式の導入などの要請を実施しました。

各市町の見直状況【算定式・範囲とも最新の公契連モデル以上の市町数】 13市町

四日市市、松阪市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、朝日町、川越町、大台町、紀北町、御浜町、紀宝町

6. 適正な予定価格の設定と適切な設計変更

●設計変更ガイドラインの運用について

建設工事を対象に、設計変更を行う際の受注者・発注者の共通の目安となる三重県設計変更ガイドライン（案）を策定し、平成27年4月より運用を開始。

また、運用から1年を経過した平成27年度末に受発注者アンケートを実施し、その結果をもとにガイドラインの効果検証を行い、平成29年7月に三重県設計変更ガイドラインを改定し運用。

<令和2年度の取組>

- 設計変更ガイドラインの効果・検証
 - ・「三重県設計変更ガイドライン」の受発注者へのアンケートを分析し、必要に応じガイドラインを改定。
- 調査及び設計の適切な設計変更
 - ・設計変更を行う際の受発注者の共通の目安となる「設計業務等変更ガイドライン」を策定。

※設計変更ガイドライン策定済み市町は、6市町あり、他23市町は三重県公共工事共通仕様書を準用し、三重県の設計変更ガイドラインを適用。

7. 予算の執行に向けた工夫と対応状況

【令和2年度3次補正予算】

○発注目標順序方針

- ①令和2年度内契約
- ②令和2年度内公告令和3年4月契約
- ③令和3年度第1四半期契約

○工事発注

- ①予定価格の事後公表は、第1四半期までの入札公告にかかる工事を対象から除外。
- ②河川内工事などについては、余裕期間設定工事を活用し、早期発注に努める。
- ③概算数量発注方式を活用する。

○設計等の業務委託発注

早期執行が特に必要な案件として総合評価方式を用いず価格競争方式を基本とする。

【令和3年度予算】

○発注方針

繰越予算を含め上半期契約率65%を目標に早期執行に努めている。

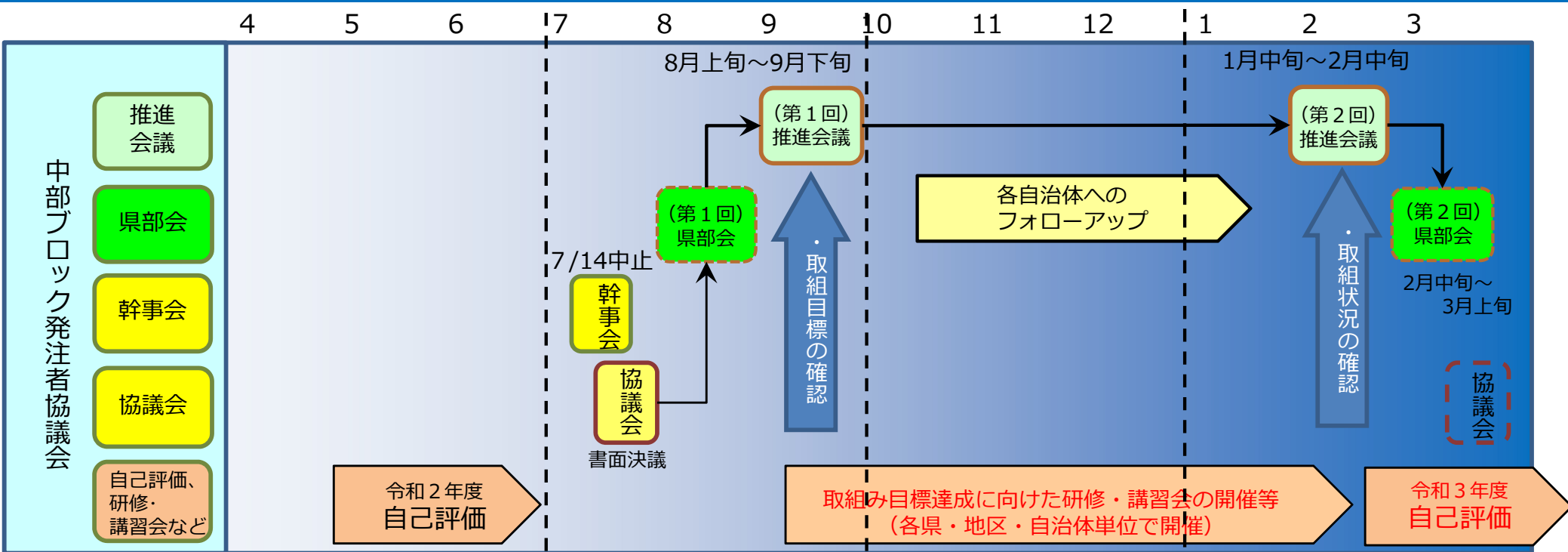
(4) 今後のスケジュール

令和3年7月

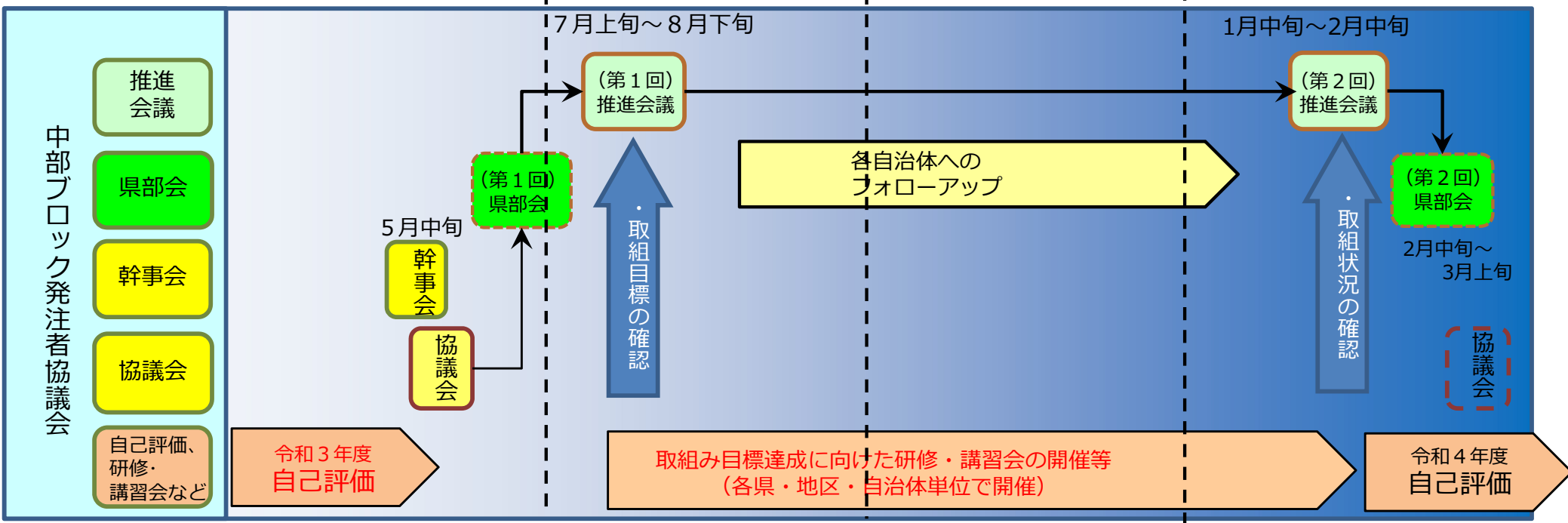
協議会スケジュール

中部ブロック発注者協議会

令和3年度



令和4年度(案)



資料 5

(5)その他報告事項

令和3年7月

1. 速やかな繰越し手続きについて （東海財務）

速やかな繰越手続きについて

工事又は事業を実施する中で、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由（繰越事由）が発生した場合には、繰越明許費の活用（速やかな繰越手続き）により、施工時期の平準化を図ることができます。

①繰越申請件数の推移

⇒ 繰越申請件数（箇所数）は近年、増加傾向となっている



②繰越申請の年度末処理の状況

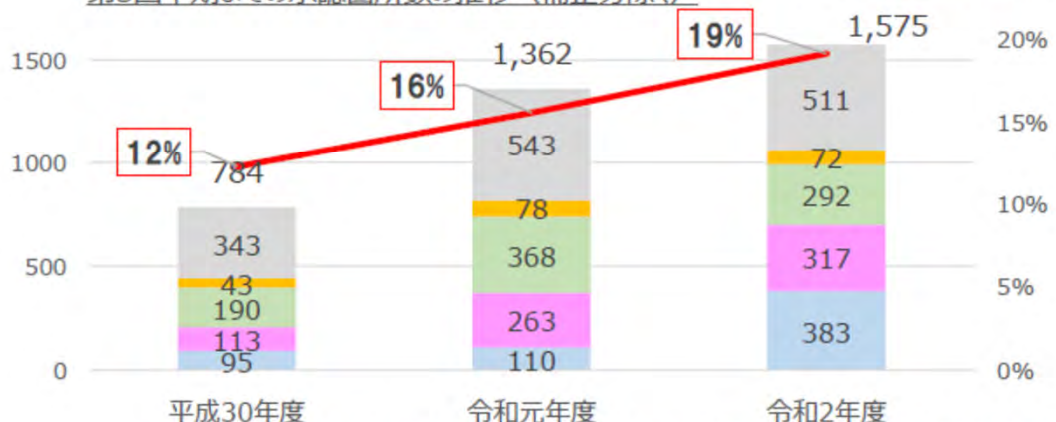
⇒ その事務処理は年度末に集中（2月、3月で全体の約8割）している



③速やかな繰越手続きの状況（直近3か年）

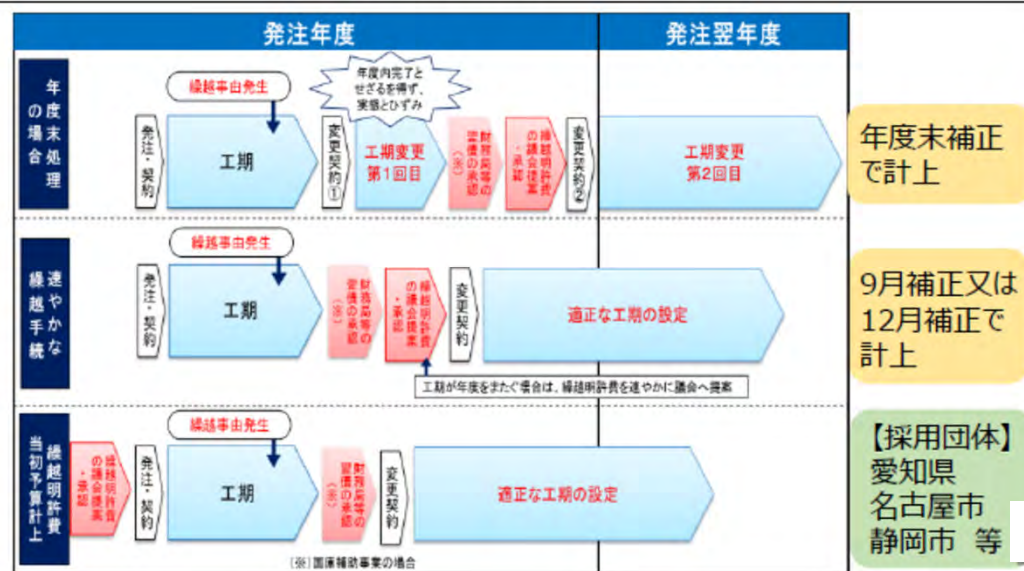
⇒ 第3四半期までの繰越申請数は年々増加

第3四半期までの承認箇所数の推移（補正分除く）



※ 処理割合＝第3四半期までの承認箇所数／当該年度の年間承認箇所数

④繰越明許費の計上について





繰越事由の発生時期について

令和3年2月初旬から3月末に東海財務局に対して翌債申請（補正・予備費分除く）のあった箇所の「繰越事由開始時期」について確認したところ、第2四半期までに繰越事由が発生しているものが、**国交省関係事業で20%、農水省関係事業で約40%存在**しており、**4県全体で800箇所強**に及ぶものとなっている。

繰越事由開始時期では一概には判断できないが、繰越事由が発生し、適正な工期が確保できないと判断できる場合には、**9月補正や12月補正に繰越明許費を計上**するなど、速やかな繰越手続きを徹底すべき。

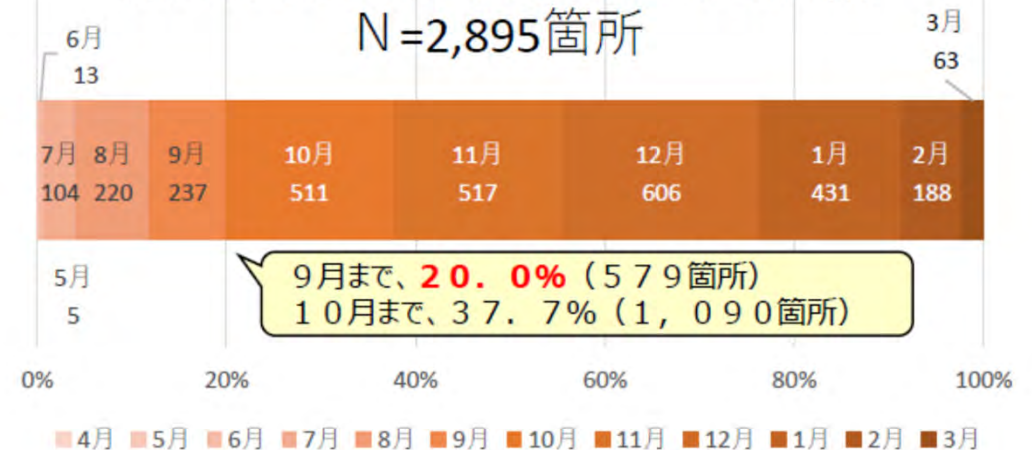
繰越事由発生時期（4県合計・全体）

N=4,088箇所



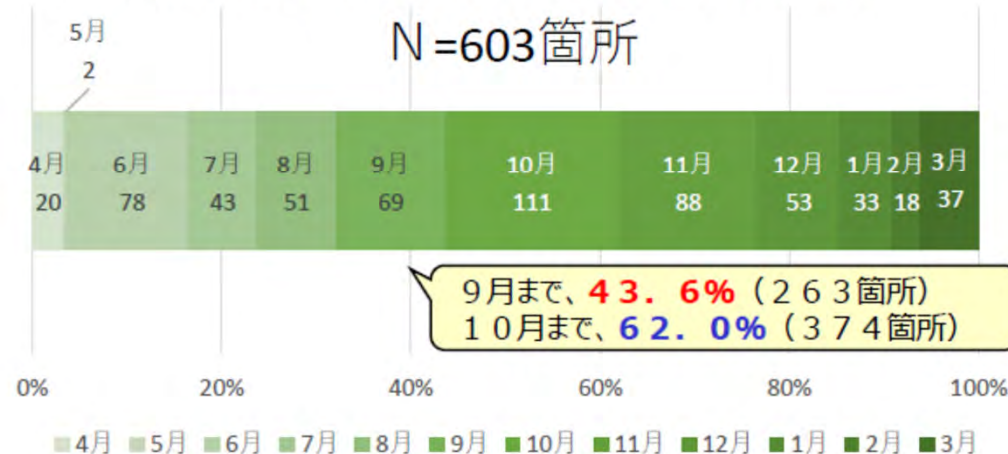
繰越事由発生時期（4県合計・国交省関係）

N=2,895箇所



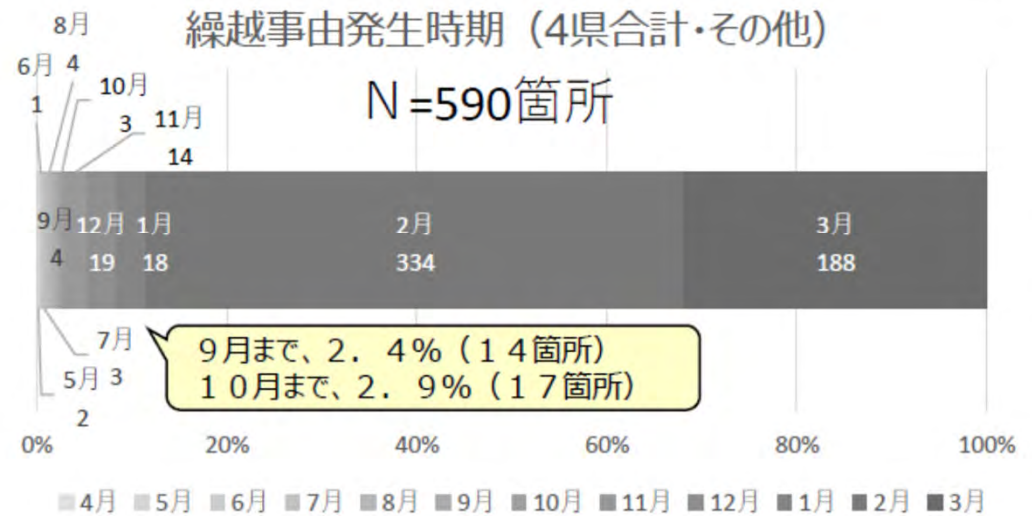
繰越事由発生時期（4県合計・農水省関係）

N=603箇所



繰越事由発生時期（4県合計・その他）

N=590箇所



2. 業団体からのご意見・ご要望 (中部地整)

各業団体との意見交換会の中で特に周知してほしい
施策の情報提供

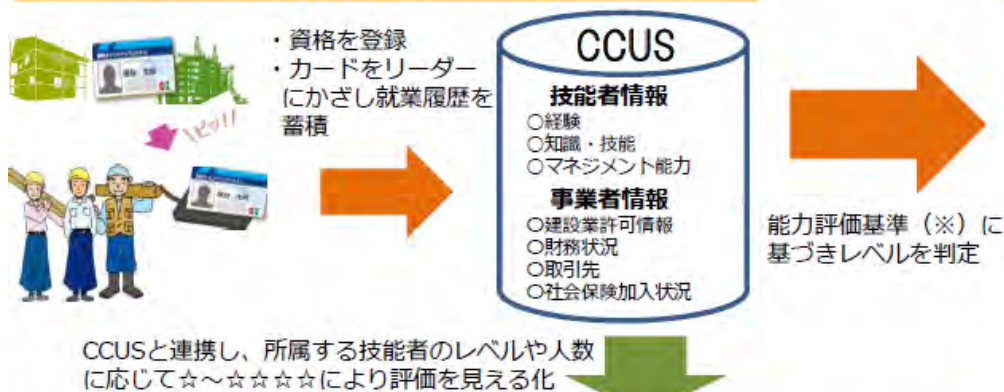
- ・建設キャリアアップシステム(CCUS)について
- ・「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事について
- ・低入札防止対策の徹底について
- ・平準化について

建設キャリアアップシステム(CCUS)について

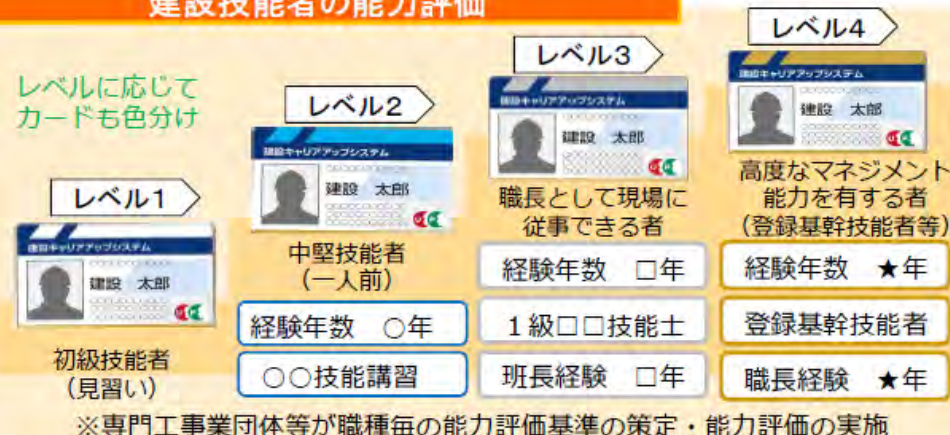


- 「建設キャリアアップシステム(CCUS)」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力を向上させるもの

業界横断的な経験・技能の蓄積



建設技能者の能力評価



専門工事企業の見える化

項目区分	項目	評価内容(イメージ)
基礎情報 ☆☆☆☆	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可 有
	建設業の許可年数	○○年
	財務状況等	○○指標 取引銀行: △△銀行○○支店 取引先: ●●建設、▼▼工務店 ○○名(直用)
施工能力 ☆☆☆☆	社員数	○○名(直用)
	専門工事業団体加入 建設技能者の人数	専門工事業団体に加入 キャリアアップカードの保有人数 ○○名 キャリアアップカードのレベル4: ○名 レベル3: ○名 レベル2: ○名 レベル1: ○名 動員力 ○○名
コンプライアンス ☆☆☆☆	施工現場	●●病院、□□ビル
	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況 社会保険加入状況	建設業法による監督処分、労働基準関係法令違反 無 雇用保険、健康保険、年金保険 加入

(例) 各職種における賃金目安

呼称	団体	賃金目安(年収)の設定額		
		レベル4	レベル3	レベル2
型枠技能者	(一社)日本型枠工事業協会	820~620万円	640~590万円	550万円
機械土工技能者	(一社)日本機械土工協会	700万円	600万円	400万円
トンネル技能者	(一社)日本トンネル専門工事業協会	1200万円	1100~850万円	750~500万円
基礎ぐい工事技能者	(一社)全国基礎工事団体連合会	723~620万円	673~576万円	462~344万円

建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ

令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指す。

- ・ CCUSと建退共の連携: CCUSカードをタッチすることで、建退共掛金が充当
- ・ 社保加入確認: 作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化
- ・ 公共工事等での活用: 国直轄工事でのCCUS義務化・活用推奨モデル工事の実施、地方自治体発注工事でのCCUS活用の取組
- ・ レベルに応じた賃金支払い: レベルに応じた賃金目安の設定、下請けによる職長手当等マネジメントフィーの見積への反映・元請による見積尊重
- ・ 更なる利便性向上: 顔認証入退場の推進、マイナポータルとの連携

1. 技能者のメリット

- ① CCUS情報を活用した能力評価と、レベルごとの年収目安の明確化による、**賃金水準の相場感の形成**、引き上げ/ダンピング防止
- ② 現場や勤務先が変わっても、**自らの能力を客観的に証明可能に**
- ③ **カードリーダータッチ**で日々310円の**建退共掛金を積み立て**（元請が一括して掛金支払い）

2. 下請業者側から見たメリット

- ① 自社が雇用する技能者の数や保有資格、社会保険加入状況等が明らかになり、**取引先からの信頼が得やすくなる**（＝**企業の実力の見える化**）
- ② 技能者の能力評価と連動した専門工事企業の**施工能力等の見える化（4段階評価）**も令和3年度から開始
- ③ **出面管理**のIT化、**賃金や代金支払いの根拠**が明確に

3. 元請や上位下請から見たメリット

- ① 初めて仕事する下請業者の実力や技能者の資格等(*)の**確認**ができ、**施工の安心感**につながる
* 社会保険加入状況や安全衛生資格保有の有無、一人親方の労災特別加入状況
- ② PCで作業の進捗状況の確認や下請への支払いの適正化などの**現場管理の効率化**
- ③ 施工体制台帳、作業員名簿の作成、建退共の証紙受払・貼付等の**作業の簡素化、ペーパーレス化**
- ④ 増える**外国人労働者の資格等の確認が容易に**



建設業界全体としては、
CCUSが普及することで……

- 若い世代への建設業のイメージアップ
- 施主に対する価格交渉力アップ（エビデンスに基づく請求が可能）
- 真に実力がある企業が選ばれる透明性の高い建設市場への変革

○ 就業履歴数は順調に増加(R3. 2 月間約110万回)※

※2020年12月に初の100万回超え

○ 約7.3万の事業者※が登録

※一人親方を除く。一人親方を加えた数値は約9.5万事業者

○ 約48.6万の技能者が登録

(参考)

	技能者登録	(参考)技能者数	事業者登録	(参考)建設業許可
全国	485,822人 (15.3%)	3,180,000人	95,369者 (20.2%)	472,473者

(注)技能者登録、事業者登録数はR3.2末時点

技能者数は労働力調査(総務省)のR2元平均より国土交通省推計
建設業許可数はR2.3末時点

就業履歴数 (単月・累計)



事業者登録数 (単月・累計)



技能者登録数 (単月・累計)



- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

〔事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点〕

【一般土木(WTO対象工事等)】

○ CCUS義務化モデル工事

(全国で26件)

※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担

○ CCUS活用推奨モデル工事

(全国で25件)

○地元業界の理解がある20都府県において、直轄Cランク工事でも活用推奨モデル工事を試行

【営繕工事】

○ CCUS活用推奨営繕工事

(全国で9件)

【港湾・空港工事】

○ CCUS活用モデル工事

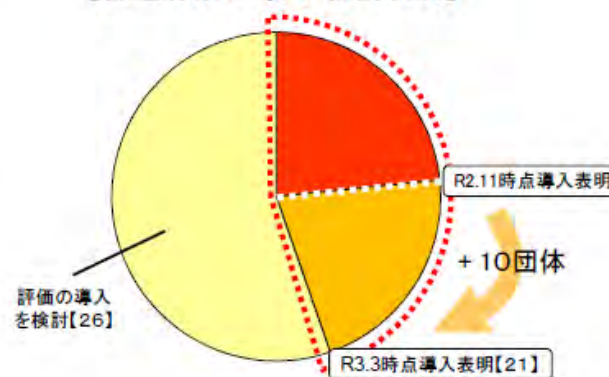
(全国で13件)

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

○21県が企業評価の導入を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施(3月末までに全市区283団体に実施)

独法・特殊会社

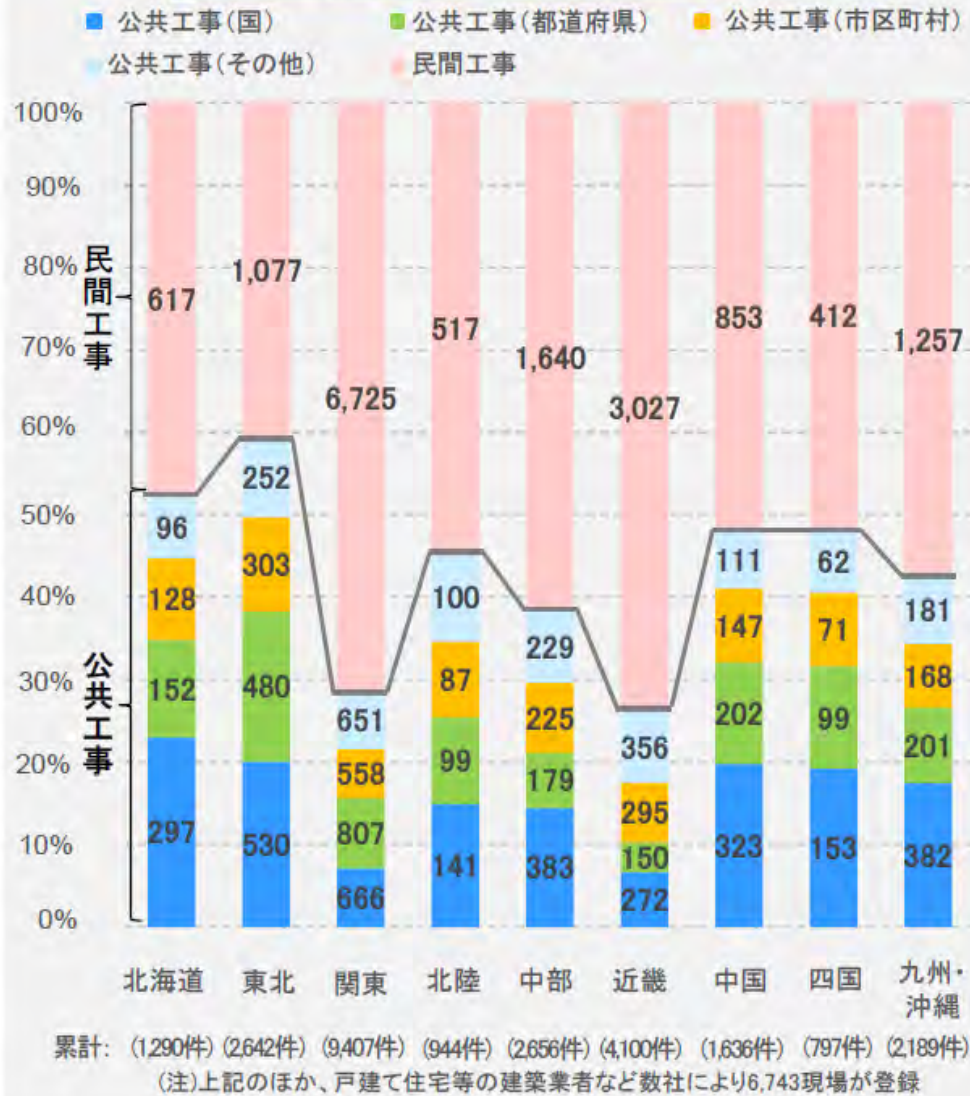
国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

○UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施予定(R3年度は20件程度の工事に適用予定)

○水資源機構においてR3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施

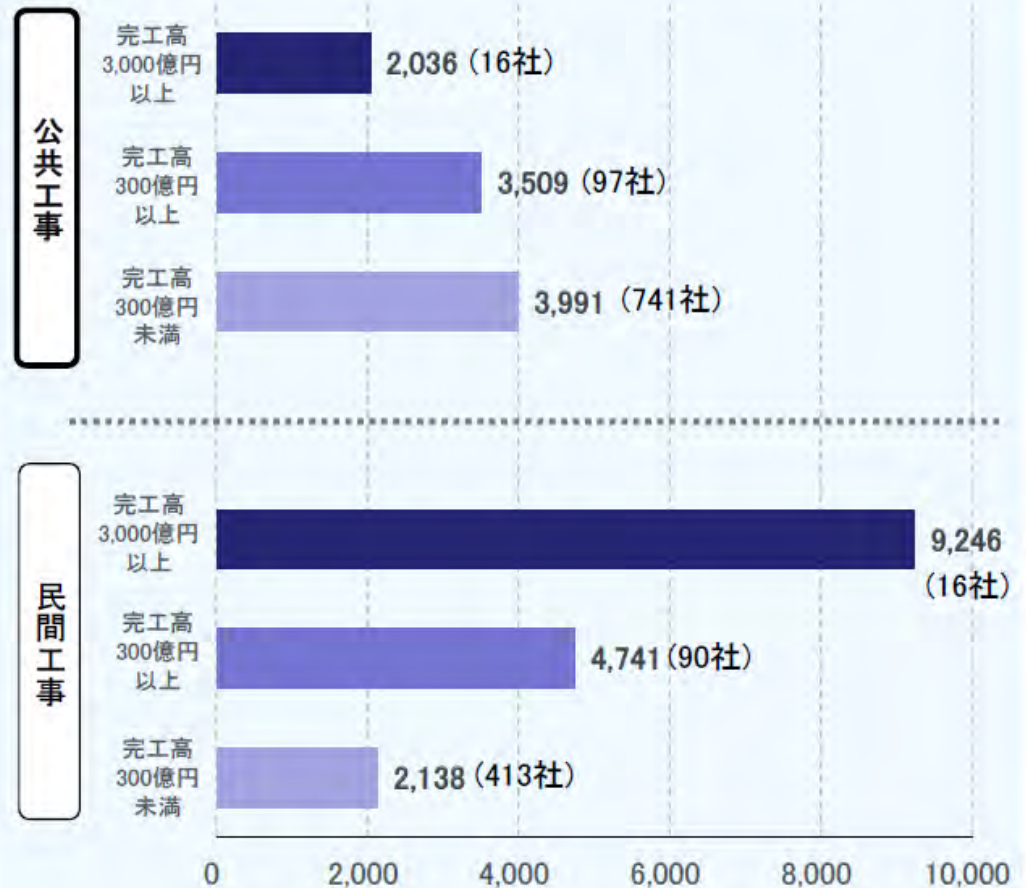
○NEXCO西日本においてR3年度から義務化モデル工事を実施予定

発注者別の累計登録現場※数(ブロック別)



完工高企業規模別の累計登録現場※数

(参考)建設投資額 公共:19.2兆円(約34%) 民間:36.8兆円(約66%)



(注)上記のほか、戸建て住宅等の建築業者など数社により6,743現場が登録

※CCUS上で現場登録を行い、カードリーダー設置等により就業履歴の蓄積ができる状態にある工事現場について、CCUS本格運用(平成31年4月)から令和3年2月末まで集計。

(出典)建設業振興基金、国土交通省調べ(令和3年2月末時点)
国土交通省「建設投資見通し(実質値)」(令和元年度建設投資見通し)

1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を成果として特記仕様書及び入札説明書に明記(契約事項)するとともに、その達成状況に応じて工事成績評価において加点／減点するモデル工事を試行。

2. 対象工事 : 一般土木工事(WTO対象工事)を対象とする。発注予定を踏まえつつ、各地方整備局等で1件程度ずつ実施。(R2)

3. 試行内容

※R3について一般土木(WTO対象工事)は原則対象とする

(1) 特記仕様書に条件明示

- ① CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置すること
- ② 工事期間中の平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努めること
- ③ 工事期間中の平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)50%を達成するよう努めること

※上記①～③の達成状況により、工事成績評価で加点／減点

(2) 施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・ 事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率(カードタッチ率)

(3) 工事成績評価(工事完成検査/成績評価時)

特記仕様書に記載された①～③の達成状況により工事成績評価で加点／減点

※目標達成：1点加点(平均技能者登録率90%以上の場合は2点加点)

※目標を著しく下回った場合(平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満)：1点減点

(4) 積算

カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、精算変更時に支出実績に基づき、発注者が負担

※上記CCUS義務化モデル工事に加え、一般土木工事(WTO対象工事)を対象に、受注者希望方式によるCCUS活用推奨モデル工事(試行)を、各地方整備局等で3～4件程度ずつ実施(活用推奨モデル工事では、目標を著しく下回った場合、工事成績評価の減点に替えて、目標を著しく下回った旨、その要因、改善策等を簡潔にとりまとめ、公表することを求める。)

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた20都府県で実施予定（他に4協会が検討中）
- 都道府県発注工事は、21県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明
広がりをもさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		△	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府		△
岩手県		△	大阪府	●	△
宮城県	●	◎	兵庫県	●	◎
秋田県		△	奈良県		△
山形県		△	和歌山県		△
福島県	●	◎	鳥取県		△
茨城県		△	島根県	●	△
栃木県	●	◎	岡山県	●	●(予定)
群馬県	●	◎(予定)	広島県		◎(予定)
埼玉県	●	●(予定)	山口県	●	△
千葉県		△	徳島県		○(予定)
東京都	●	△	香川県		△
神奈川県		△	愛媛県		△
新潟県		△	高知県	○	△
富山県		△	福岡県		○
石川県		○	佐賀県	○	△
福井県		●(予定)	長崎県	○	◎
山梨県	●	◎	熊本県		△
長野県	●	◎	大分県		△
岐阜県	●	●(予定)	宮崎県	●	●、◎(予定)
静岡県	●	◎○	鹿児島県	●	●(予定)
愛知県	●	△	沖縄県	●	△
三重県	○	●(予定)			

<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同協会において検討中
- 検討中

※赤枠は令和2年11月以降表明されたもの

<都道府県工事での評価>

- モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- △ 検討中

※青枠は令和2年11月以降導入を表明されたもの
※赤文字は令和2年11月以降検討を表明されたもの
国土交通省調べ 等

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況 (R3.3.30 現在)

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点（R2年度は予定価格8000万円以上が対象）等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事（土木一式工事）において総合評価で加点（試行）

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価（試行）
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ、うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式（一部類型を除く）の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

※郡山市が入札参加資格において加点

【静岡県】総合評価等において加点

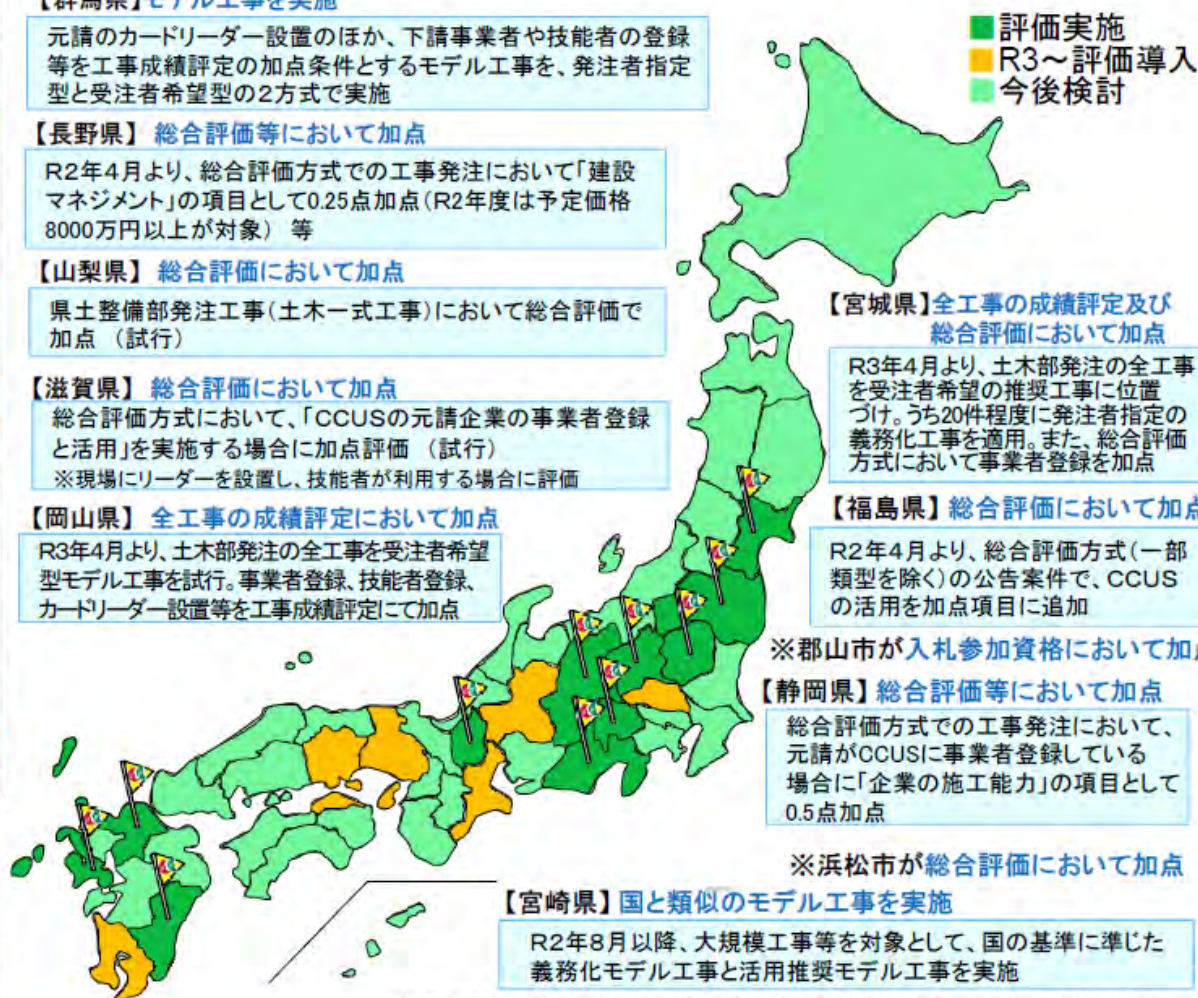
総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

※浜松市が総合評価において加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

※その他の市町村では、茅ヶ崎市が総合評価における加点を導入済



「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事について

1. 概要

- 日本建設業連合会が表明した「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、関東地方整備局の発注工事において、建設業の労務賃金改善に関する取り組みを推進するため、総合評価方式や工事成績評定においてインセンティブを付与するモデル工事を試行。

2. 対象工事： 当面、本通知以降に公告する一般土木工事（WTO対象工事で段階的選抜方式）を対象とする。

3. 試行内容

(1) 総合評価方式における技術評価内容

① 「労務費見積り尊重宣言」の確認

- ・ **発注者**は、入札契約手続きの審査基準日までに、
入札・契約参加企業が「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表した事実を確認

② 労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を記した誓約書の確認

- ・ **発注者**は、入札・契約手続き参加企業から提出された誓約書を確認

⇒ ①②の両方とも満たす場合
加点：1点

(2) 工事成績評定（工事完成検査/成績評定時）

- 元請企業と下請企業間の見積書を確認
(下請金額3,500万円以上の1次下請を対象とし確認(数社を抜き取りで確認))

① 労務費（労務賃金）が内訳明示されていない場合

⇒ **減点** (落札者が総合評価方式の技術評価において加点された場合のみ)

② 見積書に加え注文書に労務費（労務賃金）が内訳明示されている場合

※ 工事完了検査時において「労務費見積り尊重宣言」を公表した事実を確認できること

⇒ **加点** (受注者が総合評価方式の技術評価において加点されていない場合でも、工事完成検査時において(2)②を満たす場合は加点対象とする)

4. 実施状況・今後の展開 R2.1に2件の工事で公告。
R2年度は、全国でモデル工事を発注。
(中部地整においてはR2年度3件のモデル工事を発注)

低入札防止対策の徹底について

「歩切りの根絶」貫徹に向けた取り組み

- 平成26年品確法等改正により歩切り※は、品確法に違反することが明確化 ※適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするもの
総務省と連携して早期の見直しを要請し、平成28年4月にすべての地方公共団体が歩切りを廃止(注)することを決定
- 今般、平成28年2月以来5年ぶりとなる悉皆調査を実施。歩切りのおそれが判明した団体に対し、速やかに事実確認の上、歩切りの根絶に向けて見直しを徹底する方針



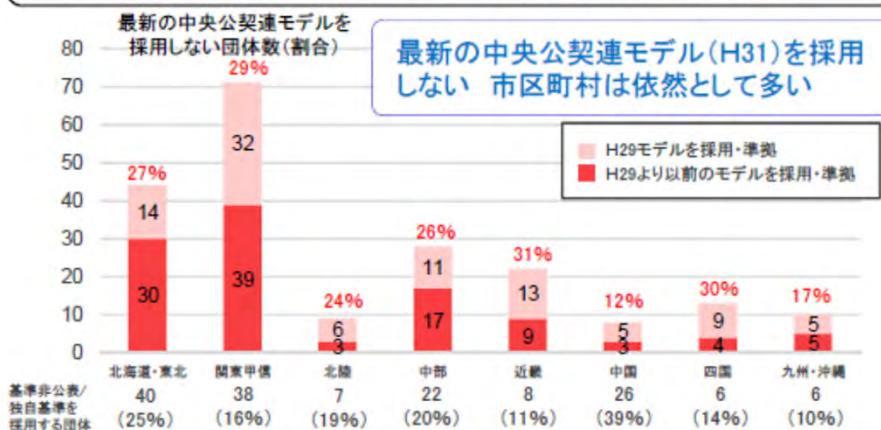
(注)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。
設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。

ダンピング対策のさらなる強化に向けた具体的取組み

- ダンピング受注によって、公共工事の品質確保に支障となるおそれがあるとともに、担い手の育成・確保に必要な適正な利潤を確保することが困難となるおそれ
- 今後、都道府県公契連と緊密に連携し、自治体の見える化や個別働きかけなど、ダンピング対策を深掘りして強化

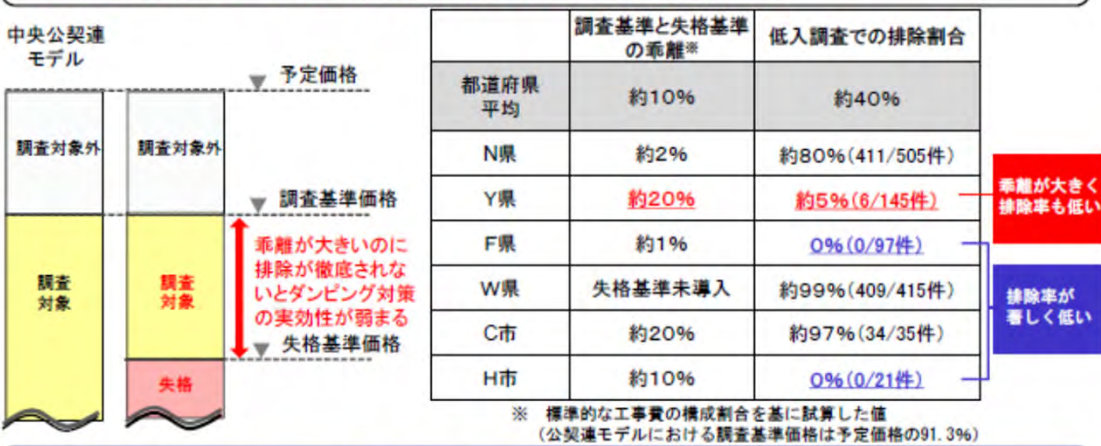
①価格調査基準等を大きく下回る自治体の『見える化』

- 中央公契連モデルの基準を大きく下回る調査基準価格を設定している市町村等の基準を「見える化」し、個別に働きかけ
- ※ 独自基準を採用する団体についても、個別に精査し改善を働きかけ



②低入札価格調査の適切な運用徹底（調査の実効性確保）

- 失格基準が調査基準価格を大きく下回る団体はできるだけ引上げ
- 調査基準と失格基準の乖離に比して、低入札調査の排除の実施状況が低い団体については個別にヒアリングし、改善を働きかけ



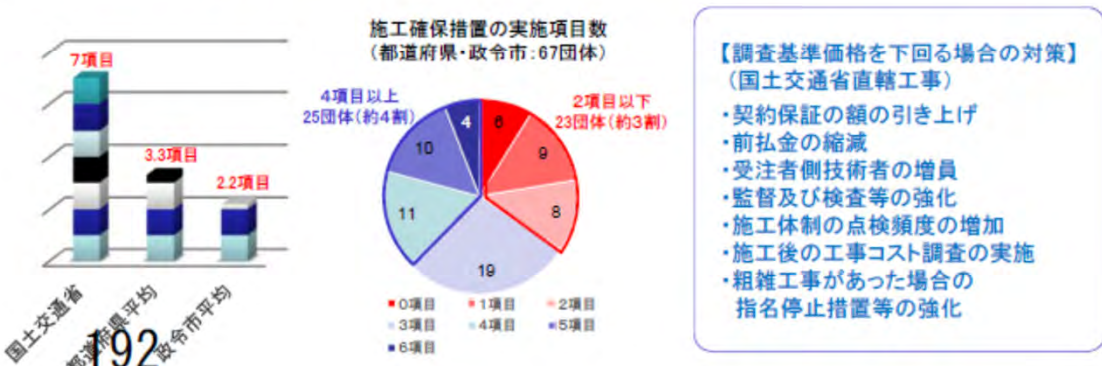
③施工体制確認型総合評価方式の活用促進

- 国土交通省直轄工事では施工体制確認型総合評価を採用※
- 各発注者の体制に応じて制度の活用を促進
- ※ 都道府県では9団体が導入、政令市では導入団体なし

評価点の配点割合		
調査基準以上で入札	標準点100点 加算点40～60点	施工体制評価点30点から減点方式※
※施工体制が必ずしも十分に確保されないとする事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点する		
調査基準以下で入札	標準点100点 加算点40～60点	施工体制評価点0点から加算方式※
※施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加算する		

④低入札価格を下回る受注における施工確保措置の拡充

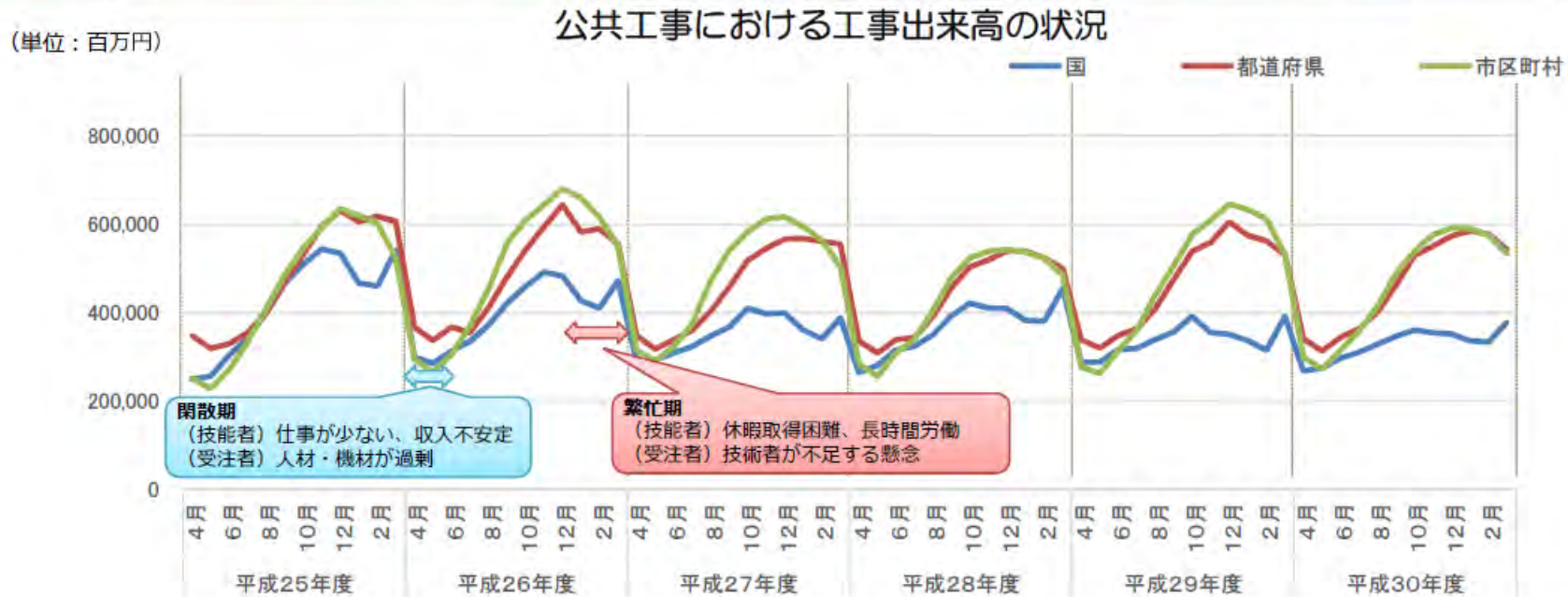
- 低入札価格を下回る場合の施工確保措置の実施は自治体間でバラつき。
- ダンピング抑制の観点からも、更なる対策の活用を促進



平準化について

施工時期の平準化の必要性

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
- ⇒ **改正品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定**
入契法で、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化



施工時期の平準化の推進

建設業者（受注者）に期待される効果

- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 技能者の処遇の改善（特に休日の確保等）
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

[施工時期の平準化] これまで講じた主な取組

令和2年 春

- 入契調査等を踏まえ、取組の遅れている地方公共団体が自らの現状を認識し自主的な取組が促されるよう、平準化率と具体的な取組状況を「見える化」して公表（4月）
 [※すべての地方公共団体の平準化率を公表。ゼロ債務負担や繰越手続等について、設定割合や実施時期など、具体的なデータを公表「見える化」結果を反映し、地方公共団体の優良事例について、「さしすせそ事例集」を改訂]
- 「見える化」の結果を受けて、平準化に関する取組をより一層推進するよう、国土交通省と総務省の連名で、地方公共団体に対して要請（4月）
- 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する全国統一指標として、地域平準化率※(施工時期の平準化)を決定・公表
 [※国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した地域ブロック単位・県域単位の平準化率（地域発注者協議会において、地域ブロック・県域ごとの目標値を設定し、各発注機関別の平準化率を併せて公表）]

令和2年 夏

- 特に平準化が進んでいない人口10万以上の市(136団体)に個別ヒアリングを実施。「さしすせそ」の取組が未実施の団体等を個別訪問などし、担当幹部に直接に要請
- 土木部局以外の部局間連携の推進について、総務省と連名で通知。併せて、農水省、文科省、環境省等、関係省庁からも都道府県等の事業部局に対して通知を発出（9月）

秋・冬

- 全建や全中建と連携し、「見える化」結果を踏まえ、地域の建設業者にアンケートを実施（地域の元請建設業団体 22協会 約180企業から意見を聴取）（全建17協会、全中建5協会）
- 債務負担行為の活用が未実施の団体(約90団体)に対して、個別にヒアリングを実施
- 平準化に資する国庫債務負担行為の活用について、これまで設定していた直轄事業に加えて補助事業も対象に拡大
- 全国統一指標(地域平準化率等)の目標値を決定・公表

[施工時期の平準化] 平準化率の概要

○ 令和2年度入契調査を踏まえ、全国1,721市区町村を含め、全地方公共団体の平準化率等を見える化(令和3年5月21日公表済)

都道府県の平準化率の状況

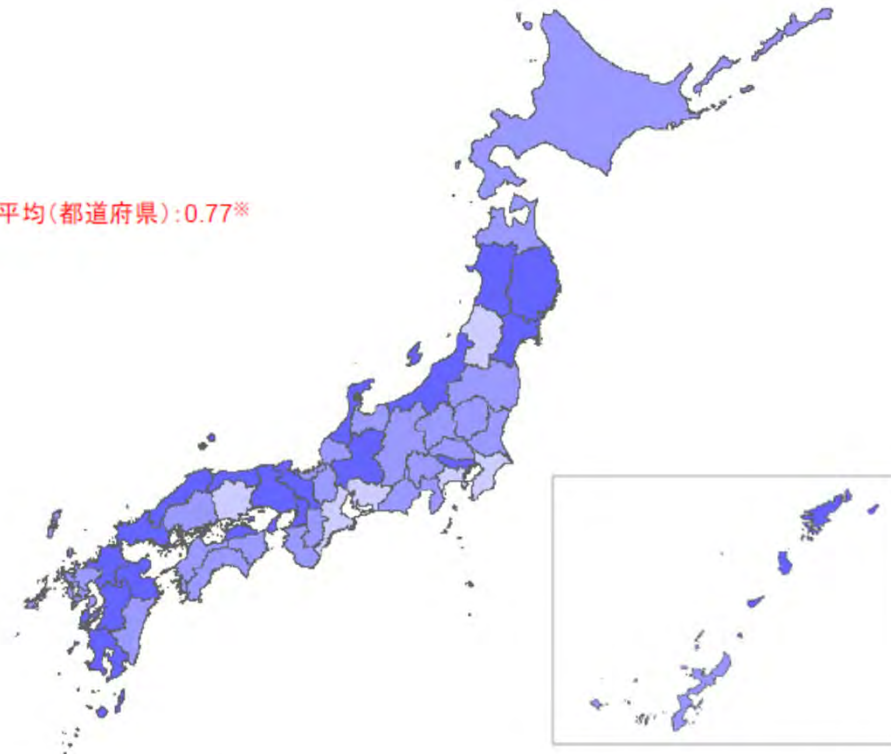


$$\text{平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

「令和2年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」
データを活用(令和元年度実績)

対象: 都道府県・指定都市は発注金額500万円以上の工事
市区町村は発注金額130万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれる工事の件数

全国平均(都道府県): 0.77*



都道府県の平準化率一覧

北海道	0.74	栃木県	0.77	石川県	0.80	滋賀県	0.76	岡山県	0.69	佐賀県	0.74
青森県	0.71	群馬県	0.71	福井県	0.75	京都府	0.81	広島県	0.77	長崎県	0.71
岩手県	0.87	埼玉県	0.71	山梨県	0.72	大阪府	0.90	山口県	0.88	熊本県	0.85
宮城県	0.84	千葉県	0.65	長野県	0.78	兵庫県	0.91	徳島県	0.73	大分県	0.80
秋田県	0.84	東京都	0.80	岐阜県	0.83	奈良県	0.73	香川県	0.85	宮崎県	0.77
山形県	0.69	神奈川県	0.64	静岡県	0.75	和歌山県	0.73	愛媛県	0.79	鹿児島県	0.80
福島県	0.75	新潟県	0.82	愛知県	0.66	鳥取県	0.84	高知県	0.71	沖縄県	0.73
茨城県	0.75	富山県	0.73	三重県	0.68	島根県	0.88	福岡県	0.80		

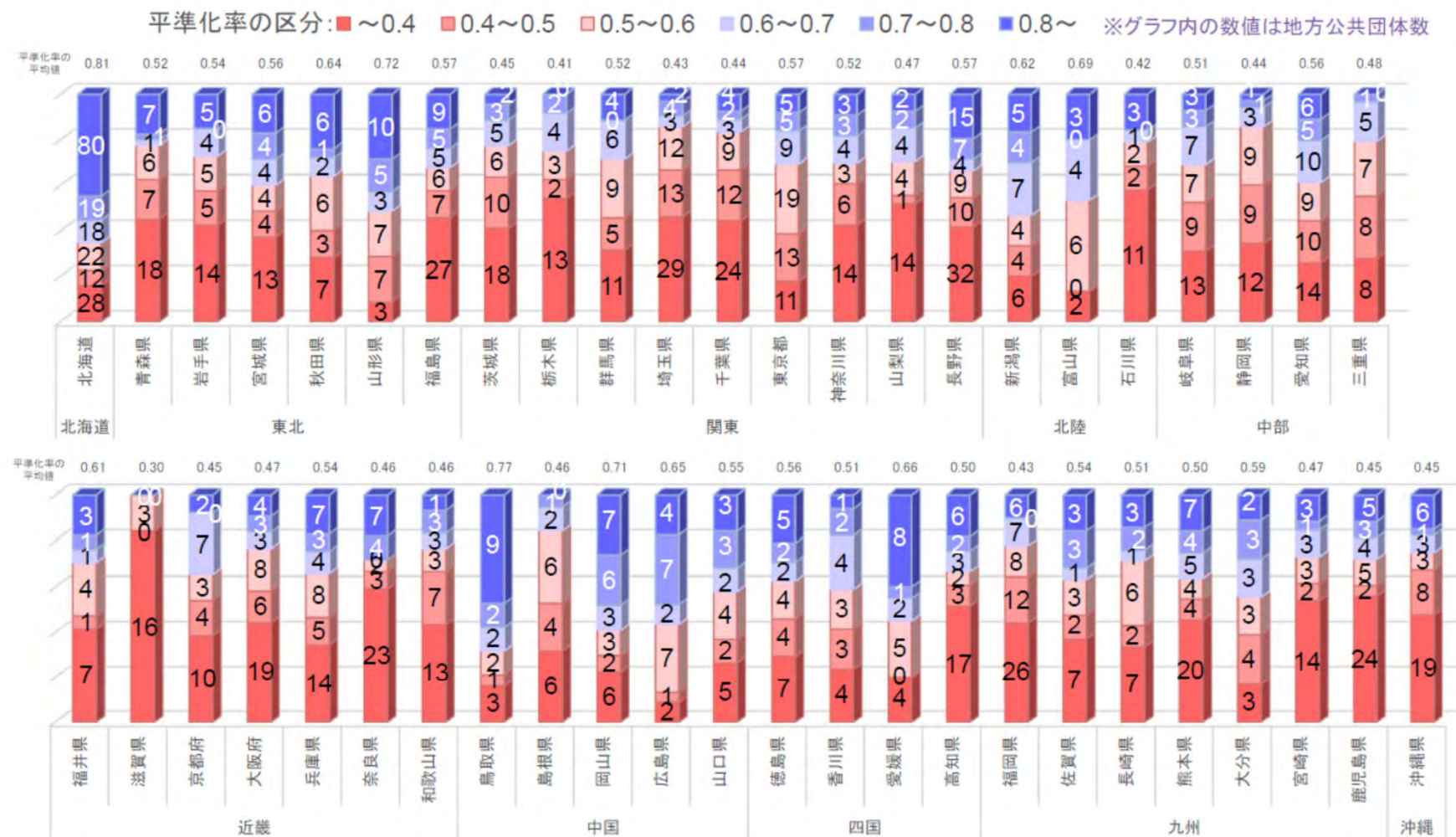
※平準化率の全国平均は、各都道府県の平準化率の単純平均

※令和3年5月21日記者発表資料：入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果の公表より

[施工時期の平準化] 都道府県別の市町村平準化率の構成

○ 見える化に当たっては、都道府県別に、全市区町村の平準化率を公表する(令和3年5月21日公表済)

各都道府県における平準化率別の市区町村の構成割合



※平準化率の定義: 4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

※市区町村の平準化率は、「令和2年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」を基に算出(令和元年度実績。指定都市は発注金額500万円以上の工事、市区町村は発注金額130万円以上の工事)

(一部未回答の地方公共団体あり)

※令和3年5月21日記者発表資料: 入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果の公表より

施工時期の平準化等に関する市町村の入札契約の取組改善 (都道府県公契連と連携した取組強化)

- 都道府県公契連との連携体制の強化について、総務省と連名で、地方公共団体に対して要請※（令和2年12月）
国交省本省が直接、市町村に対して改善を働きかけ、平準化やダンピング対策をはじめ、市町村レベルの入札契約の適正化を推進
- 加えて、公共工事の施工確保や建設キャリアアップなど、地方の公共発注者が連携して対応すべき政策課題についても推進

※「公共工事の入札及び契約の適正化に向けた都道府県公契連との連携体制の強化について」（令和2年12月23日付け、総行第317号・国不入企第29号）

直近の開催状況（令和2年冬～春）

令和2年夏～秋

【連携テーマ】

- 令和元年度入契調査の結果を踏まえた市町村の入札契約適正化

【28道府県で開催】

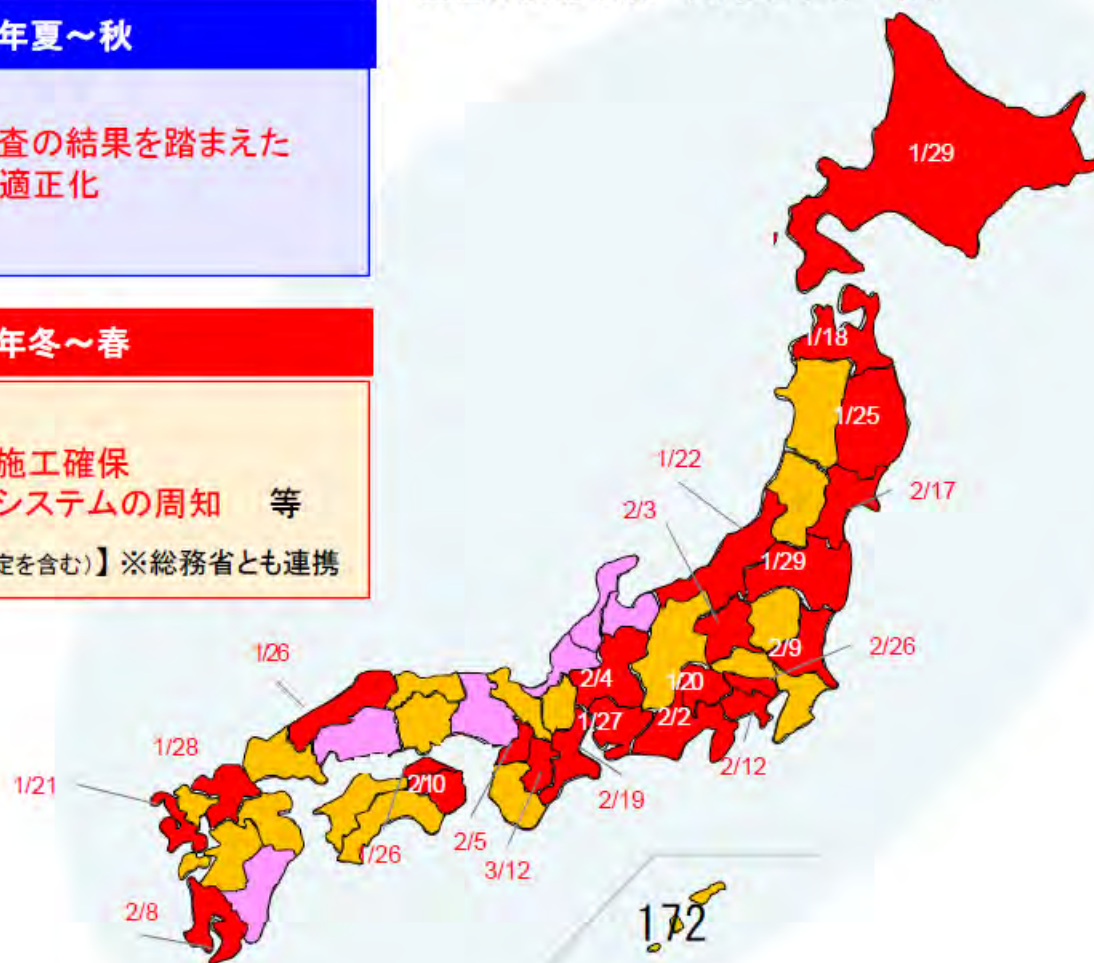
令和2年冬～春

【連携テーマ】

- 公共工事の円滑な施工確保
- 建設キャリアアップシステムの周知 等

【29都道府県で実施(予定を含む)】※総務省とも連携

- 開催済
- 開催調整中 ※書面含む
- 今年度実施済



(令和2年8月24日開催の徳島県公契連(WEB))



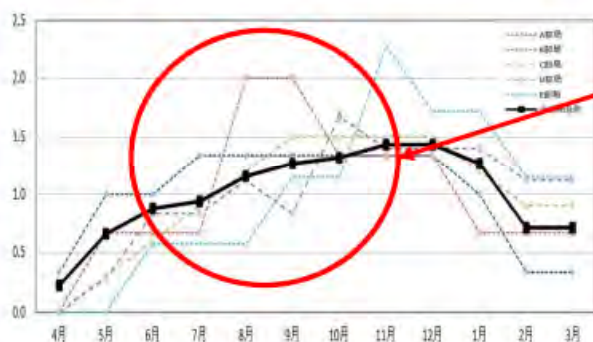
(令和2年10月20日開催の岡山県公契連)

- 自治体自ら平準化の実態を管理し改善につなげるため、統一フォーマットを導入。全国1,721団体のうち約1,500団体が活用
- 統一フォーマットの工事情報等をもとに、自治体ごとに『平準化カルテ』を作成し、個別の働きかけや業界との連携に活用

『平準化統一フォーマット』の機能

平準化率や月別の工事発注件数等の管理のほか、発注見通しなどを踏まえて、平準化のシミュレーションを行うことが可能

月別の平準化状況



部局別や発注金額別にグラフ化して見える化

発注見通しを入力すれば、平準化率等の変化をシミュレーションすることも可能

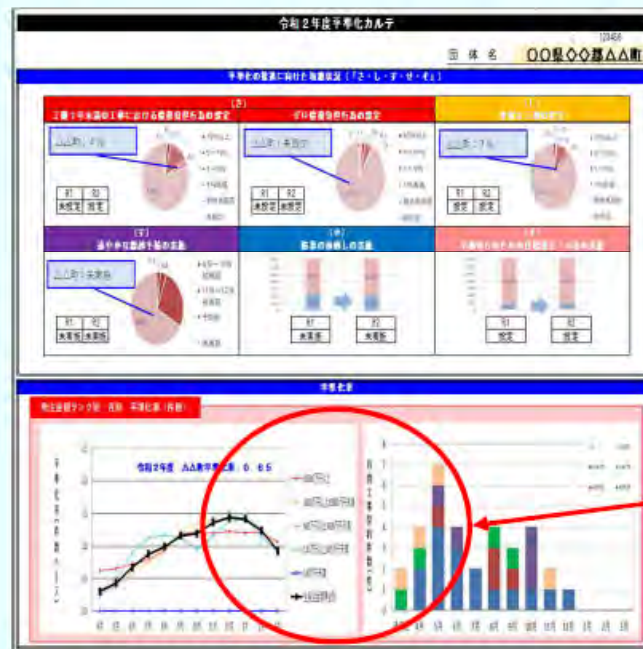
月別の工事発注件数



部局別や発注金額別に、自治体の発注時期の分布状況を視覚化

自治体ごとに『平準化カルテ』を作成

『平準化統一フォーマット』をもとに、各自治体の平準化の具体的な取組状況や、工事規模別を含めた平準化の基本データを整理



「さしすせそ」の実施状況をデータ化

平準化率や発注時期の分布状況を把握

発注金額帯(受発金額帯)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平準
10000万円以上	0.61	0.66	0.72	0.79	0.94	1.19	1.20	1.19	1.22	1.20	1.21	1.06	0.66
3000万円以上10000万円未満	0.3	0.40	0.59	0.77	0.91	1.13	1.14	1.11	1.10	1.11	1.10	0.97	0.44
500万円以上3000万円未満	0.26	0.38	0.63	0.87	0.98	1.13	1.20	1.43	1.53	1.47	1.26	0.88	0.42
130万円以上500万円未満	0.23	0.48	0.89	1.13	1.17	1.13	0.95	1.17	1.38	1.42	1.14	0.92	0.53
全発注金額帯合計	0.30	0.43	0.67	0.88	0.99	1.16	1.19	1.36	1.44	1.41	1.24	0.93	0.65

工事規模別の平準化率を分析

活用

[施工時期の平準化] 今後の平準化推進に向けたロードマップ

